

平成26年 第4回定例会

東 御 市 議 会 会 議 録

平成26年12月2日 開会

平成26年12月19日 閉会

東 御 市 議 会

平成26年東御市議会第4回定例会議事日程（第1号）

平成26年12月2日（火） 午前9時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 市長招集あいさつ
- 第 5 議案第85号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求
めることについて
- 第 6 議案第100号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 7 議案第86号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第5号）
- 第 8 議案第87号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第93号 東御市組織条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第94号 東御市特別職の職員等の給与に関する条例及び東御市一般職の職員
の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第96号 東御市公民館条例及び東御市消防団の設置、名称及び区域に関する
条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第98号 東御市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第88号 東御市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例
- 第14 議案第89号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例
- 第15 議案第91号 東御市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
- 第16 議案第92号 東御市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指
定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例
- 第17 議案第99号 東御市障害者支援施設条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第97号 東御市温泉コミュニティセンター条例等の一部を改正する
条例
- 第19 議案第90号 東御市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例
- 第20 議案第95号 東御市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する
条例
- 第21 請願・陳情の報告

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	山口正彦	健康福祉部長	武舎和博
病院事務長	加藤英人	産業経済部長	北沢達
都市整備部長	橋本俊彦	教育次長	清水敏道
総務課長	堀内和子	企画財政課長	岩下正浩
市民課長	塚田篤	子育て支援課長	吉澤健二
農林課長	寺島尊	建設課長	関一法
生涯学習課長	横関政史	代表監査委員	竹内春彦

議会事務局出席者

議会事務局長	宮嶋武彦	書記	西澤浩
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） おはようございます。

ただいまから平成26年東御市議会第4回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、山崎康一君、若林幹雄君を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（櫻井寿彦君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの18日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から12月19日までの18日間に決定しました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（櫻井寿彦君） 日程第3 諸般の報告をします。

監査委員から平成26年9月、10月及び11月実施分の例月出納検査結果報告書が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告書、及び地方自治法第180条第1項の規定による議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定された市長専決処分事項報告書が提出され、それぞれその写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎日程第 4 市長招集あいさつ

○議長（櫻井寿彦君） 日程第4 市長招集あいさつを願います。

市長。

○市長（花岡利夫君） おはようございます。

浅間の峰が雪化粧し、澄み渡った空に白い頂がひととき映える季節となりました。冬のたたずまいが日ごとに深まり、東御の里にも本格的な冬将軍の到来間近を感じさせる今日このごろであります。

去る11月22日、夜半に発生した県北部を震源とする神城断層地震により、多くの方々が負傷されたほか、住宅の全半壊や停電、断水などライフライン寸断、道路の通行止めなどによって、大きな被害が生じました。

9月27日の御嶽山噴火から2カ月余りが経過し、想像を超えた噴火により多数の尊い生命が失われ、依然として行方不明の方々が存する、そんな記憶が残る中での大規模地震であり、被災された皆様には心からお見舞いを申し上げます。

今回、震度6弱を記録した大きな地震にもかかわらず、1人の犠牲者も出さなかった背景には、日ごろから防災に向けて自ら備える自助を実践することの大切に加え、住民同士の助け合いや地域での共助の重要性を再認識いたしたところでもあります。

本日ここに、平成26年東御市議会第4回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては歳末を控え、公私ともに何かとご多端の折、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。今般提出いたします議案をはじめ、市が直面いたします喫緊にして重要な案件や課題の審議につきまして、議員各位の特段のご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

このたび税務署の行政指導により、所得税及び復興特別所得税が適切に源泉徴収されているか、自己点検調査を実施した結果、個人事業主へ支払った委託料などに対する徴収漏れが発覚いたしました。関係する皆様に多大なご迷惑をおかけしましたこと、謹んでおわび申し上げます。

今回の原因は、制度に対する基本的な認識不足によるものであり、今後適正な事務処理について周知徹底を図り、再発防止に努めるとともに、市民の皆様の信頼回復に努めてまいり所存でございます。

さて、国政において安倍首相は内閣府の発表による7月から9月期の国内総生産の速報値が前期比0.4%の減、年換算率で1.6%の減となり、景気の失速が明らかになったことなどを踏まえ、来年10月と定めた消費税率10%への引き上げを18カ月間延期するとともに、自らアベノミクス解散と称し、この判断について国民の信を問う名目で先月21日に衆議院を解散し、本日公示、14日投票の日程で総選挙を断行いたしました。国民生活に直結する27年度の予算編成について、地方創生・成長戦略関連予算を含め、いよいよ大詰めを迎えているこの時期、多くの課題を残したまま政治空白をつくることにもなりかねず、新年度予算や地方財政への影響が懸念されるところであり、引き続き国の動向に注視しつつ、情報収集と把握に努めてまいります。

また、選挙後においても政府には地方創生を進めていただき、当市が特徴を生かした地域づくりを進める中、国の絶大なる協力に期待するところでございます。

翻って、市においても、こうした国の状況と実際の現実を直視する中、当面の間、税収の減少を

見込みつつ、来年度の実施計画の策定と新年度予算の編成作業をスタートさせたところであります。

平成27年度予算編成に当たりましては、本市の将来都市像の実現に向けた第2次東御市総合計画の着実な推進と持続可能な財政運営を堅持するため、自主財源及び新たな財源の確保と有利な補助金等の活用にも努めるとともに、事務事業の見直しによる行財政の簡素・効率化を一層進め、限られた財源を市民本位かつ成果志向型による質の高い行政サービスに充ててまいりたいと、方針を示しました。

とりわけその道しるべでもある第2次東御市総合計画「とうみ 夢・ビジョン」にうたわれた“人と自然が織りなす しわあせ交流都市 とうみ”の実現を目指し、総合計画の着実な推進に加え、新年度の重点施策に傾注させたいと考えております。

市政をお預かりする責任者として、市の進むべき方向を指し示し、確実な一步を踏み出すべく、市民の皆様が真に求める様々な施策を展開してまいります。その考えの一端を補正予算や条例の新設、一部改正を通して今回の議会定例会にお示しさせていただきます。議員各位はじめ市民皆様方のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ここで9月定例会以降の市内の動きを振り返りますと、全国的にも超高齢社会が一層進んでいる中ではありますが、市内でも健康で長寿な高齢者がお元気に活躍されています。9月24日から25日の2日間にわたり、敬老祝賀訪問を実施いたしました。今年度めでたく88歳、米寿を迎えられた方が222名、99歳、白寿が12名、100歳の長寿者は11名おいでになりました。これまで長い間、東御市の基礎を築いていただいた皆様には、地域の知恵袋、生き字引として今後も健康で長生きをしてほしいと願うものであります。また、えんおうの契りを結ばれ、49年の長きにわたり幾星霜を互いに手を携えて、めでたく金婚を迎えられました37組のうち、30組の皆さんご出席のもと、9月20日に金婚祝賀式を行いました。

「東御の日」は、平成18年に制定され、今年で9年目を迎え、「10月3日は東御の日」がすっかり定着してまいりました。当日は、長きにわたり地域社会の発展と福祉増進のために各分野において寄与された皆様のご功績をたたえる表彰式典に続き、高崎経済大学の村山元展先生をお迎えし記念講演会を開催いたしました。「地方の課題と可能性」と題した講演では、「とうみ未来塾」の副塾長を務められるお立場から、地方の抱える課題や今後の展望について具体的なお話をいただき、150名の皆様に聴講いただきました。

今年は2月の大雪や降ひょう、台風など、度重なる気象災害に見舞われ、果樹農家の皆様にとりましては受難の年でした。また、水稻におきましても登熟期の天候不良の影響により、作柄が思わしくありませんでした。特産のクルミにつきましては、果実の重みで折れる枝が出るほどの豊作でしたが、一部では実が小さいものも見受けられました。ソバの価格が高騰しているなど、こうしたトレンドを的確にとらえて、農家の皆さんの所得向上、安定経営につなげたいと考えております。

11月22日から23日には、道の駅雷電くるみの里で「くるみ祭り」が開催され、今年収穫さ

れたクルミの品評会が行われ、催しの一環としてしげの里づくりの会の皆さんにより「くるみ料理コンテスト」も行われました。多数の出品があり、東御のクルミの地位回復に一役買っていただいたと評価しております。

収穫の秋は同時に祭り、イベント、交流の秋でもあります。10月11日から12日の両日におたつて、第22回火のアートフェスティバルを芸術むら公園で開催し、約3万人の来場者がありました。天候にも恵まれ、雄大な自然の中、陶芸をはじめとした多彩なワークショップ、各種出展、ステージ演奏を楽しむことができました。今年はステージの設置場所を変更し、より大勢のお客様にお楽しみいただけるよう工夫をいたしました。

11月23日には、晩秋の小春日和の中、第24回海野宿ふれあい祭が開催されました。毎年好評を博す名物「くるみおはぎ」、「海野ほうとう」の販売や時代衣装行列に加え、本年は富山市八尾の「おわら風の盆」の踊りが披露され、大勢の皆様には海野宿の一日を楽しんでいただきました。

また10月25日、昨年10月に「東御・ワタミの森」森林保全協定を締結した奈良原の市有林において、市内の小学生などが参加して、森林環境イベントが開催され、森林での作業体験を行いました。

更に11月2日から3日には、今年で25回目となった東京都大田区の「OTA フェスタ」に参画し、東御市産の自慢の農産物や観光のPRをしてまいりました。

様々な行事の合間を縫って、10月27日から30日に姉妹都市であるアメリカオレゴン州マドラス市を4年ぶりに親善訪問いたしました。

マドラス市では、メラニー市長をはじめ友好都市委員長のコーティンさんなど、歴代の市長やホストファミリーの皆様から歓迎を受け、さらなる友好関係の継続を望む親書をマドラス市側に手渡すとともに、毎年受け入れていただいている高校生のホームステイについて感謝を申し上げました。

今回の親善訪問では、末永い姉妹都市関係の継続を確認することができましたので、今後も多くの学生や市民が相互に交流し、国際交流が進むことを市も推進してまいります。

スポーツの秋、市では10月5日、第11回東御市総合体育大会を開催いたしました。秋雨の影響で一部の野外競技が中止や延期となりましたが、当日は2,025名の市民が16の競技で覇を競いました。

11月2日には、第11回東御市マラソン大会が開催され、木々の紅葉が美しい芸術むら公園から晩秋の八重原地域を走るコースで112名が健脚を競いました。

11月9日には、第11回東御市駅伝大会が開催され、17チーム221人が参加、東御中央公園から市内5地区をめぐる7区間、24.9キロの道のりをたすきリレーで駆け抜けました。今回は東部中学校陸上部チームが市内の並み居る競合企業チームを抑え、見事に総合優勝を果たしました。

そんな中、県大会や全国大会、また世界大会で活躍するうれしい報告が舞い込んできました。11月1日から3日にかけて、長崎県諫早市において全国障害者スポーツ大会が開催され、当市から

は2名の方が参加され、ソフトボール投げでは3位銅メダル、フライングディスクでは6位入賞という素晴らしい成績をおさめられました。

また、先月開催された第63回長野県縦断駅伝競走において、当市から出場の6選手が重要区間を快走し、上田東御小県チームの一員として栄えある総合4位入賞に貢献されました。

更に10月22日から26日にかけて、アメリカで開催された2014世界ジュニア柔道選手権大会において、白鳥台区出身の国際武道大学3年坂口仁美さんが44キロ級で見事優勝されました。

芸術・文化の秋、梅野記念絵画館では、「浅野弥衛展」及び「第14回私の愛する一点展」を、丸山晚霞記念館では「太平洋に馳せる夢展」を開催し、マスコミ等にも取り上げられ、好評を得ました。

中央公民館では、11月1日から2日に、総合文化フェスティバルが開催され、日ごろから生涯学習を实践されている皆さんの作品約1,000点の展示が行われました。また、絵画、音楽、俳句など、多方面にわたりご活躍中の画家、米津福祐さんを講師にお迎えし、文化講演会も同時開催いたしました。

更に11月16日には、当市の誇る地芝居「祢津東町歌舞伎保存会」が「祢津小学校歌舞伎クラブ」とともに、長野県県民文化会館で公演を行い、県下に東御市の名がとどろき渡りました。

図書館では、9月26日に中央公民館講義室において、「岩崎信子さんと一緒に朗読駅伝・クルマ物語」を開催しました。市内外から151名の皆様にご参加いただき、岩崎信子さんと11人の朗読ボランティアさんが市の特産物のクルマに焦点を当て、関連する作品を駅伝風にたすきをつないで朗読し、バイオリンとピアノの演奏が華を添え、クルマ関連商品の物販もあり、講義室内外はクルマ一色に染まりました。

11月3日には、恒例の図書館まつりが開催され、各種の催しに1日で1,051人もの大勢の方々にご来館いただきました。その図書館まつりに合わせて、図書館が開館して初めて市内在住の奥村直先生による「幸せな王子」絵本原画展を行いました。原画展には、10日間で227名、まつり当日は50名の方にご来場いただきました。

この間、小学校区単位の地域づくりを進める新たな組織が2地区において発足しました。9月13日、北御牧地区の新たな地域づくり組織「御牧ふれあいの郷づくり協議会」が発足し、続いて10月7日、祢津地区の「祢津地域づくりの会」が発足しました。今後、両組織が核となり、地域の連携を深め、地区住民の皆さん自らが考え、行動する地域づくりが行われることを期待いたします。

10月15日には、「歴まち法」（歴史まちづくり法）施行後5年を経過したことを踏まえ、国土交通省関東地方整備局主催による関東圏歴史まちづくりサミットが、群馬県甘楽町において開催され、当市を含め歴史的風致維持向上計画が認定されている関東地方整備局内7市2町が参加しました。

サミットでは、重点区域に指定している海野地域の紹介を行い、また各都市の首長とともに、歴史文化的な資産を保存、活用したまちづくりの推進に向けた共同宣言を行いました。

11月3日、第3回東御市湯の丸高原トレーニング施設検討委員会が開催されました。本年2月から検討してきたものを施設基本計画案としてまとめたものであります。この基本計画は、湯の丸高原の優位性、施設の概要及び建設費等の試算、施設運営手法等を検討した結果であり、今後国へ設置を要望していく上での提案資料として活用されるものであります。

これを受けて、11月20日には施設検討委員会の委員でもある日本水泳連盟の鈴木大地会長が県庁を訪れ、「長野県内に選手強化のための高地トレーニング用水泳プール施設を整備するための要望書」を日本水泳連盟として知事に提出いたしました。

要望書の内容は、「長野県は高地へのアクセスがよく、諸々の要件も整い、高地トレーニングの最適地であることから、国等へ施設整備を働きかけていくに当たり、長野県の協力を依頼する」としたもので、それを受けた阿部知事は、「国が整備すべき施設であり、県としても対応を考える」と、前向きな考えを示されました。このように夢の実現に向け、環境が整いつつありますので、日本水泳連盟、長野県との連携を深め、施設の誘致活動を推進してまいり所存でございます。

千曲川ワインバレーは、長野県が策定した信州ワインバレー構想に位置づけられた県内で4つのワインバレーの1つですが、市ではワイン用ブドウを荒廃農地解消のための戦略的作物として位置づけ、祢津の御堂地区約33ヘクタールの荒廃農用地を土地改良事業により再生、復旧する圃場整備事業を進めており、今年10月末に整備計画の概要について地権者の皆様を対象に説明会を開催いたしました。平成27年度に実施設計を予定し、平成31年度に事業完了見込みとしてワイン振興と農産物のブランド化に向けて取り組んでまいります。

なお市内では、ワイン特区を活用して3軒のワイナリーが開業、この10月には4社が経営をしており、平成27年4月には6次産業化ネットワーク交付金を活用したアークワイナリーを開業する予定で、この地にも多くのブドウ栽培者がワイナリー開業を目指しています。

この3カ月ばかりの間の主な動向について申し上げましたが、「小さくともキラリと光る東御市」に向けての光明が各分野において幾筋も見え始めたことを大変うれしく思っております。今後も私自身が確実な一歩を踏み出し、引き続き初心を忘れずに、誠心誠意市政に携わってまいり所存でございますので、市民の皆様並びに議員各位におかれましては、なお一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたします議案につきまして、順を追ってその概要を申し上げます。

まず議案第85号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについては、法の定めにより11月21日付で行った専決処分について、地方自治法の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

内容といたしましては、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費として1,850万円を増額補正したものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明を申し上げますので、よろしくようお願い申し上げます。

次に、議案第86号並びに議案第87号、一般会計、特別会計合せて2件の補正予算でございま

す。

まず議案第86号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第5号）でございますが、歳入歳出予算に1億3,770万9,000円を追加して総額を163億4,637万3,000円といたすものでございます。

その主なものとして、生ごみリサイクル施設地形測量調査業務委託料、海野宿公衆トイレ洋式化改修工事、商工業振興助成事業補助、ふれあいトロンセンター真空式ボイラー更新工事、特別職及び職員の給与の改定などを行うため増額補正をお願いするもので、国や県の補助金及び繰越金等を財源するものでございます。

次に、議案第87号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、前年度国庫支出金の精算等に伴い、増額補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長から提案の説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、条例等の議案について説明申し上げます。

議案第88号 東御市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例から、議案第99号 東御市障害者支援施設条例の一部を改正する条例まで、条例の新設が5件、既存条例の一部改正が7件、計12件の条例案を上程するものでございます。

議案第88号から議案第92号までは新設条例でございます。子ども・子育て支援法及び関係法令の施行に伴い、市として新たに条例で基準を定めるものが3件、第3次地方分権一括法による介護保険法の改正に伴い、市として新たに条例で基準を定めるものが2件でございます。

また、一部改正条例の7件の主なものとしまして、議案第93号 東御市組織条例の一部を改正する条例につきましては、組織の効率化を図るとともに、より効率的な市民サービスを提供するため、総務部と市民生活部の組織を変更するものでございます。

議案第94号 東御市特別職の職員等の給与に関する条例及び東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、人事院勧告や長野県人事委員会勧告に基づき、職員等の給与を改正するものでございます。

また、議案第97号 東御市温泉コミュニティセンター条例の一部を改正する条例は、市内温泉4施設の経営の改善を図るため、年間利用券を廃止するものでございます。

このほか施設の改築に伴う位置の変更や区の再編に伴う一部改正、関係する法律の改正に伴う条文の整備などがございます。

詳細につきましては、それぞれ担当の部長から説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、議案第100号につきましては、人事案件として法務大臣に対する人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法の規定により議会のご意見を伺い、ご同意をお願いするものでございます。

以上、本定例会に提案いたします議案につきまして、その概要を申し上げます。十分にご審議をいただきますとともに、それぞれの案件につきましてご承認、ご決定、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

今次、地方自治体を取り巻く環境は更に厳しさを増しておりますが、また一方で常に停滞と後退を許されない市民生活に直結する行政を担う自治体の首長に課せられた責務の重さと果たすべき役割の重要性を痛感いたしております。

このような時期に当たり、市民の皆様が安全と安心を実感できる暮らしの実現を目指して、自立したまちづくり、より安定した市政運営を進めるべく、今後も引き続き現場主義をモットーに、リーダーシップを発揮しつつ、市職員と一丸となって粉骨砕身、誠心誠意努めてまいることが改めてここにお誓い申し上げ、本定例会招集のごあいさつといたします。

◎日程第 5 議案第 85号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第5 議案第85号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） おはようございます。

ただいま上程となりました議案第85号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第85号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年11月21日、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるとでございます。

3ページをお願いいたします。

専第12号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第4号）。

今回の補正は、衆議院が11月21日に解散したことに伴い、衆議院議員総選挙が12月2日に公示、12月14日に執行される日程が示されましたので、当該選挙執行に係る所要の予算補正を行うとともに、選挙執行までの時間的余裕がないことから、11月21日に専決処分をいたしましたので、ここに報告し、承認をお願いするものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ1,850万円を追加し、歳入歳出予算の総額を162億866万4,000円とするもので、第2項補正後の歳入歳出予算の金額につきまし

ては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

4ページから7ページまでは省略をさせていただきたいと思います。

8ページをお願いいたします。歳入でございます。

款15県支出金項3委託金目1総務費委託金1,850万円の増額補正で、衆議院議員選挙費委託金でございます。

10ページをお願いいたします。歳出でございます。

款2総務費項4選挙費目5衆議院議員選挙費1,850万円を増額補正するものでございます。事業別で(1)投票管理者等報酬は207万5,000円の補正で、投票及び開票に係る管理者や立会人等の報酬でございます。

(2)一般職員給与費は520万円の補正で、選挙事務従事に係る職員の時間外勤務手当でございます。

(3)選挙事務諸経費は1,122万5,000円の補正で、臨時職員賃金や各種業務委託料及び次のページになりますが、お開きいただければと思いますが、備品購入費では選挙備品であります投票用紙の自動交付機等の購入でございます。

15ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。1の特別職では、一番下下段の比較の欄をご覧くださいと思います。職員数163人の増、及び報酬207万5,000円の増につきましては、投票及び開票の管理者や立会人等に係る増加でございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。こちらでは一般職員の職員手当で520万円の増額でございます、時間外勤務手当でございます。

以上、議案第85号 平成26年度東御市一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(櫻井寿彦君) これから本案について質疑、討論、採決を行います。

最初に質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第85号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第 6 議案第 100号 人権擁護委員候補者の推薦について

(上程、説明)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第6 議案第100号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。本案を書記に朗読させます。

○書記 議案書の123ページをお願いいたします。

議案第100号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

東御市滋野乙、小川原千賀枝。

略歴等は議案書のとおりでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 本案に対する提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（花岡利夫君） ただいま上程となりました議案第100号の人権擁護委員候補者の推薦について、提案のご説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法の定めるところにより、市町村長が法務大臣に対して、議会の意見を聞いて適任と認める候補者を推薦することになっております。現在、人権擁護委員としてご苦労いただいております滋野の小川原千賀枝さんは、平成27年3月末日をもって任期が満了することになります。小川原さんは現在、1期3年にわたり人権擁護委員としてご活躍をいただいております。社会教育委員や生涯学習まちづくり推進委員を歴任され、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解がある上、人格、識見とも申し分なく、人権擁護委員として適任であり、引き続き推薦をするものであります。

なお任期は3年であります。

よろしくご審議いただきまして、ご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

◎日程第 7 議案第 86号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第5号）

(上程、説明)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第7 議案第86号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいま上程となりました議案第86号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案説明申し上げます。

補正予算書の19ページをお願いいたします。補正予算の概要につきましては、市長が招集のあ

いさつの中で申し上げましたので、直接説明に入らせていただきます。

議案第86号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第5号）。

平成26年度東御市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,770万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を163億4,637万3,000円とするもので、第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、債務負担行為の追加につきましては、第2表債務負担行為補正によるものでございます。

20ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正につきましては、ご覧のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

22ページをお願いいたします。第2表債務負担行為の補正で、追加でございます。長野県議会議員選挙費につきましては、期間は平成26年度から27年度まで、限度額は150万円とするものでございます。平成27年4月29日に任期満了となります県議会議員選挙の執行に伴い、ポスター掲示場の設置について26年度中に対応する必要があるため、債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、花いっぱい運動花苗栽培委託につきましては、期間は平成26年度から27年度まで、限度額は350万円とするものでございます。これは花いっぱい運動に使用する花の苗を27年5月から配付するに当たりまして、その栽培の委託を本年度に発注する必要があるため、債務負担行為をお願いするものでございます。

23ページから25ページにつきましては、省略をさせていただきます。

ちょっと飛びますが、30ページをお願いいたします。初めに歳出から説明を申し上げます。

款1議会費項1議会費目1議会費650万6,000円の増額につきましては、議員期末手当等及び一般職員給与の増でございます。これは長野県人事委員会勧告等を踏まえた給料、手当の改定によるものでございます。加えて職員につきましては、人事異動等による予算補正を伴っているものでございます。

なお報酬、給与に関しましては後ほど給与費明細書でご説明いたしますので、各科目での説明は一部省略をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

款2総務費項1総務管理費目1一般管理費3,155万7,000円の減額につきましては、特別職給与費の増及び一般職員給与費の減でございます。目5財産管理費150万円の増額につきましては、普通財産の処分に当たっての測量委託料及び市役所駐車場の除雪に係る委託料の補正をお願いするものでございます。なお除雪の委託料につきましては、今回の12月補正で大雪に備えるため各施設ごとにそれぞれの科目において補正計上いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

目6企画費80万円の増額につきましては、湯の丸高原高地トレーニング施設についての基本計

画が成案となり、今まで以上に誘致活動を進めるに当たり必要となる関連業務に要する委託料の増額補正でございます。

目9情報化推進費98万1,000円の増額につきましては、社会保障・税番号制度のシステム整備に当たり、国と市町村とを結ぶ中間サーバーを整備・運用するための負担金でございます。

32ページをお願いいたします。項2徴税費目1税務総務費195万2,000円の増額につきましては、一般職員給与費の増でございます。

項3戸籍住民登録費目1戸籍住民基本台帳費319万2,000円の減額につきましては、一般職員給与費の減でございます。

次に、項4選挙費目1選挙管理委員会費242万9,000円の増額につきましては、一般職員給与費の増でございます。目4長野県議会議員選挙費69万2,000円の増額につきましては、任期満了に伴う県議会議員選挙に係る入場券作成委託料でございます。

34ページをお願いいたします。項6監査委員費目1監査委員費15万3,000円の増額につきましては、一般職員給与費の増でございます。

款3民生費項1社会福祉費目1社会福祉総務費932万2,000円の増額につきましては、(1)一般職員給与費で128万5,000円の減のほか、(5)障害福祉事務諸経費では、障がい児のケースワーカー雇用に伴う賃金及び障がい者等の自立支援給付支払いに係るシステム改修委託料の増でございます。(8)障害者自立支援介護給付費708万4,000円、(12)の更生医療扶助費178万円、(13)補装具交付事業費100万3,000円につきましては、それぞれ国庫負担金の精算に伴う増でございます。

36ページをお願いいたします。(16)障害者手当費2万円につきましても、国庫負担金の精算に伴う増でございます。

目2老人福祉費183万8,000円の増額につきましては、ふれあいトロンセンターの老朽化した真空式ボイラーの更新に要する工事請負費でございます。目7母子父子福祉費50万円の増額につきましては、母子生活支援施設入所に要する扶助費の増でございます。

次に、項2児童福祉費目1児童福祉総務費208万5,000円の増額につきましては、一般職員給与費でございます。目2保育園費4,344万6,000円の増額につきましては、(1)の一般職員給与費の増のほか、(2)で保育所運営事業費では途中入園児への対応のための臨時保育士等の賃金及び光熱水費等で1,282万6,000円の増。38ページをお願いいたします。

(4)私立保育園運営委託事業費では、海野保育園の園児増加に伴う保育所運営委託料2,000万円の増、(11)保育園建設事業費では寄附金による財源補正でございます。目3児童館費54万円の増額につきましては、児童館施設整備修繕費及び児童館周辺の除雪委託料でございます。目4子育て支援費10万円の増額につきましては、(1)の子育て支援センター運営諸経費として訪問活動の増に伴う公用車のガソリン代の増、(4)では育児支援家庭訪問事業費につきましては、財源補正でございます。

40ページをお願いいたします。(5)放課後児童クラブ事業費として、放課後児童クラブにおける高学年の受け入れについて検討を行う会議に要する賃金、旅費の補正でございます。目5児童扶養手当費64万8,000円の増額につきましては、児童扶養手当法改正に伴うシステム改修委託料でございます。

項3人権同和対策費目3人権啓発センター運営費39万9,000円の増額につきましては、(1)一般職員給与費の増のほか、(2)社会教育指導員報酬では通勤手当の増、(4)東部人権啓発センター管理諸経費では、センター利用者増に伴います電気料、ガス代の増でございます。

項5生活保護費目1生活保護費2,123万1,000円の増額につきましては、(2)生活保護費では国庫負担金の清算金2,066万9,000円、(3)住宅支援給付・就労支援事業では中国残留邦人特定配偶者支援金支給に伴うシステム改修に要する委託料56万2,000円でございます。

42ページをお願いいたします。款4衛生費項1保健衛生費目1保健衛生総務費17万5,000円の減額につきましては、一般職員給与費の減でございます。目3母子衛生費につきましては、財源補正でございます。

項2清掃費目2じん芥処理費182万5,000円の増額につきましては、(1)一般職員給与費の増のほか、(3)最終処分場・不燃施設管理運営費では、施設の除雪委託料39万2,000円の増額、(6)ごみ減量リサイクル事業費では、現在、実施しております生ごみリサイクル施設基本設計業務に伴う用地の地形測量調査に要する委託料119万3,000円の補正をお願いするものでございます。

款5農林水産業費項1農業費目1農業委員会費67万円の増額補正につきましては、44ページをお願いいたします。一般職員給与費の増でございます。目2農業総務費615万8,000円の増額につきましては、(1)の一般職員給与費の増のほか、(5)中山間地域等直接支払制度費で、協定農用地の追加に伴う交付金97万8,000円の増額でございます。目3農業振興費702万4,000円の増額につきましては、(1)農業振興事業諸経費で荒廃地復旧対策事業に要する補助金690万円の増と、(10)戸別所得補償経営安定推進事業費で、人・農地プランの会議に要する賃金等12万4,000円の増額でございます。目7農業災害対策費の56万5,000円の増額補正につきましては、2月の大雪に伴う農業施設復旧補助金の迅速な交付のために必要な竣工検査を行う臨時職員の賃金と検査に使用する公用車のリース料でございます。

46ページをお願いいたします。款6商工費項1商工費目1商工総務費311万円の増額につきましては、一般職員給与費の増でございます。目2商工振興費670万円の増額につきましては、商工業振興助成事業補助金の増で、機械設置事業に対するものでございます。目4観光費698万円の増額につきましては、海野宿観光対策事業費でパンフレットの印刷費の増、海野宿公衆トイレ洋式化改修工事及び海野宿駐車場整備に伴う水路改修工事の増でございます。

次に、款7土木費項1土木管理費目1土木総務費655万1,000円の増額につきましては、

(1) 一般職員給与費の増のほか、48ページをお願いいたします。(2) 土木総務事務諸経費で三才山トンネルなどが対象の有料道路通行料金負担軽減事業の利用者増に伴い、長野県道路公社への負担金90万円の増額をお願いするものでございます。

項2道路橋りょう費目2道路維持費50万円の増額につきましては、アスファルト合材などの市道の維持管理用資材費の増でございます。

款9教育費項1教育総務費目2事務局費576万8,000円の増額につきましては、(1)の教育長給与費と(2)一般職員給与費の増のほか、(8)の幼稚園教育支援事業費につきましては、園児の増加に伴う私立保育園就園奨励費550万6,000円の増でございます。

項2小学校費目1学校管理費56万円の増額につきましては、小学校地内の除雪委託料の補正でございます。

50ページをお願いいたします。項3中学校費目1学校管理費22万4,000円の増額につきましては、中学校地内の除雪委託料の補正でございます。

項4社会教育費目1生涯学習まちづくり費2,575万円の増額につきましては、一般職員給与費の増でございます。目2公民館費13万9,000円の増額につきましては、地区公民館主事賃金の増及び除雪委託料の補正をお願いするものでございます。目5中央公民館費68万6,000円の増額につきましては、中央公民館管理に要する需用費及び委託料の増額でございます。目6図書館費70万1,000円の増額につきましては、一般職員給与費の増でございます。目10文化振興費4万円の増額につきましては、梅野記念絵画館の除雪委託料でございます。

項5保健体育費目1保健体育総務費70万1,000円の増額につきましては、52ページをお願いいたします。(1)スポーツ推進委員会費では、スポーツ推進委員報酬及び旅費の増額でございます。(2)保健体育事務諸経費では、平成27年4月に開催予定の長野県市町村対抗駅伝への出場者用ユニホームの更新に要する需用費の補正であります。(5)スポーツ教室運営事業費では、スポーツ教室開催委託料の増額でございます。目2学校給食運営費147万円の増額につきましては、一般職員給与費の増でございます。目3体育施設費138万9,000円の増額につきましては、中央公園等の除雪機購入の補正をお願いするものでございます。

お手数ですが、26ページに戻っていただきたいと存じます。歳入について申し上げます。

款12分担金及び負担金項2負担金目2民生費負担金580万円の増額でございますが、私立保育園の広域保育料でございます。

款14国庫支出金項1国庫負担金目1民生費国庫負担金375万円の増額のうち、母子生活支援施設費負担金につきましては、母子寮入所措置に対する負担金で、保育所運営費負担金は途中入園に伴う園児の増員に対する負担金でございます。

項2国庫補助金目1民生費国庫補助金814万3,000円の増額のうち、障害者自立支援事業費等補助金は、障害者自立支援給付支払等システム改修事業補助金で、保育緊急確保事業費補助金につきましては県補助金である安心こども基金事業補助金からの移行に伴う増額でございます。目

4教育国庫補助金200万円の増額につきましては、幼稚園就園奨励費の補助金でございます。目5総務費国庫補助金98万1,000円の増額につきましては、社会保障・税番号制度システムの整備費補助金でございます。

款15県支出金項1県負担金目1民生費県負担金187万5,000円の増額のうち、母子生活支援施設費負担金につきましては、母子寮入所措置に対する負担金でございます。保育所運営費負担金につきましては、途中入園に伴う園児の増員に対する負担金でございます。

項2県補助金目2民生費県補助金554万8,000円の減額のうち、安心子ども基金事業費補助金につきましては、保育緊急確保事業費補助金に移行することによる減額で、それにより保育緊急確保事業費補助金は増額となるものでございます。また住宅支給付・就労支援事業補助金につきましては、中国残留邦人配偶者支援金に係るシステム改修業務委託料に対する補助金でございます。目4農林水産業費県補助金75万円の増額につきましては、中山間地域等直接支払交付金及び戸別所得補償経営安定推進事業補助金でございます。目5土木費県補助金60万円の増額につきましては、有料道路通行料金負担軽減事業助成金でございます。目9商工費県補助金208万円の増額につきましては、観光地トイレ整備推進事業補助金で、海野宿公衆トイレ洋式化改修工事に対する補助金でございます。

項3委託金目1総務費委託金69万2,000円の増額につきましては、長野県議会議員選挙費委託金でございます。

28ページをお願いいたします。款17寄附金項1寄附金目1寄附金50万円の増額につきましては、一般寄附金でございます。

款18繰入金項1基金繰入金目1基金繰入金4,141万円の増額につきましては、公共施設等整備基金及び財政調整基金からの繰り入れでございます。

款19繰越金項1繰越金目1繰越金7,467万6,000円の増額につきましては、純繰越金でございます。

以上が歳入でございます。

次に、54ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。まず特別職でございますが、表の下段の比較の欄をご覧いただきたいと思っております。区分の欄の長等につきましては、市長、副市長及び教育長に関するものでございますが、期末手当44万1,000円の増額については、給与改定によるものでございます。共済費2万5,000円の減額につきましては、負担率の変更等によるものでございます。議員につきましては、報酬で5,000円、期末手当で111万9,000円の増額につきましては、給与改定等によるものでございます。その他の報酬23万3,000円の増額につきましては、スポーツ推進委員会の委員報酬で推進活動の増によるものでございます。その他手当2,000円の増額につきましては、社会教育指導員の通勤手当でございます。

55ページでございますが、こちらは一般職でございます。(1)の総括につきまして、比較の欄をご覧いただきたいと思っております。職員数は当初予算に比べまして現在1名の減でございます。給

料及び職員手当は次のページで説明いたします。共済費 282万7,000円の増額につきましては、給与改定等によるものでございます。下の表につきましては、職員手当の内訳でございますが、給与改定及び異動等に伴う増減でございます。

56ページをお願いいたします。給料及び職員手当の増減額の明細でございます。給料につきましては給与改定に伴うものと異動等に伴うもので、合せまして45万8,000円の増額でございます。職員手当につきましては、人勸に伴う制度改正に伴うものと異動等に伴うもので、合せまして2,603万5,000円の増額でございます。

次の57ページにつきましては、一般会計における職員1人当たりの平均給与月額及び平均年齢につきまして、11月1日と1月1日で比較したものでございます。

58、59ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書でございます。当該年度にかかわる分2件でございます。長野県議会議員選挙費につきましては、限度額150万円、平成27年度までの期間で支出予定額150万円、財源の内訳はすべて県支出金でございます。花いっぱい運動花苗栽培委託につきましては、限度額350万円、平成27年度までの期間で、支出予定額350万円、財源の内訳はすべて一般財源でございます。

以上、議案第86号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 8 議案第87号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

（上程、説明）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第8 議案第87号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） おはようございます。

ただいま上程となりました議案第87号につきまして、提案理由をご説明いたします。

補正予算書の61ページをお願いいたします。

議案第87号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成26年度東御市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,240万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8,748万円とするもので、第2項補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

補正の内容でございますが、当初の見積もりよりも出産が多くなったことによる出産育児一時金の増額補正、及び平成25年度の療養給付費国庫負担金が確定したことに伴い、精算返還金が生じ

たことから補正をお願いするものでございます。

62ページから65ページまでは省略いたしまして、66ページをお願いいたします。歳入でございます。

款11繰越金、前年度繰越金5,240万円の増額でございます。

おめくりをいただきまして68ページをお願いいたします。歳出でございます。

款2保険給付費項4出産育児諸経費目1出産育児一時金の420万円の増につきましては、出産育児一時金の増額でございます。

款10諸支出金項1償還金及び還付加算金目3国庫負担金等返納金の4,820万円の増につきましては、療養給付費国庫負担金の前年度精算返還金でございます。

以上、議案第87号につきまして提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） ここで15分間休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時29分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 議案第93号 東御市組織条例の一部を改正する条例

◎日程第10 議案第94号 東御市特別職の職員等の給与に関する条例及び東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第11 議案第96号 東御市公民館条例及び東御市消防団の設置、名称及び区域に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第12 議案第98号 東御市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

（上程、説明）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第9 議案第93号 東御市組織条例の一部を改正する条例、日程第10 議案第94号 東御市特別職の職員等の給与に関する条例及び東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第11 議案第96号 東御市公民館条例及び東御市消防団の設置、名称及び区域に関する条例の一部を改正する条例、日程第12 議案第98号 東御市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、以上4議案を一括議題とします。本4議案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいま上程となりました議案第93号、第94号、第96号及び第98号の4議案につきまして、提案説明を申し上げます。

議案書の73ページをお願いします。

最初に、議案第93号 東御市組織条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

説明につきましては、別冊の条例案に関する資料で行いますので、そちらの資料の11ページをお願いいたします。

1の条例の名称でございますが、東御市組織条例の一部を改正する条例でございます。関係条例として東御市組織条例でございます。

2の改正理由でございますが、組織の効率化を図るとともに、より効果的な市民サービスを提供するため、組織の見直しを行うものでございます。組織の見直しにつきましては、その時々^のの事務事業への対応を適時に図るため、毎年度実施してきております。本年度は業務の平準化を図るとともに、市が取り組む施策をより明確にすることとし、その中で条例改正を必要とする部の分掌事務の改正につきましてお願いするものでございます。

3の改正の概要でございます。この条例の条文の中では具体的に課名の表記はございませんが、本条例改正と合せて行う予定の東御市組織規則の改正の内容をご説明申し上げます。

現行、総務部が分掌する税務課を市民生活部に移管するものでございます。これによりまして市民生活に密着したサービスを同じ部内で対応でき、速やかな市民サービスの提供につながると考えております。

また、現行の市民生活部が分掌しております市民課の業務の一部を分けまして、新たに生活環境課を設置いたします。これによりまして環境対策等に対する施策を推し進めるものでございます。

4の施行期日につきましては、平成27年4月1日でございます。

12ページから13ページまでは、この条例の新旧対照表でございまして、下線の部分が改正部分でございます。説明は省略させていただきます。

続きまして、議案書の75ページをお願いいたします。

議案第94号 東御市特別職の職員等の給与に関する条例及び東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

説明につきましては、別冊の条例案に関する資料で行いますので、こちらの資料の15ページをお願いいたします。

1の条例の名称でございますが、申し上げましたとおり東御市特別職の職員等の給与に関する条例及び東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。この改正条例は、関係条例でお示ししてありますとおり、東御市特別職の職員等の給与に関する条例と、東御市一般職の職員の給与に関する条例の2つの条例の改正でございます。

2の改正理由でございますが、(1)として、これは地域性を重視した改正を進めるため、平成26年10月の長野県人事委員会の給与勧告等を踏まえまして、また、情勢適応の原則を踏まえまして、一般職の職員の給与表、通勤手当の額及び勤勉手当の支給月数を改定するほか、所要の改正を行うものでございます。

また（２）として、一般職の職員との均衡を考慮し、常勤の特別職の職員、市長、副市長ですが、及び教育長並びに議会の議員の期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。

次に、改定の概要でございます。（１）の一般職の職員の給与に関する条例についてでございますが、アとして月例給につきましては（ア）、これは長野県に準じて若年層に重点を置いた給料表の引き上げ改定を行うものでございます。

内容につきましては、この資料の２３ページから給与表の記載がございますけれど、こちらのおりでございますので、また後ほどご覧いただければと思います。

なお本年４月から改正条例施行までの差額相当分につきましては、本年１２月に調整をいたします。

（イ）として、国及び県におきまして世代間の給与配分の見直しを進める観点から、平成２７年４月から給与制度の総合見直しを行うことを踏まえまして、給料表の改定を行うものでございます。改定の内容につきましては、この資料の５２ページから給料表が記載してございますので、そちらも後ほどご覧いただければと思います。

次にイの通勤手当についてでございますが、交通用具使用者のうち、通勤距離６キロメートル未満を除く使用距離の区分ごとに１００円から３，５００円の引き上げを行うものでございます。

次に、ウ期末勤勉手当についてでございますが、（ア）として勤勉手当の支給月数を０．１５月引き上げまして、期末勤勉手当の年間支給月数を現行３．９５月から４．１０月とするものでございます。これによりまして平成２６年１２月期の支給月数を一般職の職員につきましては、現行０．６７５月を０．８２５月に改正いたします。

１６ページをお願いいたします。特定幹部職員につきましては、現行０．８７５月を１．０２５月に改めるものでございます。

（イ）として、平成２７年度以降につきましては６月期と１２月期の勤勉手当の支給月数を均等配分いたしまして、一般職の職員につきましては０．７５月に、特定幹部職員につきましては０．９５月に改めるものでございます。

次に（２）の特別職の職員等の給与に関する条例についてでございますが、ア、期末手当についてでございますけれど、（ア）として常勤の特別職、教育長、議会の議員における期末手当の支給月数を０．１５月引き上げまして期末手当の年間支給月数を現行２．９５月から３．１０月とするものでございます。これによりまして平成２６年１２月期の支給月数を１．５５月を改正案１．７０月に改めるものでございます。

（イ）として、平成２７年度以降につきましては６月期と１２月期の期末支給月数に均等配分いたしまして、６月期につきましては１．４７５月に、１２月期につきましては１．６２５月に改めるものでございます。

次に４の施行期日及び５の適用日につきましてはですが、本条例は公布の日から施行としますが、改正の概要で申し上げました特別職の職員等の期末手当及び一般職の職員の勤勉手当の平成２７年

度以降分につきましては、平成27年4月1日を施行期日とするものでございます。また適用日につきましては、3の改正概要の(1)ア、(ア)の月例給及び通勤手当につきましては、平成26年4月1日から、平成26年度12月期における期末手当、勤勉手当につきましては平成26年12月1日から適用といたすものでございます。

この資料の17ページから78ページまでにつきましては、この条例の新旧対照表でございまして、下線の部分が改正部分でございまして、説明は省略させていただきます。

次に議案書の113ページをお願いいたします。

議案第96号 東御市公民館条例及び東御市消防団の設置、名称及び区域に関する条例の一部を改正する条例でございまして、説明につきましては、別冊の条例案に関する資料で行います。資料の81ページをお願いいたします。

1、条例の名称につきましては、東御市公民館条例及び東御市消防団の設置、名称及び区域に関する条例の一部を改正する条例でございまして、この改正条例につきましては、関係条例にお示ししておりますとおり東御市公民館条例と東御市消防団の設置、名称及び区域に関する条例の2つの条例の改正でございまして、

2の改正の理由でございまして、下八重原区と山崎区の再編に伴いまして所要の改正を行うものでございまして、この2つの区につきましては、既に平成25年12月15日付で区再編協定書を締結済みでございまして、

3の改正の概要といたしまして、(1)公民館の分館について北御牧公民館に置かれている山崎分館を削るものでございまして、

(2)消防団の分団の管轄区域につきましては、第5分団の山崎を削るものでございまして、

4の施行期日につきましては、平成27年1月1日でございまして、

82ページから83ページまでは、この条例の新旧対照表でございまして、下線の部分が改正部分でございまして、説明は省略させていただきます。

次に、議案書の119ページをお願いいたします。

議案第98号 東御市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例でございまして、

説明につきましては、別冊の条例案に関する資料で行います。資料の93ページをお願いいたします。

1の条例の名称につきましては、東御市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例でございまして、関係条例は東御市消防団員等公務災害補償条例でございまして、

2の改正の理由でございまして、児童扶養手当法の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございまして、

3の改正の概要につきましては、運用する法律の条項が改正されたため必要な条文を整備するものでございまして、条例の内容に変更はございません。

4の施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用いたします。

94ページから95ページまでは、この条例の新旧対照表でございまして、下線の部分が改正部分でございます。説明は省略させていただきます。

以上、議案第93号、94号、96号、98号につきまして提案説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第13 議案第88号 東御市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

◎日程第14 議案第89号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

◎日程第15 議案第91号 東御市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

◎日程第16 議案第92号 東御市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

◎日程第17 議案第99号 東御市障害者支援施設条例の一部を改正する条例

(上程、説明)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第13 議案第88号 東御市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、日程第14 議案第89号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、日程第15 議案第91号 東御市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例、日程第16 議案第92号 東御市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、日程第17 議案第99号 東御市障害者支援施設条例の一部を改正する条例、以上5議案を一括議題とします。本議案に対する提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長(武舎和博君) ただいま一括上程となりました議案第88号、89号、91号、92号及び99号の5議案につきまして、提案説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第88号 東御市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例でございます。

条例の概要につきましては、別冊の条例案に関する資料により説明をさせていただきます。資料の1ページをお願いいたします。

初めに制定の理由でございますが、子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準につきましては、市町村の条例で定めることとされたために制定をするものでございます。

次に条例の概要でございますが、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規

定によりまして、教育・保育施設や事業の運営に関しまして、必要な基準を定めるための条例でございまして、議案書の1ページの目次にお示ししましたように主に施設の利用定員や運営等に関する基準を定めたものでございます。この条例につきましては、平成26年4月公布の内閣府令第39号で示された基準に沿った内容となっておりますが、参酌すべき基準のうち施設型給付費等の額にかかわる通知等を定めた第14条につきましては、市独自の基準を盛り込んだところでございます。

また、施行期日につきましては、子ども・子育て支援法の施行の日でございます。

続きまして、議案書の25ページをお願いいたします。

議案第89号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

条例の概要につきましては、条例案に関する資料の3ページをお願いいたします。

初めに制定の理由でございますが、児童福祉法の一部改正に伴いまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準につきましては、市町村の条例で定めることとされたために制定をするものでございます。

次に条例の概要でございますが、児童福祉法第34条の16第1項の規定によりまして、家庭的保育事業等の実施に関して必要な基準を定めるための条例でございまして、議案書25ページの目次の欄にお示ししましたように、3歳未満児を対象とした定員20人未満の家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業の3類型に加えまして、就学前児童を対象といたしました事業所内保育事業の全部で4類型に分かれておりまして、それぞれに施設の設備や職員の基準、及び利用定員や運営等に関する基準を定めるものでございます。

なお、この条例につきましては、平成26年4月公布の厚生労働省令第61号で示された基準に沿った内容となっておりますが、従うべき基準への上乗せ措置といたしまして職員の資格基準を定めた条項につきましては、東御市の保育の質を確保するため有資格者の配置を義務づける基準を盛り込んでおりまして、これに該当する条項につきましては第23条、29条、31条、34条、39条、44条でございます。

また、参酌すべき基準のうち、事業所内保育事業所の設備の基準を定めた第43条につきましては、乳児室の広さを十分に確保するため公立保育園と同等の基準を保つよう、施設基準の一部について市独自の上乗せ基準を盛り込んだところでございます。

次に施行期日でございますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日でございます。

続きまして、議案書の55ページをお願いいたします。

議案第91号 東御市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例でございます。

条例の概要につきましては条例案に関する資料の7ページをお願いいたします。

初めに制定の理由でございますが、第3次地方分権一括法による介護保険法の一部改正に伴いま

して、包括的支援事業の実施に関する基準につきましては、市町村の条例で定めることとされたために制定をするものでございます。

次に条例の概要でございますが、介護保険法第115条の46第4項の規定によりまして、包括的支援事業の実施に関して必要な基準を定めるための条例でございます。平成11年3月公布の厚生省令第36号 介護保険法施行規則で定められております従うべき基準及び参酌すべき基準に沿った内容となっており、包括的支援事業の基本方針や地域包括支援センターに置くべき職員に係る基準などを定めております。なお職員に係る基準につきましては、保健師その他これに準ずる者を1名、社会福祉士その他これに準ずる者を1名、主任介護支援専門員その他これに準ずる者を1名とするものでございます。

また、施行期日につきましては、平成27年4月1日でございます。

続きまして、議案書の57ページをお願いいたします。

議案第92号 東御市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例でございます。

条例の概要につきましては、条例案に関する資料の9ページをお願いいたします。

初めに制定の理由でございますが、こちらも第3次地方分権一括法による介護保険法の一部改正に伴いまして、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準につきましては、市町村の条例で定めることとされたために制定をするものでございます。

次に条例の概要でございますが、介護保険法第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定によりまして、介護予防支援等の実施に関して必要な基準を定めるための条例でございます。

こちらは平成18年3月公布の厚生労働省令第37号で定められております従うべき基準及び参酌すべき基準に沿った内容となっており、指定介護予防支援事業の基本方針や人員、運営等に係る基準などを定めております。なお参酌すべき基準のうち、記録の整備を定めた第29条につきましては、サービスの提供に関する記録の中で苦情の内容及び事故の状況等の関係記録書類は、不測の対応に備え、5年間保存することといたしました。

また、施行期日につきましては、平成27年4月1日でございます。

続きまして議案書の121ページをお願いいたします。

議案第99号 東御市障害者支援施設条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要につきましては、条例案に関する資料の後ろから2枚目となりますが、97ページをお願いします。

改正の理由につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、改正の概要は引用する法律の条項が改正されたため、必要な条文を整備するものでございます。

また、施行期日は平成27年1月1日でございます。

なお次のページからは新旧対照表を載せてございますが、下線の部分が改正の箇所となりますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

以上、議案第88号、89号、91号、92号及び99号の5議案につきまして、提案説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第18 議案第97号 東御市温泉コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例

(上程、説明)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第18 議案第97号 東御市温泉コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長(北沢 達君) ただいま上程となりました議案第97号 東御市温泉コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例について、提案説明申し上げます。

議案書では115ページでございますが、条例の概要につきましては別冊の条例案に関する資料で説明いたしますので、資料の85ページをご覧ください。

本議案は4つの市営温泉施設、御牧乃湯、明神館、湯楽里館、ゆうふる t a n a k a の共通の利用料金にかかわるものでありますので、関係する条例は東御市温泉コミュニティセンター条例、東御市芸術むら公園条例、東御市農業農村活性化施設条例、東御市温泉健康複合施設条例でございます。

改正の理由は、市内温泉4施設の経営の改善を図るため、利用区分に関し必要な改正を行うものであります。

改正の概要は、温泉施設の利用料金に係る利用区分のうち、年間利用券を廃止いたします。

施行期日は、平成27年4月1日でございます。

その他として、施行日の前日までに交付された年間利用券については、その有効期限が満了する日までの間、引き続き使用できるよう経過措置を設けます。

次のページは条例の新旧対照表でございます。改正する箇所をそれぞれアンダーライン等で示しておりますので、ご確認ください。

以上、提案説明申し上げますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第19 議案第90号 東御市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

◎日程第20 議案第95号 東御市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

(上程、説明)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第19 議案第90号 東御市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、日程第20 議案第95号 東御市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（清水敏道君） ただいま一括上程となりました議案第90号及び第95号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の47ページをお願いいたします。

議案第90号 東御市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

条例の概要につきましては、別冊の条例案に関する資料によりまして説明をさせていただきます。資料の5ページをお願いいたします。

制定の理由及び条例の概要でございますが、子ども・子育て支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、市町村条例により定めることとされましたことから、東御市における当該事業の設備及び運営に関しまして、平成26年厚生労働省令第63号で示された国の基準に準拠し、事業に従事する者及びその員数、設備の基準など必要な事項を定めるものでございます。

施行期日は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日とし、また放課後児童支援員の要件につきまして、必要な経過措置を設けるものでございます。

次に、議案第95号のご説明を申し上げます。

議案書の111ページをお願いいたします。

議案第95号 東御市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例でございます。

条例の概要につきましては、条例案に関する資料の79ページをお願いいたします。

改正の理由及び概要でございますが、今回の北御牧学校給食センターの移転改築に伴いまして、施設の位置を東御市大日向623番地に改めるもので、施行期日につきましては改築工事終了後に試運転を行いながら、給食調理の実務を移行することから、現時点では切替え日が確定しないために、公布の日から3月を超えない範囲とさせていただくものでございます。

80ページは新旧対照表でございます。

以上、議案第90号及び第95号につきまして、提案説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第21 請願・陳情の報告

○議長（櫻井寿彦君） 日程第21 請願・陳情の報告をいたします。

本定例会において、11月25日までに受理したのは請願1件、陳情6件です。写しはお手元に配付したとおりです。なお本請願・陳情につきましては、後日上程し、所管の委員会に付託します。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 本日はこれをもちまして、散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時03分)

平成26年東御市議会第4回定例会議事日程（第2号）

平成26年12月11日（木） 午前9時 開議

第 1 一般質問

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	山口正彦	健康福祉部長	武舎和博
病院事務長	加藤英人	産業経済部長	北沢達
都市整備部長	橋本俊彦	教育次長	清水敏道
総務課長	堀内和子	企画財政課長	岩下正浩
市民課長	塚田篤	子育て支援課長	吉澤健二
農林課長	寺島尊	建設課長	関一法
生涯学習課長	横関政史	代表監査委員	竹内春彦

議会事務局出席者

議会事務局長	宮嶋武彦	書記	西澤浩
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

受付番号1 みんなが健康長寿で暮らせるためには、受付番号2 将来を担う子どもたちに今や
らなければならない支援は。8番、阿部貴代枝さん。

阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） おはようございます。議席番号8番、太陽と風の会、阿部貴代枝で
ございます。

東日本の大災害から3年9カ月が過ぎます。私たちは9月30日に気仙沼の仮設住宅に3回目の
訪問をしました。その交流会の中で感じたことは、何か昨年よりも皆様がちょっと明るくなったん
ではないかなと感じることで、少しほっとしました。

平成26年もあと3週間ほどで過ぎようとしております。今年は豪雪、降雹、大雨の災害、噴火、
地震と、身近に、また県内に多くのことが起こりました。改めて災害に遭われた皆様にお見舞いを
申し上げ、お亡くなりになられた皆様に深く哀悼の意を申し上げます。

皆様には、来る新しい年が平和で今より健康に、そして心豊かに迎えられることを望んでおりま
す。

初めに、みんなが健康長寿で暮らせるためにはについてお聞きいたします。

12月このごろは平成27年度の重点施策等に基づいた予算が検討されるころです。平成27年
度予算を策定される中で、次のことが検討されておられるか、お聞きいたします。

①として、25年度決算に対する9月議会のここでは社会福祉常任委員会が申しあげました附帯
意見、「高齢化が急速に進み、医療費や介護保険給付費が増大するのは必然であり、その抑制には
市民の健康づくりが最重要である。市としても特定健診、保健指導の受診率の向上に努力されてい
ることは評価します。東御市健康づくり宣言を実効あるものとするためにも、全庁挙げてプロジェ
クトチームの設置や健康づくり条例の制定などの施策の推進を図りたい。そのためには市民への
啓発や協働による健康づくりを進めるとともに、身体教育医学研究所をはじめ各課での調査結果を

十分に活用しながら、重点事業として取り組まれない」という附帯意見について、27年度における重点施策などに取り入れ、実施される検討がされておられるか、お聞きいたします。

次に②として、総合計画「とうみ 夢・ビジョン」の元気で生きがいのある高齢社会を目指す中で地域包括支援体制の充実がうたわれていますが、このことは市民の皆様が健康で地域で安心して暮らすための自助、共助、公助を考えた在宅医療、在宅介護等の充実推進を図る地域包括ケアシステムの構築と考えます。この構築を具体的にどのように考えておられるか、それによる重点事業や予算はどのように計上し、実施されようと計画されておられるか、お聞かせください。

次に③として、ゆうふる t a n a k a のプールに関してですが、ゆうふる t a n a k a のプールは健康増進やふれ合い等の場として多くの市民の皆様を活用されておられます。利用者の方にとっては降って沸いたように今回のプール施設の廃止計画が伝わりました。そして私たち議会には11月17日に初めてプールを廃止し、介護予防等の施設に改修される説明がされました。このたび純粋にプールを活用されておられる皆様が、陳情提出時には930名に上る、また、これから追加の提出があるそうですが、1,300名を上回る署名を添えて陳情書を出されました。その利用者を見捨てた今回の計画に対して、利用されている皆様のお怒りはこの上もございません。どのような経過でこのような事態になったのか、健康増進のため等に活用されているたくさんの利用者の声をどのように考えているか、お聞かせください。

次に、将来を担う子どもたちに今やらなければならない支援はについてお聞きいたします。

本年7月の厚労省と文科省の打ち出した子ども総合プランを見ても、国が感じている危機感に極端な少子化があります。少ない子どもの成長に対して、保護者、学校、地域、行政が連携をとり、適切な支援をしなければならない現状があります。

①として、放課後や休日に希望する児童は誰でも利用でき、多くの体験をし、心豊かに育つために今、それぞれの立場での連携を図り、安心・安全な支援の場所をつくり出すことが重要です。子どもの居場所づくりを推進するために、それぞれの地区に実行委員会を設置して検討することはできないか、お聞きいたします。

②として、メディアの氾濫で乳幼児のころよりスマホやゲーム機などに触れる機会が多い現代です。そして小学校のころからゲーム等に費やす時間が問題となっております。子どもたちがどのくらいかわり、問題となっていることはないか、市内の実態はどうか、お聞かせください。

初めの質問は以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） おはようございます。受付番号1、阿部貴代枝議員のみんなが健康長寿で暮らせるためにはのご質問のうち、1点目と2点目のご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、平成25年度決算の9月議会附帯意見に対する27年度に向けた重点施策等への実施検討についてのご質問でございますが、市民の健康づくりにかかわるこれまでの取り組みといたしま

しては、市の健康づくり計画として平成27年度に最終年を迎える「健康とうみ21」に沿った各種の事業を健康づくり施策全般にわたり推進を図ってきたところでございます。この間、平成19年11月には、東御市健康づくり宣言を行い、市民の総意により健康づくりにまい進する意思表示を行うとともに、平成23年度には生活習慣病対策に重点を置いた「健康とうみ21」の後期計画を策定し、健康づくりの推進に資する各種の事業を実施してまいりました。

このような経過を踏まえながら、9月議会の附帯意見についての検討を行ったところ、平成27年度につきましては2つの項目を重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

1つ目は、生涯を通じた健康増進の推進への取り組みでございまして、このことは市の総合計画の重点プロジェクトにも位置づけられており、特定健診をはじめとする各種健診率のさらなる向上を目指し、これまで以上に取り組みの強化を図るものでございます。

2つ目は、健康づくり事業の強化への取り組みでございまして、本年6月から開始いたしました健康マイレージ事業の拡大と、推進の強化を図るとともに、身体教育医学研究所の調査結果を活用しながら、新たな「健康とうみ21」を策定するものでございます。

続きまして、地域包括ケアシステムの構築にかかわる27年度に向けた重点事業と予算への実施検討についてのご質問でございますが、地域包括ケアシステムは本人が生活を営む住まいを中心としまして、介護、医療、生活支援、そして介護予防の各サービスを密接な連携をとりながら一体的に提供することにより、地域環境整備の充実が図られ、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることを目指すものでございます。

この仕組みの構築は、市の総合計画の重点プロジェクトにも位置づけられており、複数年にわたり継続的な取り組みが必要となる事業でございます。今年度は市内の高齢者7,000名余りの皆様に健康と地域支え合いに関する調査を実施しまして、現在、その経過をもとに当市の課題を把握する作業を行っており、来年の2月には各地区における懇談会も計画をしているところでございます。

また平成27年度につきましては、医療と介護で連携を促進するために、医療関係者や看護・介護関係者を含めました多職種によるケア会議の開催に取り組むとともに、今年度実施をした調査により把握をした課題に対しまして、解決方法探る取り組みも行ってまいりたいと考えているところでございます。

なお予算に関しましては、職員等によるソフト事業の構築であることから、今のところ特別な予算措置は考えていない状況でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号1、阿部貴代枝議員のみんなが健康長寿で暮らせるためにはの3点目の質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

ゆうふる t a n a k a のプール施設の廃止計画に対して、利用者の声をどのように考えていますかについてですが、市では市民の健康づくりと介護予防施策に対してこれまでも積極的に取り組ん

できましたが、少子高齢化が進む中で、これらの取り組みを更に推進する必要があると考えております。一方、開館から15年が経過するゆうふる t a n a k a は、3階スポーツゾーンの会員数の確保及び維持が困難な状況にあり、特にプールの利用者は減少し続けています。

このような状況の中で、3階部分をこれまでの健康づくり事業に加え、新たに介護予防事業の場とすることで、幅広く市民の活用が可能な健康づくりと介護予防のための拠点施設にすることとしました。そのためにスポーツゾーンのジム、スタジオはそのまま現行を維持し、プールを健康づくりのためのスタジオに変更するなどの整備方針を立てました。この方針に基づき、市民の皆様の説明する前段として平成26年9月18日にはまちづくり審議会で、10月20日には地元区の役員へ、11月17日には議会全員協議会で説明をさせていただきました。今後はゆうふる t a n a k a の利用者の皆様への説明会を予定しております。こういった説明会を通じて、今後の活用方針や今までの検討経過について市民の皆様理解を求めるとともに、いただいたご意見、ご要望につきましてはどのような対策が必要か、検討してまいります。

いずれにしても室内温泉プールを活用した水中運動については、施設が充実している温泉アクティブセンターを利用させていただくよう、市民の皆様をお願いしていきたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） おはようございます。受付番号2、阿部貴代枝議員の将来を担う子どもたちに今やらなければならない支援はご質問につきまして、教育長にかわりお答えをいたします。

いわゆる放課後児童の健全育成施策としては、児童館、放課後児童クラブのほか、市が主催するスポーツ教室やスポーツ少年団、地域の公民館や育成会の活動などがあり、また民間のスポーツクラブや学習塾など、社会において様々なメニューが用意されておりますが、このたびの子ども・子育て支援新制度におきまして、更に多様な体験学習の場としての放課後子ども教室の開設、拡充が推奨されているところでございます。

このすべての児童を対象とした放課後子ども教室の長野県内の実施状況につきましては、約半数に当たる37の市町村におきまして、138教室が開催されておりますが、東信地域におきましては15市町村中3町、3つの町で4教室だけとまだまだ少ない状況でございます。

放課後子ども教室の開設場所は、小学校が59%、公民館が14%、児童館が5%、その他公共施設22%という状況でございます。

実施している主体につきましては、市町村のほか、地域と行政の協働により運営されている子ども教室もあり、特に地域の公民館を活用した子ども教室は子どもたちにとって一番身近な公民館を放課後の子どもたちの居場所とすることで、保護者にとっても地域にとっても地域の子どもは地域で育てることを実践するという意味で大変有意義であり、かつ地域づくりにも貢献するものでございます。

子どもの居場所づくりを推進するために、それぞれの地区に実行委員会を設置して検討すること

はできないかのご提案をいただきました。市内では小学校区単位の地域づくり組織が滋野、北御牧、そして祢津と発足して、それぞれに地域の特性を生かした子育て活動、教育活動を進める方針とお聞きをしておりますので、各地区におきまして子どもたちを健やかに育てる活動の場、すなわち子どもたちの居場所が整えられることが望ましいと考えております。

教育委員会といたしましても、地域や保護者と学校の調整役を果たしながら、子どもたちの健やかな成長に努めてまいりたいと考えております。

次に2点目の市内の乳幼児や小学生のスマートフォンやゲーム機の使用実態はのご質問につきましてお答えいたします。

乳幼児がどれだけメディアに接しているかを調査した正確なデータはございませんが、若い保護者がスマートフォンなどで子どもをあやしたり、また動画を見させているような姿をよく見かけるようになってきましたことから、小・中学生のみならず幼児期においてもこのようなメディアに接する機会が増えてきていることが感じられます。

また、市内の児童・生徒を対象として昨年度に行った調査におけるインターネットの利用時間でございますが、小学校6年生では1時間未満が67%、1時間から3時間までが24%、3時間以上が9%、中学生では1時間未満が44%、1時間から3時間までが37%、3時間以上が19%となっております。年齢とともにインターネットの利用時間が長くなる傾向がうかがえました。一般的にインターネット利用などメディアに接する時間は1時間を超えると何らかの弊害もあるとも言われておりますので、小学生では約3割、中学生では約5割の生徒が利用時間につきまして過度であるとも考えられまして、大変憂慮すべき状態であると認識をしているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） それぞれお答えいただきました。

初めに、健康長寿で暮らせるためにはについてですが、生きていくための幸せな生活のために、また医療費、介護保険等国や市町村の財政的なことを考えると、これから先の将来を見据えたキーワードは健康であるということではないでしょうか。ご回答のとおり総合計画「とうみ 夢・ビジョン」の中にも、共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまちが位置づけられ、その実現に向け市民、地域、行政のそれぞれの役割があります。ただ、どうしても市民、地域への浸透に課題があると考えます。お答えいただきました重点的に取り組む取り組みの強化を図るというお話ですが、具体的な方法として、手段はどのようにお考えでありましょうか、お聞かせください。

また、健康ということは福祉的なことばかりではなく、食の関係から農業にも、食育の関係から教育委員会にも、環境の関係から市民生活部にも、また病院にもと非常に多岐にわたると思います。全庁挙げてのプロジェクトチームを組み、推進されるという、そんな計画はございませんか、お聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） ただいまの阿部議員の2点のご質問でございますが、最初に先ほ

ど答弁申し上げた重点的に取り組む事業のもうちょっと具体的な部分を答弁させていただきたいと思います。

1つ目の健診率の向上にかかわることでございますが、これはできるだけ受診しやすい環境を整えていくということであります。現在、個別健診という形で実施をしておりますけれども、この特定健診につきましては補完的な措置といたしまして、今後は集団健診も取り入れながら、健診を行う機会を多くしていきたいということであります。

それから婦人科にかかわる健診でございますが、昨今の婦人科医の不足という状況を鑑みまして、近隣地域における受診可能な医療機関の確保にも取り組んでまいりたいということと、集団健診もこちらにつきましても一部実施をしていきたいというふうに考えておるところであります。

それから2つ目の健康マイレージ事業の推進でございますが、これにつきましては今年度実施しております「ずく出すポイントキャンペーン」、この事業でございますが、この拡大を図りながらPRも更に積極的に行いまして、カードの所持者を増やすとともに、今後につきましてはウォーキングマップの作成も予定しておりますので、それを使ったポールウォーキングの拡充も図ってまいりたいというふうに思っております。

それから2つ目のご質問の全庁挙げてのプロジェクトの推進ということでございますが、お話が出ました食育に関しましては、既に庁内食育推進会議を組織しておりまして、これまでも取り組んでまいりました。そしてもう一つの大きな計画であります「健康とうみ21」でございますが、これにつきましては来年度新たなものを作成するというのもございますので、今後においては市民病院も含めさせていただいて、庁内の連携チームを組織しながら、その推進を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 病気の早期発見ができ、介護を予防し、はつらつと生きていくために市民全体が自分の健康に対するその意識をしっかりと持つことが重要だと考えます。私、本年の健康マイレージ事業の取り組みはとても具体的で、健康に対する意識を持つにはいい方法だなと考えていました。しかし先日議会報告会を行ったときに、私は受付のところで50名ぐらいの皆さんに「ずくだすカード」を見せて、「持っていますか」と言ったら、そうしたら2人だけでした。1人は「持っているけれどどこへしまったかわからない」とか言って、何かそこに来られた皆さんは大概わりかし市の事業とか、市のいろんなことを施策を知っている皆さんが多い、区長さんはじめ役員の皆さんが多かったので、みんな「持っているよ」と言う方が非常に多いと思いながら配っていたのですが、そうではないということがよくわかりました。ですから本当に実効性のある事業を行っていくというときには、市民の皆様への理解と周知、先ほどの健康何でしたっけ、ごめんなさい、ちょっと出てこないもので、いろいろな事業をやっていますけれど、本当に市民で自分が今、健康だからあまりそっちの方に興味を示さないということが多いのではないかなと、そういう気がたくさんしています。ぜひ本当にどういうふうにそういうことをしっかりとっていくか、そういう

ところがキーポイントなので、その辺をよくとらえながら事業に取り組んでいただくことをぜひお願いしたいと思います。

それからプロジェクトチームの関係ですが、今、確かにそこそこでいろんなことはやっていますが、今、最後におっしゃって、また連携をとりながらということをおっしゃっていただいたので、ぜひ横の調整を図りながらやっていくと、みんなの目にもよく見えてくるし、わかりやすいと思いますので、プロジェクトチームを組みながら市民に本当にわかるように周知をしていただきながら、やっていただければいいかなということで、これはお願いいたします。

それから次に地域包括ケアシステムの構築にかかわることですが、市内の高齢者に支え合いの調査をやるとか、実施されて、市内の課題を把握されるという、そういうようなお考えですので、地域の課題が見えたところで行っていく施策もより具体的になるものと考えられます。

今年の4月に社会福祉常任委員会が視察に伺った埼玉県の国のモデルになっている和光市の包括ケアシステムは、私たち大いに参考になりました。このような先進的な市町村を参考にされると、より事業に対する関係者の理解も深まり、事業推進に効果的だと考えます。この構築は先ほど複数年にわたりとも、そんなお話もありましたが、寝たきりをできるだけ短い期間で健康長寿で自分の家で過ごせてよかったと実感するために、市民の皆様はじめ行政関係機関総ぐるみで継続的な地域包括ケアをつくり上げていくことは、私は急務であると考えておりますが、市の方ではいつごろまでに、どの段階まで計画をつくり上げるというタイムスケジュールなどお持ちか、お考えか、その辺をお聞かせください。

また、各地区の懇談会が予定されているというお話もありますが、市民を巻き込む方法として、いつもまちづくり懇談会もほかの各地区の福祉懇談会もそうなんですが、大体顔の見えている区の役員とか、民生委員の皆さん、団体長の皆さんがほとんどで、一般の市民の皆さんがなかなかそういうところに顔を出してお話を聞くということが非常に少ないと感じております。ですから一人ひとりの問題として取り組むことを認識していただくということのためにも、できれば区単位で話をもっと見える懇談会や話し合いを行っていただくという、そういうことはいかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） ただいまの阿部議員の2つの質問でございますが、初めにタイムスケジュール、地域包括ケアにかかわるタイムスケジュールというお話がありましたが、まず地域包括ケアといいますのは、その下にシステムという名前がついております。そういった名称がついているがために、何か最終形はこういう形なんですよという、成果物みたいなものをお見せしないとわからないのかなという、そういうイメージをどうしても持ってしまう性格があると思っています。私とすれば、それはちょっと錯覚ではないかというふうに思っております。議員がおっしゃるようなタイムスケジュールというものはどんなものなのか、私にもちょっとイメージしづらいところがあるんですけども、要はいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるという、その理念に向

かって様々なサポート体制を整えていくということでもありますので、何か形になったものがこれですということをお示しするものではないというふうに認識をしておりますし、現在もそういった住み慣れた地域に暮らし続けるためのいろいろな施策というものは既に実行してきているというふうにも考えておまして、要はそれが連携が図られて、うまくいっているかという、その検証ではないかというふうに思っております。

ですので、不足している要件、機能要件に対しましては短期的に目標を立てまして、それをクリアするための施策を打っていくということはありますけれども、タイムスケジュールを立てて、いつまでにこうしましたというようなものになじむ仕組みではないのかというふうに考えておるところであります。

それから2点目の区単位での懇談会を実施したらいかがかということでもありますけれども、この地域包括ケアは基本的には中学校単位、人口1万人程度の規模の中で実施していくのがよいというふうに国の指針では示されているというところでもあります。

当市におきましては、幸いにも小学校区単位の地域づくり、これは5,000人から8,000人規模ということではありますが、そういった組織ができてきておりますので、やはりその地区をターゲットにした懇談会を実施して、意見を吸い上げていくということと、それから確かに議員おっしゃるようにいろんな市民からご意見をということはわかるんですけども、それについてはアンケート等の実施でやはり課題を探っていくという手法がいいかというふうに思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 大体は了解しました。タイムスケジュールとして、ということがちょっと表現がいけなかったかもしれませんが、一人ひとりが本当に目標を立てて、そこまで達成するという、そういうことを連携をとってやるということだったんですけど、言葉がちょっと的確でなかったことはありました。

現在もいろいろやっていますが、一人ひとりに向かって本当に生きて、ここでよかったという、在宅で暮らせるという、そういうような体制がぜひできていくことを願って、まちづくりを進めていくことをお願いしたいと思います。

また、一人ひとりでは非常に無理という、そういうようなあれなんですけれども、やっぱり最終的な今後だと思うんですね。だからその辺も初めからこういう体制は難しい、こういうことでやっているということではなくて、みんなに周知するというを基本的には考えていってもらうことがとても大事なことであるので、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

次に、ゆうふる t a n a k a のプールの廃止の件ですが、プールの利用者が減少し続けているとのお話です。しかしこの間、全協でちょっとお聞きしたときには、平均1日100人まではいかないけれど100人近い利用者が実際におられるのです。日ごろ市長は、必ずとっていいほどに、声なき声に耳を傾けながらと、いつもおっしゃられます。市民本位のお考えをお持ちでおられるのですが、ところが今回、担当事務局は何も市民の意見も聞かずに、事業を進めているとしか考えら

れませんが、いかがでしょうか。

また、まちづくり審議会の協議事項にあったそうですが、そこでの説明に対し、委員会の皆様のご意見はどのようなことが話し合われたのでしょうか、お聞かせください。

また、先日の全員協議会では、きょうは区は特別言わなかったのですけれど、全員協議会では田中区、常田区の区長さん方にご説明いただいたとのことですが、どうして2つの区に限ったのか、ちょっとその辺のことを、それとそのときの出たご意見などもお聞かせください。

また、ゆうふる t a n a k a に張り紙がしてあるんですかね。利用者の皆様への説明会を18日に予定しておられるということですが、何かその時間が夜7時からということをお聞きしました。活用されている方で、高齢者の人が非常に多い中で、今のこの寒い夜の説明会に参加できる方がどのくらいおられるのかなって、ちょっと私は考えさせられました。高齢者の皆様がどんなに活用しているかという、そういう説明も自分で多分したいと思うんですけども、その説明などのご意見、意見を伝えることはできないけれども、その辺のところはどのように考えておられるか、お聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 4点ほどご質問がございましたが、まず1点目の今回担当課の方は何も市民の意見を聞かず、事が進んでいるのではないかということですが、今回の方針を市民の皆さんにご理解いただくために、まずは市民の代表であるまちづくり審議会へ、また一番密接に関係しております地元区、地元の代表であります区の役員さん、田中・常田区の役員さんへ、また議員の皆さんにもご説明し、ご意見をいただいているところでございます。

今後は、利用者の皆さんへ、また市民の皆さんへ説明会や広報などによりお知らせしながら、利用者の皆さんのご意見をいただき、どのような対策が必要か検討してまいりたいと考えているところでございまして、このように段階を踏みながら一歩ずつ進めているところでございまして、市民の皆さんのご意見につきましては、こういった段階ごとにお聞きしながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目のまちづくり審議会でのご意見はどのようなものがあつたかでございますが、まちづくり審議会でのご意見は賛否両論でございました。ご意見の一部を申し上げますと、プールをやめてしまうのはもう少し市民に知らせたからの方がよいのではないかと、北御牧のプールはアクセス的に不便であるといったご意見が出る中、これだけ赤字が出ていればプールはやめざるを得ないのではないかとのご意見もございました。

最終的には、会場から出された意見を踏まえた上で、行政としてこれを進めていってほしいと思っておりますとまとめられております。

3点目のどうして田中区、常田区だけに説明したのか、また、そのとき出されたご意見はどのようなことかでございますが、ゆうふる t a n a k a の建設に当たっては当時田中・常田区の皆さんで組織していただいたまちづくりを検討するための団体、リフレッシュタウン田中の温泉部会の皆さ

んにご意見をいただき整備したという経過がございましたので、今回も建設に携わっていただいたということで、両区へまずは説明する必要があると考え、行ったものでございます。

また、そのとき出された主な意見でございますが、経営改善を進めるべきである、ゆうふる t a n a k a のプールよりも温泉アクティブセンターの方が優れている、田中商店街で食堂等が減っていく中でゆうふる t a n a k a の飲食を充実させてほしい等の意見が出され、改修計画に対する反対のご意見はありませんでした。

4点目の利用者説明会の開始時期でございますが、今回予定しています説明会はゆうふる t a n a k a を利用する皆さんを対象に開催するものでありまして、利用者の年齢等を考慮いたしますと40、50代も相当数いらっしゃいますので、お勤めの方も大勢いるということで、その点を踏まえまして午後7時の開催とさせていただくことが妥当と判断させていただきました。

なお当日参加できない利用者の皆さんについては、各温泉施設に意見箱を設置してありますので、そこへご要望、ご意見を投函していただくか、市の商工観光課及び振興公社に直接ご意見をお寄せいただくこともできますので、その点についても説明会でお知らせしてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） わかりました。田中・常田区ってどうしてなのかなと思ったのですが、そういえば15年前に建てたときにそういうご意見を伺った、そういう団体があったんですね。それでそういう必要があったということで、その辺は了解しました。

それからいろいろ賛否両論もあったようですが、順番を踏んでとおっしゃったのですが、利用者の皆さんはまちづくり審議会が始まる前に、うわさなんだか、その職員のほか、どこからそういうあれを知ったかわかりませんが、プールが廃止されるということを前もってみんな聞いていたんですね、利用者は。だから皆さんたちがもしそういうことになれば、そのまちづくり審議会のところでちゃんと説明するというのならいいのですが、説明も何もなくて、もう廃止だという、そういうことで本当に利用されている方は不安がっていたので、その辺はやっぱりもうちょっと順番を踏んでという部分が考えられるかと思います。

それから説明会に対しても、何か意見箱をというお話なので、その辺はまたしっかり伝えていただきたいと思います。ゆうふる t a n a k a はジムありスタジオありプールあり、最後にリラックスできる温泉ありで、あっちのアクティブの方はいろいろは備わっているけれど、最終的なゆっくりつかって、体洗ってというようなそういう、シャワーはありますけれど、そういう温泉というのはない。この4つを備えたこういう施設がほかにはないと考えますが、ほかにもこういうようなところってこの近辺にあるでしょうか。それを1つお聞かせください。

それからこの4つを兼ね備えた施設を十分に活用できていなかったのではないかと思います。利用料金の見直しも15年間全然、いろんな施策の関係でできてこなかったということはわかるんですが、そういうこともせず利用者を増やす、そういう十分ないろんなプログラムも最初のうちは

すごいたくさんやっていましたよね。それをうまく継続してやっていけば、このようなことにはならなかったのではないかなと、ふと思うのですが、いろんな経営的なものとか、いろんなことの工夫もあまりされてこなかったような気がするんですが、そして利用者が減ってきた、維持費にかかると、財政的なことばかりに焦点が当たっているとしか考えられない今回の改修には、納得いかない利用者がたくさんいると、それは考えます。

介護予防としては、プールというのが最適です。2つあるから、アクティブがあるから1つはなくすのではなく、2つある宝を備えているから、東御市の介護予防はこんなに進んでいるんだよとほかの市町村に誇れる、そういう施設として活用することはできないか、お聞きをします。

また、1度しんたいに依頼して、この施設の専門的な検討をしていただいたらどうでしょうか。北御牧のころ、医療費が県下一低いという、そういう実績を持ってやってこられたしんたいの皆さんのノウハウなら、4つの施設を備えたこの宝物の施設の活用をいい提案をしてくれるのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 幾つかご質問が出ておりますけれども、私の方からは介護予防ですとか健康増進に係る活用にかかわるご質問について、先にお答えをしたいというふうに思っております。

議員がおっしゃる中で、プールを活用した健康増進や介護予防の話が出てきておりましたけれども、これは当然効果があるということは誰もが認めているツールでございますが、ただ、ゆうふる t a n a k a のプールに限っていうと、建設当初に比べて利用者の数がかかり減ってきたという事実があるということでもあります。それによりましてその後、合併がなされたわけではありますが、市内にはプールに関して議員もおっしゃいましたが、より施設の充実しているアクティブセンターがございますので、その部分についてはいわゆるプールを使った介護予防の部分については集約を図っていかれるのではないかと、健康増進の部分については、その部分について集約が図れるのではないかと、そういう議論の中で今回検討を進めてきたということでありまして、ゆうふる t a n a k a の位置づけが健康増進から外れるとか、そういうことではございませんので、今後についてもゆうふる t a n a k a の3階部分については介護予防も含めた健康増進全体の拠点施設ということで、今後も運営をしていきたいということでもあります。

そういった要因がある中で、この施設における健康増進や介護予防への取り組みとして、どのように今後特徴を更に出していったらいいかということで、多くの関係者が集まっていただいて、検討を重ねてまいりました。もちろんその中には身体教育医学研究所にも中心的なメンバーとして加わっていただいて、アドバイスをいただきながら今後の使い方について検討を重ねてきたということでもありますので、ゆうふる t a n a k a の3階がすべて機能がなくなってしまうということではなくて、プールを使った健康増進、介護予防については集約を図らせていただきたいという、そういう考え方でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 先ほどの質問の中で、ゆうふる t a n a k a と同じような4つの施設を持った施設はほかにあるかということでございますが、私の方では特に同じような施設がほかにあるということは承知しておりませんが、いずれにいたしましても温泉アクティブセンターとゆうふるの違いは、議員おっしゃられましたように温泉があるかないかということだと思います。そういう中では、温泉アクティブセンターには温泉ジャグジーといたしまして、泡の出る、お風呂ではありませんが、水着で入るわけですが、その設備が、ゆうふる t a n a k a はちょっと記憶で申しわけないのですが、2人か3人ぐらいしか入れるようなスペースしか、たしかなかったと思いますが、北御牧の温泉アクティブセンターは広い面積で十数人ぐらいは優に入れるというような大きな、考えてみれば、ヨーロッパ的に考えれば温泉に近いような、そんなような位置づけになるかと思っておりますので、確かにつかって体を洗ってということではできませんが、それに近いような形の中でリラックスしたりとか、そういうことができるのではないかなというふうに考えておりますので、機能としては全然落ちていないというふうに認識しております。

あと経営的なことについてあったわけですが、利用者を増やす方法ですとか、そういうものにつきましてはずっと開館以来なかなか経営的に厳しいという中で、市としても検討いたしましたし、振興公社としてもご検討いただく中でやってきましたが、いずれにしましても一番大きな問題はゆうふる t a n a k a の場所的にちょっと市内に奥まっているという中で、また商業的圏域がすごい小さいわけですね。そういう中でこのようなフィットネス的な事業というのを展開するにはちょっと圏域として狭いということもございます。そんなようなこともありますので、このまま利用者を増やすようなことを更に進めていったとしても、基本的には将来的には見込めない。また今の温泉アクティブセンターとも当然競合することになりますので、そういう中からも非常に将来を見据えた中でこれを維持していくということは非常に難しいのかなというふうに考えております。

そういうことで今回、今後ニーズが求められております介護予防を中心とした、そういう健康活動の場として活用していった方が、市民の皆さんのためになるのではないかなというように考えさせていただいて、今回の方針を決めさせていただいたということでございます。

それと先ほどの説明の中で、ちょっと1点つけ加えさせていただきたいわけですが、市民の皆さんにご説明するという中で、11月に自治推進委員会、要するに区長さんの最後といたら失礼ですけど、会議があったわけですが、その席上で今回のゆうふる t a n a k a のプールを健康づくりのためのスタジオに変えたいというお話もその場所で説明させていただいておりますので、その点について追加させていただきます。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 介護予防の機能がなくなるということではないということなんですけど、プールも一緒にあるということが非常に大事なところなんです。確かに北御牧のアクティブセンターの方も優秀だし、私もそっちの方へ何回も行ったり、ゆうふるも今は会員ではないけれど、

ずっと長い間会員でいました。だから両方ともよくわかって、もちろん向こうの北御牧の方は、もう専門家がちゃんとたくさんいて、広くて本当いい指導をされているということはよくわかりますが、ただ、今回廃止の検討をなされた北沢部長はじめメンバーが、そういう場所をちゃんと熟知した上でそういうようなことを決めているか、それから利用者の声をどうやって自分たちが廃止を決める前に言って、受けとめているか、そういうようなことをちゃんと考えていたのかどうか、ちょっとその辺のことはどのように思って決めたのか、よもやそういうことがあったから初めてアクティブセンターへ行ったとか、ゆうふる t a n a k a へ行ったとか、そんなことは到底考えられません。意外と今までのいろんな経験の中ではそういうことがえてして行われることもありましたので、ちょっとその辺のことをお聞かせください。

それから本当に13年間通っている皆さんが、とてもいい状態でやっているとかと、体の調子がいい、足に障がいがあるけれどいつまでも歩かなくてはいけないからプールを利用しているとか、いろんなそういう医療費の抑制や介護予防にたくさん声を上げているという、そういうことは私、とても重く受けとめていただいていた方がいいと思います。

それで今回温泉施設の年間券の廃止の話が出てきましたが、15年も経過すればプールとかそういうところの補修とか改修なども必要かと思いますが、ここで即29年だかそのころに廃止ということではなくて、もうちょっとプールの維持管理、修理のその辺のこととか、ジムやプールの利用料の見直しをしたり、もうちょっとプールを活用した健康増進の介護予防を効果的に取り組める、そういう方法がないかどうか、もうちょっと期間を、すぐここで改修ということではなくて、もう5年ぐらい先まで延ばすとか、その辺をもう一度検討できないか、ちょっとそこで重ねてお伺いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） ゆうふる t a n a k a のプールの廃止に関しまして、このプールの廃止に関しましては平成19年度のシンクタンクの温泉の在り方ということの中の方針の1つであります。ご承知のように、4つの温泉は実質的には無理であるということで、2つの廃止ということが1つの方針として出されておまして、ゆうふる t a n a k a と御牧乃湯を廃止することを通して、経営安定化を図ったらどうだということが専門家の第1の提言でございました。それができないとしたら、最低限ゆうふる t a n a k a のプールを廃止すべきだというご意見をいただいて、議会の全協に説明しているということを私の就任前でありますけれども、お聞きしておるところであります。

同じ年の4月の選挙で私が就任させていただきまして、大変失礼なことを申し上げたということもあるわけですが、土地開発公社と振興公社と市民病院という、この3つが経営体として非常に苦しい状態にあって、今後極めて市全体の施策に悪影響を及ぼしかねないということで、この3つに関して何とかするために市長になりたいというふうに言わせていただいて、市長にならせていただきました。土地開発公社に関しましては、一部事業を廃止させていただきました。市民病院に関しましては、新たに結城院長を迎える中で、またお産ができて、更に市民に必要な病院として

何が必要かという形の中で、今、改革途上であるというふうに認識しております。

更に温泉に関しましては、今年の9月の25年度決算の議会の附帯事項におきまして、振興公社の経営に関してこのまま放置することできないのではないかとのご提言をいただいたところでございます。重大な課題であるというふうに認識しております。更には19年度の赤字状態の中で、東御市に7つの温浴施設があるということでございます。鞍掛の福祉センターと御牧台のほたるの湯と、それから北御牧の福祉センター。北御牧の福祉センターに関しては老朽化という形の中で北御牧の皆様方のご理解を得ながら廃止ということで現在、みまき福祉会のデイサービス拠点整備事業に伴って、現在は仮営業中でございますけれども、基本的には温浴施設に関しては廃止という形でご理解をいただいております。

更には平成19年度に利用者へのアンケート調査で、この赤字に関してどう対処すべきかという形の中で、利用者の過半数の皆さん方が税金を投入して赤字を補てんすべきであるという結論を出されておりますので、利用者に対してはやはり何とか税金を投入しながら維持してほしいという切なる要望があるものというふうには認識いたしておりますけれども、そういう経緯経過の中で私も社長を今年の2月までやらせていただく中で、それなりに職員、スタッフと努力をしてきたつもりでありますけれども、共通券の発行とか、いろんな形の中で突出してサービスの大きいゆうふる t a n a k a に関しては、同じ値段でそれを維持していくというのは極めて困難だという結論に至っておりますので、少なくとも4つの温泉を東御市に残すための結論として、利用者や市民の皆様、議会の皆様の理解を得ていくために最大の努力をしていきたい、温泉を残すためには身を切るその覚悟の中で、ご理解を賜る中で、何とか健全経営に少しでも近づきたいという形の中で、過剰なサービスに関してはおわびしながらやめさせていただきたいという認識を持っております。5つの地域にプールがすべて整備されれば健康のためにもいいわけでありましてけれども、とてもそういうことはできない。1つをみんなでとにかく守って活用しながら、ミニマム・マキシマムというか、広く全体の利益のために施策を展開すると同時に、確かにこの地域の特徴である高みを生かして、みんなで協力しながら、この地域のよさをアピールしていくという施策をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） ありがとうございますと言っはいけない。ごめんなさい、よくわかりました。

本当に経営的なこととか、いろんなことを考えると本当にもっともで、もっともなことはよくわかります。ただ、やっていく手法として、もうちょっと市民の皆様にといいことをまず考えて、そういうことをぜひ取り入れていただきたいと思います。

ちょっと時間がなくて、でもこれはちょっとこの間感じたこと言いたいと思うことがあったので、時間がありませんが、ちょっと紹介させていただきたいと思っております。

先日行われた事業所報告会での、そこでの講師の方の「今だからこそ考えたい」というお話の中

で、強く心に残ったお話がありました。「一人ひとりの生活、人生、生命を支える視点においては、費用のことは語られるべきではない。持続可能な社会保障制度の観点からは費用の適正化が望まれるが、必要なことには使い、予見可能なものの発生は防ぎ、適正な活用がなされることが大切。数字でははかられない大切なものは目に見えない。目に見えないからこそ一番大切なものがある」ということです。時間の関係で全部はご紹介できませんが、私はとてもこの言葉は心に残りました。市民の皆様に対してもこういう気持ちでやっていただきたいとぜひ思っております。

あと2分ですね。

次に、子どもの居場所づくりについてですが、本当はこのことを今日はとてもたくさん、30分以上聞きたかったのですけれど、でも先ほどのプールの話がありましたので、私はそこにとっても時間を使いました。

子どもの居場所づくりについては、私たち太陽と風の会が先日日程もお金もすごい工面して雲南市に視察に行ってきました。ここの子どもの居場所づくりですけれども、平成17年から始まっており、その実績を上げています。先ほど次長は地区単位の地域づくりの中で整えられることが理想と、そういう言い方をしていました。小学校区単位でやって、地域の皆さんの力とを言いましたが、まだまだ地域ではそこまで力がついていないので、雲南市では学校、家庭、地域の真ん中に教育委員会があって、そこがリーダーシップをとっているのです。先ほど次長がおっしゃられた調整役などというあいまいな存在ではなく、居場所づくりは子どもも大人も含めた地域の人間関係づくりです。ぜひその辺のコーディネートを教育委員会でやっていただき、モデル的にでも居場所づくりの実行委員会を立ち上げて、子どもたちをみんなで見守っていかうではありませんかという提案なんです。もう時間になりましたので、また次の機会にお聞きしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号3 歳入確保について、受付番号4 東御市における国際交流について。5番、蓮見喜昭君。

蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 議席番号5番、太陽と風の会、蓮見喜昭です。今回も元気に一般質問行っていきます。

今回は2点について質問いたします。1点目が歳入確保について、そして2点目が東御市における国際交流についてです。

まずは歳入確保についてですが、地方自治体の厳しい財政状況が続く中、多くの市町村が毎年の財源確保、予算のやりくり等に本当に血のにじむような努力をされていると思います。総務省によりますと、全国に約1,700以上ある地方自治体の中で、平成25年度で交付税を受けていない、いわゆる不交付団体は都道府県が1つと、あと48の市町村しかないそうで、それ以外の自治体は地方交付税を受けていると。つまりいわゆる依存財源がなければ非常に自治体の運営というものが厳しい可能性があるという状況だそうです。

そういったことも踏まえて、景気の低迷ですとか、少子化等、原因はいろいろあるとは思いますがけれども、自治体の自主的な歳入自体が減少しているという中で、中央政府に依存をしないで自治体が独自でいろいろ工夫して、独自で財源を調達するという、そういった自主財源確保というものは喫緊の課題だというふうに考えます。

主な自主財源というものは、地方税ですとか、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、更には諸収入等があるとは思いますがけれども、やはり安定した自主財源の確保というものが自治体の財政基盤を強固にしますし、様々な施策もやりやすいことだと思います。

東御市も景気の低迷や人口減によって年々税収が厳しくなっているとは思いますが、そんなときだからこそ様々な工夫、取り組みでこの状況を何とか踏ん張っていただきたいというふうに思うところです。

そこでお聞きいたしますけれども、ここ数年の東御市におけるこの自主財源の推移はどのようになっているのでしょうか。

そして全国多くの自治体が様々な工夫、例えばふるさと納税ですとかネーミングライツ等の様々な取り組みで自主財源確保の努力をしておりますけれども、東御市の状況はどのようになっているのでしょうか。

続きまして、東御市における国際交流についての質問です。

最近グローバル時代を迎えまして、全国各地の自治体でも様々な形の海外との交流というものが積極的に行われていると思います。全国各地の自治体が世界にある自治体と交流して、お互いの文化を認め合い、できるだけ長くにわたって交流を続けていくということは、現在の国際化された時代において日本、そして海外の国、両方の自治体、そしてその住民にとって多くのメリットがあるというふうに考えます。

東御市でも海外へ中学生、高校生のホームステイ事業等をはじめ様々な形で海外との交流を実施してきているとは思いますが、外国の方、そして異文化の交流は若い世代のみならず誰にとっても新しい刺激があると思いますし、学びもたくさんあり、様々な面からプラスになる部分が多いのではないかとこのように思います。

そこでお聞きをしますが、今、東御市における最近の国際交流の現状はどのようになっているのでしょうか。そして今後の東御市にとっての国際交流はどういった形を目指していくのか、お聞きをします。

以上が私の最初の質問です。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） おはようございます。受付番号3、蓮見喜昭議員の歳入確保についての質問につきまして、市長にかわりお答えをいたします。

自主財源につきましては、地方公共団体が自主的に収入し得る財源でございまして、市税や負担金、使用料、手数料、寄附金等がこれに該当いたします。

ご質問の1点目のここ数年における自主財源の推移はどのようになっているかについてですが、当市の自主財源の合計額及び歳入総額に占める自主財源の割合につきまして申し上げます。平成21年度につきましては、約63億3,100万円で、割合とすれば42.1%になります。23年度では約55億5,500万円で、37.3%、平成25年度では約63億700万円ということで、31.9%と低いわけですが、この平成25年度につきましては25年度に限っての特殊事情であります第三セクター等改革推進債がございますが、これを除きますと割合とすれば38.0%ということになります。また、この21年度から25年度までの自主財源の割合の5年間の平均は39.2%ということになります。

この自主財源の中では、市税が多額を占めておりまして、この自主財源の中での市税の割合といたしますと21年度が64.5%、23年度では72.7%、25年度では63.7%となっております。

2点目のご質問の多くの自治体がふるさと納税、ネーミングライツ等の独自の取り組みで自主財源確保の努力をしているが、東御市の状況はどうかでございますが、ふるさと寄附金につきましては、本年4月から市の特産品をお礼品としてインターネットのポータルサイトへ掲載しております。この11月30日現在では529件、588万8,000円の寄附金がございます。現在、お礼品の種類を増やす手続きを進めておりますが、来年度は特産品の充実を図るとともに、4月からふるさと寄附金の受け入れに当たりまして、インターネットでのクレジットカード決済ができるように準備を進めているところでございます。

また、公用車への有料広告の掲載についても検討しておりますが、これについては県内の取り組み事例を参考にしながら、実施に向けての県等を進めておるところでございます。

また、市の施設の名称に企業名ですとか、商品名等の愛称を付与するというネーミングライツにつきましても、これにつきましても県内の取り組み状況を参考にしながら、研究してまいりたいと考えております。

安定的な自主財源を確保することで、財政運営の自主性、安定性の維持が図られますので、行政需要に円滑に対応するため今後とも財政基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 受付番号4、蓮見喜昭議員の東御市における国際交流についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えをいたします。

まず1点目の東御市の国際交流の現状はどうかでございますが、姉妹都市提携をしておりますアメリカ合衆国オレゴン州のマドラス市と旧北御牧村時代から通算いたしますと約20年にわたり交流を続けております。東御市発足後の平成17年には、国際交流を市民とともに進めるため、アメリカ姉妹都市友好協会が設立されまして、この協会が中心となって交流活動が進められることとなりました。

友好協会の主な国際交流活動としては、子どもたちの国際理解と語学教育を進めるための中学生、

高校生のホームステイ派遣事業と、姉妹都市友好交流事業がございます。ホームステイ事業では、中学生を夏休みにオーストラリアへ、また高校生を春休みにマドラス市へ毎年それぞれ数名派遣しております。

また姉妹都市との友好交流事業では、数年置きの相互訪問がございまして、マドラス市から東御市へは近年では19年に交流団10名が、また24年9月には姉妹都市委員長のコールティン夫妻らが来訪いたしまして、東御市の巨峰の王国まつりにもご参加をいただいたところでございます。一方東御市からは22年に10名の訪問団が、そして今年の10月にも花岡市長をはじめ10名の親善訪問団が4年ぶりにマドラス市を訪れ、ウィドマー市長やコールティン氏ら市の関係者や高校生らとの親睦を重ねる中で、今後も友好交流を継続して、そして更に深めていくことを確認いたしましたところでございます。

次に2点目の今後の東御市の国際交流はどういった形を目指すのかであります、国際交流の推進役となっておりますアメリカ姉妹都市友好協会と連携をして、現在と同様に子どもたちの国際理解、語学教育のための中学生、高校生のホームステイ事業及びマドラス市との友好交流訪問の継続が中心になると考えております。

また、今回の親善訪問におきましては、マドラス市から東御市へ高校生のホームステイの派遣の考えもあると伺いましたので、そのような希望が現実にあるようでしたら、ホストファミリーの選定や体験プログラムなど、様々な問題ございましょうが、実現に向けまして努力をしまいたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） ここで15分間休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時30分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） それでは再質問をさせていただきます。

休憩前は東御市が独自で得る地方税とかの歳入、いわゆる自主財源について質問をいたしました。この自主財源の推移をお聞きいたしますと、平成21年が約63億円で全体の歳入の42%ぐらいですか、21年が55億円で37.3%、そして25年が三セク債の特別な事情があるにしろなかなか上がっていかないということで、本当に厳しい状況が続いているなというふうに思いました。

そんな中で、ふるさと納税やネーミングライツに関しても、東御市の状況を説明していただいたわけですが、まずはふるさと納税についてちょっと質問させていただきたいと思いますが、今年の4月から東御市も地域の特産品をお礼品としてインターネットのポータルサイトに掲載を始めて、先ほどの答弁では今年の11月末で529件、588万8,000円ほどの歳入があったというお

話ですが、以前と比べたらやはり市の特産品をお礼として出さなかったときと比べると多くなってきているとは思いますが、まだまだ増える伸び代というのは十分あるのではないかなというふうに思います。

先月、私どもの会派、太陽と風の会のメンバーで島根県の浜田市というところにふるさと納税の研修に行っていました。そもそも私、最初このふるさと納税という制度を聞いたときに、最初は今、自分が住んでいる自治体以外の自治体を応援する制度ということで、おもしろいアイデアだなというふうに漠然と思っていたわけですが、しかしながら最近のふるさと納税に対する盛り上がりですか、少し違う方向に行っているような気がいたしまして、例えば本屋なんかに行くと、ふるさと納税の攻略ブックみたいな本が実際に販売されていて、どういったテクニックを使って、いかに安価でコストパフォーマンスが高い地域の特産物を手に入れるか。本当に地域を応援するというよりも特産物が欲しいという、そっちの方に何か気持ちがシフトしているようなふうに感じて、本来の寄附金によって地域を応援するという趣旨からちょっと脱線してきているような印象をちょっと前まで持っていました。

そんな中、先月会派で島根県の浜田市というところにふるさと納税の視察で行ったわけですが、浜田市は人口が5万7,700人で、平成24年度の一般会計決算が374億円ということで、その歳入の3分の2は交付税等の依存財源で賄っているという自治体でした。東御市と同じように地方にある都市で、自主財源の安定した確保というのはやはり永遠のテーマというふうにおっしゃっていましたが、浜田市はこの数年、ふるさと納税を活用した税収アップに力を入れていて、庁舎内の体制も市の財政課の下にある財務企画係という係がありますけれども、臨時職員とかを含めて4名の専門の職員でこのふるさと納税について対応しているということでした。

先ほどの答弁の中でも、東御市でも来年からクレジットカードでの納付を始めるという話がありましたけれども、この浜田市でも昨年、平成25年度にクレジット納付を導入したことによって、平成24年度ではふるさと納税を通して約1,500万円程度の納税額だったんですね。このクレジットカードの納付を始めた平成25年には約1億1,400万円、そして平成26年度は私どもが訪問した先月の11月12日現在で約3億4,350万円というふるさと納税の実績があったそうです。

そしてこのふるさと納税というものも、一般世間のお歳暮とかクリスマスシーズンのときに動きが大きくなるということにして、担当者のお話ではこれから更に忙しくなって、平成26年度は最終的に約5億円ほどのふるさと納税の寄附を見込んでいるという話でした。

島根県のこの一都市であります浜田市が、このふるさと納税を活用して約5億円の歳入を見込んでいるというのは本当にすごいことだと率直に感じたところです。実際にこのご時世に5億円もの歳入を、歳入の本当に大きな金額だと思いますし、実際に浜田市も歳入の3分の2は依存財源に頼る自治体ということで、どうやって自主財源を少しでも多くして、歳入を確保していくというのが本当に課題であったわけです。

更には地域の特産品をお礼に出すということで、市内での経済効果もそれなりにあるということが言えますし、この浜田市は港町ということで、地元の港で水揚げされた魚が、特に最近ではノドクロという魚が人気だそうなのですけれども、地域の産業、そして地域のイメージのPRにすごく一役を買っているというふうに言えると思います。

私自身も最初は先ほど申し上げたようにふるさと納税とって、本来の意味合いではとてもおもしろい制度だなというふうに考えていたのですが、最近のブームの中で本来の趣旨とずれて、本当に特産品を取り寄せることだけが主な目的となってしまって、ちょっと複雑な思いでこのふるさと納税という制度を見ていたのですが、今回の浜田市の視察で担当者のすごく熱のこもった詳細な説明を受けるうちに、こういう考え方もある意味割り切ったといいますか、こういう考え方もあってもいいのかなというふうに思うようになりました。

この浜田市の場合は、歳入アップ、自主財源確保という目的で、すごくビジネスライクでふるさと納税というものをある意味割り切ってとらえているというふうに感じました。確かにふるさと納税という制度自体に対して賛否両論はあるとは思いますが、いろんな考え方があって、ただ、ほかの自治体は実際にこの制度を活用して数億円の歳入をおのずから、自らつくり出しているという自治体は実際に存在するわけなんですね。そんないろんな考え方、意見がふるさと納税に関しては多くあるわけですが、実際の歳入アップ、さらには地域の特産品を通じた我が東御市の情報発信ですとか、魅力のアピール等の効果も期待できるというこの制度、私もぜひ東御市ももっとビジネスライクに割り切って、安定した財源確保に向けて今後もしっかりと推進してもいいと思うのですが、市としてはどのように考えるか、お聞きをします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいまのご質問ですが、ふるさと納税について東御市としてもビジネスライクで考えたかどうかというご質問かと思いますが、このふるさと寄附金につきましては、ふるさと地域づくりを応援いただくための寄附金と認識しております。東御市のブランド的価値のある特産品を全国にPRする重要なチャンスというふうにとらえております。東御市の知名度や好感度を上げ、全国に売り込む、いわゆるシティプロモーションの一環として重要なチャンスであると考えております。

また、寄附金の約半分はお礼品ということでしておりますので、寄附金額の増加に伴いまして、そのお礼品の金額も多くなりますので、市内への経済効果もあるというふうに考えております。

いずれにしても寄附金にこたえる地域づくりの礎をしっかりとつくっていくことで、結果として地域経済活性化の一助になればというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） ぜひこのふるさと納税を推進していただいて、地域活性化を目指していただきたいというふうに思うところですが、それでもう少しふるさと納税について質問したいのですが、私が思う中で、ふるさと納税の額を増やすポイントになるのは、3点ほどあると思

ます。1つ目が、先ほどもありましたクレジット決済です。2つ目が、ふるさと納税をやっていますよという自治体の情報発信というものをしっかりやるということ、3つ目が、ふるさと納税をされる方に出す、お礼としてもらう品々の選択肢の多さというものが私が思う3つのポイントなのですが、1つ目のクレジット決済に関しては先ほど答弁でございましたが、来年4月にスタートをするということで、今、準備をされているというお話でした。ふるさと納税のやはり先進地を見ると、このクレジット決済をスタートしてから飛躍的に寄附額が増えている自治体が多いように思います。ふるさと納税に限らず、最近のライフスタイルといいますか、普通世間でクレジットカードを使ってインターネットで買い物をするのは今、当たり前でして、忙しい人は買い物、実際にお店に買い物に行かないで、本当にインターネットだけでショッピングを楽しむような方もいらっしゃると思いますし、インターネットでクレジットカードを使って食料品や携帯電話、更には光熱費の支払い等も手軽に行われる時代になってきました。クレジットカードでの支払い、今回の場合はふるさと納税ということで、寄附をするという形になると思うのですが、カードでお金を払うと銀行振込なんかと違って手数料というのもほとんどかかりませんし、非常にカードでインターネットを使って払うというのは本当に手軽な形なのですね。ですので東御市もこの4月から導入するというので、ある程度の伸びが期待できるのではないかとこのように思います。

そうなってくると2つ目と3つ目がポイントになってくると思うのですが、2つ目の情報発信ということについては、ふるさと納税に限ったことではないのですが、どんなに素晴らしい商品、そしてサービスがあっても、そのことが消費者に伝わらなくては意味がないわけですね。消費者が知らなかったらその商品は絶対買わない、当たり前なことなのですが、そんな中でふるさと納税のポータルサイト、有名なサイト等に登録したということで、今後も多くの希望者の目に触れることがあると思いますので、そこも期待したいなというふうに思っています。やはり東御市に寄附をするとこんなよい特産物が入りますよと、東御市はこのような魅力あふれる都市ですよと、そういったことはぜひ積極的にどんどんアピールして、様々なポータルサイト以外も含めて、様々なチャンネルを使って東御市のふるさと納税について、市外に向けて情報発信をしていただきたいと思います。

3つ目の実際に寄附をされる方々にとっての選択肢の多さという点ですけれども、やはりただ寄附をするだけではなくて、その寄附をしたことによってもらえるお礼の品の選択肢が多い方が実際に寄附される方の楽しみも増えるということで、より多くの方々の注目を浴びることができるのではないかとこのように思います。

先ほどの答弁はクレジットカードの決済とともにお礼として出す特産物の充実を図るということでしたが、実際にどうやって充実を図っていくのか、そして、どのような品物を増やしていくのか、もし決まっているようだったらお聞きをします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ふるさと納税に関して、ポイントは3つあるということの中で、クレ

ジット決済につきましては先ほど説明したとおりでありますけれど、来年の4月から開始と予定しておりますが、多くの寄附申込者が増加が見込まれるということではございますが、実際にどのぐらいというのが現時点ではわかりませんので、当面は市役所内での連携で対応してまいりたいというふうに考えております。

それから情報発信につきましては、様々なチャンネルということではありますが、おっしゃるとおりですので、現時点で行っておりますインターネットのポータルサイトはもとより、例えば東京東御市会ですとか、折に触れてアピールしていきたいというふうに考えております。

それからお礼品の充実をどう図るかというご質問でございますが、今年度については今まで3品目でしたが、2品目増やして対応していくというふうに考えております。また来年以降につきましては、現時点では具体的にはありませんけれど、いずれにしても東御市をアピールできる、印象づけられるような品目を選定いたしまして、かつまた数量の確保も重要ですので、検討を進めて、準備を進めていきたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） このふるさと納税というものも、まだ始まったばかりというところがありますし、大いに可能性があると思っておりますので、ぜひ推進していただきたいというふうにお願いします。

続きまして、先ほどの最初の答弁でもありましたネーミングライツについてちょっとお聞きしたいのですが、先ほどの答弁では今後研究していきたいというお話だったのですが、先日湯の丸高原に誘致を目指されている高地トレーニング用のプールもネーミングライツを活用するような話が全員協議会で話を聞きましたけれども、まだ誘致の段階なので最終的にどうなるかわからないといったところでしょうか、これからできるであろう建物もそうなんですけれども、今、実際は既に建設されている公共の建物は市内にたくさんありますし、それらの公共建造物にネーミングライツを募集して、少しでも収入を得るという考え方もあるんじゃないかなというふうに思っています。

それにちょっと関連して、直接ネーミングライツとっていいかわからないのですが、行政と民間がタッグを組んで例えば地域にゆかりのある名前を公共性のある建物につけたりするようなこともありますし、例えば山形県のある自治体は地域の特産物である果物を市内にある駅の名前にしたりというところもありましたし、例えば東御市でも指定管理をお願いしています道の駅雷電くるみの里ですね。指定管理者制度を活用しているわけですから、行政と民間が双方かかわって運営しているといってもいいと思うのですが、厳密には直接的には東御市のネーミングライツとか自主財源には関係ないかもしれないのですが、東御市のゆかりの英雄ですとか、地域の特産物の名前を使っているということで、市外に様々な形でPRをするということができるといえることだと思います。

そういった形でネーミングライツというものもいろんな形が想定できると思うのですが、先ほどの答弁では県内の取り組み状況を研究していきたいというお話でしたが、改めて県内で実際に利用されているような状況と、あと東御市、どういったことを検討しているか、現在の状況をお聞きし

たいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ネーミングライツにつきましてのまず県内の状況ということでご説明したいと思います、県の施設につきましては有名なところでは長野県の県民文化会館が「ホクト文化ホール」という名称になっております。ほかに松本文化会館については「キッセイ文化ホール」というような名称になっております。そのほか長野県では今も含めまして5カ所ほどネーミングライツということで対応しているというふうにお聞きしております。

東御市におきましては、先ほど申しましたとおりこれからの研究という、課題ということになりますが、市内には温泉施設ですとか、あるいは文化施設、体育施設など幾つかのネーミングライツの対象として可能性のある施設がございますので、研究してまいりたいと現段階でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） このネーミングライツもまだまだ、長野県ではそんなにまだメジャーではないのかなというふうには感じましたが、ぜひいろいろ研究していただいて、もし東御市内でも活用できるのであれば活用していただきたいなというふうに思います。

今、歳入に関してふるさと納税、そしてネーミングライツについてお聞きしましたけれども、それ以外で先ほどの答弁の中で市の公用車の有料広告の導入について研究されているというお話を聞きました。あと私が把握している中で、例えば東御市から送られてくる封筒ですとか、あと「市報とうみ」、「お知らせ版」等に一般企業の広告が載っていて、額はそんなに多くないと思うんですが、収入につながっているということは把握はしているんですが、それ以外に市の税収アップのために市が独自で行っているようなことすとか、もしくは自主財源確保、歳入増加のために既に行っていること、検討しているようなことがありましたら、お聞きをします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 自主財源に関する市の取り組みというご質問でございますが、おっしゃっていただいたもののほかに、自動販売機の設置の際に入札をしております。一部ですがしております、一定の成果がございました。ほかに考えられますのは、現時点でやっていますけれど、普通財産についての未利用地の処分を推進していくということ、それからこれは資金運用の関係になりますけれど、資金については安全かつ確実な運用ということですが、一部国債等債券によって自主財源確保に向けての努力はしているところでございます。現時点では具体的にはこのような形ではありますが、いずれにしても自主財源の割合が一番多いというのは市税でございます。市税をいかに増やしていくかということが重要ということになります、今後の景気動向ですとか、土地家屋の評価替等を勘案した中で、収入増は見込めない状況ということですが、収納率の向上に引き続き取り組み、また定住人口の増加策ですとか、産業の振興など活力あるまちづくりを推進しまして、税収基盤の強化を図ってまいりたいというふうに考えています。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） まだまだ厳しい状況が続くとは思いますが、ぜひ様々な面から税収アップ、そして財政基盤の強化に努めていただきたいと思いますというふうにお願いするところでもあります。

続きまして、東御市の国際交流についての質問です。私を含めて10月の終わりに市長も行かれたのですが、アメリカの姉妹都市でありますオレゴン州のマドラスに訪問団として訪問してきました。私個人的にはそれ以前の2007年、今から7年くらい前に市内の高校生4名を引率して連れて、ホームステイ事業ということでアメリカに東御市の高校生4名と2週間弱ですか、そのくらい訪問をしてきました。今回訪問団で行かせていただいたのが、マドラスに行ったのが2回目の訪問だったのですが、前回初めてマドラスを訪問した2007年のときは高校生の引率という形で行ったものですから、常にいろんなところにあいさつに行ったりとか発表したりとか、動き回っていて、あまり記憶がないところもあるのですが、今回は訪問団の一員ということで行ったものですから、初めて訪問したときよりかなり、1度行ったこともあって余裕を持って事態を把握するといいますか、見る事ができて、以前参加して高校生の引率で行ったときも、最初はやっぱり高校生、ホストファミリーに会ったばかりのときは英語がなかなか通じなくて、ちょっと不安そうな顔をしていたのですが、数日間ホストファミリーと一緒に過ごして、学校に、現地の高校に通って、たったのほんの数日間過ごしただけなのですが、英語がそれなりに話したりとか、ホストファミリーとお別れのときは涙を流しながらのお別れという光景を見ると、その数日間ですごく高校生の子たちは成長したんだなど。その同じ時間を共有できたということに私自身もすごく幸せを感じたところなのですが、とはいってもこれで複数回マドラスを訪問させていただいて、改めて姉妹都市関係というものの重要性を認識したところではあるんですが、毎年アメリカ姉妹都市友好協会の事業として高校生複数名をホームステイ事業に送っているわけでありまして、反対にマドラス市の方からも先ほどの答弁でもありましたように、数年に1度くらいですか、元市長をはじめとするご一行様でこちらに来ていただいているということで、ただ、マドラス市のやっぱり高校生はなかなかいらっしゃらないですね、ほとんどの方が大人ということで。

そんな中で、今回マドラスを訪問して私が感じたのは、マドラスの友好都市協会、アメリカ側の友好都市協会の主要メンバーもやっぱり高齢化してきているということですね。この方たちがこのプログラムにかかわらなくなってしまったら、ひょっとしてこのホームステイをはじめとするプログラムは果たして続いていくのかなというふうに疑問に思ったところです。

私自身はやっぱり姉妹都市関係をできる限り続けていくべきだと思いますし、海外の自治体や組織と異文化交流をするということは、多くのメリットがあるというのは先ほど申し上げたとおりでありますけれども、しかしながら高校生ホームステイプログラムについても、こちらからばかり行って、アメリカ側からはあまりいらっしゃらないということで、ちょっと温度差のようなものを感じるわけなんですけど、どうやったらマドラスと今後もよりよい関係が築くことができるかという中で、先ほどの答弁の中で、アメリカからもこの関係を継続して、アメリカからの高校生のホーム

ステイの検討もあるという話だったものですから、すごくそこに期待をしたいところなんですけれども、ただ、実際にアメリカの高校生がこっちに来るとというのがすごく難しいところもあるなというふうに考えているんです。ただ、やっぱり国際交流というのは双方が行き来して、国際交流だと思いますので、ぜひアメリカの高校生、マドラスの高校生にもこっちに来てもらいたいと思うのですが、市としてはそれが可能になるように、どのように考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 先ほどお答えいたしましたとおり、今回の交流訪問団の皆様から、間接的ではございますけれども、マドラスからも高校生を日本に、東御市に派遣したいというお考えがあるということはお聞きをして、お答えをしたとおりでございますけれども、現実的にはやはり議員がおっしゃるように継続してやってきているものではありませんので、受け入れを立ち上げる際に大きな支障はあろうかと思えます。具体的にはホストファミリーですね。お世話になることばかりでして、オーストラリアの中学生は商業的に受け入れをいただいていますので、ホストファミリーは見つけていただいているのですが、マドラスは市民の皆さんの中で有志が受け入れをいただいております。これはもう10年来続いておりますので、ある程度安定して今のところ受け入れていただいておりますが、アメリカの高校生を東御市が受け入れる場合には数軒程度になるかと思えますけれども、なかなかそういう経験が、さっとできるご家庭がたくさんあるかというとなかなか難しい。あるいは数日間東御市に滞在することで、観光地を見ていただくようなことはすぐにでもできますけれども、でき得れば日本の文化だけではなくて、日本の市民生活といったものにもなじんでいただくということであれば、プログラムを組む際には相当な覚悟と準備と、場合によれば経費も必要であるというふうに感じております。

また、派遣をする際にはやはり経費も相当問題になろうかと思ひまして、私ども中高生を派遣している際には半額の公費補助をする中で、一般的に民間等のプログラムで海外へ派遣する経費の半額程度で行けるということで、希望者もそれなりに多く毎年手を挙げていただいておりますが、アメリカからこちらへ来る際には経費の負担割合等も先方の問題ですけれども、課題になるのではないかというふうに思っております。受け入れについては広く門を開きまして、できるだけ努力はしてまいるといふ姿勢ではございますが、具体化に際しましては様々課題があるであろうなど。また本当に希望の有無等につきましては、私どもも連携をとりながら具体的にそれがいいのか、進められるのか、そういった姿勢で臨んでまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 確かにやはり国も違って文化も違う2つの自治体でございますので、いろんな問題があると思えますけれども、20年続けてきた関係ということですので、ぜひこの関係が更に続くように市としても尽力をしていただきたいと思います。

最後にちょっと市長にお伺いをしたいのですが、10月の終わりにマドラス市に訪問したときに

市長も、私も一緒に行かせていただいて、いろいろお話もさせていただきましたけれども、今後の東御市とマドラス市の関係性、今後の東御市の国際交流等も含めて、先日行ったマドラス市訪問の感想等も踏まえて、市長の東御市の今後の国際交流についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 私も久しぶりにマドラスに行かせていただいて、懐かしい顔を拝見できたりしながら、大変これから先も難しい問題はあるだろうけれども、交流が続けていけることをこいねがいながら、これからも交流したいというメッセージを手渡すと同時に、お伝えしたところがあります。それに対してマドラス市長をはじめ皆さん方も続けたいという意向を表明いただきましたので、何とかそれをよりどころとしながら、できますれば例えばではありますけれども、高校同士の交流みたいなものが、マドラス高校と東御清翔高校の交流であるとか、またマドラス市の中にワイナリーもできているという形の中で、ワインもできているようでございますので、東御市のワイナリーの皆さん方がワイナリー同志の交流だったり、でき上がったワインのお互いでの交換販売みたいなものとか、そういう経済的な交流みたいなものに関して、考えていく可能性があるのではないかというふうに思ったところであります。

いずれにいたしましてもポートランドから少し遠いという状況ではありますけれども、その分、入れれば別天地があって、また、かなり安全性が担保されているという形の中で、子どもたちが異文化を経験するには最適の場所であるという認識も持っておりますので、市としてもより多くの子どもたちが世界を体験できる、そういうチャンスが大きくなってほしいという思いで、この事業にかかわってほしいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） いずれにいたしましても本当に姉妹都市、20年間続いてきたということで、異文化交流というのは本当に誰にとっても新しい発見がありますし、今後もぜひとも続けていただきたいということで、しっかり推進をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号5 誰もが共にスポーツを楽しめる機会の充実を、受付番号6 小中一貫教育による教育活動の推進について。2番、佐藤千枝さん。

佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 議席番号2番、東翔の会の佐藤千枝でございます。風邪を引いてしまいましたけれども、さわやかに参りたいと思います。

通告に従いまして、2項目について質問をいたします。

まず最初に、誰もが一緒にスポーツを楽しめる機会の充実についてです。

市では、昨年からは地域の関係団体や関係機関とともに実行委員会を立ち上げ、みんなの健康スポーツ事業が始まっています。この取り組みは障がいのある人もない人も、身近でスポーツを楽しむことを目的に、シンポジウムやスポーツ交流イベントを開催しております。昨年秋のわくわくスポーツ体験会では100人余の参加者が集い、2012年のロンドンパラリンピック日本代表選

手である杉村英孝さんとの交流やボッチャの体験会、卓球、バレーなどを行い、スポーツを通じて楽しく交流が深められました。その後、現在までともにスポーツを楽しめるユニバーサルなスポーツプログラムであるボッチャの競技を中心とし、わくわくスポーツクラブが開催されています。公益団休法人身体教育医学研究所が事務局としてかかわっていただいております。

このボッチャの競技は、あまり知られていないわけですが、重度脳性麻痺の方や頸椎損傷、筋ジストロフィー症などの四肢重度機能障害者を対象として考案されたヨーロッパで生まれたスポーツです。パラリンピックの正式種目にもなっています。椅子に座りジャックボールと呼ばれる白いボールに赤や青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競う競技です。最近では高齢者の皆様にも易しい競技として普及し始めています。

そして今年度の事業においては、温泉アクティブセンターにてパラリンピック競泳金メダリストの成田真由美さんによるデモンストレーションや子どもたちとの交流プログラムの開催、また教育委員会、体育協会主催による東御市の水泳大会の折に成田真由美さんによる模範泳のデモンストレーションも行われました。

昨年の第4回の定例議会の私の一般質問の際、市の水泳大会で日ごろ水泳を得意としている障がいのある人たちとの交流の実現を求めました。おかげさまで今年度の市民水泳大会では初めてオープン参加の部が新設され、障がいのある人も無理なく自分のペースで泳ぐことを目的に、5人の選手が50メートルを完泳し、ともに喜び合いました。

参加についての課題も多々ありますが、来年度はもっと多くの参加が得られ、同じプールで共有できることを願うものです。

この秋の東御市総合体育大会のチャレンジ・ザ・ゲームでは、パラリンピックアイススレッジホッケー銀メダリストの上原大祐さんやダブルダッジコンテスト優勝者の渋谷さんほか2名によるダブルダッジのデモンストレーションや体験で会場も盛り上がりました。

そもそもユニバーサルスポーツとは、障がいの有無に関係なく一緒に実践できるスポーツです。また体力や体格などで有利な人だけがゲームの主導権を握り活動するのではなく、それらに劣る人も同じように得点獲得や勝敗にかかわることができるよう考案され、構造化されたスポーツを意味しています。

一方、障がい者スポーツは、身体障がいや知的障がいなどの障がいのある人が行うスポーツのことを意味しており、リハビリの手段として、あるいは既存のスポーツを障がい者にも活躍できるよう工夫され、またはパラリンピックなどの競技スポーツとしても行われています。先日行われました東御市障がい者福祉のつどいにおいて、「ユニバーサル社会の実現を目指して」をテーマに座談会形式で実践発表がありました。

みんなの健康×スポーツ事業は今後も継続し、更に誰もが身近にスポーツを楽しめるためにも環境整備が必要と考えます。市も構成団体としてかかわっていただいているお立場で、市としてのと

らえ方について、2点についてお尋ねをします。

障がい児者の健康づくり運動支援事業の目的であるユニバーサルな社会の実現に向け、これまでの事業における成果はどうであったのでしょうか。また、課題とすればどのようなことが挙げられるのでしょうか。

2、今後も継続が望まれる声が多い中で、次年度はどのような事業内容をお考えでしょうか。続きまして、小中一貫教育についてお尋ねをいたします。

市内では、平成25年度から北御牧小・中学校を対象に、義務教育9年間の連続した教育課程のもとで、小・中学校間の円滑な接続を図り、家庭や地域、学校が一体となって生きる力を育み、北御牧に誇りを持って力強く生きていくことを育成する運営基本方針のもとで、小中一貫教育が進められています。学力の向上や不登校児童・生徒への対応対策に当たっては、市費の加配によるコース別学習や小学校における一部教科担任制の導入など、特色ある教育活動に取り組んでいただいているところです。

また、「市報とうみ」においては、これまで11回のシリーズで市民の皆様に進捗状況をわかりやすく広報していただいております。今後は東部中学校区においても一貫教育課程の実施を望む声もお聞きしています。こまでの取り組みを振り返り、現時点における現状について、次の4点について質問をいたします。

これまで取り組まれている小中一貫教育課程の成果は何でしょうか。また、今後どのような課題があるのでしょうか。

小・中、家庭、地域との連携はどのように推進をしているのでしょうか。小中一貫教育推進委員会では、どのような内容の検討がされているのでしょうか。今後東部中学校区における教育形態については、どのようにお考えでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 受付番号5、佐藤千枝議員の誰もが共にスポーツを楽しめる機会の充実をのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

始めに、ユニバーサルな社会の実現に向けた事業の成果と今後の課題についてのご質問でございますが、スポーツを通してユニバーサル社会の実現に向けた取り組みといたしましては、みんなの健康×スポーツ実行委員会が、その活動趣旨に賛同する多くの団体の皆様とともに、お互いに協力を図りながら、ユニバーサルスポーツの振興に資する事業を実施していただいております。

この事業によりまして、障がいのある方が身近に健康づくりや自己実現の場として、スポーツなどに取り組み、余暇活動の充実が図られたことは、大きな成果であったと感じております。

また、障がいのある方もない方も一緒に参加をして楽しむことで、充実感や達成感に対する喜びをともに分かち合えたことはノーマライゼーションの理念の浸透に大きく貢献をし、これまで以上にお互いの様子を理解し合える人づくりがなされていくものと期待をしているところでございます。

なお、今後の課題につきましては、事業の実施に当たり指導者確保に向けた育成の仕組みづくりと移動手段を含めまして当事者を支援していただけるスタッフの確保であると感じております。

続きまして次年度はどのように充実した内容としていくのかのご質問でございますが、新たな試みといたしまして、より多くの方が参加しやすい仕組みとなるよう、もう少し気軽に行える軽い運動等の出前講座が実施できないか、現在、活動をいただいております実行委員会や当事者団体、またスポーツ振興等にかかわる関係機関などとも協議をさせていただきます、より充実した内容になるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 受付番号6、佐藤千枝議員の小中一貫教育における教育活動の推進についてのご質問につきましてお答えします。

初めに1点目のこれまでの取り組んできた小中一貫教育の成果と今後の課題でございますが、北御牧小・中学校の一貫教育は小・中学校における義務教育9年間を連続した期間としてとらえ、教育指導を行うことにより、中学校へのスムーズな進学や学力の向上を目指すものであります。2年間の準備期間を経て、平成25年からスタートしました。一貫教育推進委員会を設置して、一貫教育の進め方や課題の検討を行いながら進めており、2年目となる本年度には少しずつ成果があらわれてきております。

具体的には市費加配による小学校5、6年生を対象にした算数のコース別学習、小学校における一部教科担任制の導入、中学校のチームティーチング授業等を通して一貫教育の手ごたえを感じております。

例えば小学校6年と中学校3年生を対象とした今年の全国学力テストでは、いずれの教科も全国平均を上回る結果が出ておりますし、市独自で各学年で実施しているCRT、標準学力検査の結果も良好であるなど、学力面であらわれているほか、児童・生徒の意欲の向上、それから教師の意識改革にも結びついております。

課題といたしましては、学校と地域を結ぶコーディネーター役の役割が更に重要になってくるとや、教職員の連携及び一貫教育に対する意識統一が一層必要になってくると感じています。

また、これからも家庭、学校、地域が三位一体となって有機的に結合し、一貫教育を推進する必要があります。

2点目の小・中、家庭、地域との連携はどのように推進しているかでございますが、北御牧小中学校一貫教育推進委員会組織の中で、家庭、学校、地域の皆様方のご参加、ご意見をいただきながら一貫教育を推進し、また、その経過や結果も地域や家庭にお伝えしているところであります。

3点目の小中一貫教育推進委員会で検討している内容でございますが、一貫教育の在り方の検討、学校運営、施設、安全等の意見交換、取り組みに対する評価の実施、地域連携や安全対策の検討、委員会の活動状況の報告などを行っております。本年度は特に小学校の依頼により、地域や保護者の方々に農業体験を受け入れていただける農家の名簿の作成や中学校における学習支援のための学

校応援団の募集を行っていただき、キャリア教育や学習支援にご協力をいただいています。

4点目の東部中学校区における教育形態についてですが、東部中学校区では中学校1校と小学校4校との連携となりますので、中学校側における教職員体制や小・中学校間の距離などの物理的課題があり、小学校4校が同時に一貫教育に移行することは難しい状況も考えられます。

また、4つの小学校から1つの中学校に進むことで、各小学校間の学習到達度に差異が生じないよう学びの在り方についての基準を設けることが必要であり、9年間を見据えて各小学校で児童が同一歩調で学べるようにすることが一貫教育プログラムを作成する上で重要であると考えています。

今月5日には、東部中学校区の連携教育準備会を組織したところであり、来年度には連携教育推進組織を立ち上げて進める予定でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） これからは一問一答方式でお尋ねをいたします。

誰もが一緒にスポーツを楽しめる機会の充実についてです。3年前にスポーツ基本法が制定され、すべての人々にスポーツをすることの権利が認められた意義は大変大きいと思います。自分らしく生き生きと暮らすための手段として、スポーツは有効であるということがスポーツ基本法に盛り込まれています。スポーツは体を動かすという人間の根源的な欲求にこたえるとともに、爽快感や達成感、他者との関係感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらす、更には体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するものであると文部科学省はスポーツ振興基本計画の総論に示しています。

しかし元気で若い人中心のスポーツの世界に、高齢になった人や障がいのある人たちが一緒に参加するのはどうでしょうか。消極的になったり、難しいのが現状ではないでしょうか。競技としてのスポーツにとどまらず、高齢になっても、障がいがあっても、大人でも子どもでも、みんなと一緒に参加できる健康維持、コミュニケーション、レクリエーションを目的としたユニバーサルスポーツの推進を図ることを進めていかなければならないと思います。

来年は新たに東御市障がい者計画を策定する年となりますが、現在の東御市障がい者計画の中で、余暇活動の充実として一人ひとりに合った基盤整備の充実と環境づくりに努めるとあります。これまで取り組んできていますユニバーサルスポーツの視点、実績、成果を踏まえ、今後の施策に生かしていただくことはできないでしょうか。東御市の福祉の森には、福祉センターがあり、市民病院があり、福祉施設があり、スポーツ施設があり、身体教育医学研究所や温泉アクティブセンターとも連携をとる中で、今後障がいのある人たちがスポーツを楽しむことを、また、ともに楽しめるユニバーサルスポーツの推進について、新たな視点で発信していただきたく、お尋ねをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 障がい福祉計画への盛り込みということでございますが、この計画は5年に1度策定をしております、来年度で5年目の最終年を迎えるということで、平成28年度以降からの5年間についての新たな策定をする年であるということでもあります。

それにつきましても、5年前に策定をしたときにはまだこういったユニバーサルスポーツという概念がまだございませんでしたので、余暇活動を中心ということで計画をつくったいきさつがございますけれども、このたび来年度において新たな障がい福祉計画を策定する際には、このユニバーサルスポーツという概念を取り入れた、また実際、取り組みについて盛り込んだ計画にしたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 再来年の計画に向けて、来年その策定をしていくということですので、やはり5年前と5年後とはやはり福祉施策に対する考え方も大分違ってきたのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

今年度のわくわくスポーツクラブへ登録されている当事者やサポーターですが、当初は32人ほどおりましたけれども、現在は23人と減少傾向にあり、参加者も46人をピークに減少してきているのが現実です。最近では障がいのある人たちがほとんどになってしまいましたけれども、活動を活性化し、健常者の皆さんも参加しやすい体制づくりをどのように進めていくのかが問われるところだというふうに思います。部長がおっしゃられますように、移動手段を含めた支援、あるいは参加人数を増やすこと、指導員の育成、会場、あるいはボランティアの確保をどうするか、課題はたくさんあります。これまでのみんなの健康×スポーツ事業の実績でもおわかりのように、オリンピックやパラリンピアンの方々との交流、活動体験、競技用具の購入費用、指導料・派遣料、ボランティアや指導者の活動における費用等に当然お金もかかってまいります。来年度は更に充実したユニバーサルなスポーツ振興が図られるためにも、これまで築いてきた活動が衰退しかねないためにも、地域の関係団体や関係機関と課題解決に向けて取り組みを進めていただきたいというふうに思います。そして来年度の事業運営にかかわる予算計上についても、どのようなお考えかをお聞きします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 先ほど議員がおっしゃいましたが、スポーツのくくりといたしましてやはり従前からある障がいのある方のみで行う障がい者スポーツというくくりではなくて、最近ユニバーサルという言葉が頻繁に使われておりますが、まさにスポーツの世界でもユニバーサルということで、障がいのある方もない方も同じフィールドでともにスポーツを楽しむという、最近では画期的な考え方、取り組みであるというふうに思っております。

そしてここ数年来身体教育医学研究所の皆さんを中心に実行委員会を組織して、多くの関係者が集まって、これまで徐々に徐々にこういったスポーツの取り組みを広げてきたといういきさつがございます。

そういった中では、市といたしましても当然にして支援をしていく必然性はありますし、今後も取り組んでいく事業であるというふうに認識をしておりますので、来年度以降予算につきましても、やはり運営資金等がなければなかなかこの事業の継続もままならないということもございますので、

部といたしましては、市といたしましては、その予算確保に向けて検討してまいりたいというふう
に思います。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 今後障がいの有無にかかわらず誰もが楽しく参加できる多様なプログラ
ムを生み出すために、具体的にはユニバーサルなスポーツづくりをテーマとしたワークショップ的
な手法を用いたり、ともに学びながらプログラムづくりが行えるよう、指導者の養成につなげる新
規事業を進めていただきたいというふうに思います。そして2020年の東京パラリンピックには
東御市から選手が誕生するくらいの目標を持って、支援をしていただきたいというふうに思ってい
ます。

それでは小中一貫教育による教育活動の推進について質問をいたします。

先日、東翔の会派視察で埼玉県鴻巣市へ小中一貫教育の視察に行つてまいりました。鴻巣市は
人口が12万人、小学校19校、中学校8校ありまして、今回は1中学、3小学校であります。川
里中学校と屈巢小学校、共和小学校、広田小学校における小中一貫教育の取り組みを視察してまい
りました。生き生きと主体的に活動する川里の子どもたちを目指す児童・生徒像として、保育園や
小・中学校、家庭、地域の連携により中1ギャップ、学力向上、小1プロブレムの解消による保育
園や小学校、中学校の滑らかな接続を基本方針として、23年度から取り組みが始まっています。

当初は先生方の戸惑いもありましたが、4小・中学校教職員が1カ所に集まって、話し合える機
会をつくり、先生方から連携していこうという声が上がっていったそうです。意識啓発、意識統一
がされてきているということをお聞きしました。

具体的な取り組みとして、東御市でも行われていますが、中学生の母校である小学校でのあいさ
つ運動や体育祭、運動会への相互参加、小中教職員合同研修など、小中の連携はもちろん小学校同
士の連携、あるいは3小学校合同の交流学習会、家庭地域連携における連絡協議会等の開催、ある
いは各地区自治会主導で危険から子どもたちを守るための見守り活動等積極的に行われています。

更に小中一貫教育の取り組みの中で、中学校生活に対しての不安はないのか、入学前の体験を通
してよかったこと、役に立ったこと、不安は少なくなかったのかと生徒の意見や感想など思ったこ
とをアンケートとして調査をし、開示しているところです。

先ほどはこれまでの北御牧小・中学校の取り組みの中で、実績として学力が全国平均を上回る結
果が出ていたり、小学校2年生から行われる市独自のCRT学力検査による結果も良好であるとの
答弁をいただいています。とりわけ目に見える形で数値で表すと平均どのぐらいの点数がとれて、
成績がどのくらい伸びたのかのデータは公表していないということですが、市費加配による算数の
コース別学習、小学校における一部教科担任制の導入、中学校でのTT授業等を通して手ごたえを
感じているとお話でした。教職員側からも授業を通して児童・生徒が学習に前向きに取り組む姿
勢が身についてきていると評価されております。

学力が伸びていること、学校が楽しい、授業がわかりやすいと感じている児童・生徒が増えてい

ること、成長期にある大事な時期に学年を超えての交流を通じ、人間性や社会性が豊かに成長できることなど、大変喜ばしいことです。また先生方が楽しい、やりがいがあるということを感じていることは大変すごいなというふうに思っています。この成果の背景には、やはり校長先生をはじめ諸先生方の努力による意識改革や意思統一が図られたということになろうかというふうに思います。

そこで先ほどの答弁にもありましたが、教職員の意識改革については昨年のこの12月の定例議会の折にも一般質問での答弁で、小中の教職員会をとることや、作業部会を通して細かく打ち合わせを行い、意識改革を進めていきたいと答弁されています。これまでの取り組みの中では、1年たっており、先生方の意識改革は進められてきておりますが、今後の課題としてさらなる小・中学校間の教職員の連携、意識の高揚を挙げています。具体的にはどのような取り組みを考えているのでしょうか、お聞きをします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） ただいまの一貫教育における小中間教職員の意識改革についてということとありますけれども、具体的にはこの一貫教育の組織の中に小中職員で企画作業部会というのがございます。そういう部会の活動の中で教職員が子どもから見た学校だとか、授業はどういうふうな形がいいと、どんな内容がいいと、どんな流し方がいいか、そういう視点で意見を交わして、そういう中で気持ちを変えた、意識をきちっと生徒から見た学校教育という意識に変えていくということとあります。子どもから見た学びやすい学校、学校に行きたい、学校は楽しいということを職員が精一杯考えていくことが大きな意識改革というふうに思います。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） どこの学校においても先生方は非常に仕事量が多く、とても日々実に変というふうにお聞きしていますが、川里中学校区の取り組みのように、小中教職員が一堂に会した研修や意識交換を通じての連携を図ることや、または先生が孤立したり、精神的に元気がない状況をつくらないための相談体制等も含め、じっくりと意識の高揚を図っていただきたいというふうに思います。

特に気になるのは、学校に来られない生徒や不登校生徒、いじめの実態については、これまでの取り組みの中ではどのように変わってきているのでしょうか。また、小中職員による作業部会の中にあります特別支援教育部会が位置づけられていますが、特別な支援を必要とする児童・生徒への取り組みについてもお尋ねをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 初めに一貫教育での不登校生徒のどのように変わったかということとございますけれども、ここ数年改善の傾向が見られますが、そのことが一貫教育と直接因果関係があるかということについては、十分とらえているところではございません。一貫教育は仕組みであって、この仕組みを構成する推進委員会や作業部会の活動、役割が重要であるというふうに考えておるところであります。

次に、特別支援教育部会の位置づけ等でありませけれども、これは小学校の特別支援にかかわる教員間の情報交換を主としております。通常学級で学ぶ特別に支援を要する児童・生徒に対し、どのようにかかわっていくか、また配慮が必要かなどの検討やユニバーサルデザイン化の授業の方法なども検討されているところであります。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） この特別支援教育部会というのですけれども、ほかのところで行われています一貫教育のところを見ましても、あまりこういう部会はないのかなというふうに思いまして、質問させていただきました。

現在では、養護学校の地域化が進んでいると、随分進められてきている現在、特別支援教育を要する児童・生徒については、小学校から中学校へ教育支援計画を引き継ぐことや、小学校における個別支援計画、個別指導計画の実施により、中学校へよりよい理解につなげていくことが重要だというふうに思います。特別支援学級の合同授業、東御市では養護学校に行っていらっしゃるお子さんたちの合同の交流会はあるというふうにお聞きしておりますけれども、担当教員による相互参観とか、特別支援学級の児童、保護者による中学校の参観授業等の取り組みも考えられます。参考にいただければというふうに思います。

次に、「市報とうみ」の一貫教育シリーズの中で、子どもたちの声が掲載されています。一貫教育課程での効果がうかがえるのは、子どもたちの授業に対する思いや意欲がどう変わったのか、先生による一人ひとりの状況把握だと思います。マンパワーが必要になるわけです。川里中学校区では取り組みの検証をするためのアンケート調査を2年間続けて、中学入学の1年生全員に実施をしています。その結果をもとに分析をしています。小中一貫教育校になったことに対して、児童・生徒、保護者がどのように受けとめているのか、3年目となる来年度に取り組みの検証をするためにも、調査をしてはいかがでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 子どもへのアンケート等を行っているかということでありませけれども、平成25年度に小学校5、6年の児童を対象に算数学習についてのアンケートを実施しております。その中では8割、あるいは9割の児童が算数の学習内容がよく理解できていると、ほぼ理解できていると回答しております。また、教科ごと、教科の先生のかわる授業、教科担任制授業については、ほぼ9割がよいと回答しております。おおむね良好な結果というふうに受けとめております。

このようなアンケートをとって、意識をこちらでとらえているわけでありませけれども、一貫教育そのものがどうであったかということについてのアンケートは、これから検討して、正確なアンケート集計ができるような方法を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） その調査はぜひやっていただきたいというふうに思います。先日「みまきの学校」小中一貫教育推進委員会で広報部で発行しています通信をナンバー1からナンバー3、

裏表の全部見せていただきましたけれども、とても教育推進委員会の毎回の活動内容やコース別授業における先生のコメント、学習の理解度アンケート、それから子どもたちの感想、小中合同授業の様子、放課後の予習、復習を行う放課後学習教室の様子や応援団の方々、先生方の声がぎっしり詰まった、本当にわかりやすい広報です。本当に関係者の皆様にはありがとうございますと申し上げたいというふうに思います。地域の皆様にも本当にわかりやすく、こういう広報が読まれているということはありがたいというふうに思っています。

次に、今後の課題として東部中学校区への導入について答弁をいただいておりますが、教育環境の公平性においても保護者や地域の中からも早期導入の声が上がっています。現時点においては1中学校、小学校4校での一斉スタートは難しい現状にあるとの答弁でした。4小学校間の児童が統一した考えのもとで学ぶための学びの在り方についての基準が必要であるため、東部中学校区にも推進のための組織である小中連携教育推進のための組織を立ち上げ、準備段階に入ったということの理解でよろしいのでしょうか。来年度推進委員会が立ち上がって、先生方の意識啓発や意識統一、交流に際しての地理的な課題、加配の配置、地域連携等々検討はされてくわけですが、いつごろをめどに、どんな形で導入を図ろうと考えておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 初めに、学びの在り方について基準があるかどうかというようなことでありますけれども、一貫教育に向けて小・中学校で例えばあいさつをしまししょうとか、名前を呼ばれたら「はい」と返事をしまししょうと、そういう共通なことはこれまでも同じなのですけれども、それに附随した学習の受け方、質問に対しての答え方等についても一緒にできればいいかなというふうに思っております。要するに授業の受け方や問題の考え方など、どのように学んでいったらいいか、学び方の基準を決めて取り組んでいきたい。中学に進んでも共通の土台を持って学習に臨めるよう、ここのところが大事なことを思っております。

東部中学校区でいつごろということでもありますけれども、先ほど申し上げましたように連携のための推進委員会を組織して、4月から取り組んでいく、その話し合いの中でこれは一貫教育に進めるべきかということの時期が決まってくるかなと思いますが、おおむね1年ないし、連携して行って、その先一貫教育に、一度には困難かなと思いますので、中学校と1小学校、あるいは2小学校という手順を踏んで、一貫教育に踏み込んでいければいいかなというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 教育環境の公平性ということで、東部地区に関係した方たちからの多くの声もいただいておりますけれども、急がば回れということわざもありますように、今、行われている北御牧一貫教育課程の取り組みがベースになっていくというふうに思いますので、じっくりと課題解決に向けて具体的な方策を検討していただき、地域の皆様にもご理解をいただけるようお願いをします。

先月、11日から14日の2日間に北御牧小学校を除く4小学校において、昨年から生徒会の役

員が中心となって、出身小学校に出向き朝のあいさつ運動が行われました。生徒会の中から自らそういう行動をしようというふうになったというふうに聞いております。私も滋野小学校ですけれども、2日間、朝のあいさつ運動に参加してまいりました。朝のあいさつ運動で、これはちょっと拡大はしてありますけれども、このピンク色に「スマイルすすんでかわり、しげのあいさつ名人」という、こういうカードを生徒会の皆さんが子どもたちにハイタッチをしながら配っていました。私も欲しい、私も欲しい、みんな元気にあいさつをしながらしていました。ハイタッチ運動というのが、あいさつ運動というのがとても親近感があって、誰とでもあいさつをし、ハイタッチできるという環境はとてもいいなというふうに私も思っております、紹介をさせていただきましたけれども、来年度はこのあいさつ運動をはじめ学校行事における交流の機会を計画的に取り組んでいくということも1つ具体的にできることではないかというふうに思います。

今後東部中学校区の連携教育推進委員会が機能していくわけですけれども、小学校合同の小小連携について、4小学校各学年の合同学習会を行ったり、中学校入学後、一番関心のある部活動に対して、6年生による部活動の体験入学を行うなど、より効果的な方法で取り組むことも必要ではないかなというふうに思っております。学校交流行事を通して小学校に出向いていたり、あるいは中学校に来ていただいたりしながら、不安の低減につながる取り組みも大切ではないかというふうに思います。

今後、不安の和らげや中1ギャップの解消につながるような関係者一丸となって、東御モデルの取り組みを期待をいたしまして、質問を終わりといたします。

○議長（櫻井寿彦君） ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時01分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

受付番号7 教育格差について、受付番号8 健康づくりについて。14番、三縄雅枝さん。

三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 三縄雅枝でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

皆さんお昼休みに言っていたことは、眠くなる時間だなと、目をあけて頑張ります。

本日本明、ノーベル賞の授賞式が行われました。ノーベル物理学賞を日本人3人が受賞したことは、本当に誇りに思うことでございます。難しいことはわかりませんが、私を感じたのは山中教授は学者という感じで、とてもすてきだなというふうに思いました。今度のお3人はそれぞれが自然体で学者学者していないところがすてきだなというふうに思ったところでございます。何といても注目は史上最年少でノーベル平和賞を受賞したマララ・ユスフザイさんではないでしょうか。昨年の国連でのスピーチを読み、驚きと感動を覚えました。17歳の少女が命をかけて人権と

子どもたちに教育をというふうに叫んでおります。その姿を見聞きする中で、何とかしなければいけないという思いにかられ、今回、今、教育現場で起きているであろう勉強したいことができない子たちのためとの思いで、教育問題を取り上げた次第でございます。思いを言葉にするのは、私にとっては至難のわざで、どれだけ伝わるかわかりませんが、一生懸命やりますので、よろしく願いをいたします。

それでは通告に従い質問をさせていただきます。

まず教育格差についてであります。今の日本はあらゆるところで格差が広がっています。そして社会問題として大きくクローズアップされてまいりました。経済格差、所得格差、情報格差、地域格差等々、様々な格差が生まれ、複雑に絡み合う負のスパイラルによる問題は、深刻化する一方であります。それぞれの格差は一個人においては世代を超えて格差が継承され、固定化しやすい傾向にあります。例を挙げれば、親の経済格差が子どもの将来の経済格差に影響するのは否めない事実ではないでしょうか。

この経済格差が学力の差、いわゆる教育格差を生んでいる原因の1つになっていることも事実であります。教育の格差は、明るい日本の未来を考えたとき早急に対策を考え、解消しなければならない問題であると指摘をされておりますが、全くそのとおりであると考えております。東御市においても、教育の格差、いわゆる学力の差はあると考えます。であるならば早急に対策を考えるべきではないでしょうか。

そこでお尋ねをいたします。1点目は、この教育の格差ということについて、教育委員会はどのようにお考えか、お聞きをいたします。

2点目は、子どもたちの差、いわゆる学力の差についての現状、実態をどのように把握をしているのか、お聞きをいたします。

教育格差については以上でございます。

続きまして、健康づくりについてということでお尋ねをいたします。

我が国において、今後10年間高齢化の加速度的進行と、人口減少は確実に、健康状態により生じる多様な問題はこれまで以上に大きな社会的問題となります。また国民の安心、経済力の維持という観点からも、この解決策を具体化していくことが重要であると言われております。

市において医療費、介護給付費、ともに大きく増加をしているのが現状であります。介護給付費においては計画年度の3年間で10億円という数字が出ております。医療費、介護給付費ともに市民の負担増になるものであります。

これらを抑制するためには、市民一人ひとりが健康であること、これが最大の抑制効果であるというふうに考えます。それと同時に本人の幸せでもあり、最大の社会貢献であるというふうにも考えております。今や健康づくりは行政にとっても、市民一人ひとりにとっても喫緊の課題であります。

そこでお尋ねをいたします。最初に9月議会において、健康づくりということに対し附帯意見を

つけさせていただきました。このことに対し今後の取り組みを含め市の考え方をお聞きいたします。

2つ目としては、市は平成19年東御市健康づくり宣言を策定いたしました。市民が共有して取り組むべき宣言であるにもかかわらず認識が薄い、というよりあまりないのではというふうに思っております。策定後における宣言を実効性あるものにするために、宣言に対する取り組み状況をどのようにしてきたのか、お聞きをいたします。

以上で1回目の質問は終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 受付番号7、三縄雅枝議員の教育の格差についてのご質問につきまして、教育長にかわりお答えをいたします。

まず1点目の市において教育の格差ということをご質問でございますが、いまだ低迷する社会経済状況下でありまして、親の就業状態、あるいは所得状況、いわゆる経済格差によって子どもたちの教育水準、学力や進学率に影響が及び、更にこの教育格差が次の世代へ受け継がれてしまう負のスパイラルが社会の構造問題になっているとも指摘をされているところでございます。

文部科学省のホームページでも、4年生大学進学率の経済格差、学歴による生涯賃金の格差、また東京大学の学生の調査では、親の所得が1,000万円以上である家庭が過半数であるなど、データが示されておりまして、これらを合せ考えますと特に高等教育におきましては経済状態による教育格差が歴然としてあることがうかがえます。

一方、義務教育におきましては、教育基本法で定められましたとおり社会において自立的に生きる基礎を培い、社会人として必要となる基本的な資質を養うための教育を行うものでございまして、東御市の小・中学校におきましても児童・生徒各々の個性を尊重しながら、一定水準の学力、体力、そして人格を育むための教育、そして学校運営に努めているところでございます。

次に、2点目のいわゆる格差と考える現状、実態をどのように把握しているかについてでございますが、学力の状況につきましては全国学力学習状況調査とCRT標準学力検査で、また児童・生徒の姿勢や意欲、学級の状態につきましてはQ-U、学級満足度調査を行っておりますが、保護者の経済状態に関する実態調査は行っておらないため、その実態や学力との相関関係は把握はしておりません。

なお義務教育における子どもの就学に対する経済的な支援策としては、就学援助給付事業がございまして、本年度の給付対象者は小学校では1,645人中161人、率にして9.8%、中学校では911人中125人で率にして12.6%の支給となっております。近年はおおむね率につきましては横ばいの状況でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 受付番号8、三縄雅枝議員の健康づくりについてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、平成25年度決算の9月議会附帯意見に対する取り組みと、市の考え方についてのご質問でございますが、この附帯意見において特定健診や保健指導の受診率向上への努力に対し、一定の評価をいただいたことにつきましては感謝を申し上げるところでございます。しかしながら急速な高齢化の進展に伴い、増大する医療費や介護保険給付費抑制のためには、市民の健康づくりが最重要であるとのご意見に対しましては、市の考え方といたしましても最重要施策の1つであるという認識のもと、その推進に関して基幹計画に位置づけております「健康とうみ21」に従い、多くの健康づくり事業を実施してまいりました。

特に市民一人ひとりが健康づくりの意識をより高めるための新たな施策といたしまして、本年6月からはプラス10ミニッツ、健康マイレージ事業をスタートさせるとともに、全国レベルで実施をしております市民総参加型のスポーツイベント、チャレンジデーにも参加をしてきたところでございます。

このような経過を踏まえまして、附帯意見に対する今後の取り組みといたしましては、健康づくり事業の強化という視点から、健康マイレージ事業のさらなる推進を図るとともに、来年度に予定しております新たな「健康とうみ21」の策定におきましても、身体教育医学研究所が行っております市民の健康状態の調査及び分析結果の活用を図りながら、新たな施策や推進体制などを盛り込んだ計画づくりを行ってまいりたいと考えております。

また、市の総合計画の重点プロジェクトに位置づけております生涯を通じた健康増進の推進という視点からは、特定健診をはじめとする各種健診率のさらなる向上を目指し、これまで以上に取り組みの強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、東御市健康づくり宣言の取り組み状況についてのご質問でございますが、平成19年11月に行ったこの宣言は、「生き生き長生き健康とうみ」をキャッチフレーズに、自らの健康は自らつくることを基本としながら、市民総意により健康づくりにまい進するという内容のものを5つの視点から具体的な取り組み項目を提唱しております。

代表的なものとして、食生活の見直しでは食育推進計画を策定し、着実な推進を図ってきたところであり、運動に親しむでは、市民1スポーツを実践するため、各種のスポーツ教室や介護予防を目的に体力の維持向上を図るための運動教室などを開催いたしまして、幅広い年代層において、その推進を図ってまいりました。

また、健康診査の受診につきましては、保健補導員の協力によりまして毎年確実な受診率の増加に加え、保健指導実施率の大幅な伸びが図られるとともに、こころのゆとりにつきましては心の相談事業や心の健康づくり啓発事業などにも取り組んでまいりました。

このように健康づくりの推進に関しましては、幅広い分野への取り組みが必要となりますが、宣言にもございますように、市民一人ひとりが自らの意思に基づき、ご自身の健康づくりに積極的に取り組んでいただけるよう、市民と行政が一体となった健康づくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） これからは一問一答でありますけれども、大きな項目を1問と考えさせていただくという方法でさせていただきます。

教育格差について質問をいたします。格差についてどのようにお考えになりますかというふうにお聞きをいたしました。今、本当に非常に大きな問題になっておりますので、当教育委員会の立場として、もう少し熱く語っていただけるのかなというふうに思っておりましたけれども、データをとということでした。格差については複雑に絡み合うものがありますので、本当に難しいなということはあるので、しょうがないのかなというふうに感じたところでございます。

答弁にもありますように、義務教育の中で日々の学校での学習、生活については差が出ないように努めていくということでございますが、当然そういうことなんだろうというふうに思っております。

そういう中で、2点目の質問の格差と考える現状、実態についてということでお聞きをさせていただきました。答弁では保護者の経済状況に対する格差については、調査をしていないのでわかりませんということでした。これを調査するのはとても難しいことだというふうには思っています。そのことを私はお聞きをしたというふうには思っておりませんで、要するに前段の質問の中にもありましたけれども、子どもたちが学力の差というのが、どんなに等しく教育してもいろんな子どもたちの背景にある中で、差はありますでしょうということをお聞きをしたかったんですね。その実態はどうなんだろうというお話です。現実的にいわゆる何でしょうか、いろいろ何かつけるということはあれなんですけれども、現実的にあるのは学習内容がわかる子、習熟度の高い子、まあまあ、ちょっとアドバイスをすればわかる。そうではない子たちがいるわけですね。今回のこの質問は、そういう子たちに何とか学習支援をしていただきたいなということの趣旨で質問をさせていただきます。

多分このこと、先ほどの前の質問にもありましたけれども、80%の子どもは算数でわかっているんだと。要は20%の子どもたちに何とか力をかけてあげていただけませんかという、具体的にはそういうお話なんです。多分それは把握をしているんだろうというふうに思います。もし把握をしていなければ、それは学校で教えっぱなしということになりますし、平準化をした教育を受けさせるという中で、それは何の対策にもならないというふうに思っていますので、そういう子どもたちのレベルというか、そういうものは把握をしているんだろうというふうに思っています。

要するに基礎学力が何らかの形で定着していない子どもたちの現状というのは、いろんなところで言われていますけれども、大半の子どもたちを取り巻く環境は大変に厳しいものがある。具体的には親の経済格差の連鎖だったり、母子家庭の子だったり、いろんな形であるというふうに思うんですね。先ほど就学援助のお話もありましたけれども、それはそれとして経済的に大変な人たちを支援するというだけでは当然やっていただかなければいけないことだというふうに思いますけれども、この本当に要するにわからないという子たちは、やっぱりこれからの社会を生き抜いていく上

で必要とされるあらゆる力が身につかないというふうにも言われているんですね。そしてできないというふうな自分がそういうふうになったら、自分自身を責めたり、自信や意欲をなくし、非常に自己肯定感が低く、意欲や希望の格差ということにもつながりかねないということは、現実にもそう思いますし、そういうふうにも言われているんですね。

そういう教育における格差が少しでも埋まれば、子どもたちが生きていく上で自信や希望につながるはずだというふうに思いますし、そういう子たちに少し手を差し伸べていただけないかと。いわゆる学習支援を必要とする子どもたちに東御市として、小学校区単位でもいいですし、児童館に集まる子どもたちは親が就業しているということで、そこを利用してやるのもいいことだというふうに思いますけれども、そういう子どもたちに対して、希望する子というふうには言いたいのですが、学習支援をするということに対して、教育委員会はどのように考えますか、お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 先ほど答弁、非常にあっさりした答弁であったかというふうに反省をいたします。ご指摘のように、学力を中心に申し上げましたけれども、学習の習熟度の高い子、低い子、相当幅がございます。義務教育におきましては先ほど申し上げましたように社会において必要な資質を養う、つまり最低限の学力、体力、あるいは人格を育てる、下限が重要になってまいります。学力テストではどうしても平均がどうであったかということが話題になりますけれども、一番重要なのは議員がご指摘のように、社会に必要な習熟度、学力等が身につかないということが問題でございまして、少数ではございますが、そういった子どもたちに対して、より力を入れて支援する、これが義務教育のもちろん課題でもあり、最重要課題であるというふうに認識をしております。

子どもたちの習熟度の状況につきましては、学力テスト等ではもちろんでございますけれども、Q-U調査と申し上げました。子どもたちの意欲とそれから学力の相関関係を調べる調査でございますが、この中でもやはり相関があるということがはっきりしておりますし、1つのクラス、あるいは学校におきます縦横軸に子どもの姿勢・意欲と学力なりの相関がグラフで示されておりますので、1人の子がどの位置に存在するのか、あるいはクラスとしてどういう分布をしているのか、十分な子どもが何割ぐらいいて、自己肯定感の低い、あるいは学力の習熟度が低い子が何人、何%いるのかということがはっきり出る調査でございますので、担任の教師はもとより学校全体でそのグラフ等も確認をしながら、その対策に当たっていると、そのためのテストであるということでございます。

また、子どもたちはすべからく大きな可能性を持って、意欲も本来はあるものですが、これもご指摘のように家庭状況、経済力であるとか、親のものの考え方、あるいは家庭における日常生活によりまして、習熟度が高かったり低かったりという、こういった相関もとてもあるのかというふうにも言われております。

このような中で、特に意欲はあるのだけれども、なかなか成果に結びつかない、あるいは家庭状況によって支援すべき子どもも相当数いるというふうに認識はしておりまして、学校だけではなく、これも居場所づくりということで何人の議員の皆様方からも毎回質問いただいておりますけれども、学校教育の場はもちろんでございますが、地域や、あるいは放課後の児童館ですとか児童クラブ、あるいは現在、課題、話題となっております放課後子ども教室のような場で補てんするということも含めまして、重要な課題でございますので、教育委員会としても取り組んでまいりたいと思います。

先ほど紹介のございました北御牧小中一貫教育におきましても、これは大きな課題でございます。学習の補習的な支援をしているという説明が教育長からもございましたが、学力というだけではなくて一貫教育の中でもやはり大きな課題であろうと思いますので、来年にかけて東部中学校区の準備はいたしますけれども、今まさにここにある課題として重く受けとめまして、対応してまいるという考え方でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 本当に重く受けとめていただいていると思います。答弁のための言葉ではないというふうに受けとめますので。本当につくづく教育って大事だなと、本当に何かすごい単純なのですけれども、マララさんにとっても影響されて。やっぱりいわゆる習熟度の低い子たちの中にも何とか勉強したいというふうに思う子がいると思うんですね。やっぱりそこに力を注いで何か生きる力を、たった1人の子でもいいから与えてもらったらありがたいなというふうに思いますので、本当に早急にそういう制度というか、そのものをつくっていただきたいなというふうに思います。

そういう中で、学習支援をお願いしたいという話の中で、本当に学校に任せておくというのはとても大変なことだというふうに思います。そういう中で、地域の皆さんを借りてというふうに思っています。以前は学校というところは親も地域も、口も手も出せない、もう学校へ行ったらすべてお任せというような状況が我々の世代のときにはあったかなというふうに認識をしております。しかし今は学校も地域のコミュニティの1つというふうに考えるようになり、地域の皆さんが学校へ入って、学校でできないことにどんどん力をかけて、地域の学校をよくしていこうというふうな流れになっているかなというふうに思っています。

東御市においても学校応援団として見守り隊、読み聞かせ、環境整備等に多くの皆さんにご協力をいただいております。学習支援についてもご協力をいただいておりますけれども、学習支援ということはどうなっても、私にやれといってもとても無理なことなんです。だから学習支援はどうなってもというふうにはいかないというところで、現実そういうことがきちんと整備をなかなかされていないのかなというふうに思います。でも東御市の中ではそういう力を持ったたくさんの方々がいらっしゃいますので、そういう皆さんの力を借りて、各学校へ学習支援のそういうチームができればいいなというふうに思っていますので、ぜひ学習支援の整備をしていただいて勉強を教えて

もraitai、ここがわからないんだという子たちの手助けをしてあげていただきたいなというふう
に思います。

少し例を挙げさせていただきますけれども、三重県名張市では「ほめほめ隊」と称して、学校に
入って授業についていくのに苦戦をしている児童に寄り添って、アドバイスをしております。この
ことについて学校は、児童の学習意欲の向上や授業のスムーズな進行に役に立っているんだと。ま
た、ボランティアの皆さん方は子どもたちの未来に少しでも役に立てたらとの思いと、自分たちの
活躍の場を与えてもらったとの思いで頑張っているということです。

また、千代田区では、先ほどおっしゃいましたけれども、生活態度というものがきちんとしてい
ると学習の習熟度も高いということがあって、千代田区では学校内での生活を支援するスクールラ
イフサポーター事業を開始して、成果を上げているというところもあります。

また、高知県では、県内の様々な状況の中で学力に対して大きな課題があるとして、就学援助を
受けている子どもたちを対象に学習支援を学校の先生方が行っているというふうな例もあります。

いろんな形で東御市の子どもたちに対する学習支援というのをぜひお願いをしたいなというふう
に思っています。

子どもたちが将来への希望が持てないまま大人になっていくことは、社会にとって大きな損失で
あると言われる中で、学習支援は社会の損失を防ぐ1つの手立てになるのではないのでしょうか。

もっと大事なことは、地域の皆さんが寄り添うことで、地域の温かさを感じ、人の優しさを思い、
きずなを深めることになり、人としての成長につながるというふうを考えております。大きな意味
を持つ学習支援の充実、早急に尽力いただきたいと思いますが、もう一度よろしいでしょうか、お
願いいいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 1つ実例をご紹介したいと思うのですが、先ほどのQ-Uという調査
の中で、一般的には意欲に比例して学力が大体伸びていく、こういうグラフになるのですが、一部
そうでない現象があると言われております。つまり意欲があまりないのにできる子がいる。グルー
プがあるのですね。必ずこれは出てくる。どうしてだろうと。それはもともと頭がいいのだろうと
いうようなお話もあるのかもしれないのですが、調べてみますと生活習慣がしっかりしている子ど
も、つまり家庭において学校へ行くときに自分で着がえをきちんとして、もちろん朝ご飯を食べて、
支度を調べて、場合によれば予習はしているのかもしれませんが、そういうことがしっかり
できている子は、表立って意欲的に見えなくてもちゃんと習熟度が高いと。これはもうきちんとど
んな調査をやっても出るのだそうでございます、つまり家庭等におけるそういった姿勢が大きく
習熟度にも影響すると、好影響を及ぼすと。結果として子どもたちが伸びるということは、やはり
社会を支えるベースができるわけでございますので、かようにありたいなというふう思うわけ
でございます。

また、家庭の支援は先ほど若干紹介申し上げましたけれども、なかなか経済的な支援というのは

とことんやるということは難しい部分もございますので、学力、あるいは放課後子ども教室でも申しあげました様々な体験活動を通して、子どもたちに意欲や充実感を持ってもらう、また自己肯定感を高める中で、健やかに伸びていただくという仕組みが必要であるというふうに思っております。確かに学校の中で先生方に補習までしてというのは、やはりこれ以上先生にストレスを与えますとなかなか大変になってしまいますので、地域の皆様方の力を借りながら、場所は学校なのか児童館なのか、あるいは公民館なのかはございますけれども、これは体験だけではなくてやはり学習支援ということも中心に考えまして、仕組みづくりを進めてまいりたいという模索に入ったという大変な言い方でございますが、本年度から児童館、児童クラブは教育委員会の所管にさせていただきましたので、そのような中でそういった課題も、あるいは解決策も少しずつ見えておりますので、来年度を待たず、あるいは来年度の当初からできることにつきましては、少しずつ進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 非常に前向きな答弁をいただいたかなというふうに思っております。多分そういう実現ができれば喜ぶ子どもたちがいるのかなというふうに思っています。

先日の西館さんの講演の中にも、未来があるのは子どもたちだけにしかないんだというお話もありました。その子どもたちを大事にしていきたいなというふうに思いますし、今、答弁していただいたことに対して、マララさんの行動力に負けないような行動力でよろしく願いをいたしまして、この教育の格差ということについては終わりにさせていただきます。

健康づくりについて質問をいたします。まず附帯意見でつけた健康づくりについてであります。重要施策として取り組みをとの思いでつけさせていただきました。市としても最重要施策であるとの認識であるということですので、力を注いで推進していくことを強く願うものであります。いわゆる健康づくりについての事業も本年度から始めた、少し遅いのかなというふうな気はいたしますけれども、それも先ほどの同僚議員の質問の中で、議会報告会をやったときにほとんどの方が知らないのですね。やっぱり事業をやっているも市民が知らなければ、それは誰のための事業かという市民のための事業なので、やっぱりその辺の周知というのはしっかりしていただかなければいけないなというふうに思いましたので、その辺をよろしく願いをしたいと思っております。

答弁の中に、「健康とうみ21」を基幹計画に位置づけているとのことでありました。その「健康とうみ21」について、お聞きをしたいと思います。この計画の期間は平成18年から平成27年度までの10年間としていますが、中間年度の平成22年度に中間評価を行い、平成23年度を初年度として平成27年度を目標年度とするとあります。見直し期の23年度もそうであったように、前期とは社会情勢が変化し、それに対応するため計画の見直しを行い、後期計画に反映をさせたとあります。28年度からの新たな計画作成についても、社会状況等の変化は考慮すべきだというふうに思っています。そのためにも後期計画における目標、対策、課題に対する分析、検証を行い、社会情勢と合せた新たな計画作成を行う必要があるのではないかというふうに考えております。

目標に対し評価をしなければ効果はないというふうに言われております。このことを踏まえてお聞きをいたします。23年度からの後期計画に対しての分析、検証、評価についてどのように考えているのか、また計画の中に関係機関との連携との文言が幾つかあります。大事なことと思いますが、これについて計画的に連携が図られてきたのか、連携についてどのように考えているのか、お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） ただいま2点のご質問でございますが、初めに「健康とうみ21」の分析、検証、評価でございますか、これにつきましてお答えをいたしたいと思っております。いわゆる来年度、平成27年度に終了年を迎えます現在の計画でございますが、市の目指す健康づくり事業の基本的な方向とその方策を明らかにしたということでありまして、基本的には理念計画という位置づけで10年間ないし5年間の策定をしているというところであります。

その中で、目標を定めるに当たりまして、すべての分野ではございませんが、数値化できるものについては数値目標を立てて計画の推進を図ってきているということでありまして、ですので数値化をしてある項目につきましては、それを活用しながら、そして数値化が難しかった項目につきましてはアンケートなどを活用しながら、それぞれにおいて検証の作業を行ってまいりたいというふうにご検討いただいております。

今後につきましては、その検証結果をもとに評価を行いながら、いわゆるPDCAサイクルに基づいたマネジメント手法にのっとった形で一連の作業を進めていきたいというふうにご検討いただいております。

それから2点目の関係機関との連携というご質問でございますが、各方面の連携ということにおきましては、保健指導員をはじめとしまして食育にかかわっておられる団体の皆さん、そして身体教育医学研究所、また市民病院ですとか、庁内の各課、いろいろなところから推進や評価等に関しまして連携を図ってまいりたいというふうにご検討いただいております。

また、来年度におきましては計画策定に当たりましては健康づくり推進協議会、こちらの方も開催をしながら進めていくということでございますので、こちらにおいても連携を図って推進をしていきたいということでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 「健康とうみ21」については、先ほども申し上げましたけれども、目標に対してきちんとした評価、検証をしていただくことが必要かなというふうに思いますし、それをしなければ効果もないし今後役に立っていかないと思いますので、よろしくお聞きをしたいと思います。そして新たな「健康とうみ21」の策定をお願いしたいと思いますけれども、市民が実践しやすい計画であってほしいなということを望みます。

また、関係機関との連携ですけれども、これは内外を問わずということだというふうに思っております。庁舎内、地域内との関係機関だというふうに思っております。どんなようなお考えで関係

機関との連携を記述したのかわかりませんが、この関係機関との連携は健康づくりに限らず、今後の地域づくりには欠かせないものだというふうに思っておりますので、ぜひご尽力をお願いしたいというふうに思っています。

宣言についてお聞きをいたします。この宣言は市民の総意により健康づくりにまい進することを宣言したにもかかわらず、多くの市民の皆さんは知らないのではないのでしょうか。健康づくりを重点施策としている東御市としては、ちょっと残念なような気がいたします。それと周知の努力が足りなかったのではないかなというふうにも思っております。

「健康とうみ21」の中にも、市民の普及啓発は適切な情報が十分に提供されることが基本であるというふうになっております。ぜひ基本は十分に実行していただいて、市民に浸透するような、そんな努力をお願いしたいなというふうに思っております。

国の調査によれば、自身の健康づくりに関心のある人は約3割であるというふうに言われております。関心のない人に周知をすることは大変困難なことだと思います。聞く耳を持っていないということで、大変困難なことなのかなというふうに思いますけれども、1つ提案をしたいなというふうに思っておりますのは、これが採択されたのは11月なんですね。市内において11月に行われるイベントのときに、健康づくりが大事で宣言をしているのだということをぜひアピールしてはというふうに思いますけれども、そのことについてはどうお考えか、お聞きをいたします。

先日上田市で講演があったときに行きました。そのときにもやっぱり上田市も健康づくりに大変力を入れておまして、上田市は毎月21日は市民健康づくりの日というふうに決めてあります。いろいろお聞きをして、何で21日なんですかというお話をしましたら、「健康日本21」、それがベースになっていますし、21世紀ということも含めて21日を健康づくりの日というふうに覚えやすいみたいな形で、21日にしています。毎月毎月こういうチラシなのですけども、毎月健康に関するチラシをつくりまして、あらゆる健診のときに必ず配付をしている。配付枚数もどれだけ配付をしたかということもきちんとデータ化をしている。そしてまたホームページ、有線放送、行政チャンネル等であらゆる機会を使ってアピールをしていますというお話でした。

担当の皆さんそういうふうに行っているのですけれどもというお話もいただきましたけれども、本当に市民の皆さん健康づくりが大事なんですということを真剣に訴えているなという印象を受けました。やはりこれくらいしないと市民に健康づくりの大切さというのは浸透しないのではないかなというふうに思った次第です。市においても定期的にアピールをしていくことについて、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） ただいまの健康づくり宣言をもっとアピールして、定期的に推進していったらどうかということでもありますけれども、この健康づくり宣言は平成19年11月22日ということで、なぜか「いい夫婦の日」という日に当たってしまったわけなのですけれども、当時約500人の市民が参加をいたしまして、サンテラスホールで健康づくりシンポジウムが開催さ

れました。その際に発表された宣言でございます。その後、7年余りが経過をしている中で、市民一人ひとりに対する浸透度合いという意味におきましては、議員ご指摘のようにいま一つではないかというふうに私も感じているところであります。

ただいまご紹介いただきました上田市の取り組みにつきましても、非常に工夫をしながら推進をしているなというふう感じたところでありますけれども、そのような中で今年度におきましてはキャッチコピーであります「生き生き長生き健康とうみ」、この生き生きというのが生活の、生きるという字と、それから活動の活という字でありますので、ここは生き生きということで両方踏まえて長生きしたいというような思いがあるわけですが、この題名を使いました健康づくりに関する記事を今年の4月から広報で毎月シリーズ化をいたしまして、掲載をしているところでございます。4月号には、この健康づくり宣言も載せさせていただいたということでありました。今後におきましては、ただいま推進しております健康マイレージ事業の「ずくすポイント」キャンペーン、こういったキャンペーンともタイアップを図りながら、あらゆる場面、またイベント等を活用しながら1人でも多くの皆さんにこの宣言をアピールしてまいりたいというふうに思います。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 周知ですけれども、なかなか市民は耳を傾けてくれないんだという思いで何とかそこを入れていけるような、そんな工夫をしなければいけないのかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

今や健康は国としても重要なキーワードになっております。国民が健康であることが国力そのものですという医療関係者もおります。各自治体においても、まさにそのとおりだと思います。人々が守られ、安心して自然に人口が増えていく、そんな豊かな社会を構築することができればいいなというふうに思っておるところでございます。

このようなことのために市としても先ほど来お話をいただいたように、先進的ともいえる取り組みをいろいろしていただいております。またしんたいを中心とした活動も行われ、成果も上げております。この健康づくり関連の事業は、公・民を問わず数え切れないほどの団体が事業化を推進しているところであります。

その1つにスマートウェルネスシティ首長研究会というものがあります。これは平成21年に全国9市の市長とともに発足をさせたもので、目的は健康を核とした新しいまちづくりを目指しています。健康づくりのためのまちづくりについて、幾つかの項目が提唱されており、首長自身が科学的根拠に基づく政策推進の必要性を認識するとともに、それを可能とする体制の構築及び具体策の推進を図ることを目的としており、この実現に向けて年2回定期的に研究会を開催しているとのことでございます。

ここに提唱されていることが、東御市において活用できるかどうかは別といたしまして、この首長会議に参加をし、健康づくり、まちづくりの情報を広く収集することは、東御市にとっても有益というふうに考えますが、このことについてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） スマートウェルネスシティということに関する情報収集でございますけれども、先ほどから何回か申し上げましたが、やはり市の健康づくり施策を進める上で最も課題となっておりますことは、先ほどの健康づくり宣言の認知度ではございませんが、やはり健康の維持増進に取り組んでいただけるよう市民一人ひとりへの意識づけ、これをどのように高めていくかというふうに感じておるところであります。

市では、健康づくりに関する多くのメニューを用意いたしまして、積極的に事業展開を図っておるところではございますが、最後には宣言にもございますように自らの健康は自らつくるといふ、市民一人ひとりの意識に委ねざるを得ないという部分が課題であるというふうに感じております。ですのでこのような課題に対しまして、市民の意識改革を促すような先進的な取り組み事例などがございましたら大いに参考にさせていただきたいというふうに感じておりますし、ただいまご提案がありましたスマートウェルネスシティにおきましても、具体的にどのような効果が得られておるのか、研究をして参考にできるものは参考にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 教育の問題も、健康づくりも本当に今、重要なことでありますので、前向きにお取り組みをいただきたいということをお願いいたします。

そして今、まだ時間15分ありますので、この質問をするのにいろいろ資料を調べておりましたら、児童憲章というのが出てきました。教育問題にかかわるのかなというふうに思ひまして、時間があつたら読ませていただこうというふうに思つて用意してきましたので、ちょっと読みます。すごいことがいっぱい書いてあります。

昭和26年5月5日に宣言をされたものです。

我らは日本国憲法の精神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図るためにこの憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられる。

1つ、すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。

2つ、すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

3つ、すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。

4つ、すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすようにみちびかれる。

5つ、すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶようにみちびかれ、また道徳的心情がうちかわれる。

6つ、すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。

7つ、すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

8つ、すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。

9つ、すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

10、すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱いからまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

11、すべての児童は、身体が不自由な場合、また精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

12、すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類と平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

以上でございます。質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号9 子ども・子育て新制度における新設条例について、受付番号10 ゆうふる t a n a k a のプール廃止について、受付番号11 教育委員会の新制度移行について。9番、平林千秋君。

なお平林千秋君から、受付番号10の質問に関し、事前に資料配付の申し出がありました。これを許可し、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 日本共産党の平林千秋でございます。

冒頭一言申し上げます。ただいま総選挙の最終盤でありまして、14日が投票日です。今回の選挙では、安倍政権のこの2年間の総体が問われております。すなわち消費税10%への増税、アベノミクス、原発再稼働、集団的自衛権、沖縄新基地問題、そして政治と金、これらの課題が争点になっております。私たちはどの問題でも対案を示して頑張っていますが、今度の選挙の帰趨は暮らしに直結し、来年度から本市でも施行される介護保険制度改定、子ども・子育て新制度の移行、教育委員会の教育委員会制度の改定などに見られるように、市民の暮らし、子どもたちの保育や教育などと密接にかかわってまいります。市民の皆様が各党の政策主張をよく吟味され、ご投票をいただくようお願いいたします。

さて、今回は3課題について質問いたします。

まず子ども・子育て新制度における新条例制定についてであります。来年度から新制度が施行されます。戦後最大の保育、幼児教育制度改定でありまして、幾多の議論があり、現行の制度が残される一方、待機児童の解消、保育・幼児教育の多様化の名のもとに、国や自治体の保育自主責任を後退させ、子どもの保育に格差を持ち込み、営利企業の参入に道を開くものになっております。

この中であって、東御市では5つの公立保育園、1つの私立保育園、1つの幼稚園が現行制度のまま移行するという決断に至りました。すなわち保育園にあっては、児童福祉法第24条の1に規定する保育は自治体の責任で実施するというものであります。全国的には市民の反対を押し切って

公立保育園すべてを認定こども園に転換するような動きもある中で、東御市では望み得る最良の選択をしたと思っております。歓迎したいと思えます。

同時に、新制度では乳幼児20人未満の保育施設、特定地域型保育事業については市町村が条例によって運営、設置基準を定めることになりました。

具体的には、1、家庭的保育事業、2、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型、そして居宅保育訪問事業、事業所内保育事業であります。東御市の子どもたちにどのような水準の保育サービスを提供していくか、重要な基準を定めることとなります。新設する条例素案が発表され、パブリックコメントの募集が行われました。

そこで伺います。1、パブリックコメント募集ではどのような意見があったのでしょうか。2、寄せられた意見に対してどのように対応したのでしょうか。

第2は、ゆうふる t a n a k a のプール機能廃止についてであります。

10月ごろからゆうふる t a n a k a のプールが来年3月に廃止されるということが、利用者の間で話題になり、大議論になっております。長年プールを利用し、健康増進に役立っている市民も多く、振興公社から何の知らせや利用調査、意向調査もなく、一方的に廃止されるということに不安と疑問の声が起きております。自分の健康づくりに役立てた市民から廃止方針の再検討を求める請願・署名が出され、本議会に多分2次が提起されますから、千数百の賛同署名を添えて提出されています。

そこでまず伺います。1、プール機能廃止はゆうふる t a n a k a の基本的なコンセプトにかかわる重要な変更となります。利用者も少なくありません。廃止方針検討に当たって利用者、利害関係市民の利用実態調査、意向調査、あるいは意見聴取をどのように行ったのでしょうか。

2、プール利用者の減少、維持費用がかかることが廃止理由とされていますが、実態はどういうものなのでしょうか。

3、プール廃止後の利用は、健康づくりと介護予防に活用するとしていますが、プールはこの次にとっても有用、有効な機能になると思われれます。この点をどのように検討したのでしょうか。

第3は、教育委員会の新制度移行についてであります。

教育委員会は、すべての都道府県と市町村に置かれ、教育の在り方、学校の管理、教職員の人事、教育への指導、図書館、公民館、スポーツ施設の管理などを行っている教育行政の組織であります。

教育は、子どもの成長・発達のための文化的な営みであり、教育は教員と子どもとの人間的な触れ合いを通じて行われるもので、自由や自主性が欠かせません。何をどう教えるかは、関係する学問や教育学に基づく必要があります。だからこそ政治権力による教育への介入、支配は厳しくいさめられ、教育委員会の行政からの独立が強調されてきました。

ところが安倍内閣になって、教育改革が持ち出され、「日の丸」、「君が代」をはじめ特異な教育観の押しつけ、全国学力テストの悉皆調査と公表など、異常な競争主義の持ち込みが問題になってまいりました。

そして当初は教育委員会制度そのものをなくし、政府や首長が教育に制度的に介入できる方向が持ち出されました。これに際して多くの国民的な議論が行われる中で、この6月に法案が成立し、新年度から新たな教育委員会制度が東御市でも実施されることになっています。

そこで伺います。1、新制度のもとでも現行教育委員会制度の性格、運用は基本的に引き続き存続することになりましたが、これをどのように運用していくのでしょうか。これを契機に住民自身の期間として改革、活性化する方途をどのように考えておられますか。

2、他方制度的には1、新教育長の設置、2、教育大綱の制定、3、総合教育会議の新設など、重要な変更もあります。これをどのような考えで運用していくおつもりでしょうか。

以上、最初の質問であります。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 受付番号9、平林千秋議員の子ども・子育て新制度における新設条例についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、パブリックコメントにおける意見の内容についてのご質問でございますが、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、3つの新設条例を制定するために本年9月10日から10月9日までパブリックコメントを行ったところ、36件のご意見が寄せられました。

その中で保育にかかわります2つの条例案につきましては、これまで取り組んでまいりました保育に対する市の姿勢を継続するために、様々な運営形態が認められる新制度のもとにおいても、保育の基準を下げないよう、また保育格差が生じないよう質の維持に努めてほしいという趣旨のご意見をいただきました。

また放課後児童健全育成にかかわる条例案につきましては、受け入れ対象児童の拡大と施設や職員体制の充実にかかわるご意見が寄せられました。

続きまして、寄せられた意見への対応についてのご質問でございますが、保育の質の維持にかかわるご意見に対しましては、特に定員20人未満の小規模保育所の基準に関しましては、有資格者の職員配置を義務づけるとともに、施設基準の一部につきましても公立保育園と同等の基準を保つよう市独自の上乘せ基準を今議会に上程しております新設条例案の中に盛り込む対応を行ったところでございます。

また、放課後児童健全育成事業において、施設や職員体制の充実にかかわるご意見に対しましては、今後の参考とさせていただき対応とし、その他のご意見といたしまして受け入れ対象児童の拡大につきましては、運営面における今後の検討課題とさせていただき対応いたしました。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号10、平林千秋議員のゆうふる t a n a k a のプール廃止についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、廃止方針検討に当たって利用者、利害関係市民の利用実態調査、意向調査や意見聴取をどのように行ったのかについてですが、平成19年度にコンサルタント会社で実施しました市営温

泉施設の在り方の検討の中で、ゆうふる t a n a k a についてはプール等の運営を休止し他の機能を縮小する、施設を廃止するなどの対応策案が示されました。しかしゆうふる t a n a k a を含む市内の4つの温泉施設とも市民にとってなくてはならない施設であることから、最終的には改善を加えた上で施設を存続させる方針が出されました。これを受けて市では、22年度より4つの温泉施設の運営方針について、福祉団体等の皆さんにも参加していただき、存続方法について検討を続けてまいりました。

ゆうふる t a n a k a の3階部分の活用法については、それまでの議論を踏まえ、更に昨今のプール利用者の実態も考慮した上で、26年3月から8月にかけてゆうふる t a n a k a 再構築検討会議を計5回開催し、関係団体と検討を重ねてきたところです。

結論としましては、2階部分は温泉施設として存続させ、3階部分はプールを健康づくりのためのスタジオに変更し、行政による市民を対象とした各種の健康増進、介護予防活動の拠点とするよう方向性を定めたところであります。

この内容について市民の皆さんの理解を得るための前段として、まちづくり審議会、地元区の役員及び議会全員協議会へ既に説明させていただいたところであります。

今後はゆうふる t a n a k a の利用者の皆さんに対して、今後の施設の活用方針及び検討経過についての説明会を予定しております。

次に、プール利用者の減少、維持費用がかかることが廃止理由とされているが、実態はどうかについてですが、ゆうふる t a n a k a のプールの利用者数については、統計的な数値はございませんが、プールプログラムの利用者数は把握しています。その推移としては、平成21年度の利用者数が1万2,104人でしたが、昨年度は8,269人と、5年間で31.6%減少しており、プール全体の利用者も同様な傾向にあるものと推測できます。ゆうふる t a n a k a の振興公社への管理委託料については、21年度では3,266万3,000円でしたが、25年度では3,574万8,000円と9.4%の増加となっています。更に今後燃料、電気料の高騰による水道光熱費などの支出の増加に加え、築15年を経過した施設の老朽化による改修及び修繕費等の費用拡大が予想されます。このことから一部の利用者を対象としたプールの運営について、現状を維持することが困難なものと判断したところであります。

次に、プール廃止後の利用は健康づくりと介護予防に活用するとしているが、プールはこの事業にとっても有用・有効な機能となる。この点をどのように検討したのかについてですが、市内にはプール機能を活用した健康づくりの場として、温泉アクティブセンターがあります。この施設はまさに健康をキーワードとしており、ユニバーサルデザインによる歩行用流水プール、25メートルプールを利用した歩行コース、温泉ジャグジー、サウナ等、プールを活用した健康増進・維持に必要な施設が充実しています。更に敷地内には東御市立みまき温泉診療所、身体教育医学研究所が併設されており、健康づくりに欠かせない理学療法士が常駐するなど、医療体制が整っていることに加え、研究所とともに連携した健康教室等のプログラムが行われています。このためゆうふる t a

n a k aのプールを利用されている皆様には、これまで以上に有効な健康づくりが選択できるこの施設への誘導を図ることにより、課題が解消できると判断しました。

また、プール機能が集約されることによって、ゆうふる t a n a k aだけでなく温泉アクティブセンターの入館者の増加につながり、それぞれの施設の経営の安定化が図れるものと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（下村征子さん） 受付番号11、平林千秋議員の教育委員会の新制度移行についてのご質問につきましてお答えいたします。

初めに1点目の新制度のもとでの現行の教育委員会制度の性格、運用は基本的に引き続き存続することになったが、どのように運用をしていくのか、これを契機に住民自治の機関として改革、活性化する方法をどのように考えているかのご質問でございますが、今回の法改正の概要は教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市町村長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の責任の関与の見直しを図るというものです。

9月議会でもお答えしましたように、東御市においては教育基本計画があります。また市長と教育委員会の懇談会も年に4回行っていることから、実質的には大きな変化は生じないと考えております。しかしいかなる制度もそれを十全に生かすことができるかどうかは、その運用にかかっていると思います。今回の法改正に当たり、制度の運用を通して教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する市長の連携の強化などを進めてまいりたいと思います。

また、教育委員会制度は教育の政治的中立性と継続性を確保し、教育行政に多様な民意を反映させる仕組みとして、長年にわたり地方公共団体の執行機関として、また教育に関する行政委員会としての役割を果たしてきました。これまで培ってきた教育委員会制度を更に発展させるために、総合教育会議や市長が策定する教育大綱に基づいて、教育委員会の活性化を図ってまいります。

2点目の新教育長の設置、教育大綱の制定、総合教育会議の新設などの運用についてですが、まず新教育長につきましては会議の主催者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者として権限が強くなりますので、教育長に対する教育委員のチェック機能の強化、教育委員会会議の透明化が運用面での重要なポイントと考えております。

教育大綱につきましては、市長が主催する総合教育会議において市長と教育委員が協議・調整を尽くし、市長が策定することになりますが、この運用により教育施策に関する方向性を明確化し、推進していきます。

総合教育会議の運用ですが、市長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、市長が公の場で教育政策について議論することができるようになりますので、市長と教育委員会が教育施策の方向性を共有し、一致して執行に当たることを期待しております。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） これからは一問一答でお願いします。

まず子ども・子育て新条例の設置の問題ですが、パブリックコメントの基本的な対応はわかりました。そこで私もパブリックコメントに参加させていただいたんですが、そうしたパブリックコメントを受けて特に保育の質の確保、有資格者の職員配置の基準、施設の基準について所要の改定を行ったというお答えでしたが、具体的にはどのように改定されましたか。それはどのような考え方でしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） ただいまのご質問の配置基準や施設基準等の改定した内容ということでございますが、今回パブリックコメントを実施いたしました保育に係る2つの条例案がございますが、このうちの家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例というものがございまして、こちらの方で改定を行いました。先ほど議員からも紹介がありましたが、大きくは4種類の事業所の系列がございまして、この中にA型、B型、C型といった分かれたものがあるということでございますが、そういった大きく分けて4種類の事業所の体系の中で、職員の基準が保育士であったり、または家庭的保育者という表現があったりということで、基準の統一が図られていないということがございましたので、ここにおきましてはその基準を市長が行う研修を修了した保育士ということで、統一をさせていただきまして、子どもがどの事業形態の保育園に通ったといたしましても、同一の資格基準で保育が受けられるようにしたという考え方でございます。

それから施設基準でございますが、こちらは事業所内保育所につきまして改定をさせていただきまして、乳幼児室の広さを十分に確保するために、こちらも公立保育園と同等の規模になるような上乘せ基準を盛り込んで改定をしたということでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） でき上がった条例はそのようになっております。それで当初案は国基準の横並びでありまして、国基準というのは例えば保育士の資格基準は、保育士という表現があるんですが、同時に市長の研修を受けた者と、保育士資格を持たなくても。その研修というのは結構簡便なものでありまして、1日、2日、何時間か論議すると資格を与えるよということで、非常に心配されたんですよ、このことを導入するのを。それが広く行われますと、資格がない人がかなり保育に携わるということが心配されていましたが、本市においては条例に先ほど部長が紹介しましたように基本的に市長が指定する研修を終えた保育士ということで、基準が統一されて非常によかったと思います。

これによってこれから展開されるであろう小規模保育事業の参入、現在は1件程度ですが、今後の参入も含めしっかりした保育の質が確保されるというふうに思いますので、しっかりした運用もしていただきたいと思います。

それからもう1点伺いますが、小規模保育事業にあつてはいずれの類型にしても調理員の配置と調理施設の整備という、これが基本になっているのですが、同時に搬入も認めますよということも

あわせて記述されております。外部からの搬入というのは、東御市が力を入れている食育の観点や、それから増えているアレルギー体質の子どもに対してなど問題が多いと思うんですよ。そこであえて条例規定、私はいいかなというふうに思ったんですが、実際の許認可の運用ではやっぱり自園調理ということの基本にして対応すべきだと私は思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） ただいまの調理基準が同じ、先ほど答弁いたしました条例の中で定められておるものでございますが、こちらにつきましては市の上乗せ基準は今回設けなかったということでございます。その理由でございますが、条例の中では外部の調理を認める場合でも、関連している社会福祉施設等の調理室における調理ということで、外部であれば何でも認めるということではございませんでした。なおかつ食事の提供にかかわる条項の中には、このほかにも4項目の規定がございまして、トータル的な中で安全が確保されるという判断をいたしましたので、今回はあえて上乗せ基準を置かなかったということでありまして。

しかしながら実際の運用でございますけれども、条文はあくまで保育所内の調理が基本であって、例外的にそういった措置も認めるという書き方でございますので、そういった部分につきましてはしっかりと確認を行って、今後許認可を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） ぜひそのように運用していただきたいと思います。

それではゆうふる t a n a k a のプール問題について伺います。部長の答弁があったわけですが、まず伺いたいのはこの問題を市議会に説明する直前まで、ゆうふる t a n a k a のプール廃止を前提にしてプール部分をフローリング化する設計予算を12月議会に計上する予定だったようですが、今回なぜこれを見送りにされたんですか。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 当初ここまでに至るまでにいろんな検討をしてきたわけですが、そういう中でなるべく早くした方がいいのではないかなというようなこともあったわけですが、いろいろと調整していく中で、市の来年度予算的なものもございまして、そういう中で総合的に判断させていただいて、とりあえずこの12月でということは見送りをさせていただいているということでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 総合的な判断というのはどういうことですか。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 先ほども申し上げましたが、いずれにいたしましても来年度予算の予算額の話もございまして、そういうことも含めて今の状況を鑑みたときに今回の12月というのは見送りをさせていただいたということなんです。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 私は性急にこの12月議会に予算計上をしなかったというのは賢明な判断だと思っております。利用者の皆さんは、12月議会に予算が出て3月に廃止と、こんな大事なことを利用者の意見や意向も聞かないで強行するのは横暴にすぎるといふふうにお感じになっております。それで今回見送ったのは市が聞く耳を持ったのかなといふふうには思っております。

そこで今後のことにかかわるんですが、最初の質問で申し上げましたように、これで廃止という方針を決める場合、やっぱり利用者の意向を総合的に聴取して、それも検討の判断にしながら最終決定するというのが私は必要だと思っております。利用者の皆さんもそれを求めています。

といいますのは、ゆうふる t a n a k a が発足して15年ですが、当初からのコンセプトは日帰り温泉プラスプールとフィットネスというのが基本的なコンセプトであります。他の温泉施設との差別化を図ったのがこのプールなんですよね。皆さんの提案でも3階はプール、ジム、スタジオの3つのエリアの施設として、市民の健康づくり推進に寄与してきたといふふうには評価しています。そこで今回売りであったプール機能を廃止するといふのですから、コンセプトの大転換であり、そうした決断をした根拠は何なのかということをしっかり検証し、説明する必要があると思っております。先ほどかつてのコンサルタントに依頼した温泉施設全体の対応をどうするかというご説明がありましたけれども、その流れの中だとしても現実に今回プールを廃止しようといったときに、そのプール機能がゆうふる t a n a k a の基本的な形態としてあったのですから、それを廃止するには功罪といえますか、成果といえますか、そして今、現時に至って財政的に負担になったら負担になっているということをきちんと検証して、市民の皆さんにデータも示しながら、こういうことだからこういう結論になりましたというご説明が必要ですし、とりわけプール機能というのは健康増進に役立つということで提起したわけですから、利用されている皆さんがそれをどう享受して、実際に運用したのか、そこもしっかり把握しながら、その把握した上で今後の方向を決断したといふ過程が必要だと思っております。

利用者の皆さんにお聞きしまして、腰が痛くて医者に行ったら、プールで歩くとよいと勧められて、プール療法を3カ月続けたら治った、60代女性。プールジムの運動、温泉で体重が7キロ減って、標準体重になった、中性脂肪も標準値になって維持できる、うれしい、60代女性。時間がないのでプール教室には出られないが、少しでも都合して自分で歩いている、70代女性。こういう多くの方々の声があります。ここは自分たちの自発的意思で利用されている、3階を、という方が多いと思っておりますよ、実態を聞いてみますと。そういう果たして役割をやっぱり把握した上で、そして結論を出していくと。

今の先ほどの部長の答弁では、市はいろいろ財政的に検討して重荷になって、これから先ではないから、もう存続できないからやめるよと、それで結論を出しておいて、それで利用者の皆さんには実はこういう結論になったんですが、理解してほしいと。理解してほしいというのは、いろいろ言っても結論は同じだよという表明なんです。18日に説明会をするといふふうには言っていますが、改修方針についての説明をしますという告示になっているそうです。改修方針の説明といふの

は既に廃止を前提にして、こういう方針に決めましたから、皆さんご意見を出してもらいたいんですが、結論はこうですよで変わりませんよというふうに言うに等しいんです。それは市民の声を聞いたことにならないというふうに私は思うんです。

せつかく12月議会で強行するという事は、諸般の総合的な判断でおやめになったわけですから、改めてプールの機能の評価と、それをした上で検討し直すということが必要なのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） いろんな議論を平成19年の在り方検討で、4つの温泉施設をどうするかということで1つの一定の方針として、この4つの温泉施設は改善した上で存続させるということで結論が一旦出ておまして、その対応としてその後ずっと22年からですか、検討してきたわけです。

そういう中で、御牧乃湯につきましては再築させていただいて今現在の形になっておりますし、明神館につきましては先ほど設計料の予算を計上させて、またその改修に向かっていくと。そういう中で、次はゆうふる t a n a k a ということで、この22年から検討してきたときに、もう既に市内の身体教育医学研究所とか、市の福祉協議会とか、そういうところといろいろとお話し合いをする中で、どのような温泉施設、活用できるかということで検討してきた中で、その中でもプールについては基本的には、当然実施したとき、運動をしたときの効果というのは十分、それはそれぞれの皆さん認知していただいた中で、やはり一番充実しているのは先ほど答弁で申し上げましたが、温泉アクティブセンターでございますので、そういう中でしていければ、要するにその役割は十分果たせられるし、それ以上のことができるというような状況になっていきますので、環境が整っていますので、そういう中で基本的にはプールを廃止しても代替施設があるということで、その辺についてもそのような意見をいただく中で、廃止でもいいのではないかとというようなことでございます。

いずれにいたしましても使われている方は非常に利便性が高いということで、田中の先ほども申し上げましたが、田中の駅前にあるということで、立地条件がいい中では使いやすい場所であって、なおかつ利用料金も安いというような中では、十分楽しまれているのかなとか、健康増進に頑張られているのかなというようなことは認識はしておりますが、総体的に考えてこういうもの、要するに温泉施設を2つ持ちながら、健康増進を進めていくよりも1つに集約して進めていったほうが健康づくりですか、健康事業としてもいいのではないかとということで、その部分は今度は介護予防に重点を移して、コンセプト自体は基本的には市の条例にありますように健康づくりということの中では同じでございますので、重点を変えるというような形の中で、方向を少し変えさせていただいて、今回のプールを健康づくりのためのスタジオにかえていきたいというようなこととしていきたいということで結論を方針として出ささせていただいたということでございます。

そんな中で、総合的な総括的、そんなような形の中で決めさせていただいているということで

ざいます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 介護予防事業にプールをどう活用するかというのはちょっと、3番目の課題の中でもう少し突っ込んでやっていきたいと思えます。

私が申し上げているのは、政策決定のプロセスのことを言っているんです。市の行政上の論理でいえば皆さんずっと継続してやっていますから、こういう検討を経て、こういう検討を経てということですが、市民レベルでいえばそういう認識は全然情報が無いからなんです。ですから改めてゆうふる t a n a k a の基本的な機能であるプールをなくすといったときに、そのプール機能についてちゃんと総括をして、その上で、その総括も市民の皆さんがどういうふうにご利用していたのかということをも十分把握した上で、次の話した上で結論を出していくと。把握する作業をやっていないんですよ。今までまちづくり審議会という話がありました。議会の全協がありました。それから市長との懇談というのが1つ、追加しているようですけど。利用者はそこに全然、私たちがこういう利用をしていますと、こういうふうにご利用していますということは全然入っていないんですよ。行政側でやっているというにすぎないし、まちづくり懇談会で了承を得たというふうには言えないと思うんです。議事録精査しましたけれども、確かに1、2、金がかかるからしょうがないねというお話はありましたけれども、大宗の発言はこれをなくしては困るということでありました。座長の取りまとめは、出た意見を反映して行政の方で反映するよというまとめです。とすれば反映するとすれば、性急にできないなというのが審議会の中で出た、私は結論だと思うんです。そういうことを踏まえて、政策決定に進む必要があるのではないかと申し上げておきたいと思えます。

それから次に財政上の問題であります。お手元に資料をお配りしましたが、これはまちづくり審議会でこういう状況だからぜひ重荷になるから切り離したいんだということを根拠づけたものであります。これによると1人当たりかかる経費が1,451円で、ほかのジムとかスタジオと、290円と比べれば5倍の経費になっていると。非常に重荷ですから切り離しますよという根拠、これは皆さんにお示しした根拠、最大の根拠になっております。

そこで、しかも皆さんのお手元にありますように、強調するところは赤い数字でうんと強調しているんですね。そこでこれは本当かということをやっと検証してみましたので、メモをとりながらお聞きいただきたいと思えます。

プール利用者1日平均24という数字は、年間の利用者8,269人を営業日347で割った数字であります。プールプログラムは土日は休みであります。実際のプールのこのプールプログラムの1日の数を出せば営業日は250日です。347が250です。すると1日の平均33というふうになります。24という数字は誇張であります。しかもこの算定では根本的な欠陥があります。プール利用者としてされているのはプログラム利用者のみであります。しかし利用実態は2階の温泉を利用して、水着をつけて3階に上って、それでウォーキングなり水泳をやるというのが基本的な利

用形態ですよ。それは施設の構造上からいってもそうであります。このいわば利用者はフリーの利用とっているようですけど、その利用者さんの実態は全然把握していなかったんですね。まちづくり審議会でそのことが指摘されて、あ、しょうがないなど、調べようということで9月から11月にかけてお調べになりました。1日平均51人というふうに出ました。そうしますとずっと51人だとすると年間営業日でやりますと1万7,700人になります。プログラム利用者が8,269ですから、総合計プールの利用者は2万6,000人というふうになります。すると皆さんの選定した基準によるプール維持費については461円となるんですね。260円と比較しますと1.59倍というふうになります。だから5倍だよと、こんなにもかかるんだよというのは、実際の利用からすれば1.6倍程度だということなんですよ。

だからではこれをどう評価するかという問題があるんですが、これはどう思われますか。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 大変申しわけないんですけど、今、私、電卓を持っておりませんので、数字が1日のプールプログラムの利用者数がちょっと違っているのかどうかというのはちょっと確認ができませんが、いずれにしてもそれなりに計算した数字でありますので、計算が間違っているということはないかと思っております。

それで今回まちづくり審議会の方でご説明したときも、いずれにしてもゆうふる t a n a k a につきましては、先ほど議員からもお話もありましたように、受付が2階部分の1カ所しかございませんので、基本的に統計的に年代を追って、いろんな施設をどういうふうに使っているのかというデータはございません。したがってそういう中で唯一ありましたのが、このそれぞれ3階部分でプログラム、今は無料なんですけれど、プログラムを使う人の人数が…。

○9番（平林千秋君） 経過はわかっています。答えを私、試算して申し上げたんですから、それをどう評価しますかということを知っています。経過はわかっています。

○産業経済部長（北沢 達君） そういう中で、基本的に利用者、要するに2万6,000人の中で今の金額を出すと1人当たり461円ですか、1.59倍という、この数字に対しての評価ということでよろしいんですか。

いずれにしてもそういう今、実態として統計的にとらえるすべがない中で、いろんな形の中で、公表できる数字とすれば今回まちづくり審議会の方に出させていただいた資料が、公開できる資料かなというようなことをございまして、実際には推定の中ではいろんな計算はしようと思えばいくらでもできるわけですけど、なかなかこう、推定なりある程度の担当者の感覚的なものですか、そういうものがございまして、なかなか数字的にはっきりした数字を申し上げられないというのが現実でありまして、そういう中でただ単に今、議員が言われたように461円ですか、そういう数字で議論されるとなかなかこの話は難しい話になってきて、なかなか重箱の隅をつつくような話になるのかなというふうを考えております。

そういう中では、私どもとしてはできる範囲での話として、今回説明させていただいているとい

うことでお願いしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 架空の想像で言ったのではなくて、あなた方が調べた数字で言っているんですよ。基本的なことを調べていないからこういう議論になるんです、実態を評価するときに。当たり前ではないですか、基本的な利用形態なんだもの、2階から上に上がるというのは。それを視野に入れなくて、何か手近にある数字ということになるから、だから廃止計画を検討するときにはプール利用の実態ということであれば、フリーのお客さんも含めて把握しなければならないなということであれば、実際に廃止検討、検討会議を開くときに、そういうこともデータを調べなさいよと言っているんですよ。そのときにやっぱり調べて、基本的に調べて、そしてそのデータをもとにして判断するというのが政策決定の基本のキだと思うんですよ。そういうことをする必要があると。つまりそういう必要なデータもそろえていないで、廃止検討を結論を出したというのは、私、政策決定に瑕疵があると思うんです。そのところはよく検討する必要があると思うんですよ。

いずれにしても5倍だという数字は、実態からすると1.何倍ということで、あなた方が出しているデータだよ。そのもので評価すればそういうことになります。

次に、先ほど出ました3階施設をどう活用するかだということを少し議論してみたいと思います。私は現行のままでよいというふうには思っておりませんので、近隣でスポーツジムなどが立地する中で、ゆうふる t a n a k a の3階施設も時代に合せて発展させていくということは必要だと思います。その一環としてご提案のように健康福祉部が所管する健康づくり、介護予防の拠点という構想は非常に有力な構想だと私は思うんですよ。必要な構想だと私も思います。そこでこの健康づくりと福祉増進に、プール機能という得がたい資源があるんですね。それをどう活用したプログラムを提供していくかということが非常に重要な要素と私はなると思うんです。

そこで健康福祉部長の分野になると思いますけれど、改定介護保険法でも第6期の今、策定をしている介護保険事業計画、老人福祉計画でも、介護予防事業を発展させるということになると思います。現行でも第1次、2次の介護予防対象者およそ1,000人になります。今後増大していく見込みですよ。市民が積極的に健康づくりと介護予防の活動に参加するプログラムを提供していくかが課題になると思うんです、どういう中身でやっていくか。

そこで私が先ほど申しましたように、東御市が培ってきた貴重な資源をそこにどう活用していくかという観点は非常に重要になると思うんです。繰り返して言いませんけれども、プールを介護予防事業、健康づくり、特にウォーキングなどの下半身運動を強化していくというのは、非常に重要な機能になります。これは東御市でも北御牧時代、現行アクティブセンターで経験を蓄積しているんですよ。先ほどアクティブセンターに統合して一元化すると、1つの構想だと思います。しかし介護需要が今後増えていく中で、特にゆうふる t a n a k a は比較的水深が浅くて、高齢者に非常に優しいんですよ。自分で利用できるにはかなり有効な活用方法があると思うんです。その機能をどういうふうに使っていくかというのは、健康福祉部でこれから3階を担当するというふうにな

るとすれば、ではどういうプログラムがいいかなと、フローリングにしてしまってやる方法がいいのか、プール機能を活用したプログラムをどう提供して、市民運動としてうんと利用するという方向だってそれは考えられると思うんです。だからそういう検討を担当の部長、担当の部門がやった上で、こういう可能性があるんだけど、だけれどやっぱり費用がかかってだめだなということになるかもしれません。だけれどこういう工夫をすればもっと有効に使えるのではないかと、いろんな年齢層を合せて、というプログラムの提供の仕方があるんですよ。そういう検討をしてはいかがですかというふうに私は思うんですが、部長、どうお考えになります。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） まず基本的な考え方をちょっとと言わせていただきますと、実は湯楽里館、温泉機能があります。そして御牧乃湯、温泉機能があります。そして明神館、これに関しては宿泊機能はありますけれども、温泉に入った人がただで泊まれるということではありません。泊まる方が温泉には入れますけれども、したがって市民の温泉の入館券に関しては温泉機能だけであります。ところがゆうふる t a n a k a だけは温泉に入ると無料でプールが使えるという機能になっておりまして、ちょっとほかの3つの温泉とゆうふる t a n a k a だけが違うサービスになってしまっているということが、共通利用券という考え方の中で、かけ離れているということでもありますので、議員おっしゃるように2階は温泉にさせていただいて、3階と2階の機能を分けるということがまず前提として、まずやらせていただきたいという願いをしておるところであります。

したがって3階を使った人は入館料を払って温泉に入らせていただくと、そういうシステムにしないと、もうゆうふる t a n a k a はもたないと。開館以来15年、1回も黒字化しておりません。3,500万円の税金を投入して維持させていただいています。ほかの温泉はすべて黒字化した経験を持っていますので、やりようによってはということと、ちょっと合併によって2つあるものを1つにさせていただくという機能を今、いろんな形の中で市民にお願いしておりまして、プールに関しても2つ維持していくということは、非常に困難であるというふうに私は考えておりまして、いろんな方法、ご相談させていただきながら、やっぱり2つある機能に関しては1つにしていこうという方向で説明をさせていただきたいというふうに考えておりますので、まず提案の2階と3階を分けるというご提案に関しては、私もそのとおりだというふうに思っておりますので、その上で廃止に関して、また相談させていただくということになるかというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 時間がなくなったので、少しはしょってやりますけれど、経営上の問題もよく考えた方がいいと思うんですよ。それで今、料金を取らないということがあったんですが、利用者の皆さん料金を払ってもいいと言っているんですよ。非常に大事な要素なんです、これは。料金を払ってもぜひ活用したいと、この意向をどう酌むかという問題があると思うんですね。私はその健康福祉部が3階を所管するという、賛成です。そうすると介護予防、健康づくりの事業の事業

体になるんです、事業体なんですよ。もしプールを存続すると、その事業体を使うものですから、事業料がプールの維持経費に負担することになるんですよね。公社の側からするとそれは収入になるんです、安定した収入に、という要素も出てまいりますし、それから健康福祉部の方でいえば、現在ある施設を活用するわけですから、非常に安価な費用で新しい事業を展開できるというふうにもなります。それで合せて利用者の側からすれば、ただで入る、両方使うというのではなくて、温泉を利用して上に行くんだっただらば、例えばワンコイン、500円でない、100円です、でも、それでも170万円、約200万円ぐらい増収になるんですよ。それでいくりにするかというのは利用者の皆さん今、私たち利用したいんだけど、どのくらい負担できるという調査を皆さんやっているはずですよ。そういうことも勘案して、財政上から見ても維持すれば780万円3階全体で節約になって、プール部分は480万円節減されると、全協で報告がありました。そうすると実際に介護保険の事業で使って、利用者の皆さんも料金を払うというふうになれば480万円どころか、もっとプラスになる可能性だってあるんですよ。それは計算してみなければわかりません。だけれどそういう、要するに資源を収入源として扱くと、事業として、という発想もあっていいのではないかというふうに私は思っているんです。

ですからそれは介護事業にとってどういうふうに事業を発展させるかと。これは新しい試みですよ。まだプールで介護予防事業をどうやっていくかというのは、まだ具体化、これからですから。それはこれから研究したらいいんですよ。そして財政上でもそういう新しい発想での接近というのはあり得ると思うんです。ですから私は12月議会を見送ったというのは本当によかったなと思うのは、そういうことも含めて市長のもとで改めて検討しなさいというふうにしていただけないかと思うんです。

5回にわたる審議会の議事録を全部見ていますが、非常に性急な結論になっているんです。1回目はあらかたの議論をしました。2回目は後利用ということになっているんです、健康福祉部で後利用を考えてくださいと。3回目から、もうフローリングにしてしまって、どういうプログラムを提供しますかという議論になってしまっているんです。だから私が言いたいのは、健康福祉部としてはやっぱりプール機能を使った場合どういう可能性があるかという検討をして、そのデータも出して、では使わない場合はこういう可能性があるよと、それを総合的に勘案してやるというのが政策決定としては当然のプロセスではないかというふうに思うんです。

第1回検討会議に理事者側の指示事項というのがありまして、交通の利便性を生かした市民の健康づくり、介護予防を担う拠点とするために、3階のスポーツエリアの在り方について関係機関により検討を進めること。これは正しい提起だと思うんですよ。結論を書いていないというのが正しいことなんですよ。皆さんがいろんな可能性を考えて、そして結論を導き出してほしいんですよ。これは市長どうお考えだったかわかりませんが、機能を廃止してフローリングということで検討しなさいというふうにイメージ的に提示したわけではないと思うんです。やっぱりいろんな可能性を考えて、結論を出しなさいというご指示だと思うんです。残念ながらこの5回の審議会では、

2回目以降後利用ということで、ちょっと短兵急に結論づけの方向に走ってしまったというのが非常に残念なんです。残念なんです。それで今になっていますから、経過はありますけれども、改めて私が今、提起したこと、一面的かもしれませんが、多少聞く耳を持っていただいたんではないかと私は思うんです。改めて検討するという軌道に乗せ直していただけないかというふうに思います。18日に説明会が開かれるという予定のようではありますが、そのときもこういう結論になったからご理解願いますという、ご理解願いますという言葉はやめてもらいたいですよ。こういう結論、過程でありましたけれども、皆さんの意見を聞いて今後決めていきたいという、少し柔軟性がとれませんかね。そこで検討した結果、やっぱりやめるよという結論があるかもしれませんし、いや、もっと検討し直して健康福祉にうんと知恵を絞って、やっぱりプール機能を利用して多様なサービスを提供していこうと、健康づくりと介護予防にアクティブセンターも使うし、ゆうふる t a n a k a の機能を活用した、そういう方法も考えていこうよというのを少し時間をかけて、先ほどの部長の答弁では見送ったけれど、3月議会かなんていう頭があるかもしれませんけれど、そこはちょっとぐっとのみ込んで、検討してはいかがかと、してほしいと思いますが、市長、いかがですか。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 先ほどのお話であります。平成19年に利用者アンケートの中で税金を投入して赤字を埋めるという意見が圧倒的に多かったという形の中で、そういう形の中で今回の検討が一応理想的な形を検討させていただいたということで、利用者に1回500円のプール利用料を取るとか、そういうことに関しては一応検討課題からは外させて動いておりますので、もしそういうことになればまた検討もできるかと思っておりますけれども、現在がベストの選択であったということを検討を続けたということだけは申し添えておきたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 本日の一般質問はここまでとし、通告に基づく残りの一般質問は明日12日の午前9時から行います。

◎散会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 本日はこれもちまして、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時24分）

平成26年東御市議会第4回定例会議事日程（第3号）

平成26年12月12日（金） 午前9時 開議

第 1 一般質問

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	山口正彦	健康福祉部長	武舎和博
病院事務長	加藤英人	産業経済部長	北沢達
都市整備部長	橋本俊彦	教育次長	清水敏道
総務課長	堀内和子	企画財政課長	岩下正浩
市民課長	塚田篤	子育て支援課長	吉澤健二
農林課長	寺島尊	建設課長	関一法
生涯学習課長	横関政史	代表監査委員	竹内春彦

議会事務局出席者

議会事務局長	宮嶋武彦	書記	西澤浩
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

受付番号12 長水路プール誘致に伴う財政負担はどのくらいか、受付番号13 地域における防災への取り組みはどうなっているのか、受付番号14 市内における空き家対策をどうすすめるのか。7番、若林幹雄君。なお若林幹雄君から、受付番号13の質問に関し、事前に資料配付の申し出がありました。これを許可し、お手元に配付しておきましたからご了承願います。

7番、若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） おはようございます。議席番号7番、太陽と風の会の若林幹雄でございます。一般質問2日目でございます。今日もよろしく願いいたします。

さて、11月22日の深夜、白馬村を中心とした震度6の地震がありました。夜間のことで驚かれた方も多かったのではないのでしょうか。現在、復興への取り組みを進めているようでございますけれども、これから根雪の季節になります。被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今回の私の質問は3つでございます。第1に、現在、市が力を入れている長水路プールの誘致に伴う財政負担についてでございます。第2に、地域における防災への取り組みについてでございます。第3に、市内における空き家対策についてでございます。いずれも簡潔な答弁を望みます。

まず最初の質問でございます。高地トレーニングプールの財政負担については、9月議会においても質問させていただきました。その際、市長は現時点では具体的な状況をお話しできる状況にないとおっしゃられました。そこで私は施設概要がわかった時点でまたご質問いたしますと述べさせていただきました。そして11月になりまして、高地トレーニング施設検討委員会から、高地トレーニング用プール施設基本計画が策定され、12月5日の全員協議会でご説明がありました。それによりましてトレーニングプールの建設費用が約40億円、年間維持管理費用が1億1,000万円という数字が示されております。お答えいただく環境が整ってまいりましたので、改めてここで9月議会でお答えいただけなかった質問を繰り返したいと思っております。

1点目でございます。トレーニングプール誘致の目的は何でしょうか。メリットとデメリットを

どのように判断されていますか。

2点目、高地トレーニング施設誘致による経済波及効果はどのように見込んでいるのでしょうか。

3点目、プール建設費、維持管理費の中で、市の財政負担はどのくらいと見込んでいるのでしょうか。

以上3点お尋ねいたします。

次に、地域における防災への取り組みはどうかについてお尋ねいたします。

今年はいろいろと災害の多い年でした。夏の広島のと石流、そして御嶽山の噴火、先ごろの白馬村の地震など、災害が相次いでおります。

そんな中、白馬村では地域の住民の皆さんによる助け合いでいち早い救助活動が行われました。そのため亡くなった人はいませんでした。地域による取り組みが求められていると感じています。そこで3点にわたってお尋ねいたします。

1点目でございます。地域の防災組織の現状はどうでしょうか。ひとり暮らしや障がい者などの情報はどうか把握されているのでしょうか。

2点目、2月の大雪の際、地域における共助の取り組みはどのように行われ、どのような成果を上げたのでしょうか。

3点目でございます。今後地域における共助の取り組みは一層大切になります。課題となることはどのようなことなのでしょうか。

以上、3点お尋ねいたします。

次に、市内における空き家対策をどう進めるかについてお尋ねいたします。

最近市内を歩いていますと、空き家が目につくようになりました。総務省の統計によりますと総住宅数に占める空き家の割合、すなわち空き家率が13%にも上り、地域における環境悪化の要因ともなり、大きな問題となっております。そこでお尋ねいたします。

まず第1点目でございます。市内に放置されている空き家はどのくらいありますか。今後どの程度増えると思込んでいるのでしょうか。

2点目、そうした空き家が増えることで、周辺の住環境への影響をどのように把握されているのでしょうか。

3点目でございます。現在、空き家バンクを進めていますが、成果は上がっているのでしょうか。そしてまた課題は何でしょうか。

以上、最初の質問でございます。よろしくご回答ください。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） おはようございます。受付番号12、若林幹雄議員の長水路プール誘致に伴う財政負担はどのくらいかとの質問につきまして、私の方でお答えしたいと思います。

今回の建設費、運営費の試算につきましては、センターポールに日の丸を揚げるために水連等が国等へ要望していくに当たり、施設検討委員会におきましてどの程度の施設が必要なのか、その施

設の建設と運営に当たり、およそどのくらいの費用がかかりそうなのか、具体的にできるのかどうなのかなどを検討し、概要を固め、湯の丸にこのような施設の建設を国へ要望していこうとするためのものでありますので、ご理解をいただきたくよろしくお願いいたします。

1点目の誘致の目的とメリット・デメリットをどのように判断しているかにつきましては、湯の丸高原をはじめとする東御市の知名度が全国的に上がること、この施設を含めた社会資本整備がなされること、プールを利用するアスリートをはじめ東御市を訪れる観光客が増加することによる経済の活性化、市民とアスリートとの交流から生まれる夢や感動の享受など、様々なメリットが考えられます。国内はもとより、世界有数の高地トレーニングプールという得がたい価値があると考えております。

2点目の施設誘致による経済波及効果をどのように見込んでいるのかとのご質問につきましては、今回の試算においてプール施設利用者数の見込みは年間約8,700人といたしました。同伴者を含め、これの方が当地において宿泊を含む消費活動を行っていただくことは、相当の新たな経済効果が生まれるものと考えられます。また、知名度向上による経済効果ははかり知れないものがあると考えております。更に周辺の道路改良等も施設誘致を契機に進むものと考えております。

続きまして3点目の建設費、維持管理費の中で市の財政負担はどのくらいかとのご質問につきましては、この施設はアスリートのトレーニング施設でありますので、地方公共団体が整備するものでなく、国策として行うべきものであるというふうと考えており、国の施設を当市に誘致する、この姿勢に変わりはありません。運営費にあつては地元自治体として受ける恩恵とのバランスを考慮して、持続可能な施設とすべく応分の負担があるものと考えてはおりますが、それが果たしていくらなのか、施設建設自体が具体化しておらない現在ではお答えできないものであります。全額を東御市のみで負担するものではないことは当然のことと認識しております。

いずれにしても高地トレーニング用プールは2020東京オリンピック・パラリンピックでのその成功、特に日本選手団の躍進には欠くことのできない施設であり、日本国民として自らできる協力を惜しまないとの考えで行動をしており、地元がいくらもうかるとか、もうからないとかという考えでお願いしているのではないということをご理解いただくことが肝心であると考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） おはようございます。受付番号13、若林幹雄議員の地域における防災への取り組みはどうなっているのかのご質問につきまして、市長にかわりお答えを申し上げます。

初めに1点目の地域の防災組織の現状はどうか、ひとり暮らしや障がい者などの情報はどう把握しているのかのご質問についてでございますが、現在、市内すべての区におきまして自主防災組織として消防防災班を編成し、平常時から地域内の安全点検や住民への防災意識の普及啓発、地域の特性を考慮した防災訓練の実施などを行い、災害が発生した際には地域住民が協力して自分たちのまちは自分たちで守ることを目的に活動をいただいております。

その他、地域防災の中核を担う東御市消防団や自衛消防隊なども、その地域に密着し、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担っていただいているところでございます。

また、ひとり暮らしの方や障がい者などの情報把握につきましては、地域を担当する民生児童委員が中心となり、市及び区と連携を図りながら日ごろから訪問活動等を通して情報把握を行うとともに、市と社会福祉協議会が協力し、各区における緊急時の支え合い台帳作成の推進にも取り組んでいるところでございます。

次に2点目の2月の大雪の際、地域における共助の取り組みはどのように行われ、どのような成果を上げたかのご質問についてでございますが、今年の2月にはこれまでにない記録的な大雪となり、除雪作業が追いつかず、多くの通行止め、渋滞及び歩行者道路の確保ができないといった状態が続きました。

こうした中、生活道路等においては区単位による区長を中心に区民、消防団及びPTAの皆様をはじめとする市民による地域コミュニティの共助により生活道路、通学区道路等の確保に努めていただいているところでございます。そのほか農業用施設倒壊等の被害に対する施設の撤去、復旧作業などにも地域等での大きな支援をいただきました。また今回の大雪では市内を巡視して情報を得ることができない中、区において災害状況の情報提供をいただいたこと、更に要支援者に対しましては民生児童委員等を通じていち早く対応していただき、組織機能の役割が果たされていたことに地域力の重要性を改めて認識したところでございます。

続きまして3点目の今後地域における共助の取り組みは一層大切になり、課題となることはどのようなことかのご質問でございますが、地域社会におけるつながり、結びつきといったコミュニティ機能は住民同士の支え合いや危険要因の除去、注意喚起等災害だけではなく防犯や福祉、教育、環境等の様々な問題を解決する際にその役割を果たしてきました。しかしながら現代社会では住民の生活様式の多様化、少子高齢化社会の進展、更には核家族化等様々な要因によりまして、地域社会とのつながり、近隣住民との結びつきが希薄になりつつあります。このような中で共助の取り組みをしていく上で課題となることは、地域防災活動への参加などによる住民一人ひとりの災害に備える意識の醸成を図ることや、ふだんから地域社会におけるつながり、結びつきを大切にし、小学校区単位の地域づくり活動や公民館活動への参画を一層推し進めることであると考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） おはようございます。受付番号14、若林幹雄議員の市内における空き家対策をどうすすめるのかのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、市内の空き家の数と今後の見込みの質問でございます。住宅総数と空き家数の調査は、市独自では行っておりませんが、総務省の行う5年ごとの住宅土地統計調査の数値がございます。この調査で言う空き家には売却用の住宅や放置されている住宅のほか、別荘や昼間だけ使う2次的住宅も空き家としてカウントされておりますので、より現実に近い空き家の状況として2次的住宅を除いた数値を申し上げます。これによりますと全国の空き家率は平成20年に12.4%であっ

たものが、25年調査の速報値では12.8%と0.4ポイント上昇しており、空き家が増えていることがうかがえます。この統計調査における20年の東御市の空き家数は、推計で1,720戸、率で13.3%でした。25年調査については現在、集計中であり、市町村別数値が公表されておりませんが、全国の数値から推察すると東御市におきましても20年の調査よりも増えていると予想されます。

今後の見込みにつきましては、東御市の世帯数が増加傾向にある中で、景気により左右される個人住宅や賃貸住宅の建築の動向、既存住宅のリフォームの広まり、空き家バンクによる流動化の進捗などによって状況が変わりますので、現段階では空き家数の数がどのように推移するかの予測は難しい状況でございます。

次に、空き家が増えることで周辺の住環境への影響をどのように把握しているかのご質問でございます。空き家があることによる周辺の住環境へ与える影響でございますが、本年度の空き家に係る市民からの相談状況につきましては、倒壊のおそれがあるものについて2件、雑草・雑木・害虫等についてが13件ございました。相談をお受けし、現地を確認する中で老朽化した空き家とその倒壊、飛散などにより隣接する住宅に被害を及ぼしたり、道路等をふさぐ、また人的被害を生じかねないといった周辺住民への影響が心配される場合や防犯上の問題が懸念される場合は、東御市環境をよくする条例に基づき、空き家の所有者等に通知をし、適正な管理をお願いしているところでございます。

なお適切な管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし全国的に問題化していることから、市長会等におきましてこれまで長年にわたり政府に対してその対策について法制化の要請が強く出されてまいりました。そのような中、議員立法の空き家等対策の推進に関する特別措置法が先の臨時国会で成立したところでございますが、問題のある空き家を「特定空き家等」と定義したほか、国土交通省、総務省の両省に空き家対策の基本方針の策定を義務づけ、市町村が空き家への立入調査を行ったり、指導、勧告、命令、行政代執行の措置をとれるように定めております。また市長会が要望しております固定資産税の住宅用地特例の見直し、これは空き家を撤去し更地にすると固定資産税の減額措置が受けられなくなるものでございますが、この見直しにつきましては今回法案に盛り込まれませんでした。今後見直しが行われる見通しとの報道がなされております。

今後、国の指針が示される中で、市としての空き家対策を検討する必要があると考えておりますが、老朽化した空き家の相談等があった場合には、東御市環境をよくする条例に規定する市民の責務の1つでございます管理者が適切な管理をすることに基づき、粘り強く維持管理・保全に努めていただくようお願いしてまいりたいと考えております。

次に、空き家バンクの成果は上がっているのか、課題は何かのご質問でございます。平成23年度によりスタートした東御市空き家バンクは、これまでに延べ53件の空き家物件が登録され、うち31件で契約が成立しており、予想以上の成果が得られていると感じております。

課題といたしましては、現在、登録されている空き家利用希望者は76名ですが、今後更に増加することが見込まれることから、ニーズに合った物件を紹介できるように空き家物件の登録数を増やすことにあると考えております。中には就農希望者として農機具庫や作業場など、住宅以外の設備の希望などもあることから、市農業農村支援センター等と連携しながら、物件の掘り起こしを行っております。空き家バンクに関するお知らせを継続的に行うことが肝要であると考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） それぞれご回答いただきました。それではこれからは一問一答方式で質問いたします。

昨年、市長が高池トレーニング施設を誘致するというふうにおっしゃったときに、私の記憶によれば費用は国に負担してもらうから、市民には負担はかけない、迷惑はかけないというようなお話がございました。しかし昨年12月に日本水連の皆さんが視察においでになられたときに、市長は初めて応分の負担ということをお口にいたしました。そして9月議会において市は更に踏み込みまして、トレーニングプール誘致はメリットがあると。そのメリットを享受するための投資が応分の負担なんだというふうに述べられています。どちらかというとな積極的な財政支出をするというところまで話が進んできているように思われます。

私は決して高池トレーニングプールの建設に反対しているというわけではございません。財政支出をするからには、それ相応の検討があってしかるべきなのだろうと思います。そもそもアスリートの育成は、これは国策であります。その事業に対して地方の小さなお金もない自治体が身銭を切ってまで全面協力するというには、それなりの大義名分が必要なのだろうなというふうに思っています。これまで先ほど市長ご回答いただきましたけれども、理由の中には1つ先ほどおっしゃられましたけれど、東御市の知名度が上がるというお話、それからアスリートをはじめとして東御市を訪れる観光客が増え、経済が活性化するというお話がございました。また市民とアスリートとの交流が生まれる、夢や感動というものがございました。それから周辺の道路改良が進むという話も今ございました。

しかしいずれの理由も、私はどうも納得できるというものではございませんでした。東御市が有名になるということは、有名になるには別にプールだけ有効だとは思いません。これまで市が培ってきましたクルミや巨峰、八重原米や白土バレイショなど、地域の特産品があります。東御市は今、長野県でも取り組んでいる千曲川ワインバレー構想の拠点でもあります。現在、こうした地域での取り組みを積極的に全国に発信しているところがございます。そうした住民の地域活性化の取り組みの中で、その結果として東御市の知名度が上がるということが大切なのであって、ほかからお金をかけて大きな施設を引っ張ってきて、それで有名になろうというのは、私はどうも地域づくりということから考えてみると本来の在り方とはちょっと違うような気がしています。

市民との交流の中で夢や感動が生まれるということですが、確かにそうかもしれません。

ただ、夢や感動を与えるのは何も水泳だけではございません。また上から与えるものでもありません。それは一人ひとりが日々の生活の中から見つけ出していくものではないでしょうか。

また、アスリートや観光客が増え、経済が活性化するという点につきましては、今回の計画の中で東御市においでになるアスリートが年間で8,700人というお話がございました。これに伴う経済消費額というのは発表されていませんけれども、1億円ぐらいなのかなと見ています。観光客増については具体的な数字が示されていません。これでは経済波及効果というのは余りにも小さすぎるのではないのでしょうか。メリットについて再度市長にご意見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 若林議員の質問にお答えしたいと思います。1つの施設だけで東御市が有名になるのではないということはそのとおりだと思います。今回湯の丸に高所トレーニング用プールを誘致したいという思いは、先のロンドンオリンピックで11のメダルを日本水泳はとられました。にもかかわらず今回は金メダルはとれなかったという点があるのですね。だけれどもロンドンオリンピックであれだけの銀座でパレードがパラリンピアンとともに日本中を歓喜させたということも事実であります。水泳競技はオリンピックの最初になされる競技であって、その大活躍が後の日本チーム全体の活躍をけん引したというふうに竹田JOCの会長はおっしゃっています。つまり水泳というのがオリンピックにおける位置づけというのは極めて高いものがございます。そのオリンピックの指導者の1人で、名伯楽と言われている平井ヘッドコーチが、40年間にわたって日本に高所トレーニング用プールができないものかということで、適地がどうしても見つからないというふうにいるんなどころで悩んでいらっしゃるということをお聞きしたわけでありまして、ひょっとしたらうちだったらできるのではないだろうか、ぜひ見てくださいという願いをすることから、この高所トレーニングプールの可能性が日本にほかに適地が専門家の中で見当たらなかったという状態の中で、極めて急激に適地なのではないかという考え方が広がってきました。

つまり東御市がこれまで抱えていた坂である、平らなところが旧東部町にはほとんどないというデメリット、だけれどそれが南向きで高度が比較的高くて、昼夜の寒暖の差が激しいという中で優秀な果物ができるという、この地形がもたらす恩恵と同じように、今回のプールはよそにはできない、日本一の施設になってくるということでありますので、東御市の名前を加えて有名にするということでありまして、そういう意味ではいろんな日本一が数えて、それが光であり、それを磨き、更に見ていただくということが東御市に訪れる方を増やしていく、そのための施策でありますので、重要なプール誘致ということに関しては重要な東御市を有名にするツールであるというふうに認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） ただいま市長からご自分の思いのたけをいただきました。そうですね、今オリンピックに国がいくらお金がかかるのかなということを考えたときに、余りにも少なすぎる。

ほかの国がオリンピックにかけるお金と比べれば日本の国がオリンピックにかけるお金というのは本当にごくわずかなものだと思っています。そういう点で、日本水連も非常に苦勞なさっているという事は重々わかります。市長の思いも十分受けとめさせていただきます。

ただ、やはり市長は日本水連の役員ではないわけですね。東御市の市長であるわけですね。その中でやっぱりその思いを受けとめながら、市としてどうなのかなという点がやはりもっとも必要なのかなという気がしています。私、今回のお話の中で応分の負担という言葉がどうもひとり歩きなさっているのかなという気がしているんですね。応分の負担とは何に対する支出なのか、金銭的にはどのぐらいなのか。一時的なものなのか、それとも恒久的なものなのか、この辺があまり明らかになっていません。やはりこの辺が明らかでないまま事業を進めていくということに対して、やはり私もちょっと不安に感じているわけですね。多分多くの市民の方もそうではないのかなと思っています。

これまで市長のご答弁によりますと、40億円に上る高地トレーニングプールの建設はあくまで国にお願いしていくとおっしゃっていました。これに対しては異論はございません。ぜひ頑張ってくださいと思います。応分の負担があるとすると、運営費についてなのだろうと思います。計画では施設の維持管理費は光熱費や上下水道費、委託費など、総額で1億1,000万円に上るといっていただきました。これに対して収入は利用料収入が2,600万円、それから施設に企業の名前をつけるというネーミングライツが500万円、広告料収入200万円、その他1040万円、合せて収入合計が3,440万円でございます。差引7,560万円もの金額が不足するという事で、計画書には書いてございました。この運営費に対して市が提唱しているのは協営、協働して営業するという事ですね、という新しい考え方です。スポーツ施設はすべて公費というのではなくて、施設の設置については、施設の運営については利益を得るもの、これをステークホルダーという事ですけども、具体的には国や競技団体、地方自治体、地元住民、企業、サポーターなどがそれぞれ応分の負担をして支えるということでございます。それ自体の考え方としてはとても素晴らしいと思います。ただし昨今の景気低迷の中で資金集めには多分苦勞なさるのではないのかなと思っています。結局のところ、その結果として市からの財政支出に頼らざるを得なくなっていくのではないのかなというところを心配しています。

そこでお尋ねしたいと思います。協営という新しい取り組みによってステークホルダーに運営費を支えてもらうということですけども、ステークホルダーの感触はいかがでしょう。進めていく中で具体的に何か施策があるのでしょうか。もし資金が賄えないときは、その責任は誰が負うのでしょうか。資金が集まらず、その結果不足する分を財政で負担せざるを得ず、大幅に膨らんでしまうというようなこともあり得るのかどうか。もしそういうことになるとうると、市がリスクを抱え込むこととなります。それがこれからの市政運営にも支障を来すことにはならないかということも心配しています。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 若林議員のご質問にお答えします。残念ながらまだできると決まっていない状態で、今、一生懸命国に東京オリンピック・パラリンピックの成功のために市も協力するから、ぜひ日本国民のためにつくってくださいというお願いをしています。もちろん私が言えば、何であんたに言われなければいけないだと、水連はどうしたということが過去にはございました。この11月3日に専門家を入れて、つくろうと思えば金さえあればできるということが結論づけられたということを通して、長野県には少なくとも1カ所できるところがあるので、知事に協力をお願いしたいという要望を日本水連の代表である鈴木大地会長がなさいました。知事は大変名誉なことであるということの中で、一緒に協力して国に要望していきましょうということをお願いしているところでもあります。

我々がこの間、いろんなところをお願いするに当たって、つくるはともかくとして万が一一つくたとしても、運営費まで国に持てというふうに言った途端に国は貝のふたを閉じてしまうのではないかという形の中で、運営費をどうしていくかということが最大の課題になってきますという形の中で、いろんな形の中で現在、似たような北海道の帯広にある、似たような環境といいますか、気候が似ているということの中で、経費が同じぐらいではなかろうかという予測をされている1億1,000万円という数字を参考にさせていただいて、最低限見込まれる数字を読み切って、今後みんなで知恵を出して、約7,500万円の金の捻出を、運営費の捻出をこれから検討していくということでありまして、当然進めながら一生懸命考えながら、少なくとも東京オリンピック・パラリンピックに間に合うように施設をつくっていただいて、その後のことに関してはまたそういう中で議論を尽くして、応分の負担というからにはもっと市民の皆さんがそれはしようがないねと言われるような形で支出も必要ならば、必要なれば利用者がみんなで購入していただければ市は出すことはないわけでありまして、そういうことが必要になった場合は支出をも考える、それだけの価値があるというふうに考えておるのでありまして、具体的に現時点でいくらぐらいを想定しているとか、できるかできないかというときに市は知らないよとか、そういうものではないと。まず、このプールの話が出たときに、何十億もかかるようなプールを市がつくることはまかりならんというお話をいただいたわけでありまして。それに関して考え方として国につくっていただきたいというお願いを、お話をして、そのように行動していくんだというお話をしました。そうしたら市は一銭も出さなくていいんですねという考え方が市民の中で出てきましたので、そうではありませんと、応分の負担はやるべきです、実現に向けて努力していくべきですというお話をさせていただきました。今、ようやく水連が国に要望を開始したばかりでありますので、そういうプロセスの中で、より具体的な話し合いの中で、より本当にそれが支出にかなうものなのかどうなのかということに関して、またどれだけの約束を市がしなければ国はつukらないのか、つくるのか、そういうこともまだフリーハンドの状態の中で一生懸命応援しているという状態でありまして、市民の多くの皆さんは非常に期待されているという状態の中で、今後より数値もはっきりしてくるものというふうにご考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 今、市長から実際の交渉の中でのことであるというお話もありました。今回の中で懸念しておりますのは、要するにプールをつくっていただくということで、要請活動をするということはリスクもまとめて引き受けるということですよ。国がうんと言ったと、だけれどちょっとそんなリスクならだめだよということはできないわけですね、当然のことながら。となればどのようなそういったリスクと申しますか、財政負担も1つのリスクでありますので、こういうことができるかということ、要するにそういうリスクも含めて引き受ける覚悟がなければ、そういう誘致活動に進むことはできないわけですね。ですからそういった意味では誘致活動とリスクの引き受けとは一体のものであろうと思っています。

確かに今、お願いしている段階で数字がわからないといっても確かにそのとおりでと思いますね。ただ、やはりいずれかの段階において、これになりそうだと、最大限でこれぐらいの支出になりそうぐらいのことは言っていたかかないと、議会としてもやはりそれに対する判断もできませんし、市民からも不安が膨れ上がってくるということになるのではないかなと思っています。

これまでの市の説明の中では、今、誘致活動をしている段階だからやむを得ないと思いますけれども、その辺が抜けているような気がいたします。いいことばかりではないわけですね、当然負担するものもあるということですね。そういった事業の全容を明らかにして、メリットとともにリスクも開示しまして、市民にしっかり説明するということが必要だと思っています。今すぐとはいきませんが、これからの中でぜひそれを市の方に、市長に要請しておきたいと思っています。

それでは時間がありませんので、次の質問に移らせていただきます。

次は地域における防災への取り組みはどうなっているのかということでございます。先ほどの回答にありました地域づくりが大切であって、共助の取り組みを今、進めているというお話ございました。

先日の北信の地震は非常に大きな地震であったわけですが、建物に大きな被害があった割には1人の死者も出ませんでした。今回被害が大きかったのは白馬村だったのでありますが、新聞、あるいはテレビの報道によりますと地震で高齢者や幼児たちが倒壊家屋の下敷きになりましたけれども、夜にもかかわらず近所の住民がすぐさま現場に駆けつけまして、ジャッキで瓦れきを持ち上げて被災者を救助いたしました。こうした住民の手による救出ができたのは、古くからの住民が多くて、顔の見える付き合いが浸透し、住民同士の強い結びつきがあったこと、自治会機能が機能していたこと、そして新潟県中越地震を受けて、県が2005年に独自に作成を進めた災害時住民支え合いマップがあったからだと言われています。災害時支え合いマップがどのようなものかご理解いただくためにサンプルをお手元の方に配付させていただきました。これでございます。

これはあるまちの、市の助け合いマニュアルの中から抜粋したものでございます。家並み図の中の赤く縁取りしたものが、お宅が要援護者でございます。これに対して青で縁取りしたものが支援者のお宅でございます。誰が誰を支援するか、避難場所はどこなのか、地域の役員はどこにいる、

救助に使うための重機はどこにあるか、すべてマップに落とし込まれてあります。このマップがあれば非常時にそれぞれの住民がやるべきことは明瞭でございます。別に区長から言われなくても住民が自立的に動くことができます。これが白馬村では非常にうまく機能したのではないかと考えています。

そこで1点お尋ねいたします。こうした災害時住民助け合いマップについて、東御市ではどのように取り組んでおられるのでしょうか。県の地域福祉課の資料によりますと平成26年3月31日現在、県下70市町村のうち59市町村で取り組まれておまして、すべての地区のうち60%で作成されているそうでございます。東御市は残念ながら68区のうち6地区でしか作成されていません。作成率はわずか8.8%にとどまっています。今後の推進体制についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 助け合いマップの関係は福祉課の方で所管をしておりますので、私の方から答弁をさせていただきます。

ただいま説明がありましたサンプルでございますが、余りによくできているもの、いわゆるサンプルですので非常に見た目にはきれいにでき上がっているというふうに感じております。

そういった中で、平成22年6月に東御市避難支援プランを策定して、その中で要援護者登録制度という仕組みのひな形をつくりまして、各区に取り組みをお願いしてきたということでもあります。そういった中では最近では支え合い台帳という言い方で取り組んでいるということでもございまして、現在のところの9区で作成済み、そして4区が今、取り組み中ということで、年度末には13区程度になるという見込みでございます。確かに68区でございますが、現実問題を考えますとそういった中で約4割の区は100世帯未満の小規模な区でございます。ですので区によってはこういった紙ベースのものを、書類をつくらなくても日ごろからもう、わかっているというような区も相当数ございまして、そういった意味では100世帯を超える中規模以上の区については、残りの6割の中で取り組みは進んでいくということでもございまして、現在のところ13区取り組みが終了しますと、世帯数ベースでは約3分の1に及ぶということになります。これはどういうことかと申しますと、田中、常田、加沢等をはじめとする700世帯規模の大きなところ、また200世帯以上の大きなところがやはり取り組んでいただいておりますので、市全体の進捗率を考えますとこのようなことになるということでもございます。

昨今、災害が特に多くなってまいりまして、こういった取り組みがより進むということを期待しておりますし、市の方でもこれから事あるごとにお願いをしていきたいというふうにも考えておりますが、すべてにおいてこのサンプルのようなものをつくらないと助け合いが進まないというものではございませんので、考え方とすれば必要なのですけれども、実態に即した形で推進をしていく必要があるというふうにも考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） ぜひこうした支え合いマップによって、地域のきずなが有効に機能するようにぜひ取り組んでいただければと思っています。

県内を見ましても、取り組みのないところも19市の中でもありますけれども、取り組んでいるところは非常に進んでいまして、そういう点でやっぱりこちら、特に北信関係ではこれについての取り組みが盛んなのかなというふうな気がしています。ぜひ私どものところも進めていくことができればと思っています。

それでは3番目の問題でございます。市内における空き家対策をどう進めるかについてお尋ねしたいと思います。先ほどのお話では、平成20年東御市の空き家は1,720戸、空き家率13.3%というお話がございました。今後増えることが予想されるということでございます。

私は先月会派の視察で島根県の雲南市を訪問しました。視察の目的は放課後の子どもたちの居場所づくりでございました。これについては昨日同じ会派の同僚議員が質問しております。しかし調査していく中で、雲南市では空き家対策の取り組みにおきましても参考に値する面が多々ございましたので、ここでご紹介したいと思います。

雲南市の空き家バンクは、平成17年から23年までで相談件数が888件、そのうち成約件数が142件、これによる定住人口増は455人と、非常に大きな成果を上げています。この背景にはいろいろ聞いてみますと綿密な空き家調査があったというふうに認識しています。平成23年に実施した調査では、調査員6名を配置しまして、地域の自治組織ごとに地域協力員を配置しまして、地元の全面協力のもとに行ったそうです。そして各自治会長に聞き取りを行い、現地に出向いて外観調査や近所の聞き取りを実施し、その上で所有者に対して空き家バンクへの登録への意向を確認したそうでございます。東御市におきましてもこれから空き家対策を進めていく中で、こうした空き家の実態調査を実施する必要があるかと思っておりますけれども、これについてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長

○都市整備部長（橋本俊彦君） 再質問にお答えいたします。空き家の実態調査はしないのかということですが、現状では個人資産である住宅を行政が空き家と決めつけることは難しいと考えております。推計では1,700を上回るとされている空き家ですが、実際の管理状況として例えば年に数回は活用されている、また持ち主が定期的に管理しているなど、居住実態がなくとも管理されているものであれば周辺からの苦情は少ないかと考えられます。

問題となる空き家の実態は、市民の皆さん等からの通報により把握が可能です。市が行っている空き家バンク事業では、固定資産税納入通知書に空き家バンク制度のお知らせを同封し、ダイレクトメールにより直接所有者へお知らせすることで、賃貸や売買が可能な空き家の掘り起こしを行っているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 空き家の調査はなさらないというお話だったのですけれども、やはり実態

というのを進めていかないとやはり的確な対策はなかなか進んでいかないと考えておりますので、今後の中でまた検討していただければと考えています。

空き家が最近とみに目立ってきていますね。私は議会が終わった後、自分の「議会だより」を地域に1軒1軒配っているんですけども、大体4カ月に1遍ずつ地域を回るんですね。そうすると、この家、前はたしかいらっしゃったけれど、ちょっと見たら今回いないとか、あ、随分こんなに草が生えて、どうなっているんだろうというところがとみに目立つようになりました。中には今にも倒れそうな廃屋も目にすることがあります。もし地震でもあったり、大風が吹いたりしてかわらが落ちたり、倒壊したり、通りかかった方がけがでもすれば大変でございます。倒壊にまで至らなくても雑草に覆われていたり、中にはタヌキやハクビシンが住みついていたりにして、周りに迷惑をかけている例もあり、市民課にお願いしていただくこともあります。今のお話では、市民から上がってきた相談件数は15件ということだったのですけれども、多分表に出てこない苦情といえますか、周りの方が困っている事例というのは相当の数に上るのではないかなと考えています。

こうした対応について、回答では東御市環境をよくする条例に基づいて空き家の所有者に適切な適正な管理をお願いしているということでもございました。しかしお願いだけではなかなか限度がありまして、危険家屋の取り壊しがなかなか進まないという実態もお聞きしています。これに対しまして11月3日の「信濃毎日新聞」によれば、県内の市町村の中で空き家対策として条例化の動きがあるということでもございました。空き家の適正管理に関する条例がそれでございます。現在、制定している自治体は11市町村、東信では唯一長和町さんが平成24年12月に制定しています。長和町さんの場合は、空き家の実態調査や立入調査をする権限を認め、所有者に対して助言、指導、勧告、助成、公表、命令、行政代執行までできるとしています。国においても先ほど回答のお話もございましたけれども、11月の臨時国会で空き家等対策の推進に関する特別措置法が全議員の賛成で成立し、11月27日に公布されています。こうした全国的な状況を踏まえ、東御市におきましても特別措置法の精神を生かして空き家の適正管理に関する条例を制定し、空き家対策に一步踏み出すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 若林議員のご質問に私の方からお答えしたいと思います。

まず空き家と廃屋を分けて使うべきだというふうに私自身は考えております。廃屋、廃ホテル等、特に観光地等、また今にも壊れかねないという状態のものと、住んでいらっしゃらないという状態、その多くは東御市的にも今まで住んでいて、新しいお宅を新築されて、物置に使っていらっしゃるというような例とかがかなり多くありまして、各地方公共団体が条例を先駆的に、京都やなんかもそうなのですけれども、やった例をいろいろ調べさせていただく中で、なかなか私有財産に踏み込めないという状態の中で、法制定を求めていったという経緯がありまして、条例では非常にやっぱり憲法の精神に対してどうしていくかということでもありますので、法整備を設けてきました。

それから先ほども説明させていただきましたけれども、住宅による宅地課税の特例があつて、

建っている家を壊すと固定資産税が、土地にかかっている固定資産税が3倍ぐらいになってしまうというような状態の中で、考え方としては2つありまして、1つは住宅に供用していない建物に対しての特例措置の排除ということが1つの方法として、これは増税に当たる措置の仕方であろうというふうに思います。それから解体してもしばらくの間は緩和措置をとって、すぐ3倍にするということをしなくてもいいようにしていくという、どちらかの選択というような形の中で、今、国で検討いただいているものというふうに認識いたしておりますので、それに伴う中で、本当に地方公共団体がそれを補完する形での条例制定が必要なのかどうかということに関しては、基本的には私どもは国でこの問題に関して対処してもらいたい。

加えて言わせていただくと、基本的に消滅自治体という話があったりする、その基本的な考え方の中で、中央に、都会に出ていって、そして両親等が残されていて、そしていつかそれが空き家になって、その地主が近所に住んでいれば管理できるのですけれども、管理できない、そういうお宅を幾つもの世帯が持つというような現象が出ておまして、これに関しても地方の人口増施策の中で考えなければいけないという政治課題に、地方での人口増問題の中での政治課題として現在、政治的テーブルに上がってきておしますので、現時点で早急に条例制定をやっていくというような考え方は現時点では持ち合せていないけれども、重大な関心を持って国の動向等を注視しているという状況でありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 特に条例を制定する考えはないというお話でございました。考えがそうであったとしても、特措法ができておりますので、国の法律にのっとって執行するということは十分できるわけでありまして、特措法自身がこれも代執行までは認めておりますので、相当強力な法律だと思っています。そういう点ではその範囲内ですることはいくらでもできるのかなと思っています。

市長おっしゃられましたように、空き家の問題については廃屋の対策と、それから空き家の活用という問題、2つございますね。今は廃屋の方の撤去の方の話をさせてもらったのですけれども、先ほど固定資産税の問題、私がこれから質問しようと思ったので、先に答えられましたけれども、固定資産税も減額問題がございまして、確かに市長がおっしゃるようにお金をかけて撤去したと、そうしたら税金が上がってしまったと、こういう話を私も知り合いから幾つか来ているんです。だからそういった点で要するに撤去を進めるインセンティブが働かないんですね。そういう中で今回の問題も国の方もこれ相当議論されたいののですけれども、なかなか難しいという点があって、今回の法制定からは外されたふうに聞いております。やっぱり今後の中で何らかの対応がしていかないとなかなか難しいのかなと思いますね。市長おっしゃられましたように廃屋になってしまえば住むことはできないわけですから、住居の特例を外すだとか、それから撤去した後何年間かは一定期間は優遇措置を継続するという問題とか、いろいろ考えられているようだけれども、これからの中でぜひ検討していただいて、廃屋処理が進むような、そういう取り組みが必要なかなと思っ

ています。

それでは最後に、空き家バンクについてお尋ねしたいと思います。空き家バンク、こちらは空き家の活用ということでございますね。東御市は空き家バンクについての取り組みは結構頑張ってやっていたのかなと思っています。先ほどのお話では空き家物件の登録が53件あって、31件で成約をしていると、空き家の利用希望者は76名いるというお話でございました。この地域では特に佐久市がこれについて頑張っていますね。

そういう中で空き家が都会から人々を呼び寄せる非常に大きな何ていうのですか、ツールになっているのかなという気がするんですね。人口増対策の非常に大きな対策になっているのかなという気がしています。都会の方々は田舎で空き家を使って田舎暮らしがしたいという、こういうことがあるわけですから、そういったものにうまく乗せていくことができれば、一石二鳥なのかなと思っています。

今、空き家、先ほどもちょっとお話がありましたけれど、空き家の登録件数が少ないという点が大きな問題のように聞いています。空き家はあるんだけどそれが空き家登録に結びついていないというところに大きな問題がありますね。空き家を貸したり売ったりする際、空き家の所有者にとって何が障害になっているのかということを経験していると、書物によりますと、1つ目は以前から置いてあった家財道具がたくさん家の中にあると。特に仏壇なんかあったりしますと、心理的にもなかなか処分に踏み切れないという問題があるというふうに聞いています。2つ目は空き家にしてから時間がたっているもので、貸すに当たっても少し修理しなければ使えない、特に水回りがちょっと傷んでいるということがございます。そうするとそのためのお金がなかなか賄えないという話がありますね。それから3つ目に、将来自分が定年退職したら戻ってきたいと、そのときに返してもらわなければ困るというようなことで、そういう返してもらえないのではないかと、そういう思いがあったりして、いろいろ複雑な思いがあって、そういう所有者の心のバリアを取り払わないとなかなか空き家登録は進まないのだろうなと思いますね。税金の納付書の中に入れるのはいいんですけども、それをもうちょっと、背中を押すような施策というのは1つ必要なのかなという気がしています。

これに対しまして、先ほど私、述べました島根県の雲南市では、空き家改修事業補助金制度というのを導入しています。定住を目的に空き家バンクに登録してある物件の改修を行う場合、改修費用の一部を助成するという制度です。補助率は対象経費の2分の1、補助の上限は50万円ということですね。この補助金を使って、トイレの水洗化を進めるという事例が多いという話でございました。以前、住宅リフォーム制度というのをやったことがありますね、経済対策といたしまして。人口増対策の1つとして、こういったことも必要なのではないかなと思っています。

これまでは東御市においては空き家バンクは、物件紹介にとどまっていたのですが、私は現在の空き家バンクを更に発展するためには、単に物件を仲立ちするというのではなくて、こうした移住者の背中を後押しして、地域の受け入れ態勢を構築するような取り組みを求められているの

ではないかなと思うのですね。紹介してやったらそれでいいというのではなくて、その地域の中へちゃんと受け入れられるような、そういう人的なこういう仕組みをちゃんとサポートしてあげるといような態勢ですね。

そういう中で、今回のこの空き家対策を地域の人口増への重要な施策の1つとして位置づけ直す必要があるのではないかなと思っています。雲南市は先ほど申し上げましたけれども、この取り組みによりまして455人の定住人口が増えたそうでございます。市長のご見解をお尋ねいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 若林議員のご質問にお答えいたします。

重要な施策の1つではなかろうかというふうにご提言をお伺いさせていただきましたので、前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号15 再生可能エネルギーの活用について、受付番号16 米価格下落に対応した水田農業対策について、受付番号17 御堂地区荒廃農地活用計画の推進状況について。3番、横山好範君。

横山好範君。

○3番（横山好範君） 3番、東翔の会の横山好範でございます。それでは早速通告に基づきまして、質問をしてみたいと思います。

まず再生可能エネルギーの活用についてであります。

東日本大震災を契機に、再生可能、自然エネルギーの普及利用が進んできています。原子力発電所の再稼働についても、いろいろ賛否両論がありますが、衆議院選にかかわる世論調査では61%が再稼働に反対をしておりますし、賛成は24%というような結果が報道されておりました。こうした世論の情勢の結果からも、原子力の代替エネルギーの対策を推進していくことが求められているのかなと、こんな感じがしております。

当市においても、太陽光活用やまきストーブの導入などに助成制度を設け、地球温暖化対策を推進してきているところであります。東御市環境をよくする条例施行規則では、太陽光発電施設を設置する場合、10キロワット以上で住宅等に設置する場合以外は、開発事業の届出を義務づけ、自然環境及び生活環境の保護を目指しているということでございます。また、林地を伐採し、設備する場合は森林法により立木伐採届を提出することが義務づけられているわけでありまして。

そこで3点についてお伺いをいたします。

1点目は、今までの太陽光発電施設の設置箇所数、設置規模等はどうなっているのでしょうか。

2点目として、立木伐採届が必要な林地開発による太陽光発電施設の設置状況はどうなっていますか。

3点目ですが、農業用水路等を活用した小水力発電は再生可能エネルギーとして太陽光発電とと

もに各地で活用が進められています。当市における取り組み状況はどうなっているのでしょうか。

2項目めでございますが、米価格下落に対応した水田農業対策についてであります。

今年の農業は2月の豪雪に始まり、降ひょう等複数回にわたる自然災害により大きな被害がありました。農業者の皆様には大変ご苦勞をいただいた年であったと思います。

水稻の作況は10月15日の公表数値によりますと、長野県は全国で5番目に低い、下から5番目の96のやや不良となっています。東御市における今年の農業生産状況はどんな形だったのでしょうか。米の直接支払交付金は本年度から10アール当たり1万5,000円が7,500円と半減をされました。これは平成30年度には廃止をされるということになっております。

また、米の消費が減少をしていることやT P Pの交渉の影響もありまして、米価がかなり低下をしてきていると、こういう状況であります。米生産農家にとって経営継続の面からして、大変厳しい状況となっているわけであります。

こうした現況を踏まえまして、これからの東御市の水田農業の在り方、振興方策をどのように考えているのでしょうか。

3項目めでございますが、御堂地区荒廃農地活用計画の進捗状況についてであります。

柵津御堂地区の荒廃農地、30ヘクタールほどというふうに記憶していますが、醸造用ブドウ団地として整備する計画が進められていますが、その進捗状況についてお伺いします。

1つ目としては、3月議会で同僚議員の質問で、昨年実施した地権者の意向調査について、167名の地権者を対象に実施し、129名、77%の皆さんからの回収で、事業に参加するとした方が112名の87%、不参加という方が13名の10%ということで、その判断基準というのは地権者の負担金はどうなるかということが非常に大きな要素であったというふうな答弁がございました。

この意向の最終的な結果はどうなっているのでしょうか。また、その後、意向等に変化はあったのでしょうか、お伺いをします。

次に、本年度は県営土地改良事業の事業計画を策定するとの予定ということでしたけれども、その進捗状況についてお伺いをします。

以上、1回目の質問とします。よろしくお願ひします。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 受付番号15、横山好範議員の再生可能エネルギーの活用についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

最初に、今までの太陽光発電施設の設置箇所数、設置規模と設置状況についてのご質問でございます。

平成26年11月末現在、東御市環境をよくする条例に基づく太陽光発電施設事業の届出件数は16件、開発面積は5万4,335平米で、発電出力は2,415キロワットでございます。

今年9月までは、市内における届出が必要な事業は東部地区は市道原口栗林線以北のすべてのも

の、及び北御牧地区は1,000平米のものとなっており、このためすべての太陽光発電施設の設置場所や規模等を把握できない状況でございました。

しかし本年10月1日から施行規則の改正を行ったことから、10キロワット以上はすべて届出対象となり、今後は小規模な発電施設も含め、届出によって把握できるものと考えております。

なお住宅用太陽光発電システムの補助実績でございますが、12年度から本年度11月末までの累計で補助件数1,016件、補助金額の合計は1億498万3,000円で、累計出力でございますが、4,509キロワットの太陽光パネルが設置されております。

次に、立木伐採届が必要な林地開発による太陽光発電施設の設置状況はどうかのご質問でございます。26年11月末現在、太陽光発電施設の設置に伴う森林法第10条の規定に基づいた伐採及び伐採後の造林の届出書の届出は3件あり、その3件すべて東御市環境をよくする条例の開発事業の届出がなされているものでございます。

この届出は、地域森林計画に基づく市内全域の民有林で、伐採を行う場合には必ず届け出ていただく必要がございます。したがってまして太陽光発電施設設置に伴う伐採につきましても、必ず届出を行っていただく必要がございます。

次に、小水力発電の県内、当市の取り組み状況に関する質問でございます。

県内における小水力発電の事例としましては、木島平村における馬曲温泉への電力供給のための95キロワットの発電所や、須坂市における有害鳥獣用電気柵のための150ワットの水車などの事例がございます。

市内におきましては、これまで小水力発電の調査・研究をしまいましたが、水利権などの厳しい条件をクリアしなければならないほか、発電能力の割に設備費や維持管理費が大きく、日々の管理、手間が煩雑だといった課題もあり、普及がなかなか進まない状況であります。

本年度自然エネルギー東御地域協議会におきまして、新たに小水力部会が設置され、柵津地区新張の農業用水、六分水における小水力発電についての情報収集が行われております。今後発電施設の技術進歩等、さらなる機運の熟成を期待し、引き続き専門家のご意見を賜りながら、研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 質問番号16、横山好範議員の米価格下落に対応した水田農業対策についてのご質問につきまして、市長に代わりお答えいたします。

初めに、今年は異常気象のため農作物被害が多発したが、生産状況はどうかについてお答えいたします。今年は全般的に大雪、降ひょう、台風等の災害や低温、日照不足などの天候不良の影響により農業にとって大変厳しい1年となりました。特に2月の大雪では、育苗施設を含む多くの農業用施設が倒壊するなど、農家経営に支障を来しただけでなく、農産物の生産に大きな影響を及ぼす結果となりました。

水稻の生産状況につきましては、関東農政局の発表では8月時点で東信地区の作柄はやや良と見

込まれていましたが、最終的には8月の日照不足や9月の低温等の要因により、作柄はやや不良、作況指数は95となりました。また、度重なる降ひょう等により、ブドウ、リンゴ、野菜などが特に被害を受け、打撲や裂傷などの品質低下や収量の減少が見られました。一方で、クルミ、大豆などは作柄が良好であり、平年より収量が増加した作物もありました。

市では、被害を受けた作物や農業用施設に対して、作物等緊急対策事業及び雪害に対する経営体育成支援事業を活用して、肥料購入費や施設復旧費等への補助を行い、農業経営に支障を来すことがないように対応しているところであります。

次に、水田農業の振興方策はどうかについてですが、国では11月に平成27年度の主食用米の生産数量目標を前年対比14万トン減とする生産調整の計画を発表しました。長野県においても生産数量目標を前年対比2,640トン減とする旨の発表がありました。こうした状況を踏まえ、市では農業経営の安定のため、市農業再生協議会と連携して国の施策、補助制度である水田活用の直接支払交付金による加工用米及び飼料用米等の作付の推進を起こっていく予定です。

同時に、アスパラガス、大豆等の地域振興作物の作付面積の拡大を図り、地域の裁量で活用が可能な産地交付金制度を組み合わせることで、農業所得の向上につなげていきたいと考えております。

更にこの地域の農業には、米や地域振興作物などの品質を向上させ、ブランド力を高めて付加価値をつけることが重要であると考えています。このブランド化に向けて現在、市も参加しています農業技術者連絡協議会において、有機栽培や特別栽培による農産物の生産を本格化させるための取り組みを始めています。

また、近年価格が上昇傾向となっている特産のクルミや玄そばなどを荒廃地化している水田へ導入したり、転作作物として効率的に組み入れたりすることで安定した農業経営の基盤の構築に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号17 御堂地区荒廃農地活用計画の進捗状況についてのご質問につきましてお答えいたします。

初めに、地権者の意向調査の結果はどうなっているかでございますが、昨年の12月に行った意向調査の最終結果は、地権者167名のうち153名から回答があり、回収率は92%となっています。このうち事業参加の方は129名で84%、不参加の方は18名で12%、どちらとも言えないという方が6名で4%でした。

負担金等の具体的な事業計画は今後示していくという状況の中で、高い同意率になったことは、地域の皆さんが御堂地区の活性化を望んでいることのあらわれであるにとらえています。また、意見・要望につきましては、事業への参加、不参加を問わず、負担金に関することが多く出されています。このことにつきましては農地中間管理機構を活用して、負担金を軽減する方策などについて説明を開始したので、今後事業に同意していただける方が更に増えていくものと考えております。

次に、県営土地改良事業計画策定の進捗状況はどうかについてでございますが、土地改良法の手続き及び国への事業採択に必要な書類については、11月に長野県土地改良事業団体連合会へ作成

等の業務を委託し、現在、順調に作業が進んでいるところです。

地元の推進状況としましては、御堂地区荒廃農用地復旧事業推進委員会を今年の6月26日に立ち上げ、事業着手に向けた協議を3回重ねてまいりました。その協議経過を踏まえ、10月29日、30日に2回目の地権者説明会を開催し、事業の実施区域、概算事業費、負担金、排水計画などの事業内容について説明するとともに、換地等に関する意向調査をお願いし、現在、その集計を行っているところです。

今後の予定といたしましては、今年度内に地権者の皆さんから正式なご同意をいただきながら、国への事業採択申請書を来年2月に提出する予定です。その後、27年度には工事発注に向けた実施設計を行い、28年度に工事に着手し、31年度までに換地処分を含めて事業を完了させたいと考えています。

なおワイン用ブドウの植えつけについては、工事が完了し、植えつけ可能な箇所から随時開始したいと考えています。今後も地権者及び関係区の皆さんのご理解、ご協力をいただきながら、地元推進委員会や関係機関等と協調し、円滑な事業推進を図ってまいります。

○議長（櫻井寿彦君） ここで15分間休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時39分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

横山好範君。

○3番（横山好範君） それでは、これから再質問に入りたいと思います。以下、一問一答ということをお願いしたいと思います。

まず再生可能エネルギーについてであります。林地開発の場合1ヘクタール以上は開発許可が必要でありますけれども、1ヘクタール未満の場合は届出で済まされることから、安全対策への十分な配慮が必要であるかと思えます。市内の林地開発の現場で、樹木がすっかり伐採され、あらわれた山肌は遠くから見ても異様な風景でありました。山林は木材生産のほか、水源の涵養、景観の保全、土砂災害の防止など、多面的な機能を有しています。各地で起こった豪雨による土砂災害の例を見るにつけても、山の下方の住民は非常に不安でありました。伐採の後、業者から地域住民へ太陽光発電施設設置の説明があり、それ以降何回か安全対策や、あるいは施設管理等について話し合いが行われてきました。その結果、雨水対策を検討する中で、大幅な設計変更をお願いする等になりましたけれども、中には最後まで何とか納得できない人もいたようであります。

そこでお尋ねします。今までに太陽光発電施設設置に関して、住民からの苦情等が出された事例はあったのでしょうか。また林地開発計画や立木の伐採の届出があった場合、市はどのように対応されているのでしょうか、あわせてお伺いをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 横山好範議員の再質問にお答えいたします。

太陽光発電施設の設置に当たって住民からの苦情等はあるのか、開発計画や立木伐採の届出があった場合、市はどのように対応しているかのご質問でございます。これまでに太陽光発電施設の設置に関し、住民の皆さんからの直接の苦情等の例はございませんが、施設設置の地元区長さんからは区と事業者との間に市に入ってほしいといったご相談をいただいております。

次に、開発計画や立木伐採の届出があった場合の市の対応についてでございます。東御市環境をよくする条例の届出につきましては、届出があった場合、事業計画書や地元区等への事業説明を行ったことがわかる書面などの書類が添付されているかを確認し、その後関係部署に照会し、所管の法令や条例、規則などに基づく申請や届出があるかどうか確認をしております。事業実施に際しまして、事前に地元区及び近隣への事業説明を行うこと、また問題が生じた場合は事業者側の責任ある対応でその問題の解決を図ることなどを盛り込んだ協定を市と事業者で締結し、事業施設が完成した際には完了届を提出してもらい、計画どおりに事業が実施されているかどうかを確認しております。

また林地開発申請のない1ヘクタール未満の事業等における立木伐採に伴う届出があった場合、その伐採が東御市森林整備計画に対し適正であるか、また規模の大きな伐採については県の林地開発基準を参考に整備することを指導し、適合通知を行っております。

以上のように市の対応は関係法令を所管する担当部署と連携を図りながら、事業者への助言及び指導を行っております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 業者からいろいろと設備の説明を受けても、専門知識のないいわゆる一般の住民の皆さんは、内容を検証することもできないわけでありますので、そういった中で必要な検討がされていないこととか、あるいは無駄な、どっちでもいいようなことを一生懸命話し合ったりというようなこともあるかもしれません。市としては関係部署で各方面から検討をし、業者指導をしているということであります。住民としてはその辺は大変心強いことだと思っております。こうした一事例であります。例を踏まえまして立木伐採届などを出された場合に、周辺の住民が安心して対応ができるような、そういった市として何らかのガイドラインというか、取り扱いについての方向性を示していただくような、そういったものをつくっておいていただき、住民に示しておいていただくと、そういうようなことが必要ではないかと考えるわけなのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 事業者から説明を受けても専門知識を持たない地域住民は内容を検証できない、市として何らかのガイドラインを策定したらどうかということでございます。先ほど申し上げましたが、市では事業者が提出する届出書に地元区長さんの同意書の添付を義務づけて

おります。事業者へは区長さんから同意書をいただく際には、地元区等へ十分な説明をするよう指導しておりますが、議員ご指摘のとおり業者の説明だけでは災害等の不安が払しょくできないということもあるものと考えております。

市では、地元区長の同意書の添付のない場合は、仮の受理という形で事業計画の審査を先に行っており、先ほどお答えしました立木伐採に伴う届出以外にも行っております。具体的な例で申し上げますと、雨水排水処理につきましては長野県の定める開発許可審査指針の規定により、設計された排水施設を設けることとしており、その指針には県内各地域の降雨量を算定するための長野県内の降雨強度式が定められております。その降雨強度式で算定された10年に一度の大雨の降雨量を処理できる排水施設とするよう建設課から指導しております。そのほか開発計画場所が農地であった場合には、農地法第4条及び第5条に基づいた許可申請を行う必要があり、その内容を農業委員会で審査しております。

以上のように市といたしましては、安全に事業が実施できるよう関係法令や条例等に基づき適正な対応を行っておりまして、ガイドラインの策定につきましては現在、考えておりませんが、今後も地元区長さんからご相談があれば事業者と地元区の間に入って、ケース・バイ・ケースで適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） いずれにいたしましても今、やっつけているような市の対応というのは非常に的確に対応されているかと思うのですが、いわゆる住民がそういったところまで細かくわかっていないということが非常に今回、いろいろと心配をされた部分があるかと思うのですね。ですからその辺のところはやっぱりあらかじめ、こういう場合にはこういったことで対応していますよと、そういうことがはっきりわかるような、そういったお知らせというようなものをしていただくといいかなと、こんなふうに思っています。よろしくご検討をいただきたいと思います。

次に、農業用水路を利用した水力発電における小水力発電についてであります。小水力発電における課題は、1つは水利権、採算性、維持管理の3点が言われているわけでありまして。川の流れを利用する水力発電は、半永久的に続く循環サイクルで、枯渇する心配がないことから大きなメリットであります。水量が安定している場合、施設の利用率は太陽光が12%、風力が20、30%であるのに対し、水力は60%というふうに試算されているわけでありまして。発電のコストを比較しますと高い順に太陽光、水力、風力の順となり、設置場所によってはかなり有利性のある発電システムというふうに言われているわけでありまして。

県では農業用水路を利用した小水力発電の候補地一覧を公表しています。県下で164カ所示されているわけでありまして、東御市においても六分水等、掲載をされております。何カ所か掲載をされています。最も環境に優しい発電として、小水力発電について積極的に研究を進める価値があると思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 小水力発電について、積極的に研究を進められたいということでございます。

本年7月に、長野県が小水力発電の普及促進を目的に実施した農業用水路を利用した小水力発電の調査結果では、全県で164カ所、市内においては祢津地区新張の農業用水六分水において、8カ所が示されております。8カ所の中で一番大きな箇所については、72キロワットの発電が見込まれ、概算工事費が3億円強かかるとされております。小水力発電の耐用年数は発電と全体では60年と言われております。国庫補助等の交付が可能であっても、固定価格買い取り制度の先行きが不透明な中、市内においては億単位の設備投資を行う事業者の参入は難しいのではないかと考えております。

市といたしましては、27年度に行います第2次環境基本計画の策定の際に新エネルギーに関する章を設け、引き続き国のエネルギー政策の動向等を踏まえながら、小水力発電導入の可能性を探ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） なかなか経費、採算性の問題が非常にネックになるということでありまして、そうはいってもだんだん技術的にも改革をされてきている部分もありまして、金もあまりかからないで小さな水路でも発電ができるというような、そういうようなものもあるようでございますので、またぜひいろいろの方面から検討していただいて、できれば東御市においてもそういった水路があるとすれば、そういったものも活用しながら、新エネルギーの活用についても検討していただければありがたいと思っております。お願いします。

それでは米価格の問題に入りますが、米価格が非常に下がっているということでございます。米の相対取引価格というのが発表されていまして、農水省の「米穀の取引に関する報告」というのが10月の速報値で見ますと、全国全銘柄平均価格は60キログラム当たり1万2,215円で、昨年比82%となっています。これは相対取引でありますので、実際に農家が出荷した場合に入るお金とはちょっと異なりますけれども、82%ということでございます。JA出荷の農家に入る仮渡し金は、これは産地によって異なるのでありますけれども、旧東部の場合ですが、コシヒカリは1万500円、1俵ですが、60キログラム当たり1万600円ということで、前年より1,500円安くなっているということでございます。したがって昨年は60キログラム当たり1万2,000円だったものが今年は1万500円というような価格になっているということであります。

販売できて後に支払われる精算金というのが支払われるのですが、これは1、2年後になります。ですのでいつ、どのくらい入ったかというのはなかなかわからない状況もありますけれども、いろいろ経費もかかりますので、そういったものでチャラになるというような感じでありまして、いわゆる仮渡し金が販売代金といったような認識で受け取っていいのではないかと、こんなふうに思っています。

25年度の米の生産費が1万5,299円ですので、仮渡し金はもちろん相対取引価格もですけれども、いずれも生産費を大きく下回っている状況であります。生産費が1万5,229円です。ですから相対取引より3,000円ほど高いわけですし、仮渡し金よりも約5,000円ほど違うというような状況であります。

また、今年は日照不足、低温などの影響が大きく、収量減に加え、いわゆる米選機といいますか、米のふるいがあります。米選機した網下の小粒も多く、正式に出荷される数量は更に減少していると、こういう状況もあります。加えて、加工用に供される小粒米、さっきの小粒米ですが、小粒米の価格は今までの数分の1の価格になってしまっていると、1キログラム当たり10円から15円ほどだというようなお話もいただいておりますが、産物収入も全く当てにならないというような状況であります。

こういった中で、加えて担い手農家の多くは借地によって規模拡大を図っておりまして、借地料の支払いも大きな負担になってきているというようなことで、1万円なり1万5,000円なり、10アール当たりの借地料がなかなか払い切れないという、こういうふうな声も聞いているわけです。再生産可能な米価を、あるいは持続可能な稲作経営をぜひお願いしたいというのが稲作農家の叫びであるかと思えます。

米穀機構、これは米穀はアメリカではなくて米の穀ですが、米穀機構で実施している調査によりますと、日本人の米の消費量は平成25年は1人当たり55キロと年々減少している状況であります。一時日本食ブームでわいたこともありましたが、食生活の変化とともに減少してきていると。米を食べなくなってきたというのも事実であります。しかしながら世界的には米は不足しているということも言われております。

価格対策は極めて国の政策に頼る部分が大いわけでごさいます、地方独自には厳しいものがあります。東御市においても6次産業化の取り組みとか、あるいは輸出への取り組みが意欲ある皆さんによって行われまして、その努力により成果が出ている例もあります。

水田は水位とか、あるいは土壌基盤など畑地と異なる特徴的な条件もあります。また他の作物の栽培には適さない水田も多くあります。東御市の水田農業を継続、発展させるために早期に有効な方策を検討していく必要があると思えます。遅れないうちに今から始めるのが大切だと思います。これからどんどんこういった状況が進んでくるのではないかと、こんなふうに思っております。今の状況が進めば今の畑地の荒廃農地が増えてきた状況が、水田地帯でも出てくるという、こういうふうなことが懸念をされるわけです。幸い東御市では、関係者で組織する農業技術者連絡協議会があります。ブランド力向上の取り組みを進めているということでございまして、それもぜひ加速をしてほしいと思えます。

こうした米を取り巻く環境を踏まえて、水田農業のプロジェクトチームをというようなものをつくりながら、具体的な対応を、あるいは水田農業の振興方策について検討をしていくべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか、お願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 農業技術者連絡協議会で水田農業のプロジェクトチームを編成するなどして、水田農業に関する方策を重点的に進めていったらどうかというご質問かと思いますが、近年市内の農業を見ますとワインやクルミなど、農作物振興が注目されがちであります。何といても主食用米は市の基幹作物ということで認識しております。大規模経営による経営の効率化には不向きな中山間地域という地域特性を考慮しつつ、国の制度改正や今後の米の需給バランスなどの動向にも柔軟に対応していくことが必要であります。

このような中で、農業技術者連絡協議会の作物部会がございまして、その中で水田農業についてこれまで新品種の導入のための研究や赤米の撲滅、販路拡大対策などに取り組んでまいりました。具体的には本年度は高品質で減農薬栽培が可能な県の新しいオリジナル品種であります「風さやか」の栽培実証試験も行っているところでございます。また、減農薬による採算性向上のため32種類の主要な水田防除剤の優位性を確認するための実地試験にも取り組んでおります。このような状況でございますので、水田農業のプロジェクトチームの編成については、連絡協議会の活動及び組織にも関することになりますので、会の方に提案しながら協議してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても当面は作物部会として様々な取り組みを引き続き行いまして、水田農業に関する方策を研究してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 農業者経営連絡協議会の中で話し合いをしていただくとということで、よろしくお願ひしたいと思いますが、そういう中へ今度稲作の専業農家、稲作経営者協会のメンバーとか、あるいは認定農業者のメンバーとか、そういう皆さんもいらっしゃるので、そういう皆さんのご意見もぜひ聞いていただくような機会を何らかの形でとりながら、東御市の稲作経営全体としての方向性というものをぜひ検討していただくような、そういった形での進め方をぜひお願ひをしたいと、こんなふうに思っております。

それでは続いてでございますが、御堂の農地開発についてお伺いをいたします。意向調査につきましては、当初の最終的なまとめはちょっと賛同者、率とすれば賛同者がちょっと減ったのかなと、そんなふうな数字になってはいますが、そうはいつでも大体同じ程度の方の皆さんが賛同しているということで、非常に多くの皆さんの賛同者を得ているということで、進められることになるということで、よかったなど、こんなふうに思っております。

いずれにいたしましても当初の地権者の方が、判断基準にしている負担金の具合がどうなるのかという、そういうふうなことが問題であるわけですが、先ほどの答弁の中にありました農地中間管理機構を活用して負担金を軽減するというような手法があるということで、そういうことをやっていきたいということでございますが、具体的にはどんなような形になるのか、その辺のところをお伺ひをしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 農地中間管理機構を活用した負担金の軽減とは具体的にどういうことかということですが、農地中間管理機構は農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を目的として、規模拡大を進める担い手農家への農地の利用集積、集約化を進めるために設立された団体でございます。同機構を利用して農地を賃貸借した場合、国の財政支援が受けられる制度が本年度から創設されています。この新制度では、自己所有地を同機構に貸し出すことにより、10アール当たり3万6,000円が交付される地域集積協力金と、担い手農家への農地の貸付割合に応じて土地改良事業の受益者負担金の全部または一部に対して交付される中心経営体農地集積促進事業補助金がございます。

御堂地区においても、受益者負担金につきましては従来どおり地元地権者で制度資金等を借り入れをしていただく必要がありますが、同機構を活用することを前提に、国の補助事業の要件を満たすことで、地元負担金の軽減を図ることができることとなります。

市では、これらの補助金等を有効に活用するため、現在、地元地権者の代表者で組織された推進委員会の皆様方と、補助要件を満たして受益者負担金を極力軽減するための調整を行っているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） いろいろの補助金を使いながら、いったんは負担金は借り入れで負担をするけれども、最終的にはゼロにしたいと、こういうふうな意気込みでいろいろな事業を使っていきたいという、こういうお話であったかと思えます。ぜひそういったようなことで条件が整えられるように、整備を進めていくような形で計画を検討していただいをお願いをしておきたいと思えます。

県の農地中間管理機構で行っている、10月31日で締め切った農地の借入希望調査の結果が公表されていますが、東御市では27農業者から田畑合せて157.8ヘクタールの借入希望面積が出されているわけでありまして。うちワイン用ブドウは12ヘクタールほど入っておりますけれども、御堂の開発計画は30ヘクタールというふうにお聞きをしておりますが、30ヘクタール余ということであるかと思えますが、その栽培者の確保の見込みについて、状況をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 御堂地区の栽培面積の確保、栽培者の確保の見込みということでございますが、現在、市内にはワイン用ブドウの栽培農家が14戸ほどございます。平成25年9月に行った調査では、これらの拡大規模面積が合計で約30ヘクタールとなっております。先ほどの議員からのお話の中では中間管理機構には12ヘクタールの登録ということかと思えますが、将来的には30ヘクタールぐらい、現在のブドウ農家の皆さんで希望があるということでございます。

また既に地元推進委員会へ参加しております農地利用集積円滑化団体でもあります信州うえだ農

協の子会社の信州うえだファームでは、新規就農者育成のため今後新たにワイン用ブドウ栽培希望者の方への実習農地として、また実習後には栽培希望者の耕作地として借り受けることができる農地の確保を希望しております。現時点においてもワイン用ブドウ栽培希望者の相談が多いことから、また今後も新規栽培希望者が増える見込みでございますので、整備された面積はおおむねワイン用ブドウ栽培地として利用していただける見込みでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 今、お聞きすれば現在のワイン生産者だけで30ヘクタールの増反希望があるというようなことでございますので、そういった意味では栽培者の確保については安心かなと思います。

それで、ただ、これは先ほどの話のように、農地の借り入れる方は中間管理機構から借り入れるというような、そういうふうな形をとるといえるようになるかと思っておりますので、その辺のところはあらかじめ12ヘクタールほどしかない希望面積の中に含めていただくような取り扱いは進めていっていただくということになるかと思っておりますので、そんなこともぜひ早めに配慮をいただいで、お願いをしたいと思っております。せっかくJAの何というのですが、法人が入る部分もあればいいんですが、なかなかあまりありそうもないという状況もあるようでございますが、そういった意味ではよかったと思っております。

それでワイン用ブドウを始めるには、そういった整備された農地にトレリスをつくり、苗木を植栽して収穫までの育成期間も必要です。何年かは収入がない状況が続くわけでございますが、その辺のところのお考えについて改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ワイン用ブドウ栽培でトレリス設置、苗木を植栽し、収穫までの育成期間の必要であるが、そうした経費についてはどう考えているのかということでございますが、果樹につきましては安定した収入を得るまでに時間を要します。市ではワイン用ブドウについては借り受けた荒廃農地を復旧した場合に、農家の状況によりそこに植えつける苗木の購入費用の20から40%及びトレリスの設置については、要する経費の15から30%を補助しております。しかし新規就農者は生産基盤を築くまで厚く支援する必要がございますので、荒廃農地でなくてもリンゴやワイン用ブドウなどの苗木を対象として購入費用の50%を補助しております。更に支援が必要な新規就農者につきましては、農業生産に取り組む意欲を持ち続けられるよう、青年就農給付金や信州うえだファームで実施しております農の雇用事業の活用を紹介しながら、安定した生活ができるように支援しているところでございます。

しかし御堂地区の荒廃農地復旧事業により、栽培面積が増え、市内で開業するワイナリーが増加するなどのことが見込まれる中で、既存のワイン用ブドウ栽培農家と新規就農者の取り巻く環境が大きく変わることが予想されます。このため現在、他の農業生産物に対して行っている補助事業とのバランスをとりながら、適正な支援方法について改めて研究をしているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 既存の助成事業の中でやっていっていただけるということでありまして、30、40、50%というようなそれぞれの対象によって違うわけではありますが、そういったものもぜひ有効に使っていただきながら、支援をしていっていただくということで、場合によれば少し増強をして、新しく入る皆さんの設備に対してはもう少し支援を充実させるようなことも考えていく必要がある場合によったらあるのではないかと思いますので、その辺のところも生産が軌道に乗るまで細かな支援をぜひお願いをしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号18 子ども・子育て支援新制度について、受付番号19 高地トレーニング用プール施設について。1番、窪田俊介君。

窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 日本共産党の窪田俊介です。通告に従い順に質問をしてみたいと思います。

まず子ども・子育て支援新制度についてです。

現在、来年度の入園申し込み、または既に在園されているお子さんについても新しい制度に基づく申請、そして認定の作業が進められていると思います。新制度の特徴の1つに、保護者の就労状態に着目し、その就労時間等によって保育の必要量、つまり保育短時間、保育標準時間の認定がされます。そのため保育料についてこれまでどおりの3歳未満と3歳以上、この保育料が2つ設定されるのに加えて、それぞれに2つの保育時間によって保育料が異なります。つまり合計4通りの保育料が出現するのですが、この点は既に何度か説明してきたとおりです。

この保育料について、保護者への新制度への周知が進むにつれて、実際の利用を想定した疑問が出てきております。短時間保育認定で、つまり8時間保育で延長保育を使う場合と、標準時間認定、最大11時間保育を保障、そっちの保育料とどっちがお得ですかという、そんなような疑問も結構出ております。

ちょっとここまでの話で、何の話かわかりづらいとは思いますが、ついてきていただきたいと思っています。

そこで最初にちょっと特殊なケースを例にとりましますけれども、市内の保育園利用の場合において、こうしたケースの現状の考え方についてお聞きしたいと思います。質問要旨の方に記述してあるとおりですが、保護者の就労時間帯が施設の設定する一斉時間帯、その時間帯と合わずに、例えば保護者の就労時間からすると認定が短時間認定であるのですけれども、利用時間帯を超えてその保護者が施設を利用せざるを得ない場合、この取り扱いはどうなるのか、つまり利用者負担が発生するかどうかということです。それをお聞きします。

次に、これは簡単な話ですけれども、新制度の地域子ども・子育て支援事業、その中の新規事業として利用者支援事業というものがありますが、これは一体何でしょうか。説明を求めます。

続いて、これも何度か質問しておりますけれども、対象が広がった放課後児童クラブについて今

後の対応策の考え方はどのような方向なのかをお聞きしていきたいと思ひます。

次の質問事項、高地トレーニング用プール施設についてに移ります。

同僚議員が既に質問しておりまして、かぶる部分がありますが、お付き合いをお願いしひます。施設検討委員会から高地トレーニング用プール施設基本計画が示されておりひます。これを中心に幾つか質問していきひます。

最初に施設建設について、国に建設してもらおうとした展望はどうなのか、お聞きしひます。

次に、運営概要として、年間維持管理費用が約1.1億円と示されました。その内訳はどのようなものか、質問いたしひます。

3つ目に、運営について、「協営」という新しい体制が示されました。これはどんな体制なのか、また誰が何を担うのか、お聞きしひます。

4つ目、ピラミッド型の底辺の広い施設という施設検討委員会が最初に示したイメージがござひます。このイメージはこの基本計画にどう示されているのか、質問をいたしひます。

以上、最初の一括質問といたしひます。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 受付番号18、窪田俊介議員の子ども・子育て支援新制度についてのご質問のうち、1点目と2点目のご質問につきまして、市長にかわりお答えをいたしひます。

初めに、保育時間を超えて施設を利用する場合の取り扱いについてのご質問でござひますが、子ども・子育て支援新制度における新たな保育時間につきましては、これまでも何度もご案内をいたしひましたが、保護者の1カ月の就労時間が120時間以上となる子どもには、標準時間保育として11時間保育が適用され、64時間以上120時間未満となる子どもには短時間保育として8時間保育が適用されることとなります。このように新制度のもとでは2種類の保育時間帯に対応した施設運営が求められることとなりますが、市内の公立保育園における来年度の開園時間、これは午前7時半から午後7時までを予定しておりひます。その中で、標準時間保育として適用する時間帯は午前7時半から午後6時半までの11時間とござひまして、短時間保育につきましては午前8時から午後4時までの8時間ということとござひます。

したがひまして、ただいま申し上げました時間帯を超えて保育施設を利用する場合には、これまでどおり延長保育が発生しひますので、当該保育料を利用者の方にご負担いただくということとござひます。

続きまして、新規事業の1つでありひます利用者支援事業とは何かというご質問でござひますが、この事業は相談事業や情報提供などを充実させることによりまして、利用者である保護者や子どもに対する各種支援事業の円滑な利用を促進しひまして、子育て支援事業全体の強化を図ると、そういうものでござひます。市の子育て支援センターにおきましては、既に保育士、保健師、そして臨床心理士などを適切に配置をいたしひまして、育児講座や育児相談の開催、また発達支援のための各種教室の開催など、多くの子育て支援事業を実施してきておりひます。

今後におきましては、利用者の方がこれらの事業を円滑かつ有効に利用できるよう、わかりやすい情報発信と、そして職員のスキルアップに努めるとともに、関係機関との連絡調整等をスムーズに行うことにより、利用者支援事業全体が体系的に組み立てられた事業として、効率よく推進が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 受付番号198、窪田俊介議員の子ども・子育て支援新制度につきまして、3点目の放課後児童クラブの今後の対応策はのご質問につきまして、市長にかわりお答えをいたします。

放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブの対象児童は、これまでおおむね10歳未満の留守家庭の小学生ということでございましたが、新制度によりまして年度から留守家庭の小学生へと拡大をされますので、9月定例会におきまして本年度内にも関係者及び有識者による検討組織を立ち上げて、市が行っております放課後児童健全育成事業などの在り方につきまして、方向づけをしてまいりたいと、考えを申し上げたところでございます。

現在、北御牧を除く4小学校におきまして、3年生から5年生の保護者を対象といたしまして、来年度の放課後児童クラブの利用希望アンケート調査を行っております、年末には各小学校における来年度の高学年の利用希望者数を把握できる見込みでございます。

また、来年度の低学年の児童クラブの利用申し込みにつきましては、年明け1月末で募集を締め切ることとなりますので、2月には登録利用人数がおおむね確定する予定でございます。あわせて、今回必要経費の予算補正をお願いしてございます学校関係者、PTA、有識者などによる検討会を開催いたしまして、今後の放課後児童健全育成事業などの在り方についてや、放課後児童クラブに定員の余裕が生じた場合の高学年児童の利用の是非と、各クラブごとの受け入れ可能児童数の見極め、あるいはその許可の判断、その仕方、組織等を検討していく予定でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 受付番号19、窪田俊介議員の高地トレーニング用プール施設についてのご質問につきましてお答えいたします。

1点目の国に建設してもらう展望はどうかのご質問にお答えします。本年11月20日に日本水泳連盟が長野県に対して、長野県内に選手強化のための高地トレーニング用水路プール施設を整備するための要望書の提出を行いました。これを受けて県知事は、11月26日に文部科学省に出向いていただいたと伺っております。

湯の丸高原へのプール誘致活動が今は日本水泳連盟、長野県と連携することにより、現実となる第一歩が踏み出されたものと感じております。

選手強化拠点施設の在り方に関しましては、本年度国において有識者会議が設置され、検討されたところですが、27年度においても予算が計上され、検討が継続するとの情報がありますので、今後はできるだけ早い時期に高地トレーニングの適地である湯の丸高原に現地調査に来ていただく

状況をつくる必要があると考えております。

夢の実現のためには、これからが正念場であり、展望を切り開くための誘致活動に更に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

2点目の維持管理費の約1億1,000万円の内訳はどのようなものかについてですが、基本計画の段階ではトレーニング施設に必要な機能や規模をまとめたものでございますので、光熱水費等を具体的に積算できるものではありません。このため維持管理費の試算に当たっては、気象条件が類似している北海道の帯広の森市民プールの費用を参考に算出したもので、この施設規模であればおおむねこれだけの経費がかかることを示したものですので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、3点目の協営とはどんな体制で、誰が何を担うのかとのご質問に関しましては、プールの運営収支の試算の結果から、収入が支出を下回することは確実でありますので、現在、試算されております約7,600万円の純運営費を最小限にするための努力が必要です。協営とは、当施設を支える役割を行政機関だけで担うのではなく、この施設から生まれる様々な利益を享受する者、すなわちステークホルダーが応分の負担と協力をし合い、地域社会全体で協働して支え合っていくもので、新たなスポーツ施設の運営方法として国に提案をしていくものであります。

国は施設を整備し、ナショナルトレーニングセンターの指定等により運営に協力する、長野県や当市は連携して誘致活動を行い、運営に協力していく、施設利用団体等は運営協力と利用促進を図り、地域貢献も担っていく、企業等はスポンサーとして、スポーツファンや市民はサポーターとして、それぞれ運営に協力していく、このようなことが現在、想定されます。

施設の建設が決定していない段階では、どのような団体や機関が協営に参加するかは未定ですので、運営母体の在り方についても今後の検討課題であります。

最後に、ピラミッド型の底辺の広い施設がどのように示されているのかとのご質問に関しましては、この施設はトップアスリートに限定したものでなく、大学や民間クラブ、ジュニア育成など、幅広い利用を見込んでいるところであります。最高峰を目指す一部の選手のみを強化する施設をスカイツリー型とすれば、ピラミッド型とは水泳に親しみ、競技力の向上を目指す者であれば、成人もジュニアも、障がい者も健常者も利用できるための条件を整えた施設のことであり、当施設の基本コンセプトとしてお示ししております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） それでは、ここから一答一問になりますが、ある程度まとまる質問はまとめてまいります。

子ども・子育て支援の再質問でございます。最初の質問について、利用者負担が発生するのかということについて、先ほどの答弁だと一律に負担が発生しますよということでした。ちょっと最初の質問が幾つかの要素を含んでいたもので、もう少し状況を詳しく説明して、それに対して発生するのかどうか確認したいと思います。まず先ほどの答弁の中で標準時間認定の境界線の説明がございました。保護者の1カ月の就労時間がおおむね120時間以上を常態としている場合は、標準時間、

最大11時間の保育を保証する、そういう認定になります。短時間認定はそれ以下の1カ月の就労時間が64時間以上120時間未満の保護者の場合に適用されます。

短時間認定の下限、つまり以前の保育に欠ける状態と認定する下限が64時間ということなのですが、この1カ月当たり64時間の就労というのは、どういう働き方かというと1日4時間、それを月16日働きに出ているという、そういう就労形態です。つまりいわゆるパートやアルバイトで働きに出ている方のケースであります。このことをちょっとまず押さえておいてほしいんですが、もう一つ、先ほどの答弁の中で何時から何時までは通常保育の時間ですよという話がありました。東御市は今回短時間保育、保育短時間の一斉活動時間を8時から16時の8時間としております。つまりこの枠からはみ出す8時以前や16時以降の場合は延長保育料が発生する、現在と同じ話でございますけれども、ここまでは確認です。

ここからが問題のケースなのでございますけれども、例えばパートやアルバイトの就労が4時間の方がいて、その方、働きに出る、シフトが13時から働きに出ますよと、4時間仕事をするので17時に仕事が終わりますと。当然この保護者のお子さんは就労形態が1カ月64時間ということなので、短時間認定でございます。通常保育は8時から16時ですね、この時間帯にいて、この人の場合のお子さん、例えば預けた場合、1時から17時まで預けるので、本来8時間保育を受ける権利はあるのですが、1時間これははみ出してしまっている、この場合も延長保育料が発生するのかなという質問でございます。

実際には、保護者が就労時間を変えたり、対応されると思いますし、子どもを預けるのは実際には8時から、そういう働き方をしているとしても預けてしまうかとは思っておりますけれども、こういうケース、全国の自治体でも内閣府に問い合わせが行っている話でして、ちょっとこの場合の考え方を再度お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 今のご質問は、要するに保護者の就労形態に応じた保育時間帯の設定が可能かということに集約されると思います。下限が64時間ということで、例えば4時間で16日以上ということもあるでしょうし、3時間で22日以上ということもあるでしょうし、これは様々なパターンがございますので、それをすべて網羅するような形で8時間以内であれば何時から何時まででもいいですよというような考え方で保育を行うということは、ちょっと考えておらないということですので、これにつきましては個人個人のそれぞれ理由もございましょうが、先ほど申しあげました基本的な午前8時から午後4時までという8時間の中での保育ということで、その時間帯以外については延長保育料を納めていただくということでいきたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 一律にというか、基本的な一斉活動時間は守って、利用者負担をしてもらうという、そういう答弁でした。こういうケースに対して内閣府がよくある質問、FAQというやつですけど、その回答では自治体の判断でこういう場合は標準時間認定に切替えてもいいですよ

としているのですね。そういうやり方もあるのかなとは思いますが、柔軟にケースで対応していくことが重要かなと思っています。

ただ、こうして2つの保育時間を設けたために、本当に現場もそれにまじめに対応しようとする、実務も大変ですし、本当に子どもの保育時間を管理しようとする、園児にタイムカードを押してもらって、ご出勤管理をしなければいけないような、そういう制度なんですね。内閣府も困ると、自治体任せてで何とかしてくださいみたいな話になっていて、こういういろんな矛盾がある制度でございます。

今の答弁のように、一律に利用者負担を発生させるわけです。就労形態に合わせて時間を変えませんよということなんですけれども、ここでもう一つ、最初に言いました保護者の関心になっているところですね、短時間保育認定で延長保育を利用した場合の1カ月の保育料と、標準時間の保育料、どちらがお得ですかという、その関心があるわけです。まだ検討中だとは思いますが、全国でも本当に様々なやり方をしています。例えば大阪府の吹田市なんかでは、保育短時間利用における延長保育料、これは保育標準時間を超えない範囲に設定して、要するに同じ所得層の短時間保育と標準時間保育の方と矛盾が生じない、そういう措置を講じていく予定のようです。また長崎県の佐世保市では、短時間保育、標準時間保育の認定区分にかかわらず、どの子も通常保育時間の利用を可能にして、保育料は一本化してしまう。要は国に対する認定の申請はしておくのですが、みんな通常時間の保育で対応してしまうというやり方をしている。ちなみに佐世保市の通常保育というのは11時間保育で、朝7時から午後6時だそうです。

東御市では、そのあたりの保育料の考え方がどうなるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） ただいまの質問の前に、先ほどの保育の時間帯にかかわる申請の関係ですが、これは途中で就労形態が変わって、120時間以上毎月恒常的に勤務するというような場合になった場合には、当然標準時間保育に切替えるという申請を行った上で、そういった措置がとれますので、ちょっとつけ加えておきたいと思います。

そしてただいまの短時間保育料と標準時間保育料でどちらが、やはり経済的な面から考えて得なのかというところでもありますけれども、普通に考えますと理論的には8時間と11時間という保育時間ですので、単純にいうと月額保育料の8対11で設定をしていこうという考え方も1つございますが、これはあくまで理論上の話であって、そういった設定をしてしまうとかなり11時間保育料が高くなってしまいますので、こういったことは現実的には考えられない状況であるというふうには現在、考えております。

しかしながらやはり3時間に及ぶ保育時間の違いがあるわけですので、それなりの差が出てきて当然でありますでしょうし、なおかつ今度は延長保育料を払う場合に現在は30分100円という延長保育料が発生しておりますが、その延長保育料も含めた全体の中で、どのような形が、1人でも多くの皆さんにご理解をいただける保育料の設定になるのかというところを、もうちょっと時間

をかけて検討したいというふうに思っておりますので、そんなところでお願いをしたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） まだ検討中ということですが、できるだけイメージが早くでき上がってほしいなどは思っております。

次に参ります。新事業の利用者支援事業についてですが、これは先ほどの答弁だと子育ての相談業務や情報提供を充実させて、全体のそうした支援の強化を図る、そういう事業のこのようでした。実際細かいことをいうと、この事業は適用される条件があって、基本型と特定型というのがある、専門職員なんかを配置するケースもあるようですけれども、東御市では既に子育て支援センターで行っている事業がありますし、それに磨きをかけるという、そういう答弁だったと思っております。

それで私、なぜこれに関心を持ったかというのもあるのですけれども、今年1月に行ったニーズ調査の結果、そういうのを見る限りやはり東御市も待機児童といわないまでも、一時的な保育の利用ニーズというのが本当に先ほどの話ではないですけれども、保護者の就労形態って非常に様々ですから、あると思うんですね。実際には保育園の利用時間帯に合わないケースというのも多分あると思います。母子父子家庭、実際にダブルワークとかトリプルワークされているお母さんの話を聞いたことがありますし、この保育の要望はあるけれども、やっぱり通常ではカバーし切れない部分に対して、今後やっぱり東御市で積極的に支援をしていってほしいなと思っているんです。できるだけ今、子育て支援センターがやっているような支援なり知らせて利用してもらおうとか、一時的な保育利用だったら、例えば24時間やっているという、おひさまこども園みたいのところと連携するとか、そういった支援を手厚くすることで、もう少しこの東御市の子育て支援というのも非常に環境も充実させることができるのではないかなと思っております。

そこでいわゆる新制度の利用者支援事業の範ちゅうからは外れた質問とはなるのですけれども、現在、市で子育て支援の課題だと思っている、そういうテーマは何なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） ニーズ調査から見えてきた課題ということでもありますけれども、やはり急な一時預かりサービスというのが挙げられております。現在でも公立保育園の中では一時預かりを実施しておりますが、例えば今日の今日ですとか、今日の明日というような、本当に急な預かりが発生した場合、そういったところへのやはりフットワークというのは少し欠けているところがあるかもしれません。そういった中では、今回新設条例案を上程しておりますが、その中で小規模保育所につきましても、新制度の保育所の適用を希望しますと、市が認可をして運営をしていくということになりますので、そういった民間が市で行っていない措置として補完をしていただけるような夜間保育ですとか、そういった急な一時預かり、そういった部分については市としましても連携を図る必要があるだろうというふうには考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） そうした急な一時預かりという、そういうニーズにも対応していただいて、本当にこの部分をより充実していくことを求めていると思います。同僚議員の質問にもありましたけれども、貧困問題の取り組みにもつながると思うのですね。ですからやはりここ、なかなか施設とかそういうものでもないのですけれども、充実が本当に必要だなと思っております。

次に参ります。放課後児童クラブについてであります。答弁では放課後児童クラブというか、放課後児童クラブ等という、「など」が非常にみそだなどは思いましたけれども、それでも以前よりは検討も広げられているのかなと思いました。

それで何で毎回こんな同じ質問をしているのだという話にもなるのですけれども、今回聞こうと思ったのは事業計画、ちょうど今、子育て支援の事業計画のパブリックコメントなんかもやっていますけれども、そこの記述が変わった部分もありまして、聞くことにしました。以前の放課後児童健全育成事業の業務の見込み及び確保方策についてのところの記述というのは、「ニーズ調査から小学4年生以降の希望もあることから、事業内容の充実を図りながら、現行体制で高学年の受け入れを検討します」と書いてあったのですね。それがちょうど今、パブリックコメントをやっているやつでは「現行体制で」というのが削れて、「充実を図りながら高学年の受け入れを検討します」となったわけです。ですからこの変化が、今までの様子だと空き教室の範囲内で対応しますよという答弁だったと思ったんですが、これがもうちょっと視野が広がったのかなと思っております。

実は私、ちょいちょい話しているかもしれないのですけれども、私自身上田市の出身で、小学校のときに学童保育を利用しておりました。ただ、今の東御市とは違ってまして、保護者がお金を出し合って、教員免許を持っている人を雇って、場所は学校から100メートルぐらいの範囲のところで民家を借りて、それで学童保育に私は学校が終わったら帰っていたわけです。当時まだそういう助成みたいな補助がなかったもので、多分うちの親はいくら払っていたか知らないのですけれども、結構な負担で数万はしていたと思いますけれども。今、上田市なんかはそういうところも補助して数千円の料金でお子さんを預かっているそうです。

考えるに、空き教室の範囲内という、そういう枠を超えれば先ほどの空き家の話なんかもありましたけれども、こういう周辺の条件の合うスペースを借りて児童クラブ、こういう場所を確保するのも検討したらどうなのかなと。ちょっと自分のことを思い出して言っているのですけれども。実際にこの新しい制度の趣旨からも当然このニーズに対してこたえて、量に対して施設の確保もしていかなければいけないんですから、その辺の見解を伺いたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 今回の新制度の中では、学校に限らず空き場所を確保することでいわゆる学童保育をすることができるような形が提案されているところでございます。

東御市が今、行っております放課後児童クラブは言うまでもなく学校の空き教室を利用した開

設ということではございましたが、周知のように空き教室がない状態の中で、図工室等を共用して使っているという中で、現状でも問題があると。さりとて定着してきてもおりますので、これは確実に継続していくということでございます。更に教室を増やして、あるいはクラスを増やしてということはなかなか難しい。これは今回の条例で設備運営基準を定めるわけでございますが、その質を落としてまで増やすということは難しいということでございます。

ご提案の学校以外の場所での放課後児童クラブ、当然可能性としてはありますが、現在、市ではそういった拡大は考えてはおりません。これまでも申し上げましたように児童館及び児童クラブによりまして、特に低学年児童につきましては直近の数字ですと74.7%の児童が登録できていると。利用するしないはその都度に応じてかもしれませんが、低学年についてはほぼ学童保育は充実している。高学年については先ほど申し上げたとおりではございますし、基本的に子どもを預かるのは学校や公だけではなくて、やはり親御さん、地域も含めた視野を持って、放課後児童健全育成事業だけではなく、放課後子ども教室、あるいは昨日ご提案がございました学力の補てんといった場を確保するという意味で、児童館、児童クラブだけに限らず、検討してまいりたいという意味で先ほどあえて「など」というやや強めのつけ加えをしたという意味合いでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） かなり充足はしていると、学校以外に家庭や地域とかと、いろいろあるのですけれども、やはり以前の質問でやりましたけれども、学童保育は学童保育の場としてちゃんと確保していただくことは大前提でお願いしておきたいと思います。

次へ参りたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 質問の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 引き続き窪田が質問をいたします。

高地トレーニング用プールについての再質問を始めたいと思います。休憩前にプールの国建設展望はどうかということに対して、答弁の方では誘致について東御市、水連、県の連携ができて、要望する対象の国は来年度も選手強化拠点の在り方について検討がされるという、そういう現状をご報告いただきました。先ほどの答弁で誘致活動については、現地調査に来てもらう状況をつくりたいとされたのですが、ここで1点確認しておきたいんですが、誰が調査に来てもらうのかについてお答えいただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 窪田議員のご質問にお答えいたします。

文部科学省が主管しておられるトップアスリートのための施設整備検討委員会が、来年度も活動をされる可能性が極めて高いというふうに考えておりました、来年度のトップアスリートのための施設検討委員会関係者に現地を見ていただきたいという意味で申し上げたところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 一応国に現地調査に来てもらうということで、今後も国に建設してもらうという、そういう前提で取り組むということを確認したいと思います。

続いての質問ですが、先ほど維持費の内訳や協営の役割分担、ピラミッド型の施設の3点を聞いたわけですが、これらまとめた視点で質問をしていきたいと思います。

今回、基本計画では、建物の概要図も示されて、現段階での建設費、運営費の試算も示されました。ですがプール施設については最低限の機能を示しただけですし、また目安となるものでもないなど、この建物の図がということですね。むしろ現段階では誰が何を行うかによって、今後まだ建設費も運営費も大きく変わるのではないかと私は考えております。この運営費にも実際にはソフト事業の収入みたいなものも入っていません。イメージとして今回基本計画を示されたのですけれども、アパートだとか貸しビルの枠線を引いて、テナント募集中の看板を現状掲げている状態なのかなど、今回の基本計画、そういう印象を持っております。

ただ、今回示された中には利用の見込みなど一定の試算もされているので、それぞれの部分について確認をしていきたいと思います。

まず維持管理費用の試算では、年間8,000人から9,000人の利用を見込んでいます。この数字がどういう数字なのかということを知りたいと思います。ある程度この数字というのは競技団体への要望調査をして、更に利用時期とか頻度を見込んで数字を出したようであります。ですが私、以前も申し上げていますが、競泳の高地トレーニングというのは水連のガイドラインもありまして、非常に厳重な選手一人ひとりの健康管理が必要とされています。過去の高地トレーニング中の死亡事故などの経験からも、事前に選手一人ひとり、トレーニングをやる方一人ひとりの心疾患とか、そういったものがないのかどうか、エルゴメーターなんかを使って運動負荷試験で調べて、健康状態を確認していく必要があるわけです。こうした実際の利用の仕方を考えてみると、今回のこの要望をとって出した8,000人から9,000人の利用という数字、実際にはもっと少なくなるのではないのかなど、そういう考えを持っているわけです。

改めて言いますが、この数字がどうやって出されたものなのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） プールの利用者数の根拠についてのご質問ということですが、これは使うであろう皆さんへのヒアリング調査を行ったということですが、具体的にはナショナルチームに関しては日本水連、大学については実際に水泳部を持っている大学2つの大学、それから県水連の関係は埼玉県の水泳連盟といったようなところ、あと民間のスイミングクラブにも調

査をしたという内容であります。

それで利用人数の根拠といたしますと、8時間営業をしたとしまして、50メートルのプールについては10レーンございます。1レーン当たり4名が利用するというので、そうすると1日に2時間の練習を2回というようなことで、やりますと1レーン当たり1日8人が使うということを前提にしました。そうすると10レーンございますので、1日フル稼働で80人というようなことがあります。これは仮定であります。

関係団体への先ほど申し上げましたような結果から、稼働率9割の繁忙期という日数として65日、稼働率4割の通常期を89日、それから稼働率2割の閑散期としまして72日というような計算をして、合計では226日になるのですが、この日数をただいま申し上げましたような稼働率を掛けまして計算すると8,600人というような結果であります。

これはこのような前提ということでの計算結果ということでございます。

以上であります。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 一応試算の根拠を示していただきました。今、聞いた限りだと私の印象、もうちょっとやっぱり特殊な訓練、実際の高地トレーニングとして利用される方、普通に心肺機能高めたいぐらいの人たちがそのぐらいいるのかもしれないですけども、実際のトレーニングで本当に厳しいトレーニングをする利用者というのは、もうちょっと少ないのではないかと思いました。

それで次に参ります。運営の体制、協営の説明の中で先ほどの利用見込みともかかわるのですが、水泳連盟の役割、これについては利用促進など書いてあるのですが、先ほどのように一定程度限られた利用だとすると、どういう利用をしたいのかと、水泳連盟自身がこの施設をどう活用するつもりなのか、やっぱり恒常的に利用する、そういう意識があるのかどうか、その辺がわかりましたらお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 窪田議員のご質問にお答えいたします。

まず先ほどの利用人数は三菱総研のスポーツ部門の専門家チームが、最低でもということを出した数字でありますので、まずお含みおきいただきたいということでございます。更に日本水連としては東京オリンピック・パラリンピックで金メダルをとる、センターポールに日の丸を揚げるためには、どうしても高所トレーニングプールが日本に必要である、そしてその適地は数少ないのではないかという中で、今回いろんな専門家を入れて、湯の丸だったらできるということを確認をさせていただいた中で、国に対する働きかけを開始されているということでございます。そして今、議員がご指摘のように、日本水連では高所トレーニングを行う上での最低限の体制ということで、トレーナーでありますとか、ドクターでありますとか、いろんな規定をした上で、高地トレーニングを行っていますので、当然その規定に基づいて高所トレーニングがなされるものというふうに認識

しておりますが、少なくともまだできていない施設でありますけれども、ぜひ使わせてほしいという申し入れが私のところにも多くの複数の大学の教官の先生でありますとか、またスポーツジムの方々やなんかからぜひ協力したいし、建設した暁には使いたいという要望が先ほどの試算以外にもたくさん寄せられているという現実があることをお伝えしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 水連としてもぜひ使いたいという要望は強いということでした。今回の試算で年間200日以上というか、数字で出ているのが226日の利用を想定しているのですね、この先ほどの大学なりアスリートなりが。この施設の基本コンセプトとか、当初の今年ですか、質問のその段階では施設があいているときには一般の利用みたいなこともおっしゃっていたんです。ただ、これやっぱり数字で試算で出ている226日の利用稼働、利用日、これだとそんなに一般の方は利用する機会は少ないのかなと単純に思うわけです。同時に先ほどピラミッド型の底辺の広い施設というコンセプトの説明もいただきました。想定しているのは一定の水泳に親しみ、競技力の向上を目指すすべての人たちということでした。ですからこの説明を見ても以前からプールの底は深いですよ、だから一般の人が使うものではないですよという話はしてきたのですが、やっぱりそうはいいてもいわゆる競技をやっている方々はそういう利用で占めるのではないかなと思うわけです。そうしてみたとき、やっぱり私、この基本コンセプトで安全・安心で優しい施設として、アスリートの利用のない日は障がい者、子ども、高齢者も使いやすい、優しい施設にするという、こういうものが入っているのはちょっと、やっぱり疑問というか、イメージが違うのではないかなと思うわけです。何かみんながわーっと行って使えるようなイメージなのではけれども、実際にはやっぱり特殊なトレーニング施設であって、研究所みたいな施設だと思うんですよ。ですからこの文言はやっぱり訂正していくべきではないかなと私は思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、市民誰もが使う施設を想定しているわけではないということでありまして、高所トレーニングに、いわゆる高所トレーニングという状態でトレーニングするということに関しては、もちろん海外でのトレーニングを想定して、その使用規範が厳しく規定されているということでありまして、安全・安心という点におきましては、非常に近在に優秀な病院等があつて、そこの行き来に関してもドクターヘリも常駐している佐久医療センターがあつたり、また、いろんな意味で安全・安心が図られるという意味においては、海外と比べものにならないと。また、食においても安心して食べれるという意味において、極めて利用者にとって安全・安心な施設であるということに関しては間違いないことだというふうに思っております。

加えまして、2020オリンピック・パラリンピックという形の中で、パラリンピアンが使える高所トレーニング用のプールということに関しては、現時点では非常に使う上では困難があるというふうに言われておりまして、今回検討委員会の中に成田真由美さんや河合パラリンピアンズ協会

会長さんやなんかに加わっていただく中で、障がい者のアスリートにも使えるという状態を想定して検討を重ねてきたという形の中で、また宿舎と施設との行き来ということに関して、宿舎の利用形態に関してもバリアフリー化を図っていくという形の中で、障がい者も、障がいをお持ちの方もお持ちでない方も使えるというアスリートのための施設として整備をしていくんだということを明確に打ち出したという点において、そういう表現をさせていただいているということでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 今、市長がおっしゃったように、市民誰もが使えるものではないという点は、やはりそうなのだということで、そこのところもしっかりしておく必要があるのではないかと私は思います。

次に参ります。今回の基本計画で示された運営費、運営、維持管理費の試算については、一応ソフト事業が含まれていませんと書いてあります。実運営費の圧縮がこれからの課題ですという記述がしてあるのですがけれども、それは含まれていないソフト事業とかで圧縮していくということなのかどうか、それを一応確認したいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） まず窪田議員の質問で、私が先ほど、このままの状態でも市民誰もが使えるという状態にはならないということでありまして、当然可動式を用いて、水深を130センチぐらいに保って、監視の人員を配置するというような機械的な安全策や、また人的安全策をとった上で、市民も使えるという状態にできないわけではないということでもありますので、今後どうしても市民も使えるようにすべきだという認識が市民の中で広がった場合は、費用対効果という形の中で、早いうちの判断でありますれば、そういうことも可能でありますので、現時点の計画ではトップアスリートを想定しての計画であるということでもありますので、よろしく申し上げます。

それからどのような施設をつくるかということに関しては、今回は関係者の意見を出していただいて、ある意味では高地トレーニングにおいて理想に近い形のを国に提案しておりますけれども、つくる方はもっと立派なものをつくろうとおっしゃるのか、もっとリーンな、簡単なものにして、とにかく練習だけできればいいではないかというお話になるのかということに関しては、今後経費という側面に関しては大きく変わってくることものではないかなど。また、当然それにおいて誰が、どう負担していくのかというお話し合いもそのプロセスの中でできてくるだろうというふうに思っておりますけれども、例えば地熱でありますとか、太陽熱でありますとか、またバイオマスにおけるエネルギーでありますとか、いろんな形で経費の圧縮等を当然今後は具体的に考えていき、より経費の圧縮をしたり、また、いろんな意味でより多くの利用者が来ていただいて、そして活用していただくためのいろいろな活動をやる中で、利用者増を図り、負担金をいただくという形の中で、計算していきたいと。

また、今回の計算式の中では、ナショナルトレーニングセンターの国負担分ということに関して

は、計算しておりませんので、今後ナショナルトレーニングセンター指定ということも含めて、国にお話をしていくということになるかと思っておりますので、現時点ではあくまで帯広での経費をして、そして想定し得る最低限の利用人数をたたき出した上で、最高の費用負担が7,600万円ぐらいというような形での想定を公表したものでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 利用の形態で、まだやっぱり施設の構造自体も変わってくるのかなと、最初に、やはり私が言った、誰が何を行うかで建設費も運営費も変わってくる、そういう性質のものだということを確認しました。

この施設、やっぱり、そうはいっても日本初高地トレーニングプールの施設なわけです。また、この基本計画にありますけれども、日本のスポーツ立国の、そういう方針の具体化の施設なわけです。先ほども同僚議員への答弁もありましたけれども、運営費まで言うと国は口を閉じてしまうだろうと、そういう話でした。ですけれども、本来、これ国が運営についてもやっぱり主導すべきものだと私は思います。それは市長も以前たしか言っていたとは思いますが、そういうたぐいのものだと思うんです。やはり様々な、中長期的に見れば周辺のアジアの各国から選手が来て、トレーニングをするんだというイメージをお持ちでしたら、そういった人たちへの移動サポート、ではこれは一地方の自治体の共同体で支えられるんですかといったら、当然いろいろなサポートをしてもらにしても、やっぱり国主導であるべきだろうと私は思うのです。建設の可能性もないところで今、運営の具体化というのはできないという話でしたけれども、やっぱりこうした本来あるべき運営の姿についても、今、話したようなことですが、検討委員会で何かそういった議論は実際になかったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 窪田議員のご質問でございますけれども、当然いろんなことが今後想定されてくると、夢を言えば、例えばこの施設ができることを通して、県道が数段整備されて、交通の便が飛躍的によくなることを通して、リゾートホテルが来たいと言うかもしれないわけでございまして、アジアを代表するというか、アジア最高の高所トレーニングとして小諸や湯の丸、そして菅平が名乗りを上げることになるという状態の中で、いろんなことが展開される可能性を秘めた計画であります。

そういう中で、まずこれをつくって、オリンピックを成功させる、メダルの色を更にいい色にし、そしてメダルを獲得するということで、東御市としては最高の現在、考え得る用地を提供するための努力をしているという段階でありますので、それから先、どういう展開がどのようになされるかということに関して、議論しているという段階ではないという形の中で、各々が各々の責任の中で建設実現に向かって、自分たちのあらゆる能力、人脈を生かして努力していこうということが確認されている段階でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君）　そういう検討はまだされていないということでしたけれども、やはり何ていうのですか、箱だけつくって、その周辺で何か起こるといふ、だから最初に私、言ったのはアパートか貸し物件建てて、テナント募集中という状態なのかなということと言ったのはそういうことなのですけれども、ここもやっぱりソフト事業についての具体化をしていくのだと思うんです。そこのところでやっぱり本当に国がこれだけの施設をつくるという話に対して、どう責任をとるのかって見えてこない、やはり私、これだけのスポーツ拠点を自治体で何か還元があるからって支えていけるものなのかなというような疑問があります。

ですから今回、この基本計画が出て、全体見通してみたときに、やっぱりまだ本質的な建設は国という方針でやっていますけれども、運営についてももっと具体化してないと、何とも我々、判断しようがないのかなと思っております。ソフト事業の部分についても今後明らかにしていっていただくことをお願いして、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君）　受付番号20　消防団員確保の推進について、受付番号21　防災・減災に資する路面下の空洞調査について。16番、依田政雄君。

依田政雄君。

○16番（依田政雄君）　16番、依田政雄です。最後の質問になりますけれども、よろしく答弁をお願いしたいと思います。

私は今回2項目について質問をさせていただきます。まず、消防団確保の推進について質問させていただきます。

昨年12月に、消防団を支援する地域防災力充実強化法が成立し、同月13日に施行されました。地域防災力充実強化法は、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と定義し、消防団の抜本的な強化を国や地方自治体にも求めているわけでございます。団員の処遇改善や装備品、訓練の充実に向けた予算が確保されました。消防団支援法の第13条では、消防団員の処遇改善を国と自治体に義務づけることを定めております。そのほか消防団員の退職報償金も引き上げることになり、本市においても消防団支援法の施行において、本年の3月、第1回の3月議会の公明党の代表質問の中で、消防団の処遇改善の取り組みについて質問したわけでございますけれども、市の取り組みとして素早い条例改正のもと、消防団員の退職報償金を一律5万円の増額の改正を行いました。これは消防団の処遇改善に市が努めていただいたことは高く評価をするところでございます。

今回の質問でありますけれども、いわゆる防災・減災等に資する地域防災力充実強化法の中には、消防団の処遇改善とあわせて、消防団員の団員確保という2つの大きな法としてあるわけですが、今回は消防団への加入促進という、そのことについて質問をさせていただきます。

今回の質問は、緊急時の際に命がけの職務であるわけでございます、消防団員は。その実態というのは、非常に厳しいものがあるわけでございます。なぜ厳しいかといいますと、近年地域防災に重要な役割を果たしている消防団の団員数の減少や、高齢化などで消防団活動の維持が困難になっ

ているわけでございます。東日本大震災の教訓も踏まえ、先ほど申し上げましたけれども、消防団を中核とした地域防災力の充実・強化に関する法律が成立し、国は一層の人材確保を求めているところでございます。ましてや、また地方自治体に対してもそのことを求めているわけでございます。言うまでもなく消防団は消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づきそれぞれの市町村に設置される消防機関であり、地域における消防・防災のリーダーとして平常時、非常時を問わず、その地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っているわけでございます。

本年4月1日の総務省消防庁による全国消防団、速報値によりますけれども、8万4,633人と、昨年より4,239人減少しており、都道府県別に見てもほとんどの地域でも減少の傾向にあるわけでございます。

団員数が不足する背景には、人口の過疎化、少子高齢化社会の到来や地域への帰属意識の低下、仕事と両立の難しさなどがあるとも言われておりますけれども、こうした中、公務員や大学生、一般企業の人、そして女性にも地域防災力の担い手として参画しやすい環境を整備することで、消防団の確保を促そうと独自の支援策に取り組む自体が出てきているわけでございます。

「皆で応援しよう、消防団員」との思いで、次の3点について、市の取り組みについてお伺いいたします。

まず1点目でございます。消防団の東御市の現状について、2点目、消防団員確保の取り組みについて、3点目、消防団への支援について、3点についてまずお伺いをいたします。

次に、防災・減災に資する路面下の空洞調査についてお伺いをいたします。

強く、しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が今年の12月4日に成立をいたしました。以前も私、これについては質問をいたしましたけれども、巨大地震などの大規模災害が発生した場合、壊滅的な被害を逃れるための政策大綱が決定し、防災・減災の取り組みが本格的にスタートをしようとしているわけでございます。

政策大綱では、1つとして人命の保護、2点目、国家の重要機能維持、3点目、国民の財産、公共施設の被害最小化、4点目ではありますが、迅速な復旧・復興を基本目標として規定し、住宅密集地での大規模災害や市街地の広域浸水など、国として避けなければならない事態への対策を分野別にまとめております。

また、防災・減災等に資する国土強靱化基本法では、地方公共団体に対しての計画策定や施策等についての責務が明記されていますが、とりわけ災害時に各防災拠点に物資を運ぶ緊急走路の安全の確保は防災・減災の上で最重要な課題であります。

また、路面下には多種多様な社会インフラが整備されており、陥没に至るとインフラ機能が不全となるだけでなく交通事故の発生など、社会的影響が多大になります。地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策、及び事前防災・減災対策の取り組みとして、道路、橋梁の路面下空洞調査は、重要であります。

この路面下空洞調査とは、ちょっと聞き慣れない言葉であるかと思いますが、これまでの

道路表面のひび割れやわだち等を近接目視により発見する路面正常調査ではわからない、道路や橋梁の路面下を地中探査レーダー装置を搭載した車両で走行し、路面下の空洞を発見する非破壊式の調査方法のことをいいます。人間に例えてみますと、人間の健康診断の例に例えてみますと道路や橋梁のCTスキャンのようなものといえどご理解をいただけるかと思えます。この手法は以前からありましたけれども、空洞発見の的中率にばらつきがあり、信頼性に欠けているとされていました。近年技術革新が目覚ましく、解析度が飛躍的に向上しており、調査路線の通行止めの必要もなく、国も採用されている調査方法であります。この事業の重要性は言うまでもなく、平時であっても道路の陥没などによる事故を未然に防ぎ、ましてや災害時等の有事には消防や救急避難所等への物資輸送などを担う命の道路を確保するために必要な道路であります。

そこでお伺いをいたします。当市における道路路面下の空洞の現状について。2点目ではありますが、道路路面下等の空洞調査についてお伺いをいたします。

以上、第1回の質問といたします。よろしく答弁を求めます。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 受付番号20、依田政雄議員の消防団員確保の推進についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えをいたします。

初めに1点目の消防団の現状についてのご質問でございますが、東御市の消防団は6分団42部と音楽隊で組織しております。各部には小型動力ポンプを1台ずつ配置してございます。消防車両につきましては、軽積載車が33台、普通積載車が9台、3トンの水を積載できるタンク車1台、広報車1台の計44台を配置してございます。今年度も小型動力消防ポンプ及び軽積載車につきましては、各3台ずつ更新してございます。このことによって機動力の充実強化を図っておるところでございます。

団員数につきましては、条例定数として800人でございます。現在、790人で活動しており、そのうち女性団員は18人でございます。

次に2点目の消防団員確保の取り組みについてのご質問でございますが、近年の消防団を取り巻く環境につきましては、就業構造の変化、少子高齢化等により全国的に消防団員の確保が課題となっており、当市におきましても団員の確保は課題でございます。市では、消防団と協力し、成人式などの各種イベントや春・秋の火災予防運動期間のチラシ配付や市報、市の公式ホームページのほか、エフエムとうみなどで機会をとらえ、加入促進活動を行っているところでございます。

また、消防団各部においても、区と協力しながら各戸訪問や住民が集まる防災訓練時に参加者へチラシ配付と声掛け活動を行っております。

続きまして3点目の消防団への支援についてのご質問でございますが、現在、活動中の事故や負傷に備えまして、団員とその家族の生活を守ることを目的とする消防団員福祉共済に全団員加入しており、この加入掛金の2分の1を市で補助しているところであります。

また、昼夜を問わず消防活動に従事する消防団員の体調管理や団員相互の結束力の強化などを図

ることを目的として、本年度から市内4カ所の日帰り温泉施設の利用券を配付しているところであり
ます。

消防団員を支援していくためには、地域に密着し、消防団に対する理解を深めていくことも大切
であります。こうしたことから昨年度は消防団員による写真展を市内4カ所で開催したところであ
ります。また、本年度についてはポンプ操法の分団予選会や地域のイベント等におきまして、地域
住民や親子が楽しみながら消火活動体験を行い、火災予防の大切さと消防団のPR、啓発活動等
を行ったところであります。

消防団員の思いは地域への貢献に尽きるのではないかと思います。こうした思いにこたえるため
にも、地域における消防団の重要性や活動等のPRを行い、市民、事業者、地域に対して消防団へ
の理解を向上させる取り組みを引き続き行ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 受付番号21、依田政雄議員の防災・減災に資する路面下の空洞
調査についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

まず道路面下の空洞の現状についてですが、市内の緊急輸送道路を含む道路では、過去に大規模
な陥没や空洞化及び液状化現象が発生した事例がないため、現状ではそのような状況はないものと
考えます。

次に、道路面下等の空洞調査についてですが、市では現在のところこの調査を行う予定はありま
せん。しかしながら路面の陥没、空洞化がいつ発生するかは予測がつかませんので、今後の道路維
持管理体制として市内幹線道路の舗装のひび割れやわだち等を調査する道路ストック総点検や、既
に作成済みの橋梁長寿命化修繕計画に基づき、道路・橋梁の修繕を進めてまいります。また週2回
行っている道路パトロールや市民からの通報で、道路の維持修繕について対応していますが、今後
も路面等の異常があった場合には、速やかに対処し、原因究明を行い、事故につながらないよう維
持管理してまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） それぞれ答弁をいただきました。端的な答弁で、非常にわかりやすいと
いえばわかりやすいですけれども、余りにも端的な答弁でありますので、少し砕いて、掘り下げて
質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご答弁をお願いいたします。

これより一問一答でやりますけれども、1項目ごとに質問させていただきます。

消防団の確保の推進でありますけれども、それぞれ答弁をいただきました。ある面でいくと定数
条例で800人に対して790人であり、機動力の充実化についても図っていく、また女性団員に
ついては18名確保しているということではありますが、それなりにはやっぱり取り組んでいるなど
いうふうに理解をいたすところでございます。

また、消防団員確保の取り組みについても、その中において団員の確保が課題であると、そのよ
うな認識もしているわけでございます。

また消防団への支援についても、答弁にございましたけれども、市内4カ所の日帰り温泉施設の利用券を配付しているという、また消防団の写真展もやっているという、そのことについては非常に取り組みについて、また支援についてはなされているなどというふうに認識はいたすわけでございます。

冒頭私、申し上げましたけれども、また繰り返しますが、消防団は消防本部や消防署と同様に消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関で、地域においては消防・防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わず、その地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な責務を担っているわけでございます。繰り返しますけれども、団員は非常勤特別職の地方公務員として条例により年額報酬や出勤手当などが支給されております。火災や災害の発生時には、いち早く自宅や職場から現場に駆けつけ、対応に当たる地域防災の、繰り返しますけれども、本当に大事なかなめであり、その任務というのは大きなものがあるわけでございます。それが東日本大震災では、団員自らが被災者にもかかわらず、救援活動に身を投じ、大きな役割を果たしたという実績もあるわけでございます。東御市においても、重要な任務を担っているわけであります。

であるがゆえに、行政も全面的に団員が平常時、非常時を問わず住民の安心と安全を守るという重要な役割と任務遂行ができるような取り組みは、これから特に大事であると思っております。このことについて、先ほどの答弁がありました、取り組みがありましたけれども、全国の自治体の消防団に対する支援の取り組みを私、調べてみたのですけれども、調査してみました。その中、何点かについてあったものですから、そのことについて取り組んでいかれるかどうかということをお聞きをしたいと思います。

まず消防団活動に協力している事業所等の事業税を減免、減税の積極的な推進をしているところがある。実はこれは長野県なんですよ、長野県なんです、我々のいる長野県で。長野県では消防団が活動しやすい環境整備や消防団員の確保を促進するため、消防団活動に積極的にご協力していただく法人、事業主の皆様の事業税を減免しているが、この制度を市も積極的に私はPRしていくべきであると、このように思うわけですが、その点についてお伺いします。これが1点目であります。

時間の都合でありますので、この後、続けて3つを紹介いたします。

実は先ほども申し上げましたけれども、地域防災力充実強化法の消防団への加入促進というところに、事業所の協力をというところも1項目が盛り込まれているわけなんです。そのことについても長野県としても減税、減免という、そういう形で取り組んでおりますけれども、その辺のところについても東御市もやっぱりしっかりPRしていくべきだと私は思うのでありますが、その1点目、繰り返しますけれども。

それから何度も言うのですけれども、ガンバレ消防団応援事業所制度と、これは愛知県の瀬戸市で取り組んでいる例であります。ガンバレ消防団応援事業所とは、市内の事業所や販売店の皆様が応援事業所として消防団員の各種サービスや割引等の提供を行ったり、消防団員募集ポスターを

事業所内に提出するなど、様々な形で消防団を応援していただく事業所のことだが、事前登録制としております。登録いただいた事業所には、ガンバレ消防団応援事業所表示証を交付し、事業所内に提出していただきます。これにより地域の方々に消防団をアピールし、消防団の認知度を高めつつ、事業所の皆様に社会貢献のイメージアップと顧客としての消防団員の集客率を高める効果を期待し、多くの事業所に応援事業所として登録いただき、まち全体で消防団を応援する体制をつくり、かつ事業所の皆様や地域の活性化につなげ、地域力を向上することを目的とした制度で、このことについて本市としてもそのようなことが、消防団応援のための取り組みはできないか、お伺いをいたします。これが2点目でございます。

3点目でございますが、今回の消防団支援法改正において、自主防災組織の充実というところがあったわけでございます。実は今年、私、3月の一般質問の中でもそのことについて市にその取り組みについて質問したわけでありますが、その答弁においては、1つとして自主的に予防防災や初期消火活動などのため自衛消防隊組織を設置して、促している。「現在、市内5区にそういった組織ができており、引き続き何とか自衛消防隊の未組織の区に対しましても編成をお願いしているところでございます。本年度におきましても区長さんがかわられる中で、この内容の確認ですとか、手続きの相談などの連絡もいただいているところでございます。今後につきましても、自主防災への取り組み、また消防・防災組織ですとか、別途お願いしているところでございます。そういったことも含めて自主防災への取り組みを促しているところでございます」という答弁をいただいておりますが、その後の消防団、自衛消防隊未組織区への自衛消防隊設置についてどのように行っているか、お伺いをいたします。

その3点についてお伺いをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいま3点ご質問をいただきました。

1点目のご質問ですが、長野県で取り組んでいます制度、消防団の活動の協力事業所へ減税をしていると、事業税を減税していることについて市でもPRしたらどうかというご質問が1点目です。長野県では消防団活動協力事業所応援減税として、一定の条件はありますが、中小法人の法人事業税、それから個人事業主の個人事業税の減税措置をしております。いわゆるサラリーマン団員の増加、また就業時間中の消防団活動には事業所の理解が不可欠でございますので、長野県が行っておりますこれらの優遇措置につきまして、市でもホームページへの掲載などを通じて、事業所へ勤める消防団員が活動しやすい環境整備につなげてまいりたいと考えております。

2点目のご質問であります。愛知県瀬戸市で取り組んでいるガンバレ消防団応援事業所という取り組みについて、東御市でも取り組めないかというご質問であります。議員からご説明のありました愛知県瀬戸市と同様に消防団員に対して、事業所や販売店が各種サービスや割引等への取り組みを行っているということでもありますけれども、こちらで確認した内容では、長野県内では5市で同じような取り組みがされております。

その取り組み内容といたしまして、事業所や商店等が消防団活動を応援してくださったり、あるいは公費負担なくご協力をいただいているものということでもあります。なお、これらの市では導入間もないということもありまして、団員確保の効果については明らかではございませんでした。

地域の安心・安全を守るために活動する消防団員を市全体で応援することは必要と考えております。また事業所や商店等にとっても社会貢献のイメージアップや、顧客集客率を高める効果等も期待できることから、市全体で消防団を応援する体制づくりや、地域の活性化につながります。市としても心身のケアやリフレッシュと団員相互の結束が深められるように、現在、行っております温泉の施設利用券の配付を継続するとともに、他市の支援事業を参考にして今後消防団への支援について研究をしてまいりたいと考えております。

3点目のご質問で、消防団、自衛消防隊の未組織区への自衛消防隊設置を促していくということの取り組みの状況についてでございますが、現在、東御市では消防団や自衛消防隊の未組織の区が13区ございます。設置の促進に向けて具体的な取り組みといたしまして、本年度各区へ制度のご案内を申し上げました。これによりまして複数の区から自衛消防隊の設置に向けての内容確認や手続きの相談をいただいております。来年度については、1つの区で結成が予定されております。また1つの区では結成に向けて具体的な検討をいただいているところであります。

自衛消防隊は各区で設置している消防・防災班と比べまして、予防消防や初期消火の対応を主に行う組織と考えております。自衛消防隊が組織されていることで隊員はもとより地域の住民も火災予防に対する意識向上につながっているものと考えられます。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） それぞれ3点にわたっての答弁をいただきました。なるべく前向きな答弁であるというふうに認識はいたしているわけでございます。また自衛消防隊についても自主防災への取り組み、また消防・防災組織、別途お願いしているというような、そういう中で含めて自主防災への取り組みを促しているという、そういう答弁でありますけれども、この辺のところについては積極的に取り組んでいただきたいというふうに私の方ではしておきたいと思っております。

それからあと消防の、消防団に対する法律があるわけでありまして、その中にいわゆる消防団の強化というところの2本立てであるわけなんです、消防団の強化という中に消防団への加入促進というところがあるわけですね。第9条にこういうふうになっているわけでありまして、これは公共団体への責務でありますけれども、国及び地方公共団体は消防団への積極的な加入を促進されるよう、自らの地域は自ら守るという意識の啓発を図るために必要な措置を講ずるとあります。そういう中において、行政として消防団に対する支援というものを述べているわけでございます。その取り組みについても積極的にやっていくということでございますので、ぜひそのことについては進めるようお願いをしたいと思います。

それからその中において、これは大前提があるわけでありまして、事業所、事業者への協力というところで、第11条にこういうふう述べております。「事業者は、その従業員の消防団への加

入及び消防団としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮をするものとする」というふうな、こういうふうになっているわけでございます。要するに消防団を抱えている事業所も、それはやはり行政として積極的に協力して、団員が団員活動に励めるよう協力をお願いするという項目があるわけでございますけれども、そのことについても事業所として消防団員の確保については、事業所の協力というのが非常に大切であるわけでございますが、行政としても事業所の協力も消防団員確保については不可欠でありますけれども、消防団に協力事業所の積極的なPRを私はしたらどうかと、行政側ですよ、したらと考えますが、このことについてお聞きをしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 消防団協力事業所につきまして、積極的にPRしたらどうかというご質問であります。いわゆるサラリーマンをやっている団員の増加に伴いまして、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得るために、国では平成18年度に消防団協力事業所制度を設けました。東御市でも平成18年度にこの制度を導入いたしました。今年度新たに2事業所を新規認定いたしまして、現在45事業所を認定しているところであります。昨年度から消防団活動へ積極的に協力している事業所を対象に、知事表彰が実施されておまして、今年度当市の認定事業所1社が表彰を受け、市報の12月号でご紹介を申し上げます。

団員募集については、市ホームページに掲載しておりますが、この消防団協力事業所の認定事業所についても今後市のホームページに掲載するなど、団員確保や消防団員が活動しやすい環境整備につなげてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） それぞれ答弁をいただいたわけでありましてけれども、消防団員の確保、消防団への支援、そして確保についての推進を、これを進めていくということでもありますので、私は答弁にあったように消防団員確保への推進というのが実効性のあるものになるよう、強く付して要望し、次の質問に入らせていただきます。

防災・減災に資する路面下の空洞調査についてであります。大規模な陥没や空洞及び液状化現象が発生した事例がないと、現状ではそのような状況はないものと考えて、現在のところ調査を行う予定はありませんと、はっきり言われたのですけれども、私はもう、こういうふうに言われれば、もう少し深めて何点かについてお聞きをしたいと思っておりますけれども、よろしくお聞きをしたいと思っております。

何回も繰り返して申しわけないですけれども、冒頭申し上げましたけれども、災害時には各防災拠点に物資を運ぶ緊急輸送路の安全の確保は防災・減災の上で最重要な課題であるわけでございます。この辺についてはしっかりとやっぱり認識しているかと思っておりますけれども、また路面下には多種多様な社会インフラが整備されており、陥没に至るとインフラが機能不全となるだけでなく、交通事故の発生など社会的影響は多大なものになります。地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策及び事前防災・減災対策に取り組むとして、道路・橋梁の路面下空洞調査は私は極めて重要

であると思うわけでございます。日々道路パトロールに努められ、速やかな対応をされていることは評価をいたすところではございますが、表面的には段差がない路面下の老朽化については、容易に確認できないのが実情であるのではないかと私は思うわけでございます。一たび事故が発生すると緊急災害対応に支障を来すのみならず、人命を損なうおそれがあるとともに、経済活動にも大きな障害となります。

そこで、まず3点について質問いたします。第1点目でございますが、当市において路面空洞化による道路の陥没事故が事例があったかどうか、ないというふうには、それは想像で物事を言っている、実は私のところへ直接電話が来て、議員さん、道路が陥没してしまっていると、どうしてくれるだいた、こういうことがありました。それは60センチほどの深い、60センチぐらいありましたけれども、現実にもそういう例があったわけでございますけれども、路面空洞化による道路の陥没事故という事例がなかったのか、あったかどうか、それについて1点伺います。

それからまず市における道路、さっき答弁がございました、緊急輸送道路、市道、県道、国道があるわけなのでございますが、その長さや距離がどのくらいあるか、緊急輸送道路、これを含めてご答弁をお願いしたいと思います。

それから緊急輸送道路及び災害時に必要とされる道路について、その安全の確保と管理の状況について伺いたい。

まず、この3点について質問いたします。よろしく答弁を求めます。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 再質問にお答えいたします。

ただいま市内におきまして、過去に道路の陥没が原因の事故の事例はあったかということでございますが、ただいま議員が市民から通報により陥没があったというようなお話いただきました。私どもにおきましては、その原因におきまして事故があったということにつきましては、把握しておりません。

2つ目でございますが、市内の市道、県道、国道及び緊急輸送路の延長はどのくらいかというご質問でございますが、市内の道路のうち市道は668キロでございます。そして県道は72キロ、国道は7.6キロ、高速道路でございますが、7.8キロでございます。このうち県が指定している緊急輸送路は上信越自動車道の7.8キロ、国道18号線の7.6キロ、県道丸子東部インター線2.1キロ、県道東部望月線の6.6キロ、合計24.1キロでございます。

3番目、緊急輸送路や災害発生時の幹線道路として利用する道路の日ごろの安全確保と管理の状況はでございますが、それぞれの道路管理者が道路パトロールは行っております。また、道路ストック総点検につきましては、国道18号、県道丸子インター線、県道東部望月線において、それぞれの管理者において実施されております。

路面下空洞調査につきましては、国道18号線の一部において、国道管理事務所におきまして実施されておきまして、必要な修繕を行っているとお聞きしております。なお東御市内で路面下空洞

調査に起因した修繕は行っていないときいております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 3点にわたって答弁をいただいたのですけれども、把握していないというふうに、私、ちょっと驚いたんですけれども、これは市民の私に通報があったわけなんですよ。それですぐまた建設課の方へ連絡して、ちゃんと来ていただいたという事例があったわけですが、その辺のところについてはやっぱりしっかりと現実的でないというふうでなくて、やっぱりその辺のところはやっぱり真剣に調査していくということが大事ではないかなというふうに思うわけですが、それについてしっかりよろしくお願いをしたいと思います。

あと市内の道路のうち、市道が668キロメートル、県道が76キロメートル、国道が7.6キロメートル、そして緊急輸送道路が24.1キロメートルですか、やっぱり大きな長さで、調べてみるとあるわけです。とりわけ市道というのは668キロメートルもあるわけですね。とりわけ長い距離があるわけなのですが、ましてや東御市は起伏の多い市でありまして、専門家によれば路面下に張りめぐらされている上下水道が老朽化して亀裂が入ると、そこから周囲の砂が流出して空洞化が発生し、陥没のおそれがあると指摘しているわけですが、これもまた繰り返しますけれども、何度も何度も繰り返します、これは住民の安全を守るということで私は繰り返させていただきましても、一たび事故が発生すると緊急災害時対応に支障を来すのみならず、人命を損なうおそれなどとともに、経済活動に大きな障害となるわけですが。

先ほど申し上げましたけれども、この市内の道路、市道、県道、国道、緊急輸送道路も含めて、長い大きな距離があるわけなんです、その下に張りめぐらされているインフラ、上下水道があるわけですが、上下水の状態調査について、やっているかどうか、それについてお伺いいたします。

それから2点目ですが、この下にはインフラの、ガス管等のインフラもされているわけですが、このガス管等のインフラ整備の状況についてどのように認識しているか、これについてお伺いいたします。よろしく答弁を求めます。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 再質問にお答えいたします。

1点目の上下水道管の管理調査の状況はどうかということでございます。上水道管、水道本管につきましては約350キロが市道に布設されております。市内5地区に分けて、漏水調査をローテーションにより毎年行っております。また下水道管につきましては、市内に約300キロございます。長寿命化計画に基づき、管の状態を調査しております。下水道事業は昭和50年後半から始まったわけですが、最初のころはヒューム管を使用しております。古いものは約30年を経過しております。そのようなことから管路内にカメラを入れて調査を行っております。しかし今のところ修繕を行ったことはありません。

次に、市内のガスインフラの整備状況はということであります。市内のガスインフラは国際石油開発帝石の東京ラインが旧北国街道に、県道真田東部線の一部及び浅間サンラインの一部に埋設さ

れております。また長野都市ガスのパイプラインが国道18号線沿線に埋設されております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 答弁いただいたのですけれども、上下水道については調査での修繕を行ったことがないと、はっきりいってそういう答弁であります。それについては私はいいふうに布設されているのかなというふうに、それは安心はいたしました。ただしこのガスインフラについても、東御市は答弁にもございましたけれども、東京ラインの重要な拠点でもなっているわけでありまして、災害時にはその辺のところの対処はできていると思っておりますけれども、そのことについては安心はしておるわけなんですけれども、今後も引き続きどういう状況が起こることはわからないわけでありまして、異常気象とかそういうものによって。今後も引き続き注意喚起と調査は徹底していただくということは、これは要望として付しておきたいと思っております。

次に答弁にございましたけれども、現在、道路の舗装のひび割れやわだち等を調査している、いわゆる道路ストック総点検は行っているという、そういう答弁でありましたけれども、このことについてちょっとお聞きをしたいと思っております。

まず第1点目が市内道路・橋梁での空洞化と思われる箇所は見つかったかどうか、いわゆる道路ストック総点検ですね、見つかったかどうか、それが1点目でございます。見つかったとすれば、早急に対応しなくてはいけないのですけれども、空洞化が見つかった場合はどのような対応をしていくか、この2点についてお伺いをいたします。

それからもう1点ですけれども、東御市は地下水系、大きな起伏ですか、住宅における地理条件があるわけなのですが、その中で地下水系の変化によって空洞化をいたすということも考えられますけれども、この辺のところについて認識はどうふうに考えているか、お伺いしたいと思います。

以上3点についての再質問とします。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 再質問にお答えいたします。

現在、道路ストック総点検を行っているが、その結果はどうかということでございますが、今年度現在、まだ発注中ございまして、現在まだ成果品が上がってきてございません。しかし、もしそのような空洞、あるいは異常が見つければ、すぐに連絡をいただけるような形にはなっております。しかし今のところ、そのような連絡はありません。

このストック総点検なのですが、議員もご承知のとおり舗装のひび割れやわだちを中心に調査を現在、行っております。しかしその調査に加えて、過去においてパッキング、いわゆる応急処置した舗装の箇所がございます。そのようなところにおきましては入念にまた調査を実施すること、あるいはまた、その穴埋め等がした箇所があれば、またそのようなところを入念に調査も行っております。また、この調査はポイント的に舗装が下がっている場所等もわかる仕組みになっております。そのようなことも含めて、ストック総点検を現在、実施中でございます。

済みません、地下水の件です。

もう1点でございますが、地下水の空洞化はどのように考えるかでございます。地下水による陥没の発生原因の把握は非常に難しい状況でございます。冒頭の答えで申し上げましたが、この道路ストック総点検、あるいは橋梁長寿命化計画、週2回の道路パトロール及び市民からの通報等で道路に異常があった場合、事故等につながる可能性がありますので、速やかに対処するような形で維持管理をさせてもらっております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 答弁の中でそういったことが、対処すると、こういうことでありますから、その辺のところは私は前向きな答弁であるというふうにとらえていきます。だけれど私はやっぱり何回も繰り返していますが、またこの際にまた申し上げますけれども、いいですか、皆さん、防災・減災に資する路面下の空洞調査についてお聞きをしてきたわけでありましてけれども、何回も繰り返しますが、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策は私はこれは大事なこと、観点になるかと思うわけでございます。その住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策は、事が起きたから防災・減災の取り組みではなく、事前に防災・減災対策の取り組みが私は非常に大事ではないかと、それは重要である、市民を守るという立場において大事なことであろうと思うわけでございます。

そう考えますと、事例がない、起こらなかった、そういうことはない、このような答弁でありましたけれども、私は今後道路の管理というのは問題が起こってから対処する、いわゆる事後保全型から、問題が起こる前に未然に防止する、いわゆる予防保全型への私はシフトすべきだと、取り組みをそのように進める。事後保全型から予防保全型へ私はシフトすべきだと、このように考えますけれども、このところについての見解をお聞きします。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 再質問にお答えいたします。

今後の道路管理につきましてですが、予防保全型へ転換すべきではないかというご質問でございます。議員がおっしゃられますように市では近年、予防保全型の道路維持管理体制として、老朽化が懸念される道路施設におきまして、橋梁長寿命化修繕計画や道路ストック総点検を作成しております。これにつきましては先ほどからの説明でございます。

今後はこれらの計画と、今までも行ってきましたパトロールを合せて状況を把握して、修繕等に対応できるように努めてまいりたいと思います。ですからこの結果に基づきまして、計画的に修繕等を行っていききたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） それぞれ答弁をいただきました。私は今回2項目について質問させていただきました。あくまでもそれで市民を守るという、そして東御市民が様々な自分の持っている仕事、それを通して全うして、一生懸命取り組んでいける、そのような体制を市の方としてもやっていただきたいという、そして安全を守っていただきたい、その思いで質問させていただきました。

様々な答弁をいただきましたものですから、そのことが実効性のあるものになっていただくことを切に付して、質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 以上で、通告に基づく一般質問はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 本日はこれもちまして、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時24分）

平成26年東御市議会第4回定例会議事日程（第4号）

平成26年12月15日（月） 午前9時 開議

- 第 1 議案第86号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第5号）
- 第 2 議案第87号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 3 議案第88号 東御市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 第 4 議案第89号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 5 議案第90号 東御市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 6 議案第91号 東御市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
- 第 7 議案第92号 東御市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 第 8 議案第93号 東御市組織条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第94号 東御市特別職の職員等の給与に関する条例及び東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第95号 東御市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第96号 東御市公民館条例及び東御市消防団の設置、名称及び区域に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第97号 東御市温泉コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例
- 第13 議案第98号 東御市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第99号 東御市障害者支援施設条例の一部を改正する条例
- 第15 請願・陳情の上程

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	山口正彦	健康福祉部長	武舎和博
病院事務長	加藤英人	産業経済部長	北沢達
都市整備部長	橋本俊彦	教育次長	清水敏道
総務課長	堀内和子	企画財政課長	岩下正浩
市民課長	塚田篤	子育て支援課長	吉澤健二
農林課長	寺島尊	建設課長	関一法
生涯学習課長	横関政史	代表監査委員	竹内春彦

議会事務局出席者

議会事務局長	宮嶋武彦	書記	西澤浩
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお会議の質疑応答は簡潔にお願いいたします。

◎日程第 1 議案第 86号 平成 26年度東御市一般会計補正予算（第 5号）

（質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第 1 議案第 86号 平成 26年度東御市一般会計補正予算（第 5号）を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 平林でございます。何点か質問いたします。主に歳出を伺っていきます。

予算書 31 ページ、ここに湯の丸高地トレーニング施設誘致の関連業務委託料 80 万円が計上されています。増額補正ということではありますが、これまでこの構想をめぐって身体教育医学研究所及び三菱総研に業務委託をして、その成果が過日の検討委員会の報告に盛られていると思いますが、今回の補正ではそれとは違った形で業務委託をするのかどうか。その委託の内容であります、内容はどういうことを委託するのか、どこに委託するのか、それはどういう形で反映するというお考えかということをもまず伺っていきたくと思います。

それから 2 点目、41 ページ、ここに放課後児童クラブ事業で放課後検討会議の賃金ということでは何がしが計上されております。この検討会議がどういう目的で設置するのか、それから検討内容ですね、それをどういうふうに反映するのか。これは現在、パブリックコメントが募集されております子ども・子育て支援事業計画、それとのかかわりをどのように考えているかということです。

それから 3 点目、43 ページ、じん芥処理費の中のごみリサイクル施設地形測量調査業務委託料がありますが、これは生ごみリサイクル施設用地の地形測量ということではありますが、設置場所については現在のクリーンセンターのところということで、ご報告があるんですが、今回の地形調査は何を目的としたものなのかと。全体を通して今、構想されている生ごみリサイクル施設、どのような方式で、どういう規模のものを構想するかということがかかわってくるんですが、今、検討されている中身はということか。細切れにいろんな提案があるのですが、やっぱり今、目指している生ごみリサイクル、東御市にふさわしい施設がどういうものなのかという概要を示していただい

て、それで実施計画順次具体化していくというのが、計画を進める上での順当なプロセスだと思うんですが、どうもそれがなく、施設の用地設定だとか、こういう測量設計だというふうに進んでいるようなこと、不都合だと私は思っているんですが、もう少し概要、施設そのものについての情報提供を議会にも、すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それから最後になりますが、49ページ、土木総務事務諸経費の中の有料道路通行料負担軽減事業に関する負担金の増額と。これは新和田トンネル、三才山トンネル等のトンネルの軽減策でございますが、今年から始まりました。現在の利用状況、そして増額補正というのは需要が上回っているからだと思いますが、今年度どこまで伸びるかということ予測しての増額補正なのか、以上、伺います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 平林議員のご質問のうち、31ページの湯の丸高原高地トレーニング施設誘致関連業務委託料についての内容につきましては、企画財政課長からお答えしますので、よろしく申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（岩下正浩君） 31ページ、湯の丸高原高地トレーニング施設誘致80万円の補正内容について説明をさせていただきます。

まず内容につきまして、形につきましては委託先は当初予算に盛り込まれておりますものと同じ公益財団法人身体教育医学研究所に増額をして、委託という形をとらせていただきたいと思います。そして、

内容につきましては、これまでの契約に基づきまして施設検討委員会において基本計画等が策定されてきているところでありまして、日本水泳連盟から長野県に対して要望活動が行われたことなどを契機にいたしまして、施設誘致活動が今後頻繁かつ広範囲に展開されるということが予想されます。加えて国におきましてもトップアスリートにおける強化研究活動拠点の在り方についての調査活動、調査研究が27年度においても継続されるという情報も入っております。そういう中において国において今後調査を進めていただく、調査に早めに着手していただく、そういう中において本市においてもその基本計画をもとに、国に対してより一層詳しい内容をできるだけ早くお伝えする調査をしていただくために、今後この現在、不足気味になってきておりますので、調査研究のための経費として80万円をお願いするものであります。

内容につきましては、今後国等に資料の補足資料の提出等を求められた場合には、今後対応していきたいということ、それと今後進めていくに当たりまして、検討委員会の委員長でもあります武藤日体大総研所長、また日本水連との打ち合せ、そういうことの会議が頻繁に行われて、今までも行われていますが、今後更にスピードアップしていかなければならない、そういうために東京への旅費、また今後の補足調査の資料作成に当たっての経費として80万円をお願いするものでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 2点目の放課後児童の検討会議の内容、目的並びに事業計画とのかかわりでございます。検討会議の内容につきましては、一般質問等でもご意見をいただいております放課後児童クラブの特に平成27年度、来年度の在り方についてご意見をいただくための会議でございまして、特に内容とすれば高学年の受け入れの是非、また、それぞれのクラブのごとの可否ですね。人数に余裕があった場合にどのように受け入れるかということをご検討、ご意見をいただく会議であります。

それから子ども・子育て支援事業計画とは直接これによって影響が直接的にあるということではございません。計画の全体の中で関連はございますけれども、直接それにすぐに影響があるという内容ではございません。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 3点目の43ページにございますが、生ごみリサイクル施設地形測量調査業務委託料の補正につきましては、市民課長からお答えいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市民課長。

○市民課長（塚田 篤君） それでは私の方から生ごみリサイクル施設基本設計の概要をよく示した上で、お示しをいただきたいということでございますが、生ごみリサイクル施設のような廃棄物施設の建設及び維持管理業務の委託の発注につきましては実施設計、それから建設、維持管理までを一体的にした発注が一般的に用いられておりまして、また発注者側の求める性能を発注仕様書に示しまして、提出された見積書等に基づいて業者を決定する性能発注方式というのが広く採用されているところでございます。

当市の生ごみリサイクル施設につきましても、性能発注方式で業者を決定することといたしまして、そのための発注仕様書の根本となる基本設計の策定、PFI、いわゆる民間活力の導入事業調査等につきまして、環境審議会にもお諮りしながら、策定に向けて進めているところでございます。

上程した補正予算の地形測量につきましては、当初は来年度の実施設計に合せて行うことを予定していたのでございますが、成果品をより精度の高いものにするために、現時点での実施が必要になったものでございます。来年3月までには、環境審議会から答申をいただきまして、基本設計等の内容を決定し、市議会をはじめ市民の皆様に公表していきたいというふうに予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 4点目の有料道路通行料軽減措置負担金につきまして建設課長から答弁させます。

○議長（櫻井寿彦君） 建設課長。

○建設課長（関 一法君） 利用状況でございますけれども、その前にこの制度につきましては、

5割で利用ができるというのが基本の形になっております。

それでは利用状況でございますけれども、三才山が約75%、新和田が20%、平井寺で3%、白馬長野で2%という現在の状況でございます。

続きまして、予算の増額に伴う枚数ですけれども、約6,000枚を今後多く見込まれるということで、当初1万2,000枚から6,000枚ということで、1万8,000枚を計上している予算でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） わかりました。最初のしんたいの方は今後具体化するための対応ということですが、年度内ではどんなスケジュールになっていますか。これ委託して、その成果を得るのはいつごろを予定していて、それが今、進んでいる第3回目まで検討会議がありましたね。4回目、5回目というのは、大体どんなスケジュールでやる予定になっているのでしょうか。国の方の動向ともかかわると思うんですが、その辺の見通しをお聞きしたいと思います。

それから放課後検討会議は後で議案の中で具体的にやりたいと思います。

それから生ごみリサイクルですが、審議会とのかかわりがあるから、それを経てということのようではありますが、ずっと議会でもこの問題を本会議での議論もされてきましたし、どういうイメージのものだということとか、施設規模でどの程度のことが今、予想され、処理量ですか、どういうことを予想されているのか、そういう概略、基本方向ですね、それはやっぱり議会にもお示しいただいて、必要な検討が議会のできるようにする必要があると思うんですよ。でも審議会が終わってから、議会だよという手順がいささか違うんじゃないかというふうに思いますので、その辺改めてお伺いしておきます。

最後ですが、今、有料道路、パーセンテージを示されましたが、現在、それぞれの三才山トンネル、新和田トンネルの件数ですね、実数、これもお示しいただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（岩下正浩君） 31ページ、湯の丸高原高地トレーニング施設誘致に関する補正の今後のスケジュール、4回目以降の検討委員会の日程等があるかという中身ですけれども、まず検討委員会につきましては第3回の検討委員会、11月に開かれたものをもって、とりあえずは終了となっております。ただ、今後の課題としまして誘致に当たってのいろいろな課題が発生した場合、また、もう一回検討をしなければならないような課題が発生した場合、そういう場合には検討委員会をまた何らかの形で開かなければいけないと考えております。ただ、そのものが検討委員会、今のままの検討委員会で開かれるのか、それともまた新たな形のものが必要となるのか、それは現段階ではちょっとまだわからないところであります。ただ、当面第3回の検討委員会をもって終了となっているところで、検討につきましては、

委託に出しましたのが、基本計画の策定とまでになっておりますので、その段階ではとりあえずは終了となっているところで、

今後のスケジュールがどうかということですが、選挙が終わりまして、新年になりました早々、いろいろな活動が始まるというふうに考えています。とりあえずは日本水泳連盟を中心として、国に働きかけをしていただく、そのための後方支援といいますか、高地トレーニング施設、水連がつくってもらいたいという活動を国に積極的にしていただいて、そのためにではどういうところがいいところなのといった話が出たときに、東御市が一番いいところですよ、そういうことを申し上げていくための基本計画という資料をつくったわけですので、そのものを出しながらやっていく、そのためのいろいろな活動が始まるものというふうに考えています。現段階ではいつか、どのような活動ということは考えていませんけれども、新年早々に身体教育医学研究所から委託をされます日体大総研武藤所長と打ち合せをして、今後の活動の計画を練っていくと、そういう予定であります。

○議長（櫻井寿彦君） 市民課長。

○市民課長（塚田 篤君） それでは私の方から、先ほどご質問が出ました審議の状況でございますけれども、まず6月の第1回目の審議会に、基本設計について環境審議会に諮問をいたしまして、それから8月、11月ということで審議をしましてまいりました。先ほどもお話ししたとおり、いわゆる今、まだ決まっているわけではございませんで、何十項目にも及ぶ環境省の指針に基づいて今、発注仕様書等をつくっております、それを逐一環境審議会の皆さんに見ていただいて、ご意見を伺いながら決めていくところでございます。

内容としましては、発酵条件だとか、発酵目標の検討、それから設備方式の確認、それから管理施設、施設配置、動線計画、それから事業方式、先ほど言いましたようにPFIをどうするかというような問題をこと細かに今、審議しております、まだお示しできる段階ではございません。すぐできるようになったら、こちらの方からまた議会、それから市民の皆さんに先ほどもお話ししたようにお示しをしましてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 建設課長。

○建設課長（関 一法君） それでは枚数でございますけれども、現在の段階で約1万2,000枚いっているということで、先ほどの割合でいきますと三才山が約9,000枚、新和田が2,400枚、平井寺が360枚、白馬長野で240枚となっております。

○議長（櫻井寿彦君） 15番、町田千秋君。

○15番（町田千秋君） 1点、お聞きをしたいと思います。

47ページの商工振興費、東御市の商工業振興条例に基づく助成ということで670万円、機械の設置事業があるんですが、これ、内容についてちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 47ページの商工業振興助成事業補助金の670万円でございますが、これは東御市商工業振興条例に基づく助成事業でございます。用地取得、事業費、建設、機

械装置等に対する補助金でございまして、今回につきましては機械設備の設置費用に対するものでございまして、500万円以上のもので取得価格の1.4%、100万円を限度としてですが、助成させていただいております。

当初予算100万円で予定していたわけですが、今回企業の皆さんのご相談を受ける中で、機械の設置で13件ございまして、その補助金の助成額の見込額が770万円ございます。当初予算100万円計上してございますので、差額分の670万円を今回補正で計上させていただいたというものでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 町田千秋君。

○15番（町田千秋君） この13件というのはあれですか、13社という意味ですか。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 大変申しわけございません、13件は13社でございます。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

18番、堀高明君。

○18番（堀 高明君） 2点ほどお願いしたいと思います。

まず45ページ、後段にあります農業振興事業諸経費の中の荒廃地復旧対策事業に対する補助金690万円あるんですけど、荒廃地の復旧事業の内容をもう少し詳しく説明を願いたいと思います。

それから53ページ、一番下段にあります体育施設費で、中央公園の除雪に要する除雪機購入の補正ですね。これは購入して、運行するときにはどなたがこのオペレーター等やるのか、そこをちょっと。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 荒廃地農地復旧事業の関係につきましては、農林課長の方からご説明申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 農林課長。

○農林課長（寺島 尊君） 荒廃地復旧対策補助金でございまして、当初でございまして、2件を予定しておりました、面積につきましては約1ヘクタール見込んでいたものでございます。増額につきましては、4件の増ということで、面積につきましては3.6ヘクタールほど面積が増えるものでございます。全体の内容につきましてはワイン用ブドウとクルミ関係の圃場のための荒廃地復旧事業に対する補助金でございまして。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 体育施設費の除雪機につきましては、生涯学習課長からお答え申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（横関政史君） 除雪機の関係につきましては、体育施設並びに中央公園の管理を受託しております体育協会の施設管理を担当している職員がオペレーターとして運行する予定でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 堀高明君。

○18番（堀 高明君） 今の荒廃地の関係ですけれど、このワインブドウを行うための荒廃地対策と言われましたけれど、団地化されているのか、それとも4件というところになるのか、その内容をもう少し詳しくお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 農林課長。

○農林課長（寺島 尊君） 当初2名の方だったんですけども、企業も含めまして最終的には6名、6者ですか、の方に支援をするものでございます。それぞれ団地と申しても場所がそれぞれの方向カ所かに散っておりまして、1カ所だけ、クルミにつきましては大きな面積でありますので、団地と申し上げられるのはありますけれども、ほかにつきましては、ワイン用ブドウにつきましては個々のところで飛び地のところを荒廃農地の復旧をするものでございます。

面積でございますけれども、クルミに関しましては2.3ヘクタールでございます。残りにつきまして1.3ヘクタールが増額分のワイン用ブドウの畑、農地でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 7番、若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） それでは1点だけお尋ねしたいと思います。

37ページでございます。老人福祉費、トロンセンター管理運営費、真空式ボイラー更新工事費183万8,000円でございます。温泉関係については今回の中でも年間利用券の廃止条例が提案されていまして、これからの中で温泉関係についての経営刷新ということで取り組んでいただくということで、以前産業建設委員会で答申した内容に沿って取り組んでいただくところに対しては敬意を表しております。

今回のこのトロンセンターでございますけれど、御牧ヶ原台地にありまして、管理組合の方々が管理なさっていらっしゃるということですね。私もあそこのところに視察に行ったことがあるんですけども、御牧乃湯まで車で5分もあれば着いてしまいますよね。今後の中でゆうふるtanaokaの温泉施設の廃止ということも検討されている中で、できるだけ温泉施設に、ごめんなさい、ゆうふるtanaokaのプールの廃止ということが言われている中で、できるだけ温泉関係については集約していくという方向だろうというふうに思っています。そういう中で、トロンセンターについては今後どうなさっていくおつもりなのか、その辺の経緯と、それからトロンセンターのできた関係についても、ご回答いただければと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） ただいまのトロンセンターに関するご質問につきましては、市民課長からお答えいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市民課長。

○市民課長（塚田 篤君） それでは、ふれあいトロンセンターの概要等について、私の方からご説明申し上げます。

ふれあいトロンセンターにつきましては、平成10年の旧北御牧村におきまして御牧ヶ原北部及び南部区から、健康増進活動や生涯活動を通しまして高齢者の寝たきり防止や生きがいくりの場とし、また、ひとり暮らしや高齢世帯の触れ合い、生きがいくりの拠点となる地域に根ざした施設建設の要望がございまして、介護予防拠点整備事業を活用しまして、平成11年に建設、開所されたものでございます。

これに伴いまして、地元の御牧ヶ原北部及び南部区の地元の皆さんの手によりまして、ふれあいトロンセンター管理組合が設立されまして、平成16年度東御市発足後、これ21年になりますが、指定管理者として同センター運営の中心的役割を担っていただいているところでございます。これによりまして開所以来、施設を利用した健康増進活動や生涯学習活動を通しまして、高齢者の寝たきり防止や生きがいくりの場となっております。また、ひとり暮らしや高齢世帯の日常生活上の支援を必要とする高齢者の触れ合い、生きがいくりの拠点として利用されているところでございます。

運営経費から利用料金を差し引きました市からの指定管理料でございしますが、約300万円でございますけれども、年間利用者数は毎年1万人前後と多くの皆さんにご利用をいただいております。同センターの建設の所期の目的である地域の介護予防の拠点としての役割が達せられているものと考えているところでございます。

したがって今後も建設の趣旨に基づきまして、現行どおり運営してまいりたいと考えておりますが、市では現在、公共施設等総合管理計画の策定を進めておりまして、この中で施設の利用実態、今後の財政状況を総合的に勘案いたしまして、今後の同センターの在り方についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） トロンセンターの概要、それから市の方針という部分については了解いたしました。ただ、福祉関係、要するに普通の御牧乃湯とまた違った形の利用の仕方だというお話だと思いますけれども、福祉関係についてもそれなりの福祉センターのお風呂があるわけですから、そういう形での見直しということもやっぱり必要なんだろうと。1万人の利用というお話がありましたけれども、私、前見た実態だと温泉施設と同じような形の利用が多いのかなという認識を持っておりますので、お聞きしましたら、ほかの市町村からも来ていらっしゃるというような実態も聞いておりますので、それについては今後の中で十分検討していただきたいと思います。要望としてお願いします。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 8番、阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 2点お聞かせください。

35ページの障害福祉事務諸経費、そこに賃金、障がい児のケースワーカー雇用に伴う賃金とありますが、近ごろは発達障がい的小朋友さんが非常に増加していると言われるこのごろですけれど、保護者の方が安心して寄り添えるような、そんな相談体制がこれで少しはできていくのかなということを考えながら、どのような経過でこの雇用をすることに至ったか、ちょっとお聞かせください。

それから41ページの先ほども同僚議員がお聞きになりましたが、放課後検討会議の賃金ですが、これは先ほど児童クラブの高学年を受け入れるかどうか、その辺の検討に要する賃金ということですが、メンバーはどのような方々が入っているのでしょうか。2万7,000円ぐらいですから、何回も開催はされないのかなと考えられますが、どうしてまた聞くかということ、放課後児童クラブに限らず、放課後のことをもっと校庭とか図書館とか、体育館の利用などの放課後のことをせっかくこうやって検討会議が開かれるので、その辺も話し合ってもらえないかどうか、ちょっとお聞かせください。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 35ページの臨時職員の関係ですけれども、障がい児といますか、障がいにかかわるケースワーカーが職員3名おまして、正職2名臨職1名ということなんですけれども、そのうちの正職1名が今年の夏から産休育休ということで、長期休暇に入っております。もちろんそういったことは事前に予定が立ちますので、春先からずっと募集をかけてきたわけですが、なかなか社会福祉士等の資格職が来ていただけないという状況の中で、これまでは事務処理をフォローしようということで、職員を1人臨時職員で事務処理専門で入れてやってきた、その分事務処理の負荷が軽くなるので、残りのケースワーカー2名は専門的に相談業務に集中していただきたいということで続けてきたんですが、やはりこの冬場から年度末を控えまして、進学等いろいろな進路の関係が出てきますので、そういう中では更にもう一度募集といますか、もう、これはお願いをしながら職員を確保していきたいということもありまして、今回その分の人件費ということで計上させていただいたところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 2点目の放課後児童の検討会議のメンバーでございますけれども、学校長、PTA、それから教育委員、主任児童委員並びにクラブの保護者会の役員さん、合計9名を予定しております。当面は直近する来年4月からの放課後児童クラブの高学年の受け入れの是非、可否でございますけれども、ご質問のように更に広い視野での検討は必要だと思っておりますけれども、慌ててここ1、2カ月で結論が出る問題ではございませんので、その点につきましては新年度になりまして、改めて関係者を集めての会議になるのか、それぞれの検討になるのかということで、当面は放課後児童クラブの4月の在り方の予定でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） わかりました。障がい児のケースワーカーさんの関係ですけれど、本当にいろいろ大変な思いをしている保護者の皆さん多いので、ぜひさっきも言いましたが、寄り添える、安心して相談ができる、そんな体制をうまくつくっていただいて、この場合は正職員がいたところを休むので臨時職員という形だそうですが、私は臨時職員ではなくて来年度は正職になるんですかと、そういうような聞き方をしたかったので、ぜひみんながいい形で相談体制ができ、相談ができるような方向でお願いしたいと思います。

それから児童クラブの関係ですが、本当にせっかく検討会というものを1度でも2度でもなさるので、今の現状としては、今はすぐ暗くなってしまうからあれですけれど、夏場の日が長いような時期でも、放課後になると子どもたちは一斉に、はい、もう、こっちの方面はこっちというような格好で、みんな家へ帰るようになっていきます。この間、実は滋野小学校へこのごろ時々孫を迎えにいくときに、20分間の、家へ帰るまでの時間があったら、もう子どもは喜んで喜んで、私、アウトで数えたんですけれど77、78名ぐらいの子が、グラウンドとかブランコとか、土管とか、ああいうところで遊んでいるんですね。そこにいたときに先生が、たまたま男性の先生がいて、5分だって子どもたちは来てここでみんなで群れて遊ぶんだよと、たった5分でも子どもたちってそうだと思うんです。だからぜひ放課後に体育館とか図書館とか、校庭とか、うまく使えるような、そんなような形でやっていって、そんな検討を少しずつやっていただければと思って質問しました。よろしくをお願いします。要望です。

○議長（櫻井寿彦君） 14番、三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 1点だけお尋ねをいたします。

ページは45ページの最下段であります。農業災害対策諸経費、金額としてはそれほどないんですけれども、事業概要のところにも雪害対応に要する臨時職員賃金というふうに書かれております。お聞きしたいのは雪害対策ってとても害を受けた皆さんも大変な思いをしております、そこにやはり気持ちを察しながら対応しなければいけないというふうに思うんですね。そういうときに臨時職員でいいのかというふうに感じました。

で、お聞きしたいのは、雪害対策、どんな仕事をされるのかな、臨時職員はどのような方を採用しようというふうに思っているのかなということをお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 雪害対策の関係につきましては、農林課長の方から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（櫻井寿彦君） 農林課長。

○農林課長（寺島 尊君） 雪害対策の臨時職員ということでございますけれども、農業用施設の復旧補助金を支出するために、竣工検査を実施するための専属検査員の賃金でございます。農業ハウスの復旧等に明るい方を今後予定したいと思っております。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） よろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 議案第87号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

（質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第2 議案第87号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第87号は原案のとおり可決されました。

お知らせいたします。これからの議案につきましては、委員会に付託される議案であります。自己所属委員会の担当部門に係る議案の質疑については、原則として委員会をお願いすることが例となっておりますので、申し添えます。

◎日程第 3 議案第88号 東御市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(質疑、委員会付託)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第3 議案第88号 東御市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第88号は社会福祉委員会に付託することに決定いたしました。

◎日程第 4 議案第89号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(質疑、委員会付託)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第4 議案第89号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第89号は社会福祉委員会に付託することに決定いたしました。

◎日程第 5 議案第90号 東御市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(質疑、委員会付託)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第5 議案第90号 東御市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 何点かお伺いしてまいります。

第1点目ですが、本条例は新設条例であります。放課後児童クラブの設置について、運営、設備及び運営に関する基準であります。これは今度市町村で条例を制定するということの具体化であ

りますが、ここで盛られている内容は現行運行している基準と差異があるか。例えば9条の施設基準、それから10条の支援員の資格ですね。それとユニットの定数、その辺なんかは実際運用の中では重要な項目になりますが、現行運行しているのと差異があるかどうか。あるとすればどういう理由かということ伺います。

それと関連してですが、先ほどの質疑にありましたけれども、今回の放課後児童クラブの改定で、法改正でこれまでおおむね3年生以下ということですが、今度小学校6年生まで対象にすると、ここが一番大きな改定の柱であります。そこで先ほど検討委員会をつくって、その受け入れについてどうするかということを検討したいという趣旨のお答えがありましたけれども、その具体化が今、パブリックコメントを求めている子ども・子育て支援事業計画の中の放課後児童対策という項目ともかかわります。それでこの原案のときに、対象をどこまで見込むかということがありました。その原案の50ページにその概要が示されておりまして、小学校4年生以降の希望もあることから、事業内容の充実を図りながら、現行体制で高学年の受け入れを検討しますということで、平成31年度までの見込み額が提示されております。

この特徴は低減すると、だんだん需要が少なくなるという予測値でありました。しかしこれは実態と違うのではないかというご指摘を例示したところでありまして、今、パブリックコメントにかけられている原案では、先ほどの一般質疑の中でも同僚議員が質問しましたが、この事業方向、小学校4年生以降の希望もあることから、事業内容の充実を図りながら、高学年の受け入れを検討しますとあります。「現行体制」という表現がなくなっております。過日の本会議質疑では、そこについての詳しい説明がなかったのですが、なぜこれを削除したのかということが1点。

それから見込み量はかなり修正されまして、一定程度増加するという予測値が示されています。この差異はどういうことを根拠にしたものなのか、前の質疑では実態調査を改めてやって、それに基づいて予測しますという趣旨のご答弁があったんですが、それとのかかわりですね、どういう調査をやって、どう反映しているかということでもあります。

それから内容的に3点目ですが、今回の法改正で先ほど申しましたように法定でおおむね6年生まで対象にするというふうになったわけですね。この東御市の事業計画の記述では、希望もあることから検討すると。次元が違ったことを言っているんですよ。やっぱり法改正がありまして、親の就労実態から女性の働く場所を拡大していくという大きな目標の前提に立って、放課後児童の健全育成、それから生活の場を確保するというのが法の趣旨であります。法改正がそういうふうになった以上、では東御市でどう実施するかというのは、それを踏まえて制度設計に当たるというのが基本的なスタンスでなければならないというふうに思いますが、ちょっとこの計画の立案の基本が今、全国的に取り組まれている方向と異なっているというふうに私は思うんですが、その辺の考え方、これは先ほど提起されました検討会議でどういう検討をするのかという基本点にかかわってくる問題であります。その点、まずお伺いしておきます。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 何点かご質問いただきましたけれども、条例に直接かかわるものと、そうでないご質問があったようにお伺いしたわけですが、まず1点目、今回の施設と基準を定める条例の中の施設ですとか支援員の資格、あるいは単位当たりの人数、これは当然条例の範囲内で現行の要綱が読めるような形、つまり枠内というふうになっておりますので、例えば支援員の資格の表現等が一致はしておりませんが、その中で読み込める、つまり範囲内で現行の要綱が条例に違反する状態ではないという内容でございます。

2点目の子ども・子育て事業計画の中での表現の部分と、今回の条例のかかわりというような意味合いかと思いますが、ちょっとその辺につきましてはどういうご認識なのかといいますか、お答えがちょっとしづらいご質問かなというふうに思います。

実態調査につきましても、計画をつくるための今年1月に行いましたベースとなる利用料の把握のためのアンケート、それから計画づくりを今、進めて、パブリックコメントにかけているわけでございますけれども、それと私が先日来ご説明しております来年度の特に現行の要綱により開設しております東御市の4つの放課後児童クラブにおける実質的な利用申し込み、それから定員に対して余裕がどのくらいあるか見極めた上で、高学年の希望を含めてどのくらい受け入れられるか、あるいは必要があるかという議論をするというためのアンケートとは別の話であろうというふうに思います。先ほどもちょっと補正で質問がございましたけれども、来年の4月に高学年を受け入れることができるか、必要かという議論をするために今回検討会議を設けて、具体的な直近の課題として検討してまいるという位置づけでございます。

それから3点目の今回、新制度の中でおおむね10歳までの児童、具体的にはおおむね3年生までというところから、全小学生を対象に法律の枠といいますか、対象を拡大したことをどうとらえるかと、それを義務としてとらえるのか、あるいは対象を広げたことで、それに対して努力義務といいますか、そういうふうにとらえ方の違いであろうかというふうに思います。これまで放課後児童健全育成事業につきましては、学校等の空き教室を利用して受け入れるという中で、法律ではなくて子どもは要綱、条例ではなくて要綱を定めまして、その中で図工室等の兼用も含めまして、でき得る努力をしてみたい、各地区ごとに放課後児童クラブを運営しているところでございまして、今回全小学生まで対象が拡大したから、例えば今、それぞれ学校にあります1つずつのクラブを3つ、4つに拡大して、全部受け入れることができるかという、それは現実的に難しいという問題でございまして、法律ができたからそれを全部義務として受け入れて、すべての需要にすぐにこたえられるという状況でないということは現実論でございますので、法の趣旨のこれからの子どもの受け入れ、居場所の在り方ということと、現実的にそれをすぐに即決できるかというのは別の問題であるというふうに認識をしております。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 1点目の方は大体おおむね現行を踏襲して運用していくということであり
ます。

2点目に関連した、やっぱり考え方の問題というのはもう少し整理した方がいいのではないかと私は思っているんですよ。現実論と、それから法の趣旨とのかい離があるんですよ。かい離があって当たり前なんです、今まで小学校3年生までという対象にして制度設計をしていたわけです。それでおっしゃったように空き教室の利用してというのが前提になっていたんですよ。今度は、では高学年、6年生まで対象というふうに法改定がありました。義務か義務でないかという議論はありますけれど、義務でないんです。目指す方向なんです。でも法改定はそういう趣旨で、できるだけそこに近づけていくというのがあって、現実論があるから、義務づけしなかったということなんですよ。

東御市で今後の方向を決めていく、今度の事業計画の中で5カ年計画ですから、当面来年どうするかという問題もありますし、同時に法の趣旨を踏まえてどういうふうに放課後児童育成の事業をやっていくのかという考え方というのはまたちょっと次元が違うんですよ。だから私が強調したのは、この5カ年計画をつくるときに、需要があることから出発するのではなくて、法改定がこういう趣旨だから、それに沿って考えればどういう制度設計をしていく必要があるのかという観点から、そこに起点を置いて、そして現実には需要を満たす状況にないわけですから、それをどう改定してくるか。空き教室でつくるという基本的な考え方を引き続き踏襲していくのがいいのかと、田中小学校の例があるんですよ。空き教室はなかなか難しいという面がありますから、そうするのでは小学校6年生までという対象にした場合、施設をどういうふうに考えていくのかということに行きつくんですよ、行き尽きざるを得ないんですよ。それは制度設計全体をする上で、現実論と目指す方向とのどう整合していくのか、その辺はやっぱり基準点をしっかり据えた上で、検討するというのが正しい道筋ではないか、問題の立て方ではないかと思うんです。

ですからこの事業計画で、希望もあるからというのは、全体が違っているというふうにご指摘したいんですよ。全体をきっちり置きながら、現実論としてこういう検討が必要だというプロセスをとる必要があるのではないかと私は思っているんですが、いかがですか。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 放課後児童、幼児のことは置いておきまして、児童につきましては先ほど来申し上げておりますように、今回は放課後健全育成事業、放課後児童クラブが焦点になってはおりますけれども、一般質問等でも再三申し上げましたように、これからの子どもが健全に育つために、放課後児童クラブは1つの事業の在り方のございまして、これ以外にも当然児童館がありますし、あるいは放課後子ども教室、あるいは地域の活動等非常に多くの活動を地域の皆さんに支えていただきながら行っている中で、そこまでやはり視野を広げて、その中の1つとして放課後児童クラブ、現実的にどういうふうに位置づけていくか、あるいはそれ以外の活動も含めて子どもたちをどう育てていくかというふうな視点で計画もつくらなければいけませんし、児童クラブ、あるいは児童館、また子ども教室をどのような運営、あるいは地区ごとにどういうふうにそれを仕掛けるという言葉は変ですけれども、組み立てていくかということは、総論として議論しなければい

けない、また重要な課題であるというふうに認識はしております。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 短くやりますが、やっぱり基準点をどう考えるかというのは、据える必要があると思います。今度子ども・子育て支援計画で、法改定をして小学校6年生までというふうに対象を広げたわけです。確かに放課後の子どもたちにどういうサービスを提供するか、事業を展開するかというのはかなり広い概念があります。この子ども・子育て支援法の中での法改定の問題と、その後になってから文部科学省がごちゃごちゃいろいろなことを言い出して、制度的に混乱しているという面もあると思うんです。しかし今、私たちが、この当市でも取り組んでいるこの子ども・子育て支援事業計画、その中では今度の子ども・子育て支援法の関連法の改正が柱に座るわけですよ。やっぱりそれを基本に置きながら、国がいろいろ言っていることも勘案して、本当に東御市の子どもたちにとってどういう事業を展開していくのがいいのか、そういう視点で、やっぱり基準点をきちんと置きながら検討していただきたいというふうに思います。

今後、これから具体化していくので、折に触れて議論していきたいと思います。そういうことを考えてもらいたいということを申し上げておきます。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） ほかによろしいですか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第90号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 6 議案第91号 東御市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

（質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第6 議案第91号 東御市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第91号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 7 議案第 9 2号 東御市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な
支援の方法に関する基準を定める条例

(質疑、委員会付託)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第 7 議案第 9 2号 東御市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第 9 2号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 8 議案第 9 3号 東御市組織条例の一部を改正する条例

(質疑、委員会付託)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第 8 議案第 9 3号 東御市組織条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 何点かお伺いします。本条例は総務部の税務課を市民生活部に移管して、市民生活部の市民課を市民課と生活環境課に分割するという提案であります。そこで何点か伺います。税務課は税務全体を統括する課であります。関連して税を扱う部分というのは市民課に今、係属しております国民年金、国保年金係ですね、これの担当を税務課の中に入れるというのも1つの案かと思ったので、検討しましたかと言ったら、検討しませんということだったんですが、税務というくくりでいえば業務として同一傾向なので、効率的ではないかというふうに常々思っておりました。それで収税担当では、国保の滞納についても収税センターでやるというようなこともあるようなのですが、その辺の考え方はどういうことかということを1点お伺いします。

それから生活環境課、独自の課に分離するわけではありますが、今、東御市の抱えている生活環境保全という点から、単独にするというのは1つの考え方ではありますが、実際の業務量、市民に対するサービスを広げていくという点で、どういうことを想定して、こういう業務上増えてくるから単独の課にした方がいいというふうにお考えだったのか、その2点お伺いしておきます。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいま2点のご質問につきまして、総務課長からお答えをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務課長。

○総務課長（堀内和子さん） それでは1点目の税務の関係の組織についてのお答えをさせていただきます。

全員協議会の中で、検討しておりませんということでお答えを申し上げておりますけれども、これにつきましては事務改善、組織検討の委員会を設けて検討しておりますのですが、検討項目をそれぞれ職員の方から出していただきます。それに基づきまして検討委員会で検討を行っておりますが、毎年この検討を行っているという中で、かつて平成23年の検討の段階で、国民健康保険税の賦課業務の所管がえということを検討した経過がございます。その際に、国民健康保険税を一事業としてとらえて、同部署で担当することが市民サービスの考慮の中では、わかりやすい組織になるのではないかとということで、その段階で国民健康保険税の賦課業務につきましても、市民課の方に移管をしたという経過がございます。これは平成24年の10月からそのように変更をさせていただいております。現在1年半が経過するところでございますけれども、今回組織検討項目の中では、それぞれの課から再検討という要望等もございませんでしたので、それなりに組織の方は効率よく運営されているのではないかなということで、今回の検討項目には上がっておりませんでした。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 平林議員の生活環境課の関係で、どんなふうに業務量が増えるかということでございますが、現状は市民課が今、担当しております事務分掌は非常に多岐にわたっております。消費生活から交通安全、環境保護対策、地球温暖化ですとか、自然エネルギー関連がございます。

そんな中で、より市民の皆さんに生活環境行政に市も取り組んでいるんだと、そんな内容も少しPRといたしますか、発信したいという内容もございまして、一応生活環境課の中には生活安全係、これは消費生活ですとか交通安全等でございます。あと生活環境係ですけれども、これは先ほど申し上げた現状の生活環境の不法投棄ですとか、自然保護の関係、地球温暖化対策、こんなことにも取り組んでいきたいと思っております。

もう1点、現状市民課にございますクリーンリサイクル、この係を生活環境課の一係にいたしまして、先ほどもご質問がございましたごみ減量化の関係に取り組んでいきたいということで、やはり1つの課にして今、申し上げた3つの係で業務を担当しているところです。その点で業務量的にはそれほど変更はございませんけれども、より市民サービスの向上を図っていきたいと、そういう内容でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 総務課長。

○総務課長（堀内和子さん） 先ほど答弁を申し上げました国民健康保険の関係で、組織が変更にな

なった間、1年半とお答えをいたしましたけれども、2年間に訂正をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） ほかによろしいですか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第93号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 9 議案第94号 東御市特別職の職員等の給与に関する条例及び東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第9 議案第94号 東御市特別職の職員等の給与に関する条例及び東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 1、2お伺いします。県人事委員会勧告に準じた増額改定であります。これによる歳出増はどのくらいになりますか。それとその財源構成はどうなりますか。1点目。

2点目は、職員組合との協議というのは、この件ではあったのでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいまの2点につきまして、総務課長からお答えいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務課長。

○総務課長（堀内和子さん） 給与改定に伴います歳出の金額ということでよろしいでしょうか。一般会計につきましては、お手元の給与費明細に掲げてあるとおりでございまして、給料関係、済みません、お手元にございませんでした。数字の方で申し上げたいと思えます。一般会計につきましては給料、手当合せまして1,650万円余、それから上下水道と、それから病院会計につきましては今回既定の予算の中で対応できるということで、補正の方、上程をしておりますけれども、それぞれ上下水道につきましては100万円程度、それから病院会計につきましては680万円程度の予定でございます。

それから組合との検討経過ということでございますが、8月7日に国の方の人勧、それから10月17日に県の人事委員勧告がございました。これによりましてこちらの総務課の方でも検討していた中で、組合から11月6日に賃金労働条件の改善に関する要求書の提出がございました。これに伴いまして、11月17日回答を申し上げましたところ、その後、11月20日、理事者との交渉を行っております。その中で、こちらの方から詳細等をお示しをいたしまして、同日組合とは妥

結をしたという状況でございます。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） ただいまの最後の方で申されました組合からの要望書の要点、それでどう
いう回答をされましたか。

○議長（櫻井寿彦君） 総務課長。

○総務課長（堀内和子さん） 組合からの要求書でございますけれども、内容的には主なものとい
たしましては、今回の人勧に当たっての26年4月にさかのぼっての給与改定につきましては、県
に準拠した形での実施、それから27年4月1日の給与改定につきましては、組合と交渉を持ちな
がら検討していただきたいという内容でございました。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第94号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第10 議案第95号 東御市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条 例

（質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第10 議案第95号 東御市学校給食共同調理場設置条例の一部を
改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第95号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第11 議案第96号 東御市公民館条例及び東御市消防団の設置、名称及び区 域に関する条例の一部を改正する条例

（質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第11 議案第96号 東御市公民館条例及び東御市消防団の設置、

名称及び区域に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第96号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第12 議案第97号 東御市温泉コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例

(質疑、委員会付託)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第12 議案第97号 東御市温泉コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、平林千秋君。

○9番(平林千秋君) 何点か伺います。過日の全協で説明があったんですが、改めて伺います。今回は年間利用券を廃止するということでありますが、現在の利用実態、この前、各施設ごとのご報告がありましたけれど、4施設トータルしてどうなのかということですが、年間利用券の利用者数、それからそれは総利用者の何%、割合ですね。半年券についても同様の数字。それがトータルですね。年間の売上額とのかかわりですが、年間利用券の売上額、それから利用者、利用による総収入、その割合、そのことを示してください。

過日の報告では、各施設ごとに総数が何人利用されて、半年券が何人、年間券が何人というふうにかなり詳しく数字がありました。1けた単位までの端数があったんですが、年間券や半年券の利用実態をお聞きしますと、不定期券のパス様式のこういう小さいカードで、入場、何ていうんだろう、関門通り抜けるのに示して、そのままずっと行くというのが利用の実際の姿であります。それでかなり詳しい端数までの報告だったので、どういうふうにカウントしたのかなというふうに思ったんですが、その利用実態、どういうふうに把握されたんでしょうか。

それから2点目は、年間利用券廃止に伴うプラスの影響、マイナスの影響を改めてお示してください。

それから3番目ですが、応分の負担をしてもらうということで廃止ということなんですけれども、経営全体から考えると利用者の拡大していくというのがやっぱり基本戦略の座るのではないかと思います。これまでいろんな努力をされてきたんですが、今度の廃止の提案というのは、その辺努力のかかわりでどうなのか。利用者を増大するためにいろんなイベントをしたり、施設の運用の改

善を図り、様々な努力があると思うんですが、その辺は合せて検討する必要があると思うんですが、それがうまくいけば年間利用券を存続しても構わないと思うのですけれどね。その辺の関係はどういうふうになっているか。以上、お聞きします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） まず利用状況の関係でございますが、温泉4施設の利用者数につきましては、4施設合せまして1年間に74万7,468人でございます。年間利用券の発行枚数でございますが、発行枚数にいたしましては、この10月の段階で年間券につきましては725枚でございます。半年券につきましては318枚、合計で1,043枚になっております。売上の関係については、ちょっとまた後ほどお願いしたいと思います。

それで2点目の今回年間券の廃止によりますプラス部分とマイナス部分につきましては、いずれにいたしましてもプラス要件としては、年間利用券がなくなりますので、その皆さんは当然半年券に移行するだろうというふうに想定されます。したがってそういう中では年間で先ほどの年間利用者数725人に対して、そのまま移行しますと年間で4,000円ほど実質的にはアップになるような形になりますので、約290万円ぐらいの増収が見込めるというのが収支面での関係でございますが、ただ、ここではマイナス要件としては当然年間券が廃止されますので、ある程度の皆さんは、全部そのまま移行するかというのは若干疑問が残りますので、そういう中では若干は想定はされますが、ほとんど影響はないのではないかなというふうに考えております。

あと今回廃止することによりまして、振興公社への収入の平準化が図られるなど、1年間の経営判断する中で、今までは1年というような形であったわけですが、半年ごとの経営判断ができるということでのプラス面ですとか、今後利用料金の改定なども見込まれるところでございますが、この1年券が廃止されることによりまして、周知期間が1年という長さではなくて半年というような期間でできるなどのプラス要素があるというようなことで、今回年間券の廃止に踏み切ったということでございます。

あと年間券廃止になって、当然その分、利用者が減るのではないかなというお話でございますが、いずれにいたしましても、いつ利用者拡大が図れないのではないかなということでございますが、いずれにいたしましてもこの年間券が廃止されて、どれだけの利用者が減るかということにつきましてはサービスで、言い方はちょっと適当ではないかもしれませんが、過剰なサービスをしている皆さんを若干我慢していただくというような形にとらえていただければいいのかなというふうに考えております。そういう中では、当然利用する皆さんについて、それぞれ利用拡大を別の方面では考えていかななくてはいけないということで、従来からいろんなイベント等を行っているところでございますので、そういうイベントの中でまた利用拡大を図っていくというふうに考えております。

そういう中で、従来言われています客単価が低いというのは、1回来ていただいても使うお金が少ないという中では、なるべくそこへ長い時間とどまっていただいて、たくさんいろんなものを利

用していただくというようなことの中で、客単価を上げるような形の中で経営改善も図っていききたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 今、過剰なサービスというお言葉があったんですけど、年間利用券が過剰かどうかという問題があるんですよね。近隣のことをちょっと調べてみますと、上田では各温泉施設とも年間利用券、半年利用券を出してしまっていて、上田は3万7,000円でしたね。長和町も発行していますが、そういうサービスは通常行われているということでもあります。それで廃止提案があったんですが、担当常任委員会によく審議されると思いますけれど、経営面から考えるとできるだけ経費を節減したいというのは気持ちとしては非常にわかると思いますが、ただ、もう少し利用そのものを拡大していくという、すそ野の拡大のところでは先ほどちょっと答弁が不明確だったんですが、もっと積極的に打ち出して、そういうことをやるんだから、努力しておいて、しかしもう経営がこうだから廃止しますよというご提示が必要だったのではないかなというふうに私は思っています。どうかサービスを切るという話だけが前面に出ていますので、それはゆうふる t a n a k a のプール廃止の問題もそうなんですよね。経営の重荷になっているからカットして改正を図ろうという考え方のように見えてならないんです。

過日私はここでも主張しましたけれども、プール廃止について言えば、根拠となる数字が過誤であると、正確な数字でないという根本問題があるんですね。この出発点が違ってしまうと、提案そのものに信ぴょう性がなくなってくるという問題もありますし、それから廃止方針が決定にあたって、十数年のゆうふる t a n a k a のコンセプトを変更すると。温泉機能というのは目玉でありましたから、それを廃止するのだったらきちんと総括が必要だとか、あるいは今後の利用についても健康増進と介護予防をやるということは非常に目指す方向なんですけれども、プールを位置づけた考え方というのをもっと基本的なデータもそろえて検討すべきだったというふうに、計画策定の過程で私に言わせれば瑕疵があるというふうに言わざるを得ないものだと思うんですよ。だからその辺は質疑を踏まえてぜひ再検討していただきたいし、住民の皆さんから陳情が出ています。18日に説明会をされるという過程がこれから始まるわけですが、ぜひ基本点に立ち戻って、もう一回考えてみるというふうにお考えいただきたいなというふうに思うんです。市長、この辺、質疑を踏まえてどうお考えですか。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 先日の一般質問でもお答えしましたように、東御市における温浴施設を7つ市が設置し、維持管理していると、それを委託しているという状態の中で、私も振興公社の社長を実質的には私が責任的に関与したのは3年ぐらいという認識ですけれども、やらせていただく中で、やはりある1つが頑張ると、ある1つが減る。また、ある1つを工事中でもほかのところに行っていたら、全体の利用量はそんなに減らないというような、各施設施設に関しては増減があるわけですけれども、トータルとしては最大の努力を社員が頑張ってくれていて、その中でよく

20年間もそんなに減らないで頑張ってきて、近隣の温泉施設がだんだん増えてきたり、よくなったりしている割には温泉に関しては頑張ってくれているという認識の中で、社長を辞するとき既に振興公社の努力の問題を超えて、設置者としての責任が問われているという認識の中で、議会の提言をいただく中で、今回少しずつ許容範囲のところから、したがって今、年間券が上田が3万いくらず、東御市が2万円で、決して過剰なサービスではないというふうに言われている根拠は私は3万7,000円と2万円を比べれば過剰なサービスだと、東御市の方が過剰なサービスであるというふうに考えますし、そういう中でゆうふる t a n a k a の設置のときのコンセプトは、商業施設としてそこで設けて、設置にかかる十数億円の金を少しでも減らしていくということでありましたけれども、現時点で設置からずっとその商業施設がお金をもうけて設置費にお金を提出したという当初のコンセプトとはかけ離れた現状があるわけでありまして、現在、返済に関しては繰り延べする形で26年に8億円の建設費を今、もう10年にわたって返済していくということでありますので、8,000万円の返済を一般財源からやっているということで、かつ3,500万円近い赤字が出ているということでありますので、一般財源からゆうふる t a n a k a に1億1,500万円近いお金を投入して維持しているという現状に関して、少しでもこれを減らすための努力をしていくべきだということ踏み切らせていただきましたので、よろしくご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 先ほどの売上の関係でございますが、4施設の温泉施設の売上ににつきましては、25年度ベースで3億7,700万円ほどでございます。支出につきましては4億8,300万円ほどでございます。あと入館状況の実態についてどうやって調べているのかということでございますが、それぞれ受け付けするときに年間券でさっと見せてというのではなくて、受け付けする段階で振興公社の方では年間券の方なのか、半年券の方なのか、当然1回券の方は券を渡していただけるわけですが、そういうことを実際に毎回その都度カウントしておりますので、そういう中でどういう利用実態なのかというのは、その都度調べているということですのでよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） るる申し上げませんが、本議会でも決算審議の予算要望で、それぞれの温泉施設について経営の体制を立て直すようにという提言をしました。そのときにそれぞれの温泉施設の特性を踏まえてという形容詞といますか、特性を踏まえてというふうに強調しているんですよ。だからゆうふる t a n a k a の問題を考えるときも、その特性をどう見ながらこれを図っていくかということが大事だと思っております、この件については陳情も出ています。説明会があります。そういう今、過程でありますので、断定的に進めないようにしてもらいたいということを要望しておきます。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は産業建設委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第97号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

ここで15分間休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時47分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第13 議案第98号 東御市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

（質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第13 議案第98号 東御市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第98号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第14 議案第99号 東御市障害者支援施設条例の一部を改正する条例

（質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第14 議案第99号 東御市障害者施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第99号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第15 請願・陳情の上程

○議長（櫻井寿彦君） 日程第15 請願・陳情の上程をします。

請願第7号 新日本婦人の会東御支部支部長、小林妙子から提出されました、子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書の提出を求める請願を議題とします。

本請願について、紹介議員の説明を求めます。

1番、窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 1番、窪田俊介です。

請願第7号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書提出を求める請願について、紹介議員として説明申し上げます。

現在、東御市では子ども福祉医療給付費制度の年齢が中学3年まで実施されております。しかし長野県の福祉医療制度では、いったん窓口で医療費を支払い、2、3カ月後に1レセプト500円の受給者負担が差し引かれた額が振り込まれる自動給付方式となっております。

全国では、既に子ども医療費で37都府県、障がい者医療費では30都道府県で自己負担分を全額支払わなくてもよい窓口無料、つまり現物給付制度が実施され、残る10県のうち石川県が来年度にも実施を検討しているようであります。

あわせて注目したい動きがあります。今年10月24日、全国市長会の少子化対策子育て支援に関する研究会が出しました「目指せ出生率アップ 国への緊急アピール」があります。その内容は、日本の将来を見据えて、総合的、長期的視点から人口減少、少子化対策に関する統合的ビジョンを作成し、国民に示すべきであるとして、具体的に、国は子育て世帯の経済的負担を軽減することが子育て支援の重要な要素であることを踏まえ、法令整備や税制措置を行うとともに、全国一律に実施すべき子ども医療費の無償化、保育料、幼稚園授業料負担の軽減、産科・小児科等の地域医療の充実、地方の働く場の創設支援などを実施すべきであるとしております。

こうした全国市長会の指摘は、この東御市の子育て世帯の要望とも一致しております。今年1月に行った子育てに関するアンケート結果では、小児医療体制の充実や経済的負担軽減への要望は5、6割に達しております。これら全国の動きと合せて、市民要望を上げていくことは重要であると考えております。

以上のようなことにより、請願書の願いを勘案し、議員諸氏の賛同を賜りますようお願いを申し上げて、説明といたします。

○議長（櫻井寿彦君） これから紹介議員に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

窪田俊介君、着席願います。

本請願は、社会福祉委員会に付託します。

陳情第25号 日本軍海兵隊、片木豊から提出されました、横田めぐみさん拉致事件に関する陳情は、議席配付のみといたします。

陳情第26号 長野県医療労働組合連合会執行委員長、小林吟子から提出されました、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書は、社会福祉委員会に付託いたします。

陳情第27号 長野県医療労働組合連合会執行委員長、小林吟子から提出されました、介護従事者の処遇改善を求める陳情書は、社会福祉委員会に付託いたします。

陳情第28号 人にやさしい地域づくりの会、谷口博から提出されました、「女性が輝く社会」の実現に関する陳情書は、社会福祉委員会に付託いたします。

陳情第29号 在日本大韓民国民団長野県東信支部団長、金朝樹から提出されました、人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める陳情書は、社会福祉委員会に付託いたします。

陳情第30号 「ゆうふる t a n a k a」プールの存続を求める会代表、小山喜代子ほか4名から提出されました、「ゆうふる t a n a k a」プール施設廃止計画の再検討を求める陳情書は、産業建設委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 本日はこれもちまして、散会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時52分）

平成26年東御市議会第4回定例会議事日程（第5号）

平成26年12月19日（金） 午後 1時30分 開議

- 第 1 議案第100号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 2 議案第90号 東御市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 3 議案第93号 東御市組織条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第94号 東御市特別職の職員等の給与に関する条例及び東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第95号 東御市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第96号 東御市公民館条例及び東御市消防団の設置、名称及び区域に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第98号 東御市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第88号 東御市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 第 9 議案第89号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第10 議案第91号 東御市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
- 第11 議案第92号 東御市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 第12 議案第99号 東御市障害者支援施設条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第97号 東御市温泉コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例
- 第14 請願第 7号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書の提出を求める請願
- 第15 陳情第26号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書
- 第16 陳情第27号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書
- 第17 陳情第28号 「女性が輝く社会」の実現に関する陳情書
- 第18 陳情第29号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める陳情書
- 第19 議員提出議案第12号 東御市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の提出について
- 第20 議員提出議案第13号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について
- 第21 議員提出議案第14号 「女性が輝く社会」の実現に関する意見書の提出について
- 第22 議員提出議案第15号 人種差別を扇動するヘイトスピーチの法規制を求める意見書の提出について
- 第23 議員派遣について
- 第24 継続審査・調査の申し出について

第25 市長閉会あいさつ

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	山口正彦	健康福祉部長	武舎和博
病院事務長	加藤英人	産業経済部長	北沢達
都市整備部長	橋本俊彦	教育次長	清水敏道
総務課長	堀内和子	企画財政課長	岩下正浩
市民課長	塚田篤	子育て支援課長	吉澤健二
農林課長	寺島尊	建設課長	関一法
生涯学習課長	横関政史	代表監査委員	竹内春彦

議会事務局出席者

議会事務局長	宮嶋武彦	書記	西澤浩
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 皆様、こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 議案第100号 人権擁護委員候補者の推薦について

（質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1 議案第100号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第100号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第100号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第 2 議案第90号 東御市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例

◎日程第 3 議案第93号 東御市組織条例の一部を改正する条例

◎日程第 4 議案第94号 東御市特別職の職員等の給与に関する条例及び東御市一
般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第 5 議案第95号 東御市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条
例

◎日程第 6 議案第96号 東御市公民館条例及び東御市消防団の設置、名称及び区
域に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第 7 議案第98号 東御市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第2 議案第90号 東御市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、日程第3 議案第93号 東御市組織条例の一部を改正する条例、日程第4 議案第94号 東御市特別職の職員等の給与に関する条例及び東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第5 議案第95号 東御市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例、日程第6 議案第96号 東御市公民館条例及び東御市消防団の設置、名称及び区域に関する条例の一部を改正する条例、日程第7 議案第98号 東御市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、以上6議案を一括議題といたします。本議案に対する審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（長越修一君） 総務文教委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、12月15日に付託された議案について、12月16日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定によりご報告申し上げます。

議案第90号 東御市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第93号 東御市組織条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第94号 東御市特別職の職員等の給与に関する条例及び東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第95号 東御市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第96号 東御市公民館条例及び東御市消防団の設置、名称及び区域に関する条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第98号 東御市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 質疑なしと認めます。

総務文教委員長、着席願います。

これから議案第90号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第90号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議案第93号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第93号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議案第94号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第94号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議案第95号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であ

ります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第95号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議案第96号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第96号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議案第98号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第98号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第88号 東御市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

◎日程第 9 議案第89号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

◎日程第10 議案第91号 東御市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

◎日程第11 議案第92号 東御市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

◎日程第12 議案第99号 東御市障害者支援施設条例の一部を改正する条例

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第8 議案第88号 東御市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、日程第9 議案第89号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、日程第10 議案第91号 東御市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例、日程第11 議案第92号 東御市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、日程第12 議案第99号 東御市障害者支援施設条例の一部を改正する条例、以上5議案を一括議題とします。本5議案に対する審査報告を求めます。

社会福祉委員長。

○社会福祉委員長（阿部貴代枝さん） 社会福祉委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、12月15日に付託された議案について、16日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告申し上げます。

議案第88号 東御市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第89号 東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

待機児童解消のため、保育事業への民間参入の推進により国の基準には緩やかな部分が見受けられるが、保育従事者の資格について市長が行う研修を義務づけたことは、保育の安全・安心に配慮したものであり、評価されとの意見がありました。

議案第91号 東御市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第92号 東御市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第99号 東御市障害者支援施設条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

社会福祉委員長、着席願います。

これから議案第88号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第88号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第88号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第89号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第91号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第92号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議案第99号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第99号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第97号 東御市温泉コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第13 議案第97号 東御市温泉コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例を議題とします。本案に対する審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○産業建設委員長(井出進一君) 本委員会は、12月15日に付託された議案について、16日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第97号 東御市温泉コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

利用券については、以前からの課題でした。今回の年間利用券の廃止だけでは、4施設の抜本的な経営改善にはつながらない。半年券の値上げも同時に必要ではとの意見がありました。

昨今の燃料費等の値上がりもあり、利用料の見直しは来年度実施予定の明神館の改修工事後に検討することでしたので、各施設の在り方も含め、十分な検討を行うこと、また料金改正の際は利用者への説明と周知を十分に行うこととの意見がありました。

また、多くの市費が指定管理料として支払われていることから、市民とそれ以外の利用者との料金の差別化も検討してはとの意見もありました。

以上で報告を終わります。

○議長(櫻井寿彦君) これから委員長に対する質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 質疑なしと認めます。

産業建設委員長、着席願います。

これから議案第97号の討論を行います。

9番、平林千秋君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○9番（平林千秋君） 反対です。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんでしょうか。

それでは委員長の報告に反対者の発言を許します。登壇の上、討論を願います。

9番、平林千秋君。

○9番（平林千秋君） ただいま上程された議案第97号 東御市温泉コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例について、可決すべきものとした委員長報告に反対する討論を行います。2点ございます。

改正の中心点は市内温泉4施設の年間利用券を廃止するというものです。廃止により年間利用券利用者が半年券を利用するとなると、4,000円の負担増となります。10%増という大幅な負担増であります。年間利用者は高齢者が多いようであり、この高齢者に新たな負担をお願いするようになります。

昨今、高齢者や市民の負担増が目白押しであります。今年4月から70歳以上の方々の医療費一部負担が2割に倍増、来年から介護保険料の少なくない増額も検討されています。他方、受け取る年金は年々約1%ずつ引き下げになり、同時に消費税増税も予定され、かたて加えてアベノミクスによる円高誘導により輸入物価が上がり、これがストレートに食料、消費財の高騰につながっています。庶民の暮らしにくさがいよいよ募り、とりわけ高齢世帯に強いしわ寄せがあります。

こうした中で、市民の日常の楽しみと健康に資している温泉利用に対し、高齢者も含め一律に10%の高率引き上げには賛同いたしかねます。

第2は、こうした市民負担のお願いをする際には、公社の温泉施設経営全体の改善努力を同時に示すべきであります。今回の提案にはそれが見えてこない点であります。廃止方針の提案でも最も基本的な対応となる集客増への取り組みなど、そうした方向は示されておりません。他方でゆうふる t a n a k a のプール廃止提案のように、その根拠とした数字に根本的な間違いがあり、存続させて介護予防に積極的に利用する可能性の検討など、とるべき手立てが尽くされないまま、拙速に負担になるものは切り捨てるような対応がされています。

温泉施設全体の経営改善は重要課題であると思います。この問題では、当市議会がさきの第3回定例会において、25年度決算附帯意見で市内4カ所の温泉施設は市民の健康増進に大きな役割を果たしている一方、指定管理委託料が増大していて、各施設の特性を生かした経営刷新に取り組まなければならないと意見を付したところであります。今回の年間利用券廃止、ゆうふる t a n a k a のプール廃止など、個々の対応の積み重ねではなく、温泉施設全体を今後どうするかを検討し、市民にそのプランを提示し、そうした中で施設の在り方、市民負担の在り方を論議し、方向性を出していくことが重要であります。

以上指摘し、本件の反対討論といたします。

○議長（櫻井寿彦君） これで討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。本案は挙手により採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（櫻井寿彦君） 賛成多数であります。

議案第97号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

◎日程第14 請願第7号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への
意見書の提出を求める請願

◎日程第15 陳情第26号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を
求める陳情書

◎日程第16 陳情第27号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書

◎日程第17 陳情第28号 「女性が輝く社会」の実現に関する陳情書

◎日程第18 陳情第29号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法
律の制定を求める陳情書

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第14 請願第7号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求め
る県への意見書の提出を求める請願、日程第15 陳情第26号 安全・安心の医療・介護の実現
と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書、日程第16 陳情第27号 介護従事者の処遇改善を求め
る陳情書、日程第17 陳情第28号 「女性が輝く社会」の実現に関する陳情書、日程第18
陳情第29号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める陳情書、
以上5件を一括議題とします。本5件に対する審査報告を求めます。

社会福祉委員長。

○社会福祉委員長（阿部貴代枝さん） 請願・陳情審査報告を申し上げます。

本委員会は、12月15日に付託された請願及び陳情について、16日に審査した結果、次のと
おり決定したので、会議規則第103条の規定により報告申し上げます。

請願第7号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書の提出を求める請願、
不採択とすべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

現物給付制度は、全国的に広がりのある制度であり、長野県でも導入を求めるべきであるとの意
見がありましたが、窓口無料化、現物給付制度が1レセプト500円の受給者負担を含めて無料化
を求めているのかどうか、請願者の意図があいまいであり、内容を精査した上で改めて提出してほ
しいとの意見がありました。

採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

陳情第26号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書、不採択とすべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

2025年問題を考慮すると、看護師が50万人不足するとの試算がある中で、看護師等の労働環境の改善は国策として重要である。一方、看護師などを大幅に増員することや自己負担を減らすことは、財源の伴う施策であり、無制限にできることではない。適正規模の人員配置は必要なことであり、国民に応分の負担を求める中で安全・安心の医療・介護を進めることが必要であるとの意見がありました。

採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

陳情第27号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

消費税が福祉目的税として導入されており、消費税分は福祉に配分されるべきである。また持続的な介護制度の維持を図る上で従事者の安定が基盤となるので、国の責任として行うべきであるとの意見がありました。

一方、介護従事者の処遇改善は若い世代が過度な負担にならないように、処遇改善交付金として国費も投入しながら行うことが必要であるが、全額国費で行うことは増税につながるとの意見がありました。

採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

陳情第28号 「女性が輝く社会」の実現に関する陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

陳情項目はいずれも政府が掲げる「女性が活躍する社会」実現のために必要なことであり、全会一致で採択すべきものと決定しました。

陳情第29号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

東御市や近隣において事例は見られないが、基本的人権にかかわることである。表題には「処罰する法律の制定」とあるが、陳情の趣旨は人種差別を扇動するヘイトスピーチの禁止を求めているもので、社会的な規制は必要であるとの意見があり、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

社会福祉委員長、着席願います。

これから請願第7号の討論を行います。

1番、窪田俊介君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○1番（窪田俊介君） 反対です。

○議長（櫻井寿彦君） 3番、横山好範君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○3番（横山好範君） 賛成です。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

まず委員長の報告に反対者の発言を許します。登壇の上、討論願います。

1番、窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 議席番号1番、窪田俊介です。

請願第7号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書の提出を求める請願について、不採択とする委員会報告に対しての反対討論を行います。

本請願は、説明文において長野県の福祉医療制度ではいったん窓口で医療費を支払い、2、3カ月後に1レセプト500円の受給者負担金が差し引かれた額が口座振込される自動給付方式であると指摘しています。子育て世帯等がこの窓口での医療費支払いについて、経済的不安等から解消を願っていることは自明の解であります。同時に本請願では、37都府県での子供医療費、30都道府県での障がい者医療費を現物給付化していることに触れています。それぞれ対象者や所得制限、自己負担額などに違いはあるものの、福祉医療については現物給付にしている自治体が多いという指摘であります。

翻って、長野県の償還払い自動給付方式は、2003年7月から実施されました。これにより県内5市2町4村で実施していた窓口無料は撤退に追い込まれました。その後、2009年10月から受給者負担も300円から500円に引き上げられ、長野県の状況は負担を増やしてきた経緯があります。

全国市長会の「目指せ出生率アップ 緊急アピール」では、基礎自治体の役割を人々が安定した生活を営みながら結婚し、子どもの誕生を祝福し、子どもが健やかに育つことを直接、間接に支援することとし、基礎自治体間で人口、子どもを取り合うように基礎自治体の政策を競わせるような状況を国がつくり出していることを指摘しております。そして具体的に子どもの医療費無償化にまで踏み込んでおります。

以上のような流れの中で、請願により県に意見書を上げていくことは、子ども、障がい者等の負担軽減を前向きな政策として県にかじを切らせる大きな力となると考えるものであります。

委員会でも前向きな議論があったようですが、ぜひこの声を早く受けとめていただきたかったという点において、委員会報告に対して反対とする討論をいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。

3番、横山好範君。

○3番（横山好範君） 社会福祉委員長のただいまの報告に賛成の立場で討論をいたします。

先ほどもありましたけれども、現在の福祉医療制度では、いったん窓口で支払った医療費が後日1レセプト500円の受給者負担分を除いた額が口座振込となる自動給付制度となっています。

請願の趣旨は、これを現物給付とし、受益者の窓口での支払いをなくすよう求めているものです。現物給付は実施する場合には国からの国民健康保険の国庫負担分の減額のペナルティが科せられています。受益者負担金500円を負担してもらう場合には約2,000万円、500円を含めて窓口無料化する場合には数千万円の市の財政負担が発生するとの試算もあります。国のペナルティは現物給付をした場合、窓口での支払い額が大幅に減額をすることから、安易に医療機関にかかるようになることを懸念し設けられたものだということでもあります。

請願では、また多くの県で現物給付を実施しているということでもあります。受益者負担がない窓口無料のものなのか、500円は受益者が負担しているものなのか、また対象とする福祉医療の内容が明確ではありません。このことは現制度の中で現物給付を実施する場合、市の財政負担に大きくかわる重要なことは前述の通りでございます。

以上のように請願の内容が非常に不明確であるというようなことから、不採択とした委員長報告に賛成するものであります。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） これで討論を終わります。

これから請願第7号を採決します。本案は挙手により採決します。本案に対する委員長の報告は、不採択とすべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（櫻井寿彦君） 賛成多数であります。

請願第7号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第26号の討論を行います。

1番、窪田俊介君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○1番（窪田俊介君） 反対です。

○議長（櫻井寿彦君） 3番、横山好範君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○3番（横山好範君） 賛成です。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

まず委員長の報告に反対者の発言を許します。登壇の上、討論を願います。

1番、窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 1番、窪田俊介です。

陳情第26号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書について、不採択とする報告に対する反対討論を行います。

報告は増員や負担は適正であるべきとしました。本陳情は、政府の医療機能の再編による医療提

供体制の改善について、現実には勤務環境の改善なしには実現し得ないとしております。国の再編により効率化を図る以前に、労働条件が過酷であり、人手不足に拍車をかけている現状があります。大幅増員について考え方の順序が違うことを指摘しておきます。

国民の自己負担の軽減について、医療費抑制の点から疑問視されております。例えば政府は医療・介護にかかわる長期推計を示しております。入院受診率を全国一律と想定していたり、現状より入院期間を2割、3割短縮する推計が示され、それを政策に用いている、そういう点で問題があります。

現状に照らしてみれば、つまりこうした流れは急性期病床の入院期間の短縮が患者の治癒率の低下を招いていたりにしております。ほかに経済的理由で患者になれない病人も増えております。重度化する病人をつくらない必要がある中で、負担軽減などで安心・安全の医療を提供し、こうした事態を招かないことが重要であると考えます。

以上のことをもって、反対の討論といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 次に委員長の報告に賛成者の発言を許します。

3番、横山好範君。

○3番（横山好範君） 委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

医療・介護の従事者の勤務環境の厳しさは、各種労働実態調査の中でも明らかで、勤務環境の改善は必要であります。関係者挙げて各種対策が講じられていますが、なかなか進まないのも事実であります。しかしながら陳情項目にあります医療従事者の大幅増員に関してみれば、団塊世代がすべて後期高齢者となる2025年を見通した場合、従事者は先ほども委員長報告にあります、50万人以上が足りなくなるといった試算もあることを考えれば、有資格者の育成が急務であります。また、ますます医療・介護費が増大する中で、政府の言うとおりの消費税の適正配分などをしっかりと実施させるとともに、応分な自己負担を求めながら、安全・安心な医療・介護を実現していく必要があると考えます。

以上のことから、不採択とした委員長報告に賛成するものであります。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） これで討論を終わります。

これから陳情第26号を採決します。本案は挙手により採決します。本案に対する委員長の報告は、不採択とすべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（櫻井寿彦君） 賛成多数であります。

陳情第26号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第27号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから陳情第27号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

陳情第27号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第28号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから陳情第28号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

陳情第28号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第29号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから陳情第29号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

陳情第29号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第19 議員提出議案第12号 東御市議会の議員の議員報酬等の特例に関する 条例の提出について

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第19 議員提出議案第12号 東御市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の提出についてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

14番、三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） それでは、議員提出議案提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第12号 東御市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例について、提案説明

をいたします。

本案については、前議会改革推進委員会委員長へ前議長から諮問があり、答申した内容に基づいて数年来実施をしてまいりました議会改革の一環として提出するものであります。

なお本案は議員活動全体にかかわることでもあり、議会運営委員会においても内容等を協議してきた経緯がありますので、議会運営委員長の立場で私が提出者としてお手元の議案書にありますとおり提出するものであります。

それでは本案の趣旨について申し上げます。

地方自治体は、首長と議会という二代表制のもと、お互いの役割、責任を果たしながら住民福祉の向上のため、住みやすい魅力あふれるまちづくりの実現のため、ともに切磋琢磨してきております。議会の機能強化を図っていくためには、時代に即応しながらの自己変革が必要であり、今日まで様々な議論をし、議会改革を進めてまいりました。

議員の職務につきましては様々ございますが、議員は一人ひとりが市民の信頼を得ながら、その職務に専念しなければなりません。定例会、委員会への出席や各種会議、行政視察への出席ほか、会派活動、更には市民の皆さんからの要望など、生の声をお聞きするための個人的な議員活動など、極めて多くの仕事があり、どれをとっても大切なものであります。

もしこの議会の会議等への出席が長期間にわたりできない状況が続いた場合は、市民の皆さんからの信頼が失われることが懸念されます。そのようなことがないように、議会自らが対応しておくことも大切であります。

以上のような観点から、議会の会議等を長期的に欠席した場合の報酬等の在り方について議論をし、条例化により対応をしていくことにいたしました。

次に、本案の内容について概要を申し上げます。

本案は6条及び附則で構成されております。第1条は、先ほどから申し上げておりました趣旨であり、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、議員が議会の活動等を長期的に欠席した場合における議員報酬及び期末手当の支給に当たっての特例を定めるというものであります。

第2条で、この条例で言うところの用語の定義を規定しておりますが、本会議、委員会のみならず公的な議会の会議等と判断されるものを規定しています。

第3条は、議員報酬の減額であり、欠席期間が180日を超えるときの支給割合を100分の80と規定しています。

第4条は、第1項で期末手当においても基準日を設け、同様の割合で支給するものであり、第2項では基準日以前6カ月以内の期間に異なる支給割合が生じた場合の対応について規定しています。

第5条では、適用除外として公務上の災害等、そのほか議長が認める場合も規定をしています。

第6条では、この条例の施行に関し、必要な事項は議長が別に定めると規定しています。

附則であります。この条例は平成27年1月1日から施行し、同日以降に開かれる議会、会議等にかかわる欠席について適用すると規定しています。

以上、概要を申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） これから提案者に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

三縄雅枝さん、着席願います。

これから議員提出議案第12号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第12号を採決します。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議員提出議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議員提出議案第13号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について

◎日程第21 議員提出議案第14号 「女性が輝く社会」の実現に関する意見書の提出について

◎日程第22 議員提出議案第15号 人種差別を扇動するヘイトスピーチの法規制を求める意見書の提出について

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第20 議員提出議案第13号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について、日程第21 議員提出議案第14号 「女性が輝く社会」の実現に関する意見書の提出について、日程第22 議員提出議案第15号 人種差別を扇動するヘイトスピーチの法規制を求める意見書の提出について、以上3議案を一括議題とします。本議案を書記に朗読させます。

○書記 議員提出議案第13号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣あて別記のとおり提出するものとする。

平成26年12月19日。

東御市議会議長、櫻井寿彦様。

提出者、東御市議会議員、阿部貴代枝。

賛成者、横山好範、平林千秋、依田俊良、三縄雅枝、町田千秋。

別記

介護従事者の処遇改善を求める意見書。

超高齢社会の迎え、介護のニーズが高まるなかで、介護労働者の数も年々増加しています。しかし「低賃金・重労働」という介護現場の実態は介護を担う職員の確保を困難にし、高い離職率の原因となるなど深刻な人員不足を引き起こしています。介護職員の不足は介護保険制度の根幹にもかかわる重大な問題であり、その原因となる介護職員の処遇改善は喫緊の課題です。これまでも介護職員の処遇改善策は実施されてきましたが、抜本的な改善に結びついていないことは厚生労働省の賃金構造基本統計調査（賃金センサス）の介護職員の賃金推移を見ても明らかです。

厚生労働省は、高齢化のピークとなる2025年には237万から249万人の介護職員が必要になると推計し、そのために1年当たり6.8万から7.7万人の増員が必要としています。また、安全・安心の介護を実現するためにも介護職員の人員確保は不可欠の課題となります。

介護労働者の平均賃金は、全労働者平均よりも9万円も低い状況となっています（全労連「介護労働実態調査」）。国は「介護・障害福祉従事者処遇改善法」を成立させましたが、一刻も早く国の責任で介護職員の処遇を引き上げていく必要があります。また、介護現場には介護職以外にも多くの職種の労働者が働いており、これらの職員の処遇も介護職と同様に低くなっており、処遇の引き上げが必要となっています。

介護労働者の確保を図り、安全・安心の介護保険制度を実現していくために、介護従事者の処遇改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望します。

1、介護従事者の処遇を抜本的に改善すること。処遇改善の費用については、保険料や利用料に転嫁せず、国費で行うこと。

2、処遇改善の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員提出議案第14号 「女性が輝く社会」の実現に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、女性活躍担当大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、総務大臣あて別記のとおり提出するものとする。

平成26年12月19日。

東御市議会議長、櫻井寿彦様。

提出者、東御市議会議員、阿部貴代枝。

賛成者、横山好範、平林千秋、依田俊良、三縄雅枝、町田千秋。

別記

「女性が輝く社会」の実現に関する意見書。

政府は、女性の活躍を成長戦略の柱の1つと定め、「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」との目標を掲げ、「女性活躍担当相」を新設しました。また臨時国会には、「女性の活躍推進法案」を提出し、その取り組みの推進を国や地方自治体の責務と位置づけ、仕事と家庭の両

立を図る環境整備などに向けた基本方針を国が策定するとしました。その上で、国や地方自治体に加え、従業員が300人を超える企業・団体に対し、女性管理職の割合や女性の採用比率、女性の勤続年数といった項目について、状況把握・分析し、改善すべき事項等に関しては数値目標を盛り込んだ行動計画を定めて、これを公表することを義務づけることとしました。加えて、国は公共事業の実施や物品の調達などに当たって、女性の登用に積極的に取り組んでいる企業・団体への発注の機会を増やすとしています。

今後、我が国が世界で最も「女性が輝く社会」を実現していくためには、こうした取り組みを確実に進めつつ、一層加速化していかねばなりません。

よって、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

1、「2020年に指導的地位を占める女性の割合30%」との目標について、民間に先駆けて政府、国会、地方自治体がより早急に率先して取り組み、毎年その進捗状況について公表すること。

2、女性が幅広い分野で活躍できるよう、職場復帰等の支援や起業支援、在宅テレワークの推進など、女性が働きやすい環境整備のための支援措置を創設すること。

3、家庭生活と仕事を両立できるよう、育児・介護休業制度の抜本的見直しや子ども・子育て支援新制度、放課後子ども総合プランを着実に実施し、同一労働にもかかわらず男女間に生じる賃金格差の実質的な解消のために必要な措置を早急に講ずること。

4、働く女性が妊娠・出産を理由にした不利益な対応や嫌がらせを受ける「マタニティ・ハラスメント（マタハラ）」の撲滅に向け、企業などに対し、マタハラを防ぐ行動計画の策定を義務づけること。

5、子どもの医療や教育に係る財政的支援や、子育て世帯に対する住宅支援など、子ども・子育て環境の充実に向けて予算・税制を抜本的に見直すこと。

6、「女性の健康の包括的支援法」の制定、女性特有の疾病予防対策、不妊治療・不育症に対する助成の拡充など、幅広い支援を一層拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員提出議案第15号 人種差別を扇動するヘイトスピーチの法規制を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣あて、別記のとおり提出するものとする。

平成26年12月19日。

東御市議会議長、櫻井寿彦様。

提出者、東御市議会議員、阿部貴代枝。

賛成者、横山好範、平林千秋、依田俊良、三縄雅枝、町田千秋。

別記

人種差別を扇動するヘイトスピーチの法規制を求める意見書。

近年、主に在日韓国・朝鮮人を標的とした差別と憎悪をあおるヘイトスピーチデモが全国各地で行われており、大きな社会問題となっています。

2014年7月8日、大阪高等裁判所は京都朝鮮学校周辺における街宣活動に対して、人種差別撤廃条約で禁止した人種差別に当たり違法と指摘し、学校周辺における街宣活動の禁止と損害賠償命令を出した京都地裁の判決を支持する判断を示しました。

また、国連・自由権規約委員会は、7月24日、日本政府に対し、人種や国籍差別を助長する街宣活動を禁止し、犯罪者を処罰する自由権規約第20号に適應した立法処置を求める勧告をしています。8月29日は、国連・人種差別撤廃委員会が、日本政府に対して、ヘイトスピーチ問題に毅然と対応し、法律で規制するよう勧告する最終見解を発表しています。

ヘイトスピーチは、社会の平穩を乱し、人間の尊嚴を侵す行為として、諸外国では法規制が行われています。

2020年には東京オリンピック・パラリンピック大会が開催されます。人種差別や民族差別的行為の放置は、我が国の国際社会における尊敬と信頼を失墜させるものとなります。

よって、政府におかれては、人種差別を扇動するヘイトスピーチに対する法規制を速やかに講じるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○議長（櫻井寿彦君） 本3議案に対する提案者の趣旨説明を願います。

8番、阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 議員提出議案13号、14号及び第15号につきましては、ただいま書記が朗読したとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） これから提案者に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

阿部貴代枝さん、着席願います。

これから議員提出議案第13号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議員提出議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第14号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議員提出議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第15号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第15号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議員提出議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議員派遣について

○議長(櫻井寿彦君) 日程第23 議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付しました議案派遣日程のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。

お諮りします。別紙議員派遣日程表のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

17番、柳澤旨賢君。

○17番(柳澤旨賢君) ただいま議長の方から、議員派遣の説明があったわけですが、訂正を願いたいというふうに思うんですが、1ページの1月22日のところに、北御牧小中一貫教育推進協議会というところに、私の名前で載っておりますけれども、さきの改選で依田政雄議員で、かわりましたので、そんなふうに訂正を願いたいと思います。

○議長(櫻井寿彦君) 訂正することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) そのように決定させていただきます。

◎日程第24 継続審査・調査の申し出について

○議長（櫻井寿彦君） 日程第24 継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

産業建設委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、書記に朗読させます。

○書記 平成26年12月19日。

東御市議会議長、 櫻井寿彦様。

産業建設委員長、井出進一。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、審査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、申し出ます。

記

1、件名、陳情第30号 「ゆうふる t a n a k a」 プール施設廃止計画の再検討を求める陳情。

2、理由、なお慎重な審査を要するため。

○議長（櫻井寿彦君） これから質疑を行います。

答弁を求めますので、産業建設委員長、登壇願います。

これから提案者に対する質疑を行います。

9番、平林千秋君。

○9番（平林千秋君） ただいま議長から質疑がありますかとのご提起がありますので、お許しをいただいて若干の質疑を行います。

本陳情は、ゆうふる t a n a k a プール施設廃止計画について、同計画をいったん中止し、市民や利用者の声を聞き、温泉施設と一体となったプール機能を存続させ、健康増進、介護予防事業に積極的に位置づけて、再構築の在り方を再検討することを求めたものであります。

建設委員会のご審議は、更に慎重にすべきで、継続審査するというものであります。審査に当たって、陳情者2名の意見を聴取し、丁寧な審議をされたということでもあります。

市では当初、廃止計画立案に当たって、肝心の利用者市民の声を聞くことなく、この12月議会に改修設計予算を計上しようとしていましたが、市議会においては市民の声に聞く耳を持ったものと評価したいと思います。現時点での意思是、市議会の意思是慎重審議、審議の継続であります。市においても過日この議場での質疑並びに常任委員会での審議を踏まえ、本計画について拙速に進めるのではなく、再検討すべきだと考えます。

そこで委員長に質問ですが、3点伺います。

第1、本陳情には賛同署名935筆が添えられて提出されました。その後2回にわたって賛同署名が提出になったと聞いておりますが、都合でどれだけ受理されたのでしょうか。

第2、審議に当たって陳情者代表2名の意見聴取をされましたが、どのような意見の開陳がありましたか。

第3、ご審議に当たって、この陳情者の意見をどのように参照されたのでしょうか。

以上であります。

○産業建設委員長（井出進一君） それでは平林議員にお答えしたいと思います。

本日現在で署名の提出者は1,529人、うち市内在住者868人、市外が661人です。

2点目につきましては、陳情の審査をするに当たり、利用者を代表した2名の方からお話を聞きました。主な内容としては、医師から膝等への負担が少ないプールでの運動を勧められ、実践し、通院や薬に頼らず健康を取り戻した実績があるという話も聞きました。

この施設は市街地の中心部、駅の近くにあり、とても利便性がよいこと、特に車を運転しない高齢者にとっては家族に送迎を頼む必要もなく、好きな時間帯に利用ができ、また利用者同士のコミュニティが生まれ、生きがいを得ていることなどのお話を聞きました。

ゆうふる t a n a k a のプールは健康寿命の延伸、勤労者の健康維持や生活習慣病予防に役立っていることから、プールを存続して健康増進、介護予防のためにプールを積極的に位置づけながら、再構築の在り方を改めて検討していただきたいとお話でした。

3点目は、再構築を検討する中で、利用者への説明がなされなかったこと、利用者の声が反映されていないこと等が議論となり、18日、昨日の夜に行われましたが、利用者説明会が行われる予定だったことから、現段階で判断することは時期尚早とし、継続審査といたしました。

○議長（櫻井寿彦君） これで質疑を終わります。

産業建設委員長、着席願います。

お諮りします。産業建設委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

産業建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

◎市長閉会あいさつ

○議長（櫻井寿彦君） ここで市長からあいさつがあります。

市長。

○市長（花岡利夫君） 平成26年第4回定例会の閉会に当たり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会は、12月2日に開会し、本日まで18日間の議会となりました。今議会におきましては、初日に一般会計・特別会計の補正予算案、条例の新設、既存条例の一部改正、人事案件等合わせて16件の議案を提案させていただきました。

これら提案いたしました議案につきましては、常任委員会、本会議等を通じてそれぞれ慎重にご審議を賜り、そのすべてをご承認、ご決定いただきました。ここに改めて厚く御礼を申し上げます。

また、今議会におきましては、11日から12日の2日間、9名から21項目の一般質問をお受けいたしました。市民ニーズが複雑多岐にわたる中、今回は特に健康長寿、国際交流、ユニバーサル社会、子ども・子育て、教育、再生可能エネルギー、荒廃農地活性化、防災、高地トレーニング施設等をキーワードとした広範囲にわたってのご質問、忌たんのないご意見やご提言をちょうだいいたしました。再質問、一問一答等に対する答弁を通じて、現在の私の市政に対する思いのたけを述べさせていただきます。

特に先人から連綿と受け継がれた豊かで美しい景観や、そこに住まう人々の情によって育まれてきた我が愛する郷土が、次代を担う若者たちに夢と希望と誇りを持って、自慢のできるふるさとであり続けられるよう、長期的視野に立った施策の推進に当たってまいる覚悟でございます。

そのためには、山積する幾多の課題に関しましても、常に市民が主役で市民の目線に立つという基本的姿勢のもとに、市民益を第一義とし、「人と自然が織り成す しあわせ交流都市 東御市」の具現化に向け、常に先頭に立ってリーダーシップを発揮し、スピード感を持って進めてまいりたいと考えております。

なお9月議会、本議会とご議論いただきました教育委員会制度改革、とりわけ総合教育会議につきましては、当市において既に年4回ほど実施いたしております市長と教育委員との懇談会を移行する形で位置づけをまいります。来年2月には、このたびの法改正の趣旨をできるだけ早く反映して実現すべく、第1回の総合教育会議として開催する所存でございます。

平成26年午年も残すところあと10日余り、月が変わりますと新しい年を迎えます。年明け早々、市では選択と集中を旨に、「第2次東御市総合計画（とうみ夢・ビジョン2014）」に沿った形で新年度の予算編成作業に着手してまいります。

突如行われた師走の総選挙が終わって1週間、来週24日に召集される特別国会において、首班指名に続き、第3次安倍内閣の発足が予定されております。解散、総選挙に伴う政治の空白により滞っておりました国政に関しては、新しい政権における決断力とスピード感が求められているところであります。

とりわけ経済対策に関しましては、国では足踏みが続く景気の底上げに向けた緊急対策として、地方創生関連政策を含め3兆5,000億円規模で編成する方針を固め、今年度補正予算に盛り込むこととされておりますので、国の動向を見据えつつ、県の来年度予算編成にも注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、細部にわたっての事務事業の見直しと経費の削減、予算の縮減を念頭に置きながら、取捨選択に徹し、真に必要な不可欠な事業の掘り起こしをするとともに、市民を主人公とした協働のまちづくりを通じて、持続可能な美しい東御市を標ぼうし、誠心誠意市政運営に取り組んでまいる決意をいたしました。

議員各位並びに市民の皆様には、なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

今年の冬は、平年並みか比較的暖冬との長期予報でございましたが、師走も半ばを過ぎ、発達し

た低気圧と強い寒波の影響を受け、東御の里にも早々と雪の便りが届き、肌を刺す寒さも一段と厳しさを増してまいりました。秋以降猛威を振るっているインフルエンザの流行も年末年始を控え、更に懸念されるところでございます。

市民の皆様並びに議員各位におかれましては、時節柄健康には十分ご留意され、引き続きご壮健でご活躍されますことをご祈念申し上げます。

以上、12月定例会の閉会に当たりまして、御礼のごあいさつとさせていただきます。長い期間にわたりまして、本当にありがとうございました。

皆様、おそろいで夢と希望、そして笑顔に満ちたよい年をお迎えてください。

◎閉会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） これをもちまして、平成26年東御市議会第4回定例会を閉会します。
ご苦労さまでした。

（午後 2時54分）